

平成19年度研究報告書

児童虐待の援助法に関する文献研究

－戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という
視点からの心理社会的分析－

児童虐待に関する文献(2000-2007年)の紹介

研究代表者 保坂 亨 (千葉大学教育学部教育実践総合センター)
協力者 千葉大学大学院教育学研究科 保坂ゼミ参加者

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成19年度研究報告書

児童虐待の援助法に関する文献研究

—戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という
視点からの心理社会的分析—

児童虐待に関する文献(2000-2007年)の紹介

研究代表者 保坂 亨(千葉大学教育学部教育実践総合センター)
協力者 千葉大学大学院教育学研究科 保坂ゼミ参加者

子どもの虹情報研修センター

はじめに

子どもの虹情報研修センターでは、戦後から現代に至るまでの児童虐待等、子どもの危機的状況に関する社会状況や文献等をレビューし、「児童虐待の援助法に関する文献研究－戦後日本社会の『子どもの危機的状況』という視点からの心理社会的分析－」（以下、「文献研究」とする）としてまとめた。第1報では戦後～1970年代を、第2報では1980年代、第3報は1990年代を、そして、平成18年度の第4報をもって現在（2000年代前半）に到達した。

われわれは、「文献研究」（第1報～第4報）を通して、特に1990年以降「児童虐待」を扱う著作が数多く発行されていること、それまで多くを占めていた小児医学・精神医学・児童福祉等からのものに加え、法律・保健・社会学等の各分野からの実践活動やそれに基づく知見が著作として登場することを改めて確認した。また、虐待を受けた当事者（あるいは、虐待者である保護者など）による手記やジャーナリストによるルポルタージュなども散見されるようになった。加えて、小説やマンガ、絵本といったさまざまな表現方法によるもの、ブックレットや新書、文庫などのさまざまな出版形態での書籍など、児童虐待防止の啓発という意味では大きな貢献を果たしたと考えられるものも増えてきた。

それらの書籍に関して、「文献研究」（第1報～第4報）のなかでは、1冊ずつ取り上げて詳しく紹介することは難しく、そこで、「文献研究」（第1報～第4報）を補完するものとして、平成17年度には『児童虐待に関する文献（1991－2006）の紹介』を、平成19年度にはその続編である『児童虐待に関する文献（2000－2007）の紹介』を作成した。2冊の書評集は部数を限定して作成したため、本年度はその2冊の書評集を統合した報告書を発刊することとした。本報告書では、2000～2007年に発行された文献93冊について、1冊ずつ内容をまとめて紹介するとともに、コメント（書評）を行った。この報告書は本研究の主任研究者である千葉大学大学院教育学研究科の保坂亨先生のゼミの院生が中心となって執筆したものである。今回の文献紹介の時期には当センターが2冊の書籍『日本の子ども虐待』（福村出版）、『いっしょに考える子ども虐待』（明石書店）を上梓したこともあり、それらの書籍も紹介することとした。特に、「文献研究」（第1報～第4報）を大幅に加筆修正の上、編纂した『日本の子ども虐待』については、札幌学院大学の松本伊智朗先生が書評を『子ども虐待とネグレクト』誌に掲載しておられるが、ご了解のもとその全文を転載させていただいた。松本先生にはこの場を借りて謝意を表したい。

第1報～第4報までの研究報告書と併せて活用していただければ幸いである。

子どもの虹情報研修センター

目 次

発行年	著者・編集者名	『著書名』	文責者名	P.
<u>2000年</u>				
	浅井 春夫	『この国の子どもたちのゆくえ －子どもの現実・虐待・援助の課題』	梅澤 由紀子	1
	林 弘正	『児童虐待 －その現況と刑事法的介入－改訂版』	荒木 史代	4
	森田 ゆり	『沈黙をやぶって』	太田 静江	8
	瀬田川 昌裕	『家族物語の幻想』	矢代 幸子	10
	信濃毎日新聞社	『漂流家族 子育て虐待の深層』	中島 知基	12
	田上 時子	『知っていますか？ 子どもの虐待 一問一答』	矢代 幸子	14
<u>2001年</u>				
	安部 計彦	『ストップ・ザ・児童虐待－発見後の援助－』	来栖 まさ江	16
	ルイズ・ハート	『愛される親・愛されない親 虐待の連鎖を断ち切る方法』	武富 教子	19
	児童相談業務研究会	『児童相談所 汗と涙の奮闘記』	中島 知基	22
	F・G・クルーズ 他 (倭文 真智子 監訳)	『虐待サバイバーの心理療法 成育史に沿った包括的アプローチ』	小鷲 之博	24
	恩寵園の子どもたちを支える会 (代表 浦島 佐登志)	『養護施設の児童虐待 －たちあがった子どもたち』	稲川 歩	27
	芝野 松次郎	『子ども虐待 ケース・マネジメント・マニュアル』	来栖 まさ江	30
	庄司 順一	『子ども虐待の理解と対応』	萩谷 高史	34
	玉井 邦夫	『＜子どもの虐待＞を考える』	金子 清一	36
	棚瀬 一代	『虐待と離婚の心的外傷』	矢代 幸子	39
	吉田 タカコ	『子どもと性被害』	小鷲 之博	42
<u>2002年</u>				
	ブライアン・コービー (萩原 重夫 訳)	『子ども虐待の歴史と理論』	高橋 在也	45
	加藤 曜子	『まずは子どもを抱きしめて 親子を虐待から救うネットワークの力』	平川 早苗	49

村井 美紀 他	『虐待を受けた子どもへの自立支援 ～福祉実践からの提言』	重 歩美	52
信田 さよ子	『DVと虐待「家族の暴力」に 援助者ができること』	矢代 幸子	55
大久保 真紀	『明日がある－虐待を受けた子どもたち－』	上條 理恵	58
竹中 哲夫 他	『子ども虐待と援助 (児童福祉施設・児童相談所のとりくみ)』	仲尾 京子	60
上野 加代子 他	『児童虐待時代の福祉臨床学 子ども家庭福祉のフィールドワーク』	高橋 在也	62
マーク・A・ウイントン 他 (岩崎 浩三 監訳)	『児童虐待とネグレクト 学際的アプローチの実際』	重 歩美	64
山縣 文治	『よくわかる子ども家庭福祉』	大森 千恵子	69
八塩 弘二	『緘黙の少女』	中島 知基	73

2003年

W. ボーグ 他 (藤川 洋子, 小澤 真嗣: 監訳)	『A Child Interviewer's Guidebook 子どもの面接ガイドブック 虐待を聞く技術』	潤間 和子	75
長谷川 博一	『たすけて！私は子どもを虐待したくない』	高橋 信行	77
シンディ・L・ミラー・ペリン 他 (伊藤 友里 訳)	『子ども虐待問題の理論と研究』	荒木 史代	79
宮田 敬一	『児童虐待へのブリーフセラピー』	青木 宏至	83
中谷 瑾子	『児童虐待を考える』	長尾 真理子	85
中谷 瑾子 他	『児童虐待と現代の家族』	大森 千恵子	88
坂井 聖二	『子どもを病人にしたてる親たち －代理によるミュンヒハウゼン症候群－』	山村 良子	90
ささや ななえ	『新 凍りついた瞳』	高橋 信行	92
レオナード・シャンゴールド (寺沢 みづほ 訳)	『魂の殺害 虐待された子どもの心理学』	安塚 郁子	94
高橋 緑 他	『家族とトラウマ もう一度愛したい JUST講演集』	松井 美穂	96
地域子ども家庭支援研究会	『三鷹市の子ども家庭支援ネットワーク 地域における子育て支援の取り組み』	菱木 みどり	98
上野 加代子 他	『＜児童虐待＞の構築―捕獲される家族』	小野 傑	100
吉田 恒雄	『児童虐待防止法制度－改正の課題と方向性』	田中 愛	103
財団法人日本看護協会	『看護職のための子どもの虐待予防&ケア ハンドブック』	清水 弘恵	107

2004年

ランディ・バンクロフト 他 (幾島 幸子 訳)	『DVにさらされる子どもたち 加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』	矢代 幸子	109
インスー・キム・バーグ 他 (桐田 弘江 他 訳)	『子ども虐待の解決 専門家のための援助と面接の技法』	安塚 郁子	113
チルドレン・ソサエティ (堤 かなえ 監修, アジア女性センター訳)	『虐待とドメスティック・バイオレンスの なかにいる子どもたちへ -ひとりぼっちじゃないよ』	山村 良子	116
グループ・ウィズネス	『性虐待を生きる力に変えて③ 10代の少女のためのガイド』	金高 美津子	118
春原 由紀 他	『保育者は幼児虐待にどうかかわるか』	山本 伸一	121
橋本 和明	『虐待と非行臨床』	上條 理恵	123
橋本 泰子	『虐待児の心理アセスメント -描画からトラウマを読みとる-』	中野 めぐみ	125
広岡 智子	『心の目で見える子ども虐待』	松井 美穂	127
保育と虐待対応事例研究会 (代表: 矢澤 進)	『子ども虐待と保育園 -事例研究と対応のポイント-』	山本 伸一	129
金子 龍太郎	『傷ついた生命を育む 虐待の連鎖を防ぐ新たな社会的養護』	太田 静江	131
柏女 霊峰 他	『家族援助論』	重 歩美	133
金 吉晴 他	『PTSD (心的外傷ストレス障害)』	久野 佳子	136
森田 ゆり	『癒しのエンパワメント 性虐待からの回復ガイド』	飯森 敬	140
森田 ゆり	『新・子どもの虐待』	金子 清一	142
信田 さよ子 他	『虐待という迷宮』	平川 早苗	145
才村 純	『ぼくをたすけて -子どもを虐待から守るために-』	生井 久恵	147
坂井 仰	『法律・判例で考える生活指導 -いじめ、 体罰から出会い系サイト、児童虐待まで-』	高井 健太郎	150
杉山 春	『ネグレクト 育児放棄』	清水 洋生	152
豊田 正義	『家庭という病巣』	飯森 敬	154
堤 啓	『幼児虐待』	本島 亜矢子	156
ベッセル・A・ヴァンダーコーク (飛鳥井 望 他 訳)	『サイコロジカルトラウマ』	重 歩美	159

2005年

藤本 修	『暴力・虐待・ハラスメント 人はなぜ暴力をふるうのか』	大鷲 麻理	161
ハワード・ドゥボヴィッツ 他 (庄司 順一：監訳)	『子ども虐待対応ハンドブック』	小野 傑	163
石川 瞭子	『子どもの性虐待 - スクールカウンセラーと 教師のための手引き -』	中島 知基 長野 季子 上條 理恵	169
ジャネット・ケイ (桑原 洋子 他 訳)	『児童虐待防止と学校の役割』	鈴木 隆	173
ボビー・ケンディッグ 他 (内田 江里 他 訳)	『虐待を経験した家族が癒される家 “シダーハウス”』	大森千恵子	176
柏女 霊峰	『市町村発子ども家庭福祉 その制度と実践』	潤間 和子	178
柏女 霊峰 他	『児童虐待 - 防止のためのポイント』	高橋 在也	181
黒川 昭登	『児童虐待の心理治療 - 必要なのは「しつけ」より愛情 -』	金高 美津子	184
三島 亜紀子	『児童虐待と動物虐待』	長尾 真理子	187
日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオン (JUST)	『暴力家族で育ったあなたへ - 自助グループで気づく回復力』	稲川 歩	189
佐伯 裕子	『親子再生 - 虐待を乗り越えるために -』	生井 久恵	191
才村 純	『子ども虐待ソーシャルワーク論』	青木 宏至	193
テリー・M・リヴィー 他 (藤岡 孝志 他 訳)	『愛着障害と修復的愛着療法』	荒木 史代	195
山西 裕美	『家庭内で起こる暴力とファミリーサポート』	大鷲 麻理	199
全国養護教諭サークル協議会書籍編集委員会 渡辺 久子 他	『虐待 気づくべきこと、できること - 保健室・医師・弁護士・臨床心理士・NPOから』	井上 由美子 田中 愛 原田 広美	201

2006年

粟津 美穂	『ディープ・ブルー 虐待を受けた 子どもたちの成長と困難の記録』	今関 真木子	205
メアリー・ボストン 他 (平井 正三 他 訳)	『被虐待児の精神分析的な心理療法 タビストック・クリニックのアプローチ』	小鷲 之博	207

千葉 喜久也	『子ども虐待から親子再統合 ～東北における子ども虐待の現況と 親子再統合への取り組み～』	松田 憲子	209
兼田 智彦	『学校の危機管理 虐待から子どもを守る ～子どものサインをどう読み取るか～』	山本 愛生	211
川崎 二三彦	『児童虐待 - 現場からの提言』	高橋 在也	213
小林 ゆうこ	『「小さい人」を救えない国ニッポン ～児童虐待と闘った祖父江文宏の遺言～』	武富 教子	215
桃井 真里子	『小児虐待 医学的対応マニュアル 医療現場で子どもを守るために』	本島 亜矢子	218
森田 喜治	『児童養護施設と被虐待児 施設内心理療法家からの提言』	牧野 良枝	222
パメラ・D・シュルツ (颯田 あきら 訳)	『9人の児童性虐待者 NOT MONSTERS』	大森 千恵子	224
佐伯 裕子	『親子再生 - 虐待を乗り越えるために -』	竹内 亨	226
マーチン・H・タイチャー (監修), 友田 明美	『いやされない傷 ～児童虐待と傷ついていく脳～』	山本 愛生	228
上野 加代子 他	『児童虐待のポリティクス - 「こころ」の問題から「社会」の問題へ』	長尾 真理子	230
山下 英三郎 他	『国民教育文化総合研究所 15周年記念ブックレット1 子ども虐待 - 今、学校・地域社会は何ができるか』	高井 健太郎	233
<u>2007年</u>			
子どもの虹情報研修センター (企画) 保坂 亨 (編著)	『日本の子ども虐待』	松本 伊智朗	236
長谷川 まり子	『少女売買 インドに売られた ネパールの少女たち』	牧野 良枝	239
椎名 篤子	『「愛されたい」を拒絶される子どもたち - 虐待ケアへの挑戦』	今関 真木子	242
<u>2008年</u>			
小林 登 (監修) 川崎 二三彦・増沢 高 (編著)	『いっしょに考える子ども虐待』	高橋 在也	244

著書	この国の子どもたちのゆくえ—子どもの現実・虐待・援助の課題
著者	浅井 春夫 (立教大学コミュニティ福祉学部教員)
発行所	かがわ出版
発行年	2000年

目次

まえがき 読者へのメッセージと子どもたちへのエール

I 子どもと家族のゆくえ

第1章 この国の子どもたちのゆくえ～子どもをしっかりと見つめ、ヨカッタさがしの子育てネットワークを～

はじめに ～少子化社会の進行～

- 1 子どももつらいよ！
 - 2 子どもをめぐる現象から考える
 - 3 子どもの現在をどうみるか ～思春期の子どもを中心に～
 - 4 子どもたちはどう育っているか ～何が「いい子」をつくるのか～
 - 5 家族の絆はどう変わってきているか
 - 6 子どもたちはどこへ行くのか
 - 7 子どもとおとなのいい関係を創る視点としてのヨカッタさがしの子育て論
- まとめにかえて ～子どもの権利条約時代におけるおとなたちの責任～

第2章 現代家族のゆがみを映す子どもたち

子どもたちはいま ～過労児、感覚的感情の衰退、自己嫌悪感～

現代の貧困が待ち受ける落とし穴

「ムカつく」「キレル」のなかに子どもの現実をみる

子どもの危機的状況にどう立ち向かうか

第3章 家族くずしと家族づくり～子ども虐待、不登校などを手がかりにして～

家族はいま

「健全な親子関係」症候群

子ども虐待のなかの家族関係

不登校＝「いい子」役割からの脱皮

親子の信頼関係幻想

家族が子どもの居場所となるために

II 子ども虐待と性的人権

第4章 子ども虐待の現状と課題

- 1 子ども虐待の現状
- 2 子ども虐待の定義の見直し・拡大
- 3 子ども虐待問題への取り組み
(資料) 児童虐待の防止等に関する法律 (全容)

第5章 今日の児童問題と子ども虐待

- 1 児童問題と虐待問題
- 2 子ども虐待概説
- 3 子ども虐待を発見するために ～その発見のポイント～

第6章 性的虐待の実態とその対応

はじめに ～子ども虐待とのかかわり～

- 1 子どもの人権と現場実践
- 2 子ども虐待の現実と最近の特徴
- 3 性的虐待概説
- 4 性的虐待の子どもへの人格的影響
- 5 性的虐待に立ち向かうために

まとめにかえて ～子どもの性的人権保障を～

Ⅲ 子どもたちにどうかわるか

第7章 学童保育の役割と指導員像

はじめに ～子どもをリアルに捉える視点～

- 1 福祉労働の二面性
- 2 学童保育実践の特殊性
- 3 児童福祉における学童保育の位置
- 4 21世紀に生きる学童保育指導員の課題

第8章 セクシュアリティの形成と セクシュアル・ライツの尊厳

はじめに～セクシュアリティをめぐって何が問われているのか～

- 1 セクシュアリティの登場と概念・定義
- 2 現代における性の基準、性の政策、性教育
- 3 セクシュアル・ライツの骨格

第9章 現代の子どもをどうとらえるか ～主として分析視点、援助関係を中心に～

はじめに ～子どもたちはなぜ、とらえにくくなったか～

- 1 子どもが見えるために ～子どもをとらえる3つの視点
- 2 子どもと通いあうために ～援助関係における距離・人数・時間
- 3 子どもとつきあうために～これからの問題像と私たちの課題～

まとめにかえて～体罰否定の子育て実践と研究を～

第10章 ヨカッタさがしの子育て論

はじめに ～「ヨカッタさがし」という言葉について～

- 1 子育て実践においてはぐくむべきものは何か
- 2 ヨカッタさがしの子育て論の視点

資料

あとがき

内容要約

筆者は、児童養護施設での児童指導員の経験から、子どもを取り巻く社会環境、とりわけ家族との関係に視点を当てて、広く子どもの問題について述べている。「目次」から概要が読み取れるので、虐待について書かれた第4章、第5章、第6章について触れる。

第4章では、子ども虐待を、全国の児童相談所における虐待相談件数の1990年から1998年までを統計で捉え、8年間で6.3倍と急増したことがあげられている。虐待の定義の見直し・拡大がされ、子どもが身体的心理的苦痛を感じるかどうか、子どもにとって不適切な関わりであるかどうかを基準にするという見解が、子どもが虐待への取り組みを一步すすめるものであると評価できる、としている。

第5章では、子ども虐待を視覚での発見方法のポイントとして具体的な事例と共に、写真を掲載している。また、性的虐待については、統計の取り方によって違った数字が出てくると断った上で、私見として、実父による実の娘への性的虐待というケースが多いのではないかとの考えを示している。

第6章では、最初に子どもの人権について述べ、一つの前提と三つの柱を強調している。一つの前提とは、「子どもは固有の生命権をもっており、生存と発達が最大限確保されること」とする。三つの柱は「プライバシーの保障」「アイデンティティの保全」「自己決定権の尊重」を挙げる。そして、子ども虐待の具体的な事例から、二極分解を指摘する。「身体的虐待が、より強烈・狂暴化することによって虐待死に連動しているという側面」と「ネグレクト（養育・保護の怠慢・拒否）の延長線で餓死をしても仕方がない、餓死そのものにつながっていくこと」である。この章の後半は性的虐待についての記述である。統計上の発生率でアメリカを例に挙げ、日本の発見率が低いことを述べている。その原因は、「要は私たち自身が、性的虐待があるということをまだしっかりと認識できていないという現状に起因しています。専門家の中にも、とくに学校の先生たちに、虐待問題がようやく理解され始めてきていますが、性的虐待はまだ生活指導の主任の先生でも『そんなことがあるのですか？日本はそんなことがない国でしょ！』などと言われたりすることが多いのが実際なのです。ですからおとなの側に性的虐待を発見し対応する能力がないのと同時に、子ども自身がこの問題についての認識能力が不十分であり、また加害者の『説得』によって黙り込まされ、性的虐待が人権侵害だということを十分理解できない状況に押し込まれているという現実があります。」と警鐘を鳴らしている。

(文責 梅澤 由紀子)

著書	児童虐待—その現況と刑事法的介入—改訂版
著者	林 弘正（島根大学大学院法務研究科教授）
発行所	成文堂
発行年	2000年

目次

改訂版にあたって

題言

序論 児童虐待の現況

- 第1節 児童虐待の現況
- 第2節 児童虐待の分類と定義
- 第3節 近時の法的対応
- 第4節 本書の基本的視座の構成

第1章 「親による性的虐待」の被害

- 第1節 問題の所在
- 第2節 具体的事例について
- 第3節 「親による性的虐待」の被害の発見の端緒
- 第4節 問題解決のための方策
- 第5節 小括

第2章 「親による性的虐待」に対する刑事規制

- 第1節 問題の所在
- 第2節 児童虐待の定義
- 第3節 わが国における「親による性的虐待」の諸事例
- 第4節 「親による性的虐待」への法的対処
- 第5節 小括

第3章 性的虐待に対する刑事規制

- 第1節 問題の所在
- 第2節 具体的事例の検討
- 第3節 刑事規制について
- 第4節 小括

第4章 児童虐待に対する刑事規制

- 第1節 問題の所在
- 第2節 わが国における刑事介入の法的根拠
- 第3節 判例にあらわれた児童虐待の事例
- 第4節 児童虐待に対する新たな刑事制裁の提言
- 第5節 小括

第5章 性的自由を侵害する犯罪についての法制史的考察

- 第1節 問題の所在
- 第2節 近親姦及び幼女姦についての法制史的考察
- 第3節 近親姦及び幼女姦についての比較的考察
- 第4節 性的自由を侵害する犯罪についての改正刑法假案成立に至る審議状況
- 第5節 小括

第6章 性的虐待事案における証言の証拠能力について

- 第1節 問題の所在
- 第2節 具体的事例の検討
- 第3節 刑事訴訟法上の問題点
- 第4節 問題解決のための方策

結語

内容要約

本書は、万が一、児童虐待が発生した場合、被害者の回復のためにも加害者に対してどのような刑事制裁が課せられるかを法学（法運用、立法論）の視点から、これまでの判例を中心に考察したものである。序論を加え6章で構成されており、序論では、被害者学の視点から児童虐待の現況について考察している。第1章から第3章では、性的虐待に対する刑事規制、特に「親による性的虐待」について、第4章では、児童虐待（身体的虐待中心）に対する刑事規制について考察している。第5章、第6章では再び性的虐待について検討されている。第5章では法制史的視点から、第6章では刑事訴訟法的視点から考察し、性的虐待の被害者である年少者の証言の証拠能力について判例を中心に検討している。

児童虐待の裁判所での事案については、最近になって厳罰化の方向で被害児童の立場に一定の理解を示す法運用がなされてきているが、身体的虐待を「しつけ」、性的虐待を「いたずら」とする意識が未だに存在することが指摘されている。著者は、児童虐待に対して刑事制裁を加えることの適否を考える上で、(1) 加害者（実父、継父、実母、継母など）が刑事制裁を受けることにより被虐待児の「家庭」が決定的に崩壊してしまう、(2) 加害者（特に当該家庭の経済的基盤となる者の場合）が刑事制裁を受けることにより経済的基盤そのものが崩壊する、(3) 刑事制裁の起訴となる虐待行為の立証が家庭内で発生した事件のため困難である、(4) 被虐待児の成長を考慮する時、虐待行為が裁判を通し明らかになり

悪影響を及ぼす恐れがあるとの問題点を指摘している。しかし、その上で、児童虐待は、犯罪行為であるとの認識を共有するためにも単に裁判所の法運用に委ねるだけではなく、児童虐待を刑事規制の対象とする法の整備を行うべきであると主張している。著者の案では、児童虐待防止法ではなく、身体的虐待については、刑法の傷害罪、傷害致死罪、暴行罪の項目として、また、性的虐待については、刑法の強姦罪、強制わいせつ罪の項目として、児童を被害者とした場合の「構成要件」を新設することを提案している（例えば、「強姦罪」では、「養育の任にある親族ないし生活を共にする者はまたは教育、指導の任にある者が、自己の養育又は教育、指導する18歳未満の女子を姦淫したときは、2年以上の有期懲役に処する」）。

最後に、今後の課題として、全国的規模での児童虐待の実態調査の実施と、児童虐待の防止・早期発見・被害児童の保護、加害者へのケアに対する方策の二点が挙げられている。さらに、児童虐待を、家族形態の変化に伴う現代の家族病理と分析するだけではなく、社会がいかにして被害児童及びその家族を支援するかとの視点を忘れるべきではないと指摘している。

コメント・書評

本書は、児童虐待を法学的視点から捉え、児童虐待への刑事法的介入について検討したものである。刑事法的介入のために検討されている事例のほとんどは判例である。しかし、本書で検討されている判例で、現在の法律の下での厳密な意味で「児童虐待」の判例と考えられるものは以下3点の理由から、数事例のみである。

1点目は、目次からも把握できるように、序論、第4章以外は、児童虐待の中でも性的虐待に焦点が当てられ検討がなされている。性的虐待の判例として紹介されているものは、親や養育者からの性的虐待ではなく、加害者が家族以外であり、かつ児童が被害者である性犯罪の判例が多くを占めている。

2点目は、本書の冒頭で著者が指摘しているが、「参見しうるケースそのものが限られていることにも起因する」ために、同一のケースが各章にわたり重複して引用されている。各章において、同じ判例が検討されているので、そのことを念頭に置き、本書を読み進める必要がある。

3点目は、判例に30年以上前のものが含まれており、検討されている判例で平成以降の判例は少ない。特に、法制史的観点からの検討や昔の判例においては原文（文語）のまま記載されているので読みにくく、そのため理解が困難である。

上記の理由から、検討されている児童虐待の判例は少ないものの、児童に対する虐待事件と犯罪の刑事制裁の違いなどはとても興味深かった。児童（7歳）に対する性犯罪（殺人罪）の判例の量刑が無期懲役であるのに対し、5歳11ヶ月の女兒が実父による身体的虐待の結果死に至った判例では、実父に対して懲役4年が求刑されている。一人の児童が死に至ってしまった事件においても、その経緯や被害者と加害者の関係性において量刑が異なることは興味深く、さらに、著者の指摘にあるように、被害者と加害者の関係性が家族の場合は、量刑が軽くなる傾向がある。

また、児童虐待や児童に対する性犯罪について、刑事的介入が行われる場合、被害者が

児童であること、また、目撃者もきょうだいや友人である場合が多く、これら児童の目撃証言が供述証拠として信用に足るものかどうかは裁判の争点になる点も興味深かった。児童虐待のある判例の場合は、きょうだいの証言（判例の場合、8歳の兄）の信用性が認められていた。

児童に対する性犯罪についても同様の点が指摘されており、被害を子どもから聞いた後の親の対応次第で、子どもの証言の有用性が裁判で認められるかどうかは異なっていたのは興味深い。6歳の幼児の判例では、親が加害者を捜し求め、被害幼児と加害者を対面させたために、被害幼児の証言には「両親の暗示性があった」と裁判所が判断し、幼児の証言の有用性が認められずに、被疑者が無罪になった判例が紹介されていた。別の5歳10ヶ月の幼児の判例では、親が慎重に被害幼児から被害状況を詳しく聞きだし幼児の証言や母親の伝聞証言が裁判の有用な証拠として認められていた。いずれも30年以上も前の判例なので、最近の事例に通用可能かどうかは疑問であるが、年少者の供述証拠の有用性は、他者からの影響、暗示の有無が問題となるため、事件後の親の対応次第で、被害児童の証言が裁判の証拠としての信用性が異なること、その結果被疑者の量刑に影響を与えることが理解できた。

私自身が心理や教育に関わっているということから、「児童虐待」についてはこれまで心理や福祉の視点から捉えることがほとんどであった。本書は、法学的な視点、刑事的介入という視点から「児童虐待」を捉える機会を提供してくれる。児童虐待の事例が、福祉としての支援だけではなく、最悪の場合、刑事事件に発展した場合、どのような経過を辿るのか、本書からイメージすることができ、また新たな視点から「児童虐待」を考える良い機会となった。

（文責 荒木 史代）

著書	沈黙をやぶって —子ども時代に性暴力を受けた女性達の証言—
編著者	森田 ゆり (作家、エンパワーメント・センター主宰)
発行所	築地書館
発行年	2000年

目次

はじめに

森田ゆり氏の所感

パートⅠ 近親からの性的暴力

近親「相姦」だなんて冗談じゃねえ／刺を抜く／おじいちゃんへ／家にはあの男しかいなかった／食障害／ゲイの人は仲間／叔父／傷跡

パートⅡ 知人からの性的暴力

あたしの原体験／体を切り離してしまいたい／こども／金色の輪っか／十八歳は大人ですか／Jの日記より／有名な教師／医者／灰になっても傷は消えない／この指とまれ

パートⅢ 見知らぬ者からの性的暴力

小指をかみきる／バナナ／ブランコの窪地のむこうで／日曜日の子ども

パートⅣ 沈黙を破って その後一心を癒す教本 森田ゆり

心の傷を癒す／実態の把握／神話と事実／子どもへの性暴力の起きる条件／性差別／原体験／癒しのビルディング・ブロックス／子どもの差別／CAPプログラム—子どもへの暴力防止プログラム

あとがき

資料 子どもへの性暴力に関する必読基礎文献

内容要約

本書は、「自分への子ども時代の性暴力」を証言し、加害者である近親、知人、見知らぬ者からの性的暴力を告発する女性達22名の声のコレクションである。

アメリカでセクシャル・ハラスメントなどの人権問題のセミナーを開催、日本にCAPプログラムを紹介してきた著者が、1991年「誰にも言えなかった」を翻訳出版した。それに呼応して、子ども時代の性暴力体験を送ってくれた人達の、単なる告白体験を綴ったのではない。暴行体験を生き延びた今ある自分を慈しみ、愛するためにこそ、あえて忌まわしい過去の記憶を辿る、つらい作業を試みた彼らへの、その生の深い痛みから自らを解き放っていく歩みの一歩一歩への共感にあると述べている。また、パートⅣでは、性暴力の体験者にとって、その内なる傷は、思い出したくもない惨めな、無力な、許しがたい存在であるにもかかわらず、意識の澱みから引き上げ、一個の人格として対象化し、愛そうとしていることに気づいてもらえただろうかと、読者に訴えている。

子どもへの性暴力の起きる条件として、デビット・フィンケルフォールの「加害者が性暴力を犯す四条件」を挙げ、性暴力が起こる複雑な理由を、総合的に理解する方法を示した最初の理論として紹介。前提条件Ⅰ—加害者の動機（情緒的癒着欲求・性的刺激・障害）、前提条件Ⅱ—内的抑制力の克服、前提条件Ⅲ—外的抑制力の克服、前提条件Ⅳ—子どもの抵抗力の克服について説明。性差別（男女の社会的力関係の不均衡）、あるいは男女のそれぞれの既存の役割の固定化が性的虐待の起こる条件に社会的要因として大きな役割を果たしていること。更に、子ども差別という差別形態が加わっていることを強調している。

性暴力の体験は一人ひとり違っている。体験後、どう生きてきたかもさまざまである。それゆえに、癒しの方法に唯一の道があるはずもない。所詮、手探りで道を探していく他方法はない。その夜道に星の明かりがあれば歩き易いくらいのことであるが、「癒しのビルディング・ブロック」として、著者の自己ヒーリングのガイドを記載している。

最後にCAPプログラム（子どもへの暴力防止プログラム）—1978年オハイオ州コロンバスのレイプ救援センターから始った活動を紹介し、日本において草の根レベルで語り、学び合って、子どもの人権に取り組む人々と繋がり、創造的な動きを作って行く時、エンパワーメントの思想は生き生きと実現できるはずと述べている。

（文責 太田 静江）

著 書	家族物語の幻想
著 者	瀬田川 昌裕（秋田経済法科大学法学部教授）
発行所	白順社
発行年	2000年

目 次

第一章 病としての児童虐待

- 1 児童虐待との遭遇
- 2 児童虐待という社会現象
- 3 暴力装置となった家族
- 4 児童虐待対策への展望

第二章 女性の〈身体〉への虐待

- 1 祝祭としての恋愛
- 2 ファッションという記号の消費
- 3 管理され乱用される「身体」

第三章 ドメスティック・バイオレンスの社会病理

- 1 女性を見る日本社会の眼
- 2 「男らしさ」の光と影
- 3 日本の家族を特徴づける法制度
- 4 法のなかにある差別・人権宣言の罍

第四章 「良妻賢母」という思想と幻想

- 1 性別役割分業の再生産
- 2 良妻賢母という規範

第五章 男と女・家族関係のゆくえ

- 1 フェミニズムの現在
- 2 象徴交換としての家族関係
- 3 家族関係の再構築

あとがき

内容要約

現代社会における家族が抱える問題を、児童虐待とドメスティック・バイオレンスという視点から浮き彫りにした一冊である。

今、家族崩壊の危機が叫ばれている。著者はこの現状を「家族にまつわっていたあらゆる幻想や神話が、今とり剥がされようとしている」と捉えている。日本の家族にまつわっていた幻想や神話とは何か。それが剥がされたとき何が起こったか。著者はそれらの問いに対し「性別役割分業の固定化」という視点から現代の日本の家族の抱える問題を解き明かしている。

「家族間に起こる暴力がなぜ発生するのか」以下各章ごとにその内容をまとめてみる。

第1章 児童虐待

著者はオウム真理教やカルトの研究を通じ、児童虐待の問題に出会った。オウム真理教やヤマギシの信者の子どもたちは「密室における遮断された空間」の中で育てられたことにより「愛情遮断症候群」という病理現象を示していた。しかし、著者はこの状況は特別なことではなく、現代の核家族に共通したものであると考察を深めていく。

そして、建築的・構造的に見ても密室化している現代の家庭の中で児童虐待が起こるプロセスを事例を上げながら多角的に検証している。

第2章 女性の「身体」に対する虐待

「女性は痩せていなければならない」という社会規範によって現代女性の身体は縛り付けられていると述べ、それは社会が女性の「身体」を一つの商品と考えている現われでもあると言及している。さまざまな形で人間の身体を拘束している社会的システム。摂食障害も現代社会におけるソフトな虐待であると同時に、このような社会がドメスティック・バイオレンスを生み出していると指摘している。

第3章 ドメスティック・バイオレンス

日本の家族法を中心とした法制度の中に隠されている、国家のジェンダー的価値観を探っている。そして戸籍制度や日本の親族法は明らかに「家制度」の存続を意図して制定されていると指摘し、法の中にある差別とドメスティック・バイオレンスの関係について考察している。

第4章 良妻賢母

家族間暴力を生み出す要因の一つとしての性別役割分業と、女性を拘束している「良妻賢母」という規範について考察している。「良妻賢母」という思想に隠された、多くの人間を排除する「記号」を三つの観点から非常にわかりやすく考察しており、読み応えがある。

第5章 フェミニズムと新しい家族のあり方

これまでのフェミニズム研究者や活動家の功罪についてまとめてある。そして「自分自身中立的であると思っていたが、現実の『女性問題』に触れ、いかに保守的で差別と偏見に満ちていたかに気づいた」と振り返っている。そして、今後より良い家族関係を作っていくためには家族一人ひとりの自立が必要であり、家族独自の象徴交換がなされなければならないなど、家族関係の再構築に向けての提言がなされている。

(文責 矢代 幸子)

著書	漂流家族 子育て虐待の深層
編者	信濃毎日新聞社（長野県新聞社）
発行所	河出書房新社
発行年	2000年

目次

まえがき

プロローグ

第一部 母たちの苦しみ

第一章 追いつめられて

第一報／育児日記／事件当日／二人の軌跡／密室化した家庭
初公判／夫の証言／「本当のことを話したかった」
求刑懲役四年／判決／それぞれの思い／ケイコの話

第二章 親になるのは難しい

水山の一角／完璧主義／親子再生／子育てを否定されて
愛されなかった記憶／孤独な母親たち／キレやすくなった親たち
癒しを求めて／投書から

第二部 子どもたちのSOS

第三章 心と体が痛い

心の痛み、体で訴える／大人になりたくなかった娘
たくさん食べたら死ねるかな／育ち直し／重症アレルギー

第四章 日常の中のストレス 心

自分を傷つける／不満のはけ口はトイレのドア
バーチャル世界へ／普通の子がこわい／大人は信じられない
保護色をまとう子どもたち／親との葛藤
自分の子がわからない……親の嘆き／投書から

識者インタビュー

椎名篤子さん／斎藤学さん／安藤由紀さん／鷺沢一彦さん／渡辺久子さん

参考資料

虐待の実態調査／子どもの心身症とは
子育ては楽しくなるか……取材を終えて

内容要約

この本は信濃毎日新聞社編となっているが、執筆したのは、その新聞社の井上裕子記者である。井上記者は、小さな子どもをもつ母親であるということで、男性記者には書けな

イルポルターージュを書けたと言ってよい。

第一部では、1998年10月の「乳児殺害事件」について書かれている。これは、23歳の母親ケイコが生後4か月の長女ユミを殺害した事件で、殺害の理由は、泣きやまずにうるさいので押し入れの中に押し込んだら長女は死んでいた、というものであった。この事件を、記者が丹念に追った結果、以下のような背景が見えてくることとなった。

ケイコは、一日も欠かさず、親の愛情あふれる育児日記をつけていた。単なるネグレクトが高じての犯行ではなかったことがわかる。この育児日記は、ユミがお嫁に行くときに持たせようという気持ちでつけ始めたものであり、睡眠時間やミルクの量などが丹念に記録されていた。ケイコは、人並み以上の愛情をもって育児していたのであるが、この悲惨な事件は起こってしまった。

その日、ケイコは、産後の肥立ちが悪く2週間ほど前から出血していた。また、頭痛と腹痛がひどく、昼間に内職、そして夜はユミの夜泣きのために、ろくに寝ていないという厳しい状況が続いていた。そして、出血や腹痛といったことがあっても、収入が10万円ほどという経済的な理由から、病院に行けないという状況であった。夜勤のために夕方から眠ろうとしていた父親タカシは、ユミの泣き声のために眠れないと訴える。それに対し、口下手で人見知りが高く、人付き合いも下手なケイコは、夫タカシの不満げな言葉が胸の中に押し込め、泣くのは自分の責任であると自分を責めた。また、そのようなケイコなので、気分転換のため、ユミを抱いて外を散歩しようということもできなかった。そこで、ユミを押し入れに押し込めるという行動につながるのである。

判決は、懲役2年6か月、執行猶予4年、保護観察処分というものであった。事件の反省から再生を目指した二人だったが、すぐに記者のもとに「タカシには、ほかに女の人がいるらしい」というケイコの連絡やタカシの「もう面倒をみきれない」という連絡が入り、二人は別々に暮らすことになる。このことから、現在の子どもを取り巻く状況の不確定さが、かいま見える。

このように愛情をもって育児にあたっても、両親の性格・経済状況・親類の関わりの有無・近所の関わりの有無・専門機関の関わりの有無といったことから、密室化した家庭が生まれ、そこから虐待が起こるのである。

第二部は、「子どもたちのSOS」ということで、摂食障害のまゆみ（中一女子）やいじめから不登校になった洋子（中二女子）やヒステリー性失立失歩で歩けなくなった京子（小四女子）らのことが書かれている。丹念に子どもたち取材し、子どもたちの危機的な状況を浮き彫りにしている。これらのことは、一見、虐待とは違うことが並べて書かれているような気がするが、そうではないことに気がつく。子どもが危険な状態を現代社会が、そして大人が作り出しているという点では、同系列におかれる問題なのである。

虐待は、確かに許されない行為である。いじめもそうであるし、子どもの異変の原因を作り、その異変を看過してしまう親もよくない。しかし、それを許せないと、拳を振り上げるだけでは、何も解決していかないことを、この本を読んで感じる。その背景に何があるのか、その要因を取り除くためにできることは何なのか。その地道な繰り返し、今の大人に必要なのである。

(文責 中島 知基)

著 書 知っていますか？ 子どもの虐待 一問一答
編 者 田上 時子
(大阪府立女性総合センター事業担当コーディネーター,
NPO法人 女性と子どものエンパワメント関西代表)
発行所 解放出版社
発行年 2000年

目 次

いのちの重みをかみしめる-----まえがきに代えて

- 問 1 子どもの虐待とは、どういうことをいうのですか？
問 2 なぜ子どもの虐待は起こるのですか？
問 3 親が子どもを虐待するなんて信じられませんが・・・・・・。
問 4 「しつけ」と「虐待」はどう違うのですか？
問 5 虐待を受けた子どもにはどんな影響がありますか？

コラム 複雑性PTSDとは？

- 問 6 ドメスティック・バイオレンスとの関係は？
問 7 子どものとき虐待を受けたので自分も虐待をするのではと不安です。

手記 子ども時代の虐待体験を乗り越えて

- 問 8 つい子どもを虐待してしまいます。 どうしたらいいですか？
問 9 過去に虐待してしまいました。子どもを治療に連れていったほうがいいですか？
問 10 虐待を目撃しても、よその家のことに口出しするのは、はばかれます。
問 11 近所の子が虐待されています。 どうしたらいいでしょう。
問 12 児童相談所はどんな手続きで子どもを保護するのですか？
問 13 児童相談所では子どもの虐待についてどんな事例がありますか？
問 14 子どもの虐待防止に必要なことは何ですか？
問 15 虐待の防止教育があると聞きましたが・・・・・・。
問 16 子どもの施設などでも虐待があると聞きますが・・・・・・。
問 17 学校での体罰なども虐待といえるのでしょうか？
問 18 援助交際は少女の側の「非行」ではないのですか？
問 19 児童虐待防止法ができましたが、いままでとどう変わるのですか？
問 20 アメリカなど外国では、どういう実態ですか？
問 21 海外でのユニークな取り組みにはどんなものがあるのでしょうか？

資 料

児童虐待の防止等に関する法律

もっとくわしく知りたい人のために

子どもの虐待についての相談・問い合わせ先

内容要約

目次を見て明らかなように一問一答形式の「子どもの虐待」に関する解説本である。全101ページとコンパクトにまとめられてあり、虐待に関するさまざまな疑問に丁寧に、わかりやすく答えてくれる言わば「子どもの虐待」に関する入門書でもある。

編者は、「いのちの重みをかみしめる」という序文の中に次のように書いている。

「二十年にわたって少数民族や女性や子どもの問題に関わり、人権とは、人間の尊厳とは、いのちとは何かを考えてきた。

人権とは、人が生きるために必要な、当然持っている権利であること。人間の尊厳とは、生きること、そのいのちのあり方がかぎりなく尊ばれること。いのちとは、失ってけっして取り返しのつかないもの。だからこそ、自分と他者のいのちを精一杯大切にしなければいけないこと。

いま、子どものいのちの重みをもう一度かみしめなくてはいけないと思っている。」
編者のこの信念が21の質問に対する答えの中に貫かれている。

21の質問は、「虐待について知りたいと思っている人」や「虐待の加害者」「虐待の被害者」「虐待の周辺にいる人」「虐待の防止に向けて動きたい人」など、さまざまな立場の人からの声となっている。

一つ一つの質問に対する答えは、目の前の相談者に優しく語りかけるように書かれている。それゆえ、どんな立場にある人も安心して手に取れる一冊である。言い換えれば、周囲に虐待で悩んでいる人がいたら、安心して手渡すことができる一冊なのである。

また、本書の特色として資料の豊富さが挙げられる。特に、

- ①2004年改正後の「児童虐待の防止等に関する法律」（第1条から第13条まで）
- ②子どもの虐待についての相談・問い合わせ先全国一覧
- ③子どもの虐待についての主な電話相談全国一覧

などは、すぐに活用できる心強い手引きである。

また同じシリーズに「知っていますか 子どもの性的虐待 一問一答」がある。

「性的虐待とは何か」をはじめ、子どもへの影響と接し方、性的搾取との違い、援助交際や子どもポルノ問題などを考え、防止のためにできることを世界の取り組みも含めて解説している。サバイバーの手記も収載されている。

(文責 矢代 幸子)

著書	ストップ・ザ・児童虐待	— 発見後の援助 —
著者	安部計彦 編著（北九州市児童相談所）	
発行所	ぎょうせい	
発行年	2001年	

目次

I 児童虐待とは

第1章 児童虐待の分類と多軸診断

第1節 児童虐待の定義と状態の特徴

第2節 児童虐待の多軸診断

第3節 虐待のある家族のタイプ

第2章 基礎知識

第1節 児童虐待の本質

第2節 虐待を受けた子どもの心理と援助

第3節 虐待を行う保護者の心理と援助

第4節 在宅援助の留意点

第5節 児童虐待の防止等に関する法律

第6節 児童虐待の関連領域～DVとアディクション～

II 児童虐待に対して何ができるか

1 児童相談所

2 保育所

3 幼稚園

4 学校

5 放課後学童クラブ・児童館

6 医療機関

7 乳児院

8 児童養護施設

9 児童自立支援施設

10 母子支援施設

11 児童委員・主任児童委員

12 福祉事務所（家庭児童相談員）

13 保健婦

14 子育てサークル

15 CAP

16 警察と児童相談所との連携

17 弁護士

Ⅲ 援助への視線・視点

第1章 子どもへの個別的援助

- 第1節 心理的援助
- 第2節 薬物療法の必要性和効用
- 第3節 日常的行動でのケア
- 第4節 被虐待児との面接

第2章 集団内での子どもへの援助

- 第1節 集団生活での援助とは
- 第2節 集団生活とパニック・暴力
- 第3節 子どものタイプと援助法

第3章 家族（保護者）への援助

- 第1節 家族・親族ができること
- 第2節 虐待する保護者への関わり方
- 第3節 虐待からの回復
- 第4節 親子関係の再構築

内容要約

筆者は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトというような、大人の子どもの対する行為の種類と同時に、「虐待的環境」が子どもの人格に与えるダメージの大きさという観点から児童虐待問題を捉え返していくことが、とりわけ虐待を受けてきた子どもに対する治療や援助の問題を考えていく上で重要であると指摘している。

本書では、子どもから見た「虐待的環境」として、①自分が依存しなければ生きていけない状態、②次に何が起こるかわからないという「予測不可能性」、③自分の身体的欲求を自分自身でコントロールすることが許されない、④家族内の権力者が作る規則の規制、⑤家族外の他者との関係が厳しく制限される、ないしは許されない、⑥自尊感情と他者に対する信頼感の破壊、⑦自分自身の意思や感情を表現することが許されない、状況としている。

このような「虐待的環境」の中で育った子どもはしばしば、次のような人格発達上の困難を抱えるとしている。

①自己信頼感の破壊と孤立無援感、②身体の自己制御の力の破壊、③離人感や失感情症、④解離性症状、⑤「自分は生まれつき罪深い悪い存在」という否定的なアイデンティティ、⑥自分自身を守っていく力の破壊、⑦愛着関係を築いていくことの困難さを持つとしている。

より早い時期に長期にわたって虐待が持続した場合、上記に述べたような取り返しのつかないほど大きな自我への障害を子どもに与える危険性が考えられる。特に、4～5歳まで深刻な虐待が続くと、永続的なパーソナリティの障害につながるという知見が出ているとしている。それだけに、早期の発見、早期の取り組みの重要性を感じる。

筆者は、児童相談所の判定係長という立場での500件以上の虐待事例の経験を基に本書をまとめている。迷った時に立ち返る「原理原則」と虐待事例に取り組むに当たっての「具

体的な対応策」を分かりやすく解説している。

児童虐待を“ストップ”するために何ができるか？という点について、児童相談所、児童養護施設、保育所、幼稚園、学校、警察、弁護士、民間団体など、地域における様々な関係機関（者）の役割と虐待発見後のケアと援助についてのポイントが著されている。法律、医学、心理学、社会福祉制度など、幅広い分野から「児童虐待」を分かりやすく解説するとともに、「虐待される子ども」と「虐待する親」の両サイドに対する援助・ケア方法を詳しく述べている。

児童虐待は特別な家族において起こる事ではなく、状況次第ではどんな家族でも起こりうる問題として捉え、地域の「虐待される子ども」を早期発見し、子どもが「心身の安全」を感じることができる支援を進めていく上で大変参考になる本であると考えます。

（文責 来栖 まさ江）

著 書	愛される親・愛されない親	虐待の連鎖を断ち切る方法
筆 者	ルイーズ・ハート	
発行所	径書房	
発行年	2001年	

目 次

- 編訳者まえがき
- 第1章 あなたの親は、どんなふうにあなただを育てたのか
- 第2章 あなたが親から与えられなかったもの
- 第3章 「自分を信じる力」は子どもを守る
- 第4章 愛されているのかもしれない—でも愛を感じるができない
- 第5章 子どもの話に耳を傾ける
- 第6章 自分の気持ちを上手に伝える
- 第7章 言葉には不思議な力がある
- 第8章 家庭の中では親がリーダー
- 第9章 子どもには「制限」と「自由」が必要
- 第10章 パワー・ゲームの論理
- 第11章 子どもを傷つけないしつけ方
- 第12章 問題を解決する力を育てる
- 第13章 スキンシップは生きるために必要
- 第14章 身体的虐待を防止する方法
- 第15章 ポジティブな信念／ネガティブな信念
- 第16章 セルフ・トーク
- 第17章 私たちをつまづかせる教え
- 第18章 誰があなただをコントロールするか
- 第19章 子どもは親に「遊び」を教えてくれる
- 第20章 あなたは良い親になれる
- 編訳者あとがき

内容要約

子どものころ親に虐待された人は、親になると子どもを愛することができず、自分がされたことを子どもにしてしまうとされている。そして、代々引き継がれていくこの不幸の継承を人々は「虐待の連鎖」と呼んでため息をつく。しかし、「虐待の連鎖」を指摘するだけでは「どうすれば親の過ちをくりかえさずにすむのか」という問いに答えたことにはならない。

私たちに「虐待の連鎖を断ち切る方法」を教えてくれるこの本は、親に愛されずに育ったアメリカの心理学博士ルイズ・ハートによって書かれた。彼女は、専業主婦の母親、勤めに出ている父親、そしてたくさんの親族が同居する大家族のなかで子ども時代をすごした。大学を出てすぐに結婚。4年間教師をしていたが、妊娠と同時に退職し核家族の専業主婦となり、3人の子どもの母親となった。このころ彼女は、自分の中に「インナーチャイルド」がいることに気づく。親に愛されなかったために、うまく成長することができなかった彼女の「インナーチャイルド」はいろいろな場面で彼女を支配し、判断や感情を誤った方向へ導こうとした。そのことに気づいた彼女は、自分の問題を見つめ、子どもを育てながら同時に自分の「インナーチャイルド」を癒し、成長させる方法を学んでいった。

本書は不完全な家庭で育ちながらも、自分の育った家庭とは違った家庭を作り、健康で楽しい親子関係を築きたいと願うすべての人にとっての手引書である。本書では「セルフ・エスティーム」を「自分を信じる力」と訳して使っている。この力は、自分の存在価値、自分の可能性、さらには自分の感覚や感情を信じるところから生まれてくる。「自分を信じる力」がなければ、私たちは自分を大切にすることも、自分を好きになることもできない。「自分を信じる力」は、私たちの体の中にあって、私たちがその存在に気づくときを待っている。私たちはそれを手に入れたとき、苦しみから解放される道を見出すことができるとしている。そして、子どもにどんな力をつけさせたいか、そのためにどんな言葉かけをしたら良いかなど、本文にはその方法を具体的かつ事例をもとに分かりやすく書いてある。

「親ならば当然、子どもを愛せるはず」

「幼い子どもを虐待するなんて人間のすることではない」

などという怒りや軽蔑をあらわにした言葉を前に、「どうしたら子どもを愛せるのか」悩み苦しんでいる親がいる。愛されることなく育った人は、愛し方が分からないのは当然のことである。なら、親から愛されずに育った私は、良い親になれないのか。親から与えられた傷を一生、かかえて生きていくのか。その問いの答えは、「ノー」心配はいらない。あなたは必ず良い親になれる。親から与えられた傷を癒し、幸せに暮らしていくこともできる。では、どうすればその答えが見つかるのか。その疑問に対して、この著書は繰り返し繰り返し丁寧に子どもへの接し方が書かれている。褒める・認めることの大切さ、ポジティブな言葉の繰り返し、スキンシップから生まれる絆の「無条件の愛」、「あなたはかけがえのない人」だと存在そのものをまるごと包むぬくもり、どれもこれも親にも子どもにも当てはまる、まさに生きていく上での手引書である。

「自分を信じる力」－セルフ・エスティームを持つことで、人は自信を持って生きていくことができる。では、どうすれば「自分を信じる力」を持つことができるのか。具体的な例を挙げて書いてある。そして、『「自分を信じる力」とは才能や能力、外見や財力によって、与えたり失ったりするようなものではない。「自分を信じる力」は、自分がすでに持っているものに価値があると知ることによって、あなた自身の中に生まれてくる。あなたが自分で行う選択、自分自身への語りかけ、そしてそれによって起きる心の変化から生まれてくる。親から「自分を信じる力」を与えてもらえなかった私たちは、子どもを育てるように、あせらずにゆっくり自分自身を育てていかなければならない』と、やさしく語りかけてくれる。それはまるで、母親代わりに私たちの生き方、親としての有り様を指し示

してくれているようにも思える。

子育てに悩むとき、自分自身の人間関係に悩むとき、この本を手にとると「大丈夫、次はきつとうまくいくと思うよ。」「立派な親、完璧な親になることではない。ほどほどに、まあまあやっていければそれで十分。そうすれば、みんなに対して優しい気持ちでいられる。」と励ましてくれる。おそらくそんな1冊だといえるだろう。

(文責 武富 教子)

著 書	児童相談所 汗と涙の奮闘記
著 者	児童相談業務研究会（児童相談所職員による研究会）
発行所	都政新報社
発行年	2001年

目 次

第1章 虐待された子どもたち

新任ケースワーカー奮闘記
タカシくんとアルコール依存症のお父さん
赤ちゃんがえり
自己中心的な母親
解説—児童虐待

第2章 非行児たちとの出会い

非行少女優香さんとの出会い
あきらくんととの再会
私のターニングポイント—山田くんととの出会い—
解説—非行問題

第3章 不登校の子どもたち

母の死をきっかけに不登校になった中学生
私が出会った不登校の子どもたち
家庭を離れ、施設でやり直しを始めた兄弟
解説—不登校児への取り組み

第4章 外国人を親に持つ子どもたち

タイに帰ったノリくん
マーちゃんの国籍
解説—外国人を親に持つ子どもたち

第5章 情緒的な問題を抱えた子どもたち

対人恐怖で外に出られなかった道子さん
解説—子どもの心の問題

第6章 カルト集団で暮らしていた子どもたち

迷える子羊たち 解説—親子のしがらみへの疑念

第7章 一時保護した子どもたち

一時保護した子どもたち 解説—一時保護

あとがき

児童相談所関係資料（データ、全国の児童相談所、関連条文・法の抜粋）

内容要約

本書は、児童相談所の職員が、自分の実践を書いたものである。当然のことながら、守秘義務があるので、事実のエッセンスだけを取り出して、脚色してあるそうである。各章の題名を見れば、その内容がわかるようになってきているが、このように俯瞰してみると、いかに児童相談所の職務が多岐にわたっているのかということがわかる。我々は、いつの間にやら、「児童相談所＝虐待の専門機関」という図式を頭に作ってしまっていたのではないだろうか。児童相談所の苦勞がわかり、頼りになる機関であるという読後感が持てる内容となっている。これは、すべての章に、成功体験がつづられていることが関係していると思われる。

第一章の一つめは、被虐待児の大樹くん（小五男子）のケースで、母子家庭であるが、母親は自傷を繰り返すほど、精神が安定していない。そこで、児相職員は、母子分離を目指す。精神的に不安定な母親に、母子を分離し児相入所の了解を取るのには難しいことであるが、母親の気持ちに寄り添いながら話し、入所にこぎ着けることができた。

以下、アルコール依存症の父を持つタカシくんのケース（児童養護施設に入所）や重い障害を持つ弟をめぐる三歳の姉の問題（弟を乳児院に入れることで支援を進める）が書かれている。いずれも、親と子の分離を、いかにして円滑に進めるかということに苦勞している。虐待を行う親は、子どもがじゃまでいなくなってほしいとは、思っていないのである。むしろその逆で、子どもの発達を考えずに、手放したくないと抵抗する。その心に寄り添い、また子どもの発達を大切に考えながら支援を進める児相職員の奮闘ぶりが書かれていた。

第二章は、シンナー吸引・不純異性交遊・深夜徘徊・万引き・喫煙を繰り返す優香さん（中二女子）のケースから始まる。優香さんは、児相一時保護から施設入所となり、ここで地元でも評判となるほどの立ち直りを見せる。続いて、警察の身柄付通告で児相にきたあきらくん（中一男子）の、少年鑑別所を経て、児童自立支援施設の入所の保護処分となる経緯が書かれ、更正の様子がわかるようになってきている。

以下、不登校生徒の関わり、外国人を母親に持つ子への関わり等が書かれている。いずれのケースも奉仕の精神をもっていなければできないのではないかと、思いたくなる児相職員の奮闘ぶりが描かれている。特に、母親がフィリピンやタイに帰ってしまい、行方不明になっている場合、相手は外国という国であり、その大使館となっていくあたりは、その仕事のフィールドが、あまりにも多岐にわたっていることに驚かせられる。

このように、児童相談所は、虐待の専門機関ではないことを、再認識させられる結果となった。不登校支援で児相はメンタルフレンドの事業を行っているが、たしかにその活用は少ないと聞いている。そして、不登校に悩む人の多くは、教育センターに行くと言われている。しかし、いかに少ないとはいえ、その部門は児童相談所内にあり、人や施設や予算を配置している。虐待の報告件数が、うなぎ上りであるという昨今の現状を考えると、もう一度、児童相談所の機能を考え直す時期にきているのではないかと思わせられる内容であった。そして、もっと多くの職員を配置しなければならない状況にきていることに気づかされる内容となっていた。

（文責 中島 知基）

著書	虐待サバイバーの心理療法 成育史に沿った包括的アプローチ
著者	F・G・クルーズ/L・エッセン
訳者	倭文真智子 他
発行所	金剛出版
発行年	2001年

目次

はじめに

序章

- 第1章 子どもの虐待とは何か？ アダルトサバイバーへの長期的影響
- 第2章 アダルトサバイバーの症状と子ども時代の虐待の評価
- 第3章 治療構造
- 第4章 治療プロセス
- 第5章 精神力動的治療法
- 第6章 認知行動療法的治療法
- 第7章 虐待／トラウマの治療法
- 第8章 補完的療法
- 第9章 トラウマ治療における臨床上の諸問題
- 第10章 臨床家側の課題について
- 第11章 臨床事例

監訳者あとがき

文献

内容要約

虐待を受けた子どもは十分かつ効果的な心理治療を受けるべきであると著者はいう。これが本書の基本的立場である。虐待の適切なケアを受けてこなかった何百万人もの子どもが、心理的な重荷を引きずって成人期を迎えている。子ども時代に心的外傷を負い、それを引きずって生きてきた人々の適切な治療をすることがこれからは求められているのである。

著者は、自分の考えを述べる前提として子ども虐待の定義を述べる。心理的虐待、身体的虐待、性的虐待などの子どもが受ける3つの虐待を緻密に分析検討し、読者に正確に伝えようとする。その最たるものが虐待家族の特異性である。著者は虐待家族には機能不全的な特徴があると指摘する。家族のベクトルは外の社会に対して閉鎖的で、内に対して一

方的に向いている。それも強固に向いているのである。家族間では厳格なルールが支配し、それは家族が共有する「掟」となる。そして家族を拘束する。家族はその掟に基づいて家族の中の役割分担を負う。その役割は柔軟性に欠け、子どもの年齢に不相応で子どもの発達段階を超えたものである。それにその役割は的外れなことが多い。また、社会に対して孤立している。家庭外の仲間や活動を信じず、表面的な付き合いしかしない。虐待家族は閉鎖的なのである。それに加え、親は各方面から高いストレスを加えられている。失業、経済的困難、病気、夫婦不和などがストレスとなり、そのフォローを子どもたちが結果的にしなければならなくなるのである。

親の犠牲になりトラウマを背負った子どもたちを治療するためには臨床面の評価をしなければならない。著者は記述的診断を鵜呑みにすることを指摘する。臨床的な症状だけを取りあげて特定の治療方針の根拠とすべきではないし、クライアントの機能不全の原因について早計な推論的公式化をすべきではない。臨床家や評価者は繊細さと共感をもってクライアントと接しなければならない。そして評価の際の指標が以下に6つ挙げられる。①生物身体的要素、②心的要素、③対人関係要素、④集団／家族要素、⑤社会的要素、⑥文化的要素などがあり、これらを考慮しながら評価する必要性を説いている。また臨床家はトラウマの影響を分析し、絶えず統合的見地から、個人を観るように努めるべきであると示唆する。そして最終的にすべての心理的、医学的データを統合した上で見立てを行うとする。

治療が始まるときに著者は臨床家の力量・態度についてのあるべき姿を提示している。特に強調しているのが信頼性である。「信頼は、トラウマを負ったクライアントとの治療関係で要となるものである。(p47)」と指摘している。信頼性を獲得するために臨床家は共感と関心をクライアントに寄せること、さらに誠実さ、受容性、寛容性なども挙げられる。それに加え、臨床家はクライアントのモデルになるために心理的に安定していること、柔軟で、自発性があり、ユーモアのセンスで自己コントロールできることなどを求めている。

治療の過程においては初期、中期、終結期に分けて説明し、各段階ごとの関係性、対処方法、臨床家の態度の在り方、クライアントの反応、クライアントの変化、リスクなどが説明されている。歪められた自己像を修正し、クライアントの本来の在り方を取り戻すための方法が書かれている。

第5章以下は具体的な治療方法、トラウマ治療の臨床上の諸問題、補完的療法、臨床家側の課題、臨床事例などが書かれている。

精神力動的治療法では、精神分析、自己心理学、対象関係論、臨床精神分析やその他の治療法の有効な点や利点を取り上げて説明している。おそらく精神分析の治療法を網羅し、多様なアダルトサバイバーに対処するための方策を示してくれたと考えられる。認知行動療法的治療法においては、ピアジェの認知発達理論の基本概念から論を進め、トラウマ治療との関連性から、治療に至る諸技法へと話を進めている。さらに、従来から知られている基本的な行動療法を簡潔にまとめ上げており、その内容は虐待に限らず参考になる。

その他にも有効な治療法が紹介されており、その内容は多岐にわたる。トラウマを正常に戻す作業が治療の根幹に存在していることは各治療法共に共通することである。方法は違えども結果は同じであることを目指して各治療法の利点が挙げられていた。この本を読んで感じたことは、臨床家の態度がいかにクライアントの回復にかかっているかを痛感し

たことである。いかに臨床家自身が襟をただし、クライアントと向き合うことが大事であるかを思い知らされた。本のタイトルには「虐待サバイバー」と書かれているが、本に書かれた治療法はあらゆる分野のクライアントに対応できるものである。虐待サバイバーのみにしか対応できないと思う方がいたら認識を新たにしていきたい程の名著である。

(文責 小鷲 之博)

著書	養護施設の児童虐待 —— たちあがった子どもたち
編者	恩寵園の子どもたちを支える会 (代表 浦島佐登志)
発行所	明石書店
発行年	2001年

目次

はじめに

プロローグ

第1章 虐待は明るみに出された

- 一 事の発端
- 二 千葉県の誤り
- 三 恩寵園で何が行われていたのか
- 四 クーデター —— 抑圧からの脱出
- 五 助けを求めて —— 児童相談所と千葉県の対応
- 六 経過補足

第2章 敗北、挫折、そして崩壊

- 一 支え、希望、そしてひとつになって —— 子ども自治会発足と支える会
- 二 理想と現実
- 三 傷口の広がる日々
- 四 いつかその日をめざして
- 五 敗北の軌跡
- 六 恩寵園の中と子どもたち

第3章 展望のない闘いへ

- 一 敗北の中から
- 二 園内との絆の喪失とさらなる困難な闘い
- 三 新しい仲間と証人尋問
- 四 証人尋問
- 五 新たな闘いの準備開始
- 六 新たな闘いの出発点
- 七 その後の子どもたちの状況 (四人)
- 八 最終決戦への助走

第4章 最終決戦から十日間戦争へ

- 一 2000年前後のこと
- 二 判決勝利から強制捜査・改善勧告まで
- 三 予想もしなかった廃園攻撃
- 四 十日間戦争 —— 包囲網完成

五 たくさんの支援に支えられて

六 完全勝利への確信

エピローグ

恩寵園事件弁護団座談会

司会 山田由紀子

出席者 木下淳博 坪井節子 平湯真人 渡辺淳子

資料

- 1 恩寵園地図・写真
- 2 恩寵園入所児童（小学5年以上）・保母等との面接調査結果要約（報告）
- 3 中学児童の沼田知事宛て手紙
- 4 知事からの手紙
- 5 子ども自治会の県への要請書
- 6 恩寵園の子どもの声を聞く会、支える会結成呼びかけ書
- 7 恩寵園児童への聴取テープ録音反訳書抜粋
- 8 訴状
- 9 判決要旨
- 10 チラシ・新聞より
- 11 児童処遇部会議事録
- 12 児童養護施設「恩寵園」の施設運営及び処遇の改善について（勧告）

あとがき

内容要約

本書は、千葉県船橋市にある児童養護施設「恩寵園」における虐待と、問題解決に立ち向かった経緯を辿ったものである。

保護されるはずの施設の中で、子どもたちが親権代行者の園長を中心に大人から殴る・蹴るといった暴行を何年にもわたって受けつづけてきた施設があったのである

- ①園児の態度が悪いと、ライターを点火したまま園児の腕に近づけて恐怖を与え、職員が制止しても笑いながら続け、さらにその子が足のひっかけ傷を押さえていたティッシュに火をつけた。
- ②性器を触っていた男児に、「そんなことをするオチンチンならばいけない」とズボンを脱がせ、性器にはさみを当て、恐怖のために男児を失神させた。
- ③いたずらをした園児に、「そんなことをする手はいけない」とはさみを動かしながら脅し、実際に園児の手を切って出血をさせた。
- ④小学生の園児が、恩寵園で飼っていた鶏を遊具の高い所に持って上がった際、鶏が暴れて落ちて死んでしまったところ、鶏が可哀想だから死骸を抱いて寝ろと命じ、この園児はタオルに包んだ死骸を枕元において寝させられた。
- ⑤園児の服の着方が悪いと、服の袖などを刃物で切った。
- ⑥園児の顔面を殴りつけ、大量の鼻血を出させた。
- ⑦ポルノ雑誌を持っていた園児の手足をいすに縛り付け、雑誌を開いている格好をさせて

ポラロイドカメラで写した。

- ⑧朝鮮人の児童が入所し、朝鮮人であることを隠して日本名で生活していたにもかかわらず、「お前は朝鮮だ」となじり、その子が泣くと「朝鮮人の泣き方だ」と揶揄した。
- ⑨罰として園児の頭髪の一部のみをバリカンで刈って見せしめにした。
- ⑩罰として園児を24時間眠らせないで正座をさせたうえ、食事もさせず、トイレにも行かせず、園児がトイレに行きたいと行ってもこれを許さず、園児に対し、他の園児の前で排尿せざるを得なくした。
- ⑪幼児である園児を乾燥機に入れたり、明かりのついてない小さな部屋に閉じ込めて外からたたいたりして怖がらせる。
- ⑫熱いお風呂にのぼせるくらいまで無理矢理浸からせる。
- ⑬罰として頭髪の一部を残してバリカンで刈る。
- ⑭高校生の女子の園児を、下着だけの姿で部屋の中に立たせる。
- ⑮プロミスリングを足に付けていた園児を見つけた際、他の園児を集め、その園児を机の上に寝かせ、包丁をふくらはぎに当て、足を切断するまねをして足を切り出血させる。
- ⑯罰として園児を麻袋に入れて吊るした。
- ⑰規則に違反した服を着ていた園児の服をはさみで切るなどの体罰を加えていた。

以上が2000年の住民訴訟裁判で認められた前園長によって行われていた体罰・虐待行為である。これ以外にも、金属バットで頭を殴られるなどもっとひどいことが行われていたと記述されている。

弁護団の中の一人、山田由紀子氏は「恩寵園の子どもたちは、みな普通の子が普通の家庭で身につける生活力」を身につけていないと語っている。体罰・虐待をされ、厳しい規律の中で暮らしていたため、人間として自立する知恵をつけることが出来なかったのだろう。本来、児童養護施設は、何らかの理由で親とともに生活を営めない子どもたちが、安心して生活する場であるが、それが正常に機能していなかった。そのため、子どもたちが犠牲になってしまった。そんな彼らの生の声は、はじめ行政に届かなかったが、次第に動かされる人が増え、市民やマスコミなどたくさんの力を得て、ついに裁判でも140パーセントといえる判決を得ることができた。そして、廃園の危機にも、子どもたちの「いい園にしたいけど、つぶすのはダメだよ。今でもたくさんの子どもが暮らしているのに」との主張から、署名運動などの活動を行った。そして、新体制で恩寵園をスタートさせることができたのである。

(文責 稲川 歩)

著書	子ども虐待 ケース・マネジメント・マニュアル
著者	芝野松次郎 編 寺本典子 (CD-ROM制作)
発行所	有斐閣
発行年	2001年

目次

序 本書のねらいと視点について

- 1 危うい「育つ権利」と「強制的保護サービス」
- 2 実践モデルとマルチメディアCD-ROMマニュアル
- 3 本書の対象
- 4 本書の視点
- 5 本書の構成と概要

第1章 子ども虐待の社会的認知と防止への取組み

- 1 子どもの人としての権利
- 2 子ども虐待の社会的認知から防止へ：アメリカの場合
- 3 子ども虐待の社会的認知から防止へ：日本の場合
- 4 子ども虐待の定義
- 5 緊急介入の意思決定と課題

第2章 子ども虐待のケース・マネジメント：援助の枠組みとその理解のために

- 1 援助の枠組み：ライフ・モデルに基づくケース・マネジメント
- 2 ケース・マネジメントによる援助枠組み
- 3 ケース・マネジメントにおける課題

第3章 リスク・アセスメント：緊急度を判断する

- 1 リスク・アセスメントの目的と本書の立場
- 2 初期段階でのリスク・アセスメントと緊急度の判断
- 3 リスク要因とは

第4章 緊急対応：一時保護の判断とその手続き

- 1 緊急一時保護
- 2 立入調査
- 3 児童福祉法第28条の検討と実施

第5章 子どもへの援助と保護者への援助：緊急対応から中・長期的展開へ

- 1 在宅援助
- 2 施設入所の場合の援助展開
- 3 中・長期的援助：アセスメント、プランニング、モニタリング

第6章 家庭復帰：家族再統合への援助を

- 1 日本における家庭復帰の現状

2 アメリカの家族再統合への取組み

3 家庭復帰へ向けての援助と手続き

第7章 ケース援助の評価：その目的と具体的な方法

1 ケース援助の評価の目的

2 ケース援助の評価手続き

3 実験的調査法の具体的な手続き

4 プロセス評価の手続き

第8章 今後の課題：技術を高め、心を吹き込む

1 実践モデルと現実

2 緊急対応と時間的制限

3 児童相談所の機能

4 マンパワーの量と質

5 他施設や他機関との連携

6 家庭復帰の問題

7 技術のトレーニングと心のトレーニングを

資料1 イリノイ州児童家庭局（DCFS）におけるリスク・アセスメント

資料2 インタクト・ファミリー・ワーカーの職務について

資料3 ワークシート

参考文献

あとがき

索引

CD-ROMについて

内容要約

本書の対象は児童相談所のワーカーを念頭に置いて書かれているが、第1章の「子ども虐待の社会的認知と防止への取組み」、第2章の「子ども虐待へのケース・マネジメント：援助の枠組みとその理解のために」、そして第3章の「リスク・アセスメント：緊急度を判断する」などのように、医療、看護師、保健師、保育士、教師、介護士といった専門職、あるいは民生児童委員や主任児童委員など、虐待ケースの援助に関わる可能性のある関係者に幅広く参考としてもらえる部分を豊富に含んでいる。児童相談所がケースをどう受け、どう判断し、どのように援助するかを知ることは、いろいろな専門職にとって、子ども虐待を理解し、虐待が疑われるケースを地域において援助する方法を考える助けになると思われる。

本書の第1の視点は、子どもとその環境（家庭、地域など）を切り離して見るのではなく一体として捉え、子どもとその保護者や家族を包括的に援助しようとする点である。

第2の視点は、子どもとその保護者の問題解決能力に着目し、そうした力を育むため、横断的、縦断的にマネジメントを行おうとする点である。横断的とは、ある時点で、環境の中の資源を全体として捉えることであり、子どもと保護者（家族）がもっとも必要とする資源を提供するように努力することが横断的マネジメントである。

一方、縦断的とは、時間の流れの中で捉えることであり、子どもと保護者（家族）が必要とする資源を最も必要な時に提供するように努力するのが縦断的マネジメントである。子どもとその成長・発達環境を1つのまとまりとして、時間の流れの中で調整するために、子どもとその保護者を、緊急の対応も含めて、生活の全般にわたって長期的に援助すると考えている。

第3の視点は、子ども虐待が疑われるケースへの援助プロセスは、重要な意志決定の節目をいくつか含んでいると考えられる。そうした節目において迅速かつ最善の意志決定を行い、その意志決定に基づいて選択された援助手続きをケースに対して実行することが大切である。本書では、このことをよりよく理解するために、それぞれの節目を1つのまとまりとして章にして書かれている。

筆者は、この本を8つの章から構成して書いている。第1章の「子ども虐待の社会的認知と防止への取組み」では、アメリカの場合と日本の場合の社会的認知と防止と緊急介入の意志決定と課題について述べている。

第2章「子ども虐待へのケース・マネジメント：援助の枠組みとその理解のために」では、ライフ・モデルに基づく虐待ケースのマネジメントの全体を分かりやすく解説している。

第3章の「リスク・アセスメント：緊急度を判断する」では、子ども虐待ケースの初期対応において、子どもの状態や子どもがおかれている状況を的確に把握し、緊急度や重症度を判断するための情報の収集と活用の仕方を示している。

第4章の「緊急対応：一時保護の判断とその手続き」では、収集した虐待状況についての情報と、活用できる資源についての情報に基づき、緊急の一時保護や措置を決定する手続きを分かりやすく解説している。

第5章の「子どもへの援助と保護者への援助：緊急対応から中・長期的展開へ」では、初期対応を乗り越え、中期的な援助計画を決定するときの手続き、そして、施設措置後、あるいは在宅援助の間子どもや保護者に対する直接的な援助、あるいは他の専門職との連携によって提供できる援助について触れている。また、資料編にはワークシートも添付されており参考になる。

第6章の「家庭復帰：家族再統合への援助を」では、施設措置された子どもが家庭復帰する場合の条件設定と、そうした条件が満たされたかどうかの判断および家庭復帰を実行する場合の手続きを示している。

第7章の「ケース援助の評価：その目的と具体的な方法」は、児童相談所が行った一連の「ケース援助」が果たして有効であったかどうかを判断するための「評価手続き」を提示している。

第8章の「今後の課題：技術を高め、心を吹き込む」では今後のマネジメントの課題が取り上げられている。

CD-ROMが添付されており、子ども家庭福祉専門職が子ども虐待の通告を受けたところから、①通告から緊急度判断、緊急度が高い場合は緊急一時保護、②初期アセスメント（調査）から初期の援助実施、③中・長期的アセスメントとプランニング、④モニタリングといった流れが示されているシミュレーションやトピック学習を通して、マネジメントのプロセスとその要所で行う意志決定の手続きを、この分野のエキスパートが語りかけており、

より具体的に学ぶことができる。

「児童虐待」は、児童相談所のワーカーをはじめとして、医師、看護師、教師、保育士、弁護士、民生児童委員、地域の住民として心して取り組まなければならない大きな課題である。本書は「子どもの家庭福祉」の実践マニュアルとして大いに参考になるものと思われる。

(文責 来栖 まさ江)

著 書	子ども虐待の理解と対応（子どもを虐待から守るために）
著 者	庄司順一（青山学院大学文学部教授）
発行所	フレーベル館
発行年	2001年

目 次

はじめに

第1章 子ども虐待とは何か

第1節 子ども虐待の定義ととらえ方

第2節 子ども虐待のタイプ

第2章 子ども虐待の認識と歴史

第1節 ケンプ以前

第2節 ケンプ以降

第3節 わが国の状況

第3章 子ども虐待の実態

第1節 アメリカの状況

第2節 わが国の状況

第3節 児童相談所で把握した被虐待児の状況

第4節 保健所における被虐待児

第5節 一般家庭における調査

第4章 子ども虐待の背景と育児不安

第1節 虐待への不安を感じている母親たち

第2節 育児不安とは

第3節 育児不安の社会的背景

第4節 育児不安の心理的背景

第5節 育児不安の子どもへの影響と親への支援

第5章 虐待の発生要因と補償要因

第1節 虐待の発生に関するかつての考え方

第2節 子ども虐待の発生要因

第3節 虐待の発生に関する生態学的モデル

第4節 虐待のリスク要因と補償要因

第6章 子ども虐待への対応

第1節 虐待の発見と通告

第2節 被虐待児の治療の特徴

第3節 子どもの保護

第4節 子どもの治療

第5節 親の治療と援助

第6節 チームによる援助

第7章 被虐待児の行動の理解

第1節 乳児院入所児の状況

第2節 虐待を受けた子どもの行動

第3節 愛着障害とは

第8章 保育所における対応

第1節 虐待の発見と再発予防

第2節 子どもへの支援

第3節 子どもが健康に育つための条件

第4節 親への支援

第5節 保健所にかようことの大切さ

第6節 他機関との連携

第7節 虐待の予防

資料 児童虐待の防止等に関する法律

参考図書

あとがき

内容要約

本書では、「虐待とは何か?」「虐待をどうとらえるか?」から始まり、虐待の実態、虐待の背景と育児不安、虐待発生要因、虐待への対応について、わかりやすく書かれている。

子ども虐待を1970年以降のものとそれ以前のもの、大きく違うものとしてとらえている。つまり、1970年代になると、明らかな暴力をとまわらないネグレクトや心理的虐待も虐待と考えるべきであり、また、性的虐待が少なくないことに気づかれるようになったと書かれている。

虐待の原因にもさまざまな角度から述べられており、①親の問題、②家庭の問題、③社会からの孤立、④子ども自身の特徴、⑤親と子どもの関係などに整理され、これらがそろったときに虐待が生じると考えられると書かれている。特に「虐待の世代間伝達（虐待の連鎖）は約30%であり、たとえ、子ども時代に虐待をされても自分の子どもには虐待をしない人も少なくないはずですし、子ども時代に暴力をふるわれなくても自分の子どもに暴力をふるうこともあるでしょう」と述べられている。

「虐待が発生する家庭はさまざまな問題を抱えており、一個人、一機関では対応できません。保育者をはじめ多くの人たちが虐待への関心を高め、理解を深めて協力、連携していくことが子どもを虐待から守るためにますます求められているのです。」と結ばれている。

(文責 萩谷 高史)

著 書 <子どもの虐待>を考える
著 者 玉井 邦夫
(山梨大学教育人間科学部助教授 専攻は障害児者心理学, 小中学校のカウンセラー)
発行所 講談社現代新書
発行年 2001年

目 次

- 第1章 これは虐待なのか？ そうではないのか？
- 1 虐待の実態
 - 2 虐待を疑うとき
- 第2章 虐待を受けた子どもたち
- 1 「虐待される環境に適応する」という考え方
 - 2 対応する側のつらさ
 - 3 性的虐待はどのような影響を与えるのか
 - 4 PTSDという概念から虐待を考える
- 第3章 虐待に追いつめられる親たち
- 1 「虐待をする親」にみられる人格的な要因とは
 - 2 家族システム
 - 3 「虐待をする親」に共通する要因を社会構造の中で考える
- 第4章 虐待をどのように通報すべきか
- 1 通報することに対する心理的抵抗感
 - 2 通報にあたって
- 第5章 虐待にどのように対応するのか
- 1 親はどのように自覚をもっているのか
 - 2 男親による虐待
 - 3 具体的な対応への5つの視点
 - 4 何をゴールにするのか
 - 5 具体的な対応に向けて
 - 6 虐待に対応するシステムとは

第6章 発達障害をもつ子どもと虐待 事例を通して

終章 あなたがあなただから愛しい

おわりに

内容要約

この本には2つのメッセージがある。一つは、虐待という現実に立ち向かうためのメッセージとして「自分がどうしていいかわからなくなったとき、それがヒューマンサービスに携わる人間としての力量のなさや資質の乏しさだと考えないでほしい。誰であれ、虐待事例に取り組めば、自分の価値観や存在価値を脅かされるほどの衝撃をうける。助けを求めることを恥じないでほしい。」虐待事例に関わる人を力づける。2つめは、これほどまでに子どもの虐待が社会問題化してくれば、必然的に「マニュアルを作って対応しよう」という考え方が生まれてくる。マニュアルを与えられても、現場の教師や保育士、保健師などは、やはり虐待事例と思われる親子関係を目の当たりにして途方に暮れているのが実情である。マニュアルは重要であるが、致命的な欠陥がある。すべてのマニュアルは「これだけは最低限押さえてほしい」という基準として作成される。しかし、それが作成者の手を離れて流布しはじめた瞬間から、「これだけしていればいい」という基準として機能してしまうということである。マニュアルを活かすのは、実はマニュアルに記載されていない「プラスアルファ」なのである。その「プラスアルファ」を意識して書かれている。

第1章では、身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクトについて周囲の人が疑いを抱き始める前後のことがら・外面的にあらわれる特徴について書いてある。

第2章では、虐待を受けることで子どもたちはどのような影響を受けるのか

第3章では、虐待を加えてしまう親はどんな人なのか。子どもの姿と親の姿の双方を見たとき、虐待という家族のあり方に対して自分たちのなすべきことがみえてくる。家族システムはどのように育っていくか。虐待を加えてしまう親について、人格面、社会面の両面から検討している。

第4章では、虐待をどのように通報すべきか。的確に記録を残すための留意点。「客観的に事実をありのままに記す」ことが大事とされるが、記録は主観であるという前提を確認する必要がある。

第5章では、虐待にどのように対応するのか。けっして個人や単独機関で可能なものではない。虐待に対応するシステムづくりではさまざまな人的資源とサービスをコーディネートする管制塔の役割はどこが担うのかという観点が大事である。この管制塔としての機能を特定の機関（児童相談所）に固定して考えるのか、それともケースバイケースで考えるのか。これからの課題である。

第6章では、発達障害をもつ子どもと虐待との関連について事例を通して述べている。子どもに発達障害があるという事実と直面したとき、多くの親たちは「自分たちの育てられ方」というものさしも使えないという思いにとらわれる。「この子には親と子のキャッチ

ボールをする力がない」「自分たちの育てられ方は役にたたない」と思いこむ。しかし、発達障害を持つ親の大多数は、けして虐待という事態には陥っていない。「発達障害がある」というラベルが貼られることで、親にとって子どもの示すさまざまな問題行動に対処する心理的な余裕ができるのではないか。

終章は、「自分のしていることは虐待ではないか？自分は子どもの心を歪めているのではないか？」と悩んでいる親たちへの呼びかけである。虐待は、とても複雑な現象である。単純に「誰かが悪い」と決めつけることなどできない。「加害者」とみられる親が、ある意味では「犠牲者」であったりすることもある。「親ならば子どもを無条件で愛することができるであまりまえだ」という、世の中に広く浸透した考え方が、「親であることがつらい」と感じている親を苦しめる無言の圧力になる。苦しんでいる親に向かって『あなたが陥りかけている、親子という迷路の中で、なんとかいっしょに道を探そうとしている人たちがたくさんいます。あなたの中で折りつづけている声に、耳を貸そうとする人たちがたくさんいるのです。あきらめて投げやりになったとしても、いつの日か誰かにあなたの胸の内を伝えてほしいのです。そのことが、きっと何かを変えはじめるはずです』と訴えている。「過去」を指弾して終わるシステムではなく、「過去」を許すことのできる「未来」をいっしょに探すことのできるシステムをいつの日か築き上げたいとまとめている。

(文責 金子清一)

著 書	虐待と離婚の心的外傷
著 者	棚瀬 一代 (京都女子大学現代社会学部助教授、大津家庭裁判所家事調停委員)
発行所	朱鷺書房
発行年	2001年

目 次

序 文 中井久夫

はじめに

第1章 子どもの虐待とは何か

- 1 アメリカにおける子どもの虐待定義
- 2 日本における子どもの虐待定義
- 3 心理的虐待定義の最近の傾向
- 4 性的虐待定義の最近の傾向
- 5 虐待定義と通告義務

第2章 母親による子どもの虐待はなぜ起きるのか

- 1 母親の生育史的背景
- 2 子どもに対する母親の認知の歪み
- 3 母子間の愛着発達と愛着パターン
- 4 被虐待児の臨床像
- 5 限界を越えた危機状況および社会的援助の欠如

第3章 体は大人、心は子ども—精神的に飢え続けたA子

- 1 事例の概要
- 2 面接経過
- 3 考 察

第4章 情緒的応答性を欠く養育を受けてきたB子

- 1 事例の概要
- 2 面接経過
- 3 考 察

第5章 子どもの虐待と心的外傷後ストレス障害 (PTSD)

- 1 心的外傷後ストレス障害 (PTSD)
- 2 複雑性心的外傷後ストレス障害
- 3 複雑性PTSDの視点による症例分析 (特にアンネ・ラウの症例)
- 4 PTSD、複雑性PTSDと他の疾患との鑑別診断

第6章 離婚の心的外傷

- 1 親への影響

- 2 子どもへの影響
- 3 別れて住む親子の面接交渉
- 4 別れた後の共同子育て

第7章 事例を通してみる離婚の世代間サイクル

- 1 事例の概要
- 2 面接経過
- 3 考察

参考文献

あとがき

人名索引

事項索引

内容要約

本書は著者がアメリカ生活の中で抱いた素朴な疑問に端を発し、先行研究と対話を進め、その再検討を緻密かつ丁寧にまとめたものである。著者はあとがきの中で、「1984年頃カリフォルニア州・パークレーで暮らしていたとき、離婚した夫婦が子どもの担任との面談に一緒に出かけるなど、共同で子育てする姿を目の当たりにし、別れねばならないほど葛藤が高かった元夫婦がどうやって共同で子育てしているのだろうか？恨みや怒りの気持ちはどうなっているのだろうか？理解できないので知りたいと思った」「1988年頃マサチューセッツ州ケンブリッジで暮らしていたとき、マスコミがセンセーショナルに取り上げる虐待事件があり、自分の子どもを虐待する親の気持ちがどうしても理解できなかった」と述べている。

しかし、著者は疑問を疑問で終わらせず、すぐに関係者から聞き取り調査を開始した。そして、研究を進める中で『虐待』や『離婚』を、「心的組織に急激かつ長期に渡って継続する影響を与えるような心的外傷体験である」と捉えていく。

このような心的外傷体験が子どもの発達にどのような影響を与えるかについて、事例分析を通じて考察したのが本書である。

本書は全7章のうち1章から5章までは「虐待」の心的外傷について、6章・7章は「離婚」の心的外傷について述べられている。以下、その内容を紹介する。

第1章～第5章 「虐待」

第1章：アメリカおよび日本における定義の変遷の後を概観しつつ、子どもの虐待とは何かを考察している。また、アメリカにおける性的虐待定義の最近の傾向についても紹介している。

第2章：母親による子どもの虐待に焦点を絞り6事例をあげ分析している。虐待する親の視点から始め、剥奪体験をした子どもの世界に足を踏み入れながらこれらの事例に共通して見られる特徴を整理している。

第3・4章：溺愛型養育が被剥奪体験となったA子の事例と、母親から情緒的に応答性を欠く養育を受けてきたB子の事例を通じ、虐待が準備されてから治癒にいたる過程を丁寧に検討している。

第5章：ハーマンの心的外傷に関する研究をもとに、子どもの虐待と心的外傷後ストレ

ス障害（PTSD）の関係について、歴史を整理しながら言及している。また、ハーマンの示した複雑性PTSDの六つのカテゴリーやフィスラー等の示した七つのカテゴリーをわかりやすく説明している。

第6章～第7章 「離婚」

第6章：離婚後に共同子育てをしているカリフォルニアのカップルに対し個別に行ったインテンシブな面接調査の結果や家事調停での経験を通して、離婚が親および子どもに与える影響について考察している。

第7章：対象喪失に伴う悲哀の過程への治療的危機介入のありかたを事例をもとに検討している。さらに適応的発達へと向かった面接過程を通じ、離婚の世代間サイクルの問題を考察している。

（文責 矢代 幸子）

著 書	子どもと性被害
著 者	吉田タカコ（フリーライター）
発行所	集英社
発行年	2001年

目 次

はじめに

第一章 語られ出した性被害

第二章 封印された犯罪 ―性的虐待とは何か

第三章 性的虐待の加害者とは

第四章 心の傷を乗り越えるために ―語ることを通じて

第五章 サポーターには何ができるか ―サバイバーと共に生きるために

第六章 性的虐待の根絶のために ―法律に求められるもの

第七章 性的虐待のない社会をめざして ―私たちができること、やるべきこと

おわりに

引用文献、資料、参考文献

支援機関リスト

内容要約

過去を引きずって生きることとフラッシュバック

お風呂で衛生的理由から父親が息子の性器を洗おうとした。すると目の前に突然、ある光景が鮮明に広がり、パニックになった。あるいは、アダルトチルドレンと自覚する人物がセラピーに通い始めて1年ほどたったある日、幼いころの性的虐待の記憶が断片的に蘇った。これらは「フラッシュバック」と呼ばれるもので、幼いころの忌まわしい記憶がある出来事をきっかけにして蘇った例である。過去の性的虐待から自分を守るための防衛反応として記憶に蓋をしておくのである。この反応は傷つく自分を守るためには正常なことである。

フラッシュバックによって忌まわしい記憶を思い出す人ばかりではなく、その記憶を引きずって生きてきた人たちもいる。そういう人たちは、自分を責め続けて生きている。自分に責任がないにもかかわらず、である。その人は言う。「私にとっては、「怒る」よりも「あきらめる」ほうが簡単だから……」

トラウマという言葉

近年、一般的に用いられるようになった言葉に「トラウマ」という言葉があり、「心的外傷」と訳される。耐え難いほどのショックに遭遇したときに、自分の心を守るために記憶

や感情を封印し、心に負った傷を隠蔽しようとする無意識の作業である。このような状態を「瞬間冷凍された体験」という人もいる。しかし、普段は封印されたものとして心の奥底にしまいこまれている体験が、思いもかけない偶然の出来事によって解凍され、まざまざと蘇る。フラッシュバックはそのひとつの形なのである。

性的虐待とは？

性的虐待とは、どういう行為をいうのだろうか。児童虐待防止法では、「児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること」（第二条）と定義づけられている。しかし、これではあいまいすぎる。また厚生省（現厚生労働省）は、性的虐待の定義を「性交、性的暴行、性的行為の強要」とし、具体例として「子供への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆」「性器や性交を見せる」「ポルノグラフィティーの被写体などに子どもを強要する」と説明している。さらに、心理療法や児童福祉に携わる専門家の意見を総合するとその内容はより具体性を帯び多岐にわたる。

では、この性的虐待は最近の問題なのだろうか。答えは否である。最近になって急増したわけではなく、昔からたくさんあったのに社会が沈黙を強いてきただけなのである。社会がその存在を認めたことで、被害経験者が沈黙を破れるようになった。しかし、児童相談所や警察に届けられる被害は氷山の一角に過ぎない。性的虐待は、被害を受けた子ども自身が沈黙を守ることで社会から隠蔽される。あるいは、まわりの大人が表沙汰にしないことによって社会から抹殺されるのである。

被害経験者の癒しは？

性的虐待の被害経験者は心の傷をどのように癒すのだろうか。それは被害経験者が自らの体験を「語る」ことによって、過去の自分に決別することである。

語ることは被害経験者にとってはあまりにも困難な作業である。思い出したくもない記憶をこじあげ、言葉にして搾り出す。それも認めたくない過去の記憶である。語る作業には大きな苦痛、怒り、悲しみ、絶望、恐怖、羞恥心、屈辱感が伴う。しかし、その作業を経ることで被害経験者は自己変革を経験できると言われている。いままで混乱し遠ざけてきた過去と静かに向き合い、それを整理していくことができるのである。とはいえ被害経験者が安心して語れる場がないのが現状である。そんな中で近年、自助グループという活動が注目されてきている。

自助グループは、アメリカでアルコール依存症の人々の集まりから始まり、ベトナム戦争の帰還兵が心の傷を癒す場となった。それが日本でも広がり、薬物依存、摂食障害、ギャンブルなどの嗜癖問題など悩みを同じくするグループが誕生し活動している。このグループの活動には治療行為はない。ただ心を同じくする仲間が集まり、「わかち合い」（シェアリング）をするのである。仲間に受け入れられ、共感してもらう。そういう場を自助グループは提供してくれるのである。泣き、怒り、ときには笑う。自分の気持ちを素直に吐き出すこと、これが被害経験を癒すのである。

また、もし自分の話を聞いてくれるサポーターと呼べる存在が周りに存在すればサバイバーは安心できるだろう。このサポーターには専門的なスキルは必要ない。必要なのはサバイバーの話を信じ、彼女ら・彼らのさまざまな感情を受けとめ、共に歩んでゆくという

気持ちである。著者は、サポーターに3つのことを期待している。①「話してくれてよかった」②「あなたのことばを信じる」③「あなたが悪いのではない、悪いのは100%加害者である」というものである。話してくれたことに感謝し、尊重する。そして悪いのは加害者であることを伝えることでサバイバーは安心できるのである。

法律に求められるもの

2005年に児童虐待防止法が成立した。同法の成立により今までの行政の姿勢を鑑みれば隔世の感がある。従来の法にはなかった視点が多く盛り込まれており、虐待の定義を明確にしたことは評価できる。しかし、児童虐待の現場からは疑問符が投げられている現実がある。親や児童福祉施設長に「懲戒権」を認めてしまっている。懲戒権を認めてしまうと「これはしつげだ」といういいわけを認めてしまうのである。また「保護者の範囲」が不明確であるとの意見がある。他にも、あるべきはずの罰則規定がないことや刑法上の問題が不明確と指摘する向きもある。このように、法を整備したから児童虐待がなくなるというものではない。法の不備を補いつつ、地道に啓発活動が続けていくことが結局のところ大事なのである。

(文責 小鷲 之博)

著書	子ども虐待の歴史と理論 <i>Child Abuse: toward a knowledge base 2nd edition</i> (Open University Press,2000)
著者	ブライアン・コービー Brain Corby (イギリス・セントラル・ランカシャー大学教授)
訳者	萩原重夫
発行所	明石書店
発行年	2002年(原著2000年)

目次

第1章 序

研究からのメッセージ／家族外で虐待される子ども／その他の発展／本書の目標と概略

第2章 子ども時代、子どもの虐待、および歴史

歴史の解釈／子ども時代と歴史／子どもの虐待と歴史／結びのコメント／推薦書

第3章 子ども虐待と育児放棄の歴史：1870-1991年

子どもの虐待に対する、ヴィクトリア朝末期とエドワード朝期の対応／二つの世界戦争の間／1945-70年の期間と子ども部局の登場／1970-75年における子ども虐待の再発見／ジャスミン・バックフォード、クリーヴランド、および「1989年子ども法」：1985-1991年／結びのコメント／子どもの虐待：歴史的時系列1800-1990年／推薦書

第4章 1990年代における子どもの保護と家族の支援

儀式上の虐待、悪魔主義の虐待／施設での虐待／組織的虐待、ペドファイル、および子ども買春／家族内の子どもの虐待：家族支援の復活／1995年研究からのメッセージ／対抗する見解／結びのコメント／1990年代における子ども保護の主要な出来事／推薦書

第5章 子ども虐待の定義

子どもの虐待の定義／子どもの虐待の公式定義／結びのコメント／推薦書

第6章 子ども虐待の波及度

公式統計／子どもの虐待の発生率および波及度に関する研究／結びのコメント／推薦書

第7章 誰が誰を虐待するか

誰が虐待するか／虐待する者のジェンダー／虐待する者の年齢／貧困、人種および子どもの虐待／自身が虐待された経験のある親／家族構成および子どもの虐待／虐待する者の精神的な能力／子どもを虐待する者に関連するその他の要因／誰が虐待されるか／結びのコメント／推薦書

第8章 子ども虐待の因果関係

心理学的理論／社会心理学的理論／社会学的視点／結びのコメント／推薦書

第9章 子ども虐待の影響

はじめに／身体的虐待と育児放棄の影響／子どもの性的虐待の影響／結びのコメント／

推薦書

第10章 子ども保護実務の研究

防止と予測／評価と意思決定／治療と援助の提供／結びのコメント／推薦書

第11章 子ども保護活動における現在の問題

子ども保護と家族支援の均衡を図ること／子どもの虐待を防止するため社会的レベルで活動する／虐待された子どもと大人に対する治療サービスの開発／犯罪者への対応／結びのコメント

内容要約

日本で児童虐待が社会問題化したのは1990年代だといわれる。子どもへの必要悪としての「度を過ぎた折檻」や「しつけ」が、「暴力」という概念で語り直されたのは、画期的なことであった。だが、実際に家庭への介入を行う児童相談所をはじめとする現場の人間にとって、「暴力」という概念と目の前の現実をどう対応させるかは、日々悩みぬいていることのように思われる。介入すべき「虐待」のラインは何なのか、それは定義しうるものなのか、介入することと家族の保護をどう折り合いをつけるか。本書は、こうした問題—何を虐待とするか、どう対応するのか—についてイギリスがここ100年強、どのように変遷してきた、現在の体制や定義があるかということをもとめた本である。

本書の一番の意図は、いわゆる子ども保護を仕事にする人に対して、ソーシャルワーク、医学、歴史学、社会学、哲学、社会政策、心理学の分野を横断しながら批判的で基礎的知識を提供することである（序）。批判的で基礎的知識とは何かというと、児童虐待や暴力という問題を、批判的に考えるための基礎となる知識という意味で、この本はいわゆるハウツー本ではないと断っている。

まず、子どもとは何か、ということ自体がヨーロッパでは歴史的に変遷してきたことが述べられる（第2章）。中心になる題材はP.アリエス『子どもの誕生』であるが、本書では、確かにアリエスらが明らかにしたように歴史的に子どもの社会的位置づけは変遷してきたが、にもかかわらず、どの時代においても子どもに対する残虐な行為は存在していたこと、同時にそれを問題視し規制する考えや法律もまた存在していたということに力点がおかれている。

しかしながら、保護され、教育されるべき未成熟な一定の期間としての子ども時代という考えは、近代になって登場したもので、そうした「子ども」に対する虐待を問題視する運動が社会的に広がったのは、イギリスでは19世紀末であった。これは、主に貧困層の家庭における児童虐待、児童買春への中産階級の同情的関心が広まったからだと解される。最初の子どもの保護の法律や国立子ども虐待防止協会（NSPCC）もこの頃できた。第一次大戦以降、第二次大戦期にかけて、児童虐待への関心は薄くなった。その背景として、“虐待の原因としての貧困は減少してきた”という言説が流布したこと、及び恐慌や戦争の時代は、家族を問題視するような動きは厳しく規制されたことが指摘される。こうした動きは1960年代まで続き、児童虐待は、一部の貧困層における非行少年の問題としてみなされ、家族丸ごとに対する矯正指導という形をとってきた。

1962年にアメリカの小児科医ケンプ（Kempe, H.）が、子どもの体の傷を小児科医としての臨床的視点から、初めて、故意の虐待の結果だと断定する研究を発表した。彼はまた、子どもの虐待は常識で考えられるよりずっと多く行われているのに、専門家（特に医者）がそれを認識できなかったと論じ、「被虐待児症候群」という概念を提出した。彼の考えが本格的に影響を持つのはアメリカでは1970年代以降のようだが、それはイギリスにおいても同様であった。イギリスでは、マリア・コールウェル事件（1973年）以降、虐待された、あるいはそのリスクがあると思われる子どもの地域援助機関への徹底的登録と早めの虐待発見・介入が奨励されるようになった。家庭に対しては多少侵入的であっても子ども保護を第一にするという動きが強まった。そのなかでクリーヴランド事件（1987年）が再び転機をもたらした。これは、ほぼ2ヶ月の間に120人もの子どもが「肛門反射拡張テスト」というテストによって肛門性交による虐待を受けたと診断され、強制的に監護措置をとられるという事件で、性的虐待を社会に認知させるというインパクトもあったが、それ以上に、子どもの拒否権や家族側が主張する権利は無いのかということが改めて論議された（以上第3章）。こうした動きを経て、1990年代以降は、もう一度家族を視野に入れた介入のあり方が目指されるようになる。それは、子どもひとりだけを対象にするのではなく、家族をはじめとする子どもの生活する環境の改善を総合的に行うという方針であり、具体的には社会福祉と虐待防止をむすびつけることであり、また子ども虐待とDVなどの他に分類される家庭内の暴力の相互の影響を考慮するということでもある（第4章）。こうした方針は、現在の課題として最終章（第11章）でも確認される。

第5章以降は、虐待に関するさまざまなアプローチの研究が批判的に考察される。まず、児童虐待の定義について。定義とは定義する者の関心によって異なるものであることが最初に確認される。そのうえで、実務者としては様々な定義の持つ文化的・政治的側面を批判的に考える必要があると述べられる。以上を踏まえて「1989年子ども法」による、法的定義が述べられるが、これは日本の児童虐待防止法の定義と近いもので、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、情緒的虐待の4つを基本とする（第5章）。

では、「児童虐待はどのくらい起こるのか、その発生率は？」こうした問いを答えるのが方法論的にも定義の問題としても難しいことを前提としたうえで、様々な調査によると、従来想定された以上に児童虐待は行われている、とくに性的虐待についてはそうであることが指摘される（第6章）。

「誰が誰を虐待するのか」という問いに関する研究は無数にあり、現実的関心から実務家も興味を非常に寄せる問題となっている。しかしこうした研究のほとんどが、以下のような問題点をもっている。第1に、一般論としてどういう属性（ジェンダー、階級、エスニシティ、あるいは被虐待経験の有無・・・）の人間が虐待／被虐待のリスクが高いかという議論よりも、実際は、ひとつひとつのケースの特殊な事情や環境によってリスクは大きく変わるという事実があまりに重視されていないということ。（この点では、いわゆる虐待の連鎖はどれくらい起こるのか、という議論よりも、虐待された経験を持つ人が虐待しないための条件や援助は何かという問いのほうがずっと有効だという指摘がされている。）第2に、仮に母親が虐待者であるケースを分析する際、そこにジェンダーの視点、たとえば彼女が夫からうけるDVの影響などについて考察されていないということである（第7章）。

それに対して、「虐待はなぜ起こるのか」という問いのほうは、実務に忙殺される人にと

ってはそんなに関心を払われないのだが、実務家にとってむしろ重要なものである。それは、現在の援助なり治療なりに方向感覚を与えるものだからだ。この問いに対しては、社会構造を捨象した純心理学的アプローチも、個々の特殊な事情や心理の問題を捨象した純社会科学的アプローチも不十分であり、虐待に対しては両方から根拠づけねばならない(第8章)。なお、DVの問題と児童虐待を男性中心的なジェンダーの問題としてとらえる「フェミニスト・アプローチ」に対しては、本書では一貫して積極的に評価している。

第9章では、どのような行為や環境が特に子どもに有害なのかということが考察される。この問いへの答えも、もちろんひとつに絞れるものではないが、ここでは諸研究を総括して、挿入を伴う性的虐待、長期の継続、虐待者が父親相当の人物、暴力・強制・脅迫が伴う、家族の反応が消極的といった場合、特に有害だと結論づけている。

第10章、11章では、実務家として何ができるかに関する研究のまとめと著者による提言である。テーマとしては、1. 子ども保護と家族支援のバランスをどうとるか、2. 子ども虐待を防止することと階級、ジェンダー、エスニシティ、セクシュアリティの問題がどう関係するか、3. 被虐待児と家族へのケアはどんな方法があるのか、4. 虐待者への対応はどうすればよいのか、というものに分かれるが、踏み込んだ提言というより、これまでの歴史的な分析や臨床的研究に照らして、考えるべきことを明確にしたという感じだ。

本書が「批判的で基礎的知識」の提供を目標としている以上、積極的にひとつの手法や理論が提示されているわけではない。むしろ、様々な手法や理論の歴史的起源や、弱点、強みを整理することが本書の力点となっている。日々の仕事として子どもに向き合う人こそ、役立つような編集の仕方と視点を持つ本だと思う。残念なのは、すべての引用文献(英語文献)が翻訳されていないことで、紹介され検討されている論説の元の研究にすべて当たれないことだ。関心を持つすべての人間にとって、こうした引用文献が明らかになっていることは大切なことである。

(文責 高橋 在也)

著書	まずは子どもを抱きしめて 親子を虐待から救うネットワークの力
著者	加藤 曜子 (流通科学大学教授, 日本子どもの虐待防止研究会制度検討委員会委員)
発行所	朝日新聞社
発行年	2002年

目次

はじめに

第一章 「児童虐待」とは？

- 1 虐待の意味を規定した児童虐待防止法
- 2 虐待としつけの違い
- 3 育児不安に陥る母親たち
- 4 いまどきの親、いまどきの子ども
- 5 なぜ虐待するのか？

第二章 虐待防止のためにできること

- 1 親子を孤立させないために
- 2 支援ネットワークが必要なわけ
- 3 支援ネットワークに必要なもの
ーアセスメントとマネジメント
- 4 支援ネットワークの広がり
- 5 親を支えるネットワーク
- 6 グループケアの試み
- 7 親になるということ
- 8 親たちのネットワーク

第三章 親子を救うために必要なこと

- 1 望まれる家庭裁判所の役割 親へのケア
- 2 ネットワークの充実に向けて

おわりに

児童虐待に関係する機関・職種・事業の解説

全国児童相談所一覧

電話相談を行っている民間団体一覧

参考文献

内容要約

「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法と略す）が成立し子育て支援や虐待防止への取り組みが少しずつ進められているが、本書では被虐待児とその親を取り囲む状況に、周囲の人たちはどのように対処したらよいかを考えたいとする。

第一章では、児童虐待防止法によって虐待の定義がなされ、国民に児童虐待の共通語が表示されたと言う。厚生労働省の統計によると、児童虐待の相談処理件数は1990年から12年の間に21倍増加している。それでも児童相談所の把握率は約半分であると言うが、「児童虐待」という言葉は社会に浸透しつつある。虐待としつけの違いで言うと、体罰が許されるとすれば、親子ともにしつけだと理解がとられている場合に限られるのではないか。事例を示しつつ、しつけとはじめは思っている、感情が高ぶると行き過ぎて虐待行為になることもあるとし、ストレスの高い人ほど虐待へ向かう率は高いと言う。また、育児不安と虐待は親戚関係にあり、日本の母親が育児不安や孤立感を抱いている事態になっていることを指摘する。乳幼児の虐待事例では、母親が加害者となっていることが多く、どのように母親を支援するかが緊急課題となっている。サポートがあれば、育児不安はのりこえていけると言う。いまどきの親は、乳幼児を世話したこともなく親になっていくために、子どもがどういうものなのかという知識もないまま母親になるので、子どもを受容できない。対人関係も苦手な未熟であり、自分の楽しさのみ追求しがちだ。それが「いらいら感」を生み出す。親教育が必要であり、親子の共感しあう基礎を作ることだと言う。虐待は育児不安・育児ストレスからだけでなく、かつて自分も虐待されたとか、養育する子どもの数が多い、夫の協力がなく、経済的に苦しいなどが重複して関係している。子どもが犠牲にならないためには、社会的なサポートやネットワークに組み込んでいくことが重要だとする。

第二章では、虐待発生予防・再発防止で大切なのは、親子を孤立させないことだと説く。サポートをするのは、（１）友人、家族、親族、（２）地域の対人援助機関である。公的機関が情報を提供し、サークル活動を助けることも重要だと言う。児童虐待をする、あるいはその危険性の高い親の場合は、支援を専門家レベルで展開する必要がある。社会的サポートは単独で存在しているので、それをつなげていく支援ネットワークという考え方が望ましい。そして、マリア・コーウェルとPちゃんの事例から、支援ネットワークには、アセスメントを通じて援助計画が状況に応じて用意されるべきだと言う。ネットワークの問題として、家庭にかかわる援助機関は互いの役割を明確にし、互いに理解しあい、信頼関係を結んでおくことが求められるとする。支援ネットワークが各地で広がっていることを、泉大津市、堺市、北海道、三鷹市、佐川町を例に挙げ述べている。そして、次に子育てが社会化していた昔に比べ、核家族化している現代において、親への支援の成功例が五つ示されている。ネットワークで援助者が留意すべき点は、指導的にかかわるのではなく、親の意見や親にできることは大いに尊重する姿勢を保つことだと言う。また、グループケアの試みも紹介している。さらに、アメリカで1971年に発足した親同士の支え合いの会、ペアレンツ・アノニマスという組織について述べ、アメリカの青少年対策が予防の視点を入れたと言う。虐待を受けた親を教育して、虐待連鎖をストップする試みへ転換したとする。

第三章では、親子を救うために必要なこととして、家庭裁判所の後見的役割を指摘し、

家庭裁判所から親に、カウンセリングを受けさせること、教育を受けるように指導命令を出すことを児童相談所が求めていると言う。また、虐待防止ネットワークのシステムは地域によっては整っていないので、今後の課題だとする。そして、早急に整えなければいけない制度や解決しなければならない問題として、児童相談所のソーシャルワーカーの量と質を上げることなど、10項目を挙げている。

「おわりに」で、最近心配されるのは、暴力の連鎖、虐待の連鎖だと言う。親として子どもを愛するという当然のことができにくい状況に陥っている人が多くなっている。親が親として育ちうる土壌がない。親にとって、安心して子育てができる環境づくりが求められているとし、そのためのネットワークづくりや子育て支援がさらに必要だと結んでいる。

(文責 平川 早苗)

著 書	虐待を受けた子どもへの自立支援 ～福祉実践からの提言
著 者	村井 美紀（東京国際大学助教授） 小林 英義（会津大学短期大学部教授） 遠藤 浩（全国自立援助ホーム協議会代表） 山田 勝美（長崎純心大学助教授） 小木曾 宏（淑徳大学助教授）
発行所	中央法規出版
発行年	2002年

目 次

はじめに

第1章 自立支援ホームからの提言 （遠藤 浩）

- 1 自立援助ホームに来る子どもたち
- 2 愛着形成不全の子どもたち
- 3 養育のやり直し・発達の取り戻しこそが自立支援
- 4 身体的愛着から精神的愛着へ
- 5 自立について
- 6 おわりに

第2章 児童養護施設における虐待を受けた子どもへの自立支援

—施設職員にとっての「自立」と「自立支援」 （山田 勝美）

- 1 虐待を受けた子どもをめぐる問題
- 2 児童養護施設の現状と課題
- 3 事例検討
- 4 まとめ—虐待を受けた子どもにかかわる職員の限界

第3章 児童自立支援施設と子どもの自立

—自立支援の試みと今後の展望 （小林 英義）

- 1 自立支援施設の現況
- 2 事例—ある少女の退所後の歩み
- 3 自立支援の試み
- 4 今後の展望

第4章 虐待を受けた子どもの自立支援ネットワーク

—その必要性と課題 （小木曾 宏）

- 1 虐待を受けた子どもの自立のためのネットワークとは
- 2 自立支援ネットワークの検証—ある事例から考える
- 3 事例から自立支援ネットワークを検証する
- 4 自立支援ネットワークはどうあるべきか

- 5 虐待を受けた子どもの新たな援助モデルとは何か
- 6 これからの自立支援ネットワーク実践者のために

第5章 「自立」と「自立支援」

(村井 美紀)

はじめに

- 1 自立援助ホームの援助内容
- 2 「自立」の定義
- 3 「自立支援」の定義
- 4 「自立」と「自立支援」を阻むもの

補章 子ども虐待についての解説 ―本書の理解を深めるために

- 1 「子ども虐待」の基礎理解
- 2 「自立援助ホーム」の基礎理解
- 3 関係する法律
- 4 児童福祉施設および関連する施設・機関など

おわりに

内容要約

本書は、自立援助ホーム、児童養護施設、児童自立支援施設および児童相談所の職員として経験を有する立場から、「子どもにとっての自立とは何か」「自立支援とは何か」を問ひかけ、虐待を受けた子どもに対する縦横のネットワークづくりを考えるものにしたという主旨の上、出版されたものである。児童福祉施設で子どもとの生活に悪戦苦闘する職員に、これから児童福祉の現場での仕事をを目指す学生に、また日々の子育てに悩む多くの親たちに読んでもらいたい内容が記されている。

各章ごとになされている提言は以下のとおりである。自立援助ホームは、虐待を受けた子どもたちへの自立支援にはすべての児童福祉施設の縦横の連携が必要だとしている。それぞれの立場から、その時期に何を援助したら良いかを児童福祉施設最低基準も含めて今一度考え、措置変更がある限り、次のところへ丁寧にバトンを渡していくことの必要性を提言としている。

児童養護施設においては、虐待を受けた子どもにかかわる職員の限界についてまとめている。一つ目に、道德規範を重んじる施設環境のなかでは職員は子どもを問題ととらえる傾向が強くなるということだ。虐待を受けて育った子どもは、愛着関係の再形成が難しいとされ、そういった子どもを受け入れる施設環境にあって彼らと関わることに限界を感じるのは当然だとしている。もう一つとして、虐待を受けた子どもが抱える悲しみや怒りが根深いほどに、職員が巻き込まれる可能性が高くなることである。そのような中で、「できないことをできない」と言い合える環境が必要であり、そのことは子ども達への見本ともなるとしている。

児童自立支援施設は、今後の展望を担う職員の課題として、第一に制度・理念に対する認識転換の必要性、第二に“危険な落とし穴”の克服を挙げている。これは、児童自立支援施設は異動の少ない職員が大半であることにより、マンネリ化の弊害が出やすく、指導

の閉鎖性が子どもへの体罰にもつながる危険性のことである。著者は、子どもの指導のなかに権利擁護に対する認識をもつこと、子どもの発達段階を重層的にとらえたうえでの自立支援・指導であること、そして日々の業務のなかでソーシャルワーク機能を十分果たし関係機関との連携を図ることを提言として示している。

最後に、虐待を受けた子どもの自立支援ネットワークとは、子ども時代に受けた「消しがたい体験」を乗り越え、自尊感情を取り戻し、新たな人生を自分らしく歩める環境を、社会の側が作り上げていく課題でもある、と結んでいる。

(文責 重歩美)

著書	DVと虐待 「家族の暴力」に援助者ができること
著者	信田 さよ子（原宿カウンセリングセンター所長 臨床心理士）
発行所	医学書院
発行年	2002年

目次

はじめに

I 家族の暴力

- 前提① 「家庭内暴力」
- 前提② 児童虐待
- 前提③ ドメスティック・バイオレンス

II エピソードにみる被害者

当事者性とはなんだろうか

- 事例① 鼻の曲がったA子さん
- 事例② 日本刀を振り回す夫から逃げられないB子さん
- 事例③ 長男に連れられてきたC子さん

III こう介入する

- 介入① 介入は正当だ
- 介入② 介入の基本
- 介入③ 被害者への介入方法 DVを中心に
- 介入④ 加害者への介入方法 虐待を中心に
- 介入⑤ これだけは覚えておきたい七箇条

IV 暴力を解くキーワード

- キーワード① 「1人」はあぶない
- キーワード② 「2人」もあぶない
- キーワード③ 「第3者」を登場させる
- キーワード④ 「仲間」をつくろう

V 援助者側の問題

わたしたちは何に縛られているのか

- 転換① 中立はない
- 転換② プライバシーは被害者を守らない
- 転換③ 家族は暴力と支配に満ちている

あとがき

内容要約

本書は、従来は別々に置かれることの多かった児童虐待とDVを並列させて論ずることにより「家族と暴力を包含する援助論」を構築しようと試みた1冊である。著者は、豊富な臨床経験をもとに、「家族の暴力」とは家族の中に加害者と被害者が同居していることであり、家族は愛情共同体なのではなく権力構造なのであると指摘している。

また、執筆動機について、「出版されている多くの虐待・DVに関する著書は、先進国といわれるアメリカの虐待政策、方法論に範を求め、無批判なままに、その実践を信じ切っているように思えたので、輸入物でない、わが国の現状に根ざした自前のDV・虐待本をという、いささか誇大的とも思える目標を掲げて本書を書き始めたのだ」と述べている。が、本書を読むとその目標は決して誇大的なものではなく、著者が手に入れた「自前」の理論による説明は説得力を持って迫ってくる。以下、各章ごとにその内容を紹介する。

I：家族の暴力

家庭内暴力・児童虐待・DVが近年注目されるようになった理由、特にその背景にある家族の権力構造について検証している。そして、我々が日々たたき込まれてきた常識とは強者を守るためのものであり、その常識を支えてきた装置や仕組みまで問わなければならないと言及している。

II：エピソードにみる被害者

著者は3つのエピソードを紹介し、次のような素朴な疑問を提示する。

—なぜ殴られている人は、自分が殴られていると思わないのか。

—なぜ虐待された子は、親を慕い続けるのか。

—なぜ殴られた妻は、夫のもとにすぐ戻りたがるのか。

そしてその答えとして、豊富な臨床経験の中から「当事者性の不在」という問題に気付く。多くの暴力に関する解説本は先進国とされるアメリカの文献に依拠しており、加害者や被害者の当事者性を前提として書かれている。言い換えれば、アメリカ直輸入解説本では「当事者性が不在」なわが国の被害者を救えないということになる。それ故、わが国の現状に則して「家族の中の暴力」を捉え直すこと、解決策を考えることが重要であると言及している。そして、そのためにはまず当事者が被害者・加害者としての自覚を形成することから始めなければならないと説いている。

III：こう介入する

子ども中心の発想が虐待を維持していると指摘し、当事者に対する援助として、従来とは異なる「介入」の仕方について詳しく述べている。そしてアディクション・アプローチの手法をもとに、新たな介入の仕方を7か条にまとめ、提案している。

IV：暴力を解く4つのキーワード

暴力の問題を「1人」「2人」「第3者」「多数」という数字をキーワードにしてわかりやすく解説してある。そして被害者を支援するためにはナラティブ・コミュニティが必要であり、

「数の効果」に勝るものはないと明言している。

V：援助者側の問題

援助者は「中立」や「プライバシー」という言葉、あるいは「あるべき家族像」に縛られてきた。しかし、それらは援助者を縛りこそすれ、解決をなんら推進するものではないと述べ、「暴力への介入とプライバシーの保護は矛盾しない」ときっぱりと言い切り、従来のプライバシー神話からの脱却を迫っている。

(文責 矢代 幸子)

著書	明日がある ―虐待を受けた子どもたち―
著者	大久保 真紀（朝日新聞編集委員）
発行所	芳賀書店
発行年	2002年

目次

第1章	健 ken
第2章	香 kaori
第3章	孝 takashi
第4章	陽子 yoko
第5章	彩美 ayami
あとがき	

内容要約

本書は、子どもの頃、実際に親から虐待を受けて育ち、現在は成人になった5人の元被虐待児童との取材をもとに構成されたノンフィクションで、2002年に芳賀書店から出版されている。

この本に登場している5人は、親により、辛い体験を否応なしに受けざるを得ない状況で育ってきた子どもでもあるが、大人になった今でも当時の記憶は鮮明に覚えている。その体験を著者は生々しく、具体的に書きあげているため、非常に読みやすく、かつ説得力がある。

被虐待児は、夢や希望も持てず、一番信頼できるはずの親から虐待を受け続けたことにより、大人になっても誰も信用することができないまま、今もって寂しさと共に暮らしているケースが多く、こうして頑張ってきた子どもたちの言葉は読者の心に突き刺さる。

しかし、現実には、このような子ども達を保護すべく社会の体制がまだまだ整備されておらず、要保護児童として施設に保護され、安全を確保されているはずの施設でさえ、虐待を受けてしまう経験をもった子どもさえ存在する。本書ではそんな二次的被害についても触れている。

被虐待児からすれば、法整備も疎かな社会では、「大人は誰も助けてくれない。」ということになるだろう。

心も体もずたずたに傷つけられている子ども達の実態を社会全体で受け止めることこそ、児童虐待を知る第一歩となることは間違いない。

自分の過去を忘れようにも忘れられるはずもなく、必死になって生き続けている被虐待者がいる中で、虐待をした親を訴えようとする子どもはいない。自殺未遂、シンナー乱用、

売春等々、生きることに耐えられなくなってしまった子ども達は、自分を傷つけようとする。そういう彼らを誰が助けてあげられるのだろうか。

思い出したくない記憶を他人に語れるようになるまでにはかなりの労力が費やされたことだろうが、赤裸々に語る子ども達の言葉は重い。

この本を読めば、誰もが、虐待を体験した子ども達に対し、「明日がある」と信じて、自分を大切に生きて行ってほしいと、願わずにはいられなくなると同時に、社会全体で児童を守るために尽力しなければならないという気持ちになるだろう。

虐待を受けた子ども達の真の声を知るべく、是非お勧めしたい一冊である。

(文責 上條 理恵)

著書	子ども虐待と援助（児童福祉施設・児童相談所のとりくみ）
編集者	竹中 哲夫 長谷川 真人 浅倉 恵一 喜多 一憲
発行所	ミネルヴァ書房
発行年	2002年

目次

第一章 児童相談の現場と子ども虐待への援助

児童相談所からの報告

- | | | |
|---|-------------------|----------|
| 1 | 子ども虐待相談の現状と相談援助活動 | (立松 照康) |
| 2 | 一時保護所の子どもたちと援助実践 | (畑井田 泰司) |
| 3 | 親に対する援助の実践 | (田中 清美) |
| 4 | 家族・地域を視野に入れた実践 | (藤井 美徳) |

第二章 児童福祉施設と子ども虐待への援助

- | | | |
|----|----------------|----------|
| 5 | 子どもと保護者への援助 | (鎧塚 理恵) |
| 6 | 子どもへの心理療法の実践 | (廣藤 稚子) |
| 7 | チームワークによる援助 | (増沢 高) |
| 8 | 生活の中での実践 | (田中 佳代子) |
| 9 | 家族援助の方法と実践 | (安藤 久美子) |
| 10 | すみれ乳児院の実践 | (田端 みさこ) |
| 11 | 三重県立国児学園の実践 | (加藤 久直) |
| 12 | DVに伴う子ども虐待への援助 | (加藤 智功) |

第三章 子ども虐待 援助者の迷いや葛藤をどう解決するか

- | | | |
|----|----------------------------|----------|
| 13 | 子ども虐待への生活の中での援助 | (石塚 かおる) |
| 14 | 児童養護施設における心理担当職員の役割とチームワーク | (吉村 譲) |
| 15 | 児童相談所と児童福祉施設の連携はどうしたらよいか | (山口 薫) |
| 16 | 家族と対立する局面にどう対応するか | (佐藤 隆司) |
| 17 | 子ども虐待援助者は何を悩んでいるか | (喜多 一憲) |
| 18 | 子ども虐待への心理的ケアのあり方 | (竹中 哲夫) |

第四章 当事者の声 被虐待体験をふり返って

- | | |
|------------------|----------|
| 19 M児童養護施設卒園生の手記 | (澤村 真由美) |
| 20 私とライフヒストリー | (藤 峯子) |
| 手記を読み終えて | (神田 ふみよ) |

内容要約

この本は、子ども虐待の援助に日夜取り組んでいる人たちが、何を思い、何を悩みながら実践しているのか。という視点から書かれた本である。

虐待分類は、①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待 ⑤社会的児童虐待ととらえることがいえる。

児童相談所からの報告の中で、相談や通告を受けて保護に至る様子や、一時保護所がどんなところか、そして今（2002年）にどういう状況にあるのかということが事例を交えて語られる。又親に対する援助も、虐待防止プログラムなどの例も示して、具体的にどのように進むかということが書かれている。虐待する親について、虐待を自分の問題として捉えておらずしつけていると誤解していたり、子どもを保護されたことでプライドが傷ついたり、自分の気持ちなんか話せないと思っていることなど困難な背景があることが分かる。

児童養護施設からの報告では、施設に入所する子どもたちへの最初の援助として、入所前入所当時のかかわりが重要であること、親とのかかわりの中で大人は自分を殴る存在であり、自分なんか死んだほうが良い存在であることを刻み込まれてきた子どもたちに時間をかけて受容と支持のかかわりをしている施設の職員さんたちのかかわりの暖かさ、その中で自分の目標を立てその達成から自信をつけたり、感情を言語化するトレーニングを重ねていくケースが書かれている。その中で親を許すということもあらわれてくるという。現実の厳しい親の状況を自分の中に受け入れていくというもの、それが前に進むことなのである。

情緒障害児短期治療施設からの報告では、「情短」とは児童福祉法に定められた児童福祉施設で、2002年時点で全国に21箇所点在している。日常の生活のケアを中心に、医療・個人心理治療・集団心理治療・学校教育などがかかわりを持ちながらの総合的な治療の場である。やはり感情の爆発や家出などの主訴を持った事例を交え本人への心理的治療や家族へのアプローチから援助していく過程が語られている。このほか乳児院からの報告等全てに事例を交えて書かれている。

この本を読んで衝撃的だったのは、児童養護施設卒園生の手記の部分である。複雑な家庭環境で育った女性の人生そのものが語られているのであるが、年月を経た今だからこそ、虐待のあった生活について語れるのではないか？どこまでいっても空想で思い描く理想の親ではなく、自分を受け入れてくれない現実の親に向き合い、自分の人生を歩むことの困難さ。自分を愛されなければ他人を愛することは出来ない、自分のように満たされない思いを積み重ねてきた親が子どもに虐待をしてしまう。それを虐待と思わずにしつけと思い込んでしまう。とても説得力のある言葉だった。人間関係で受けた傷は、良い人間関係で癒される。それが児童相談所であったり、情短であったりしたのである。

(文責 仲尾 京子)

著書	児童虐待時代の福祉臨床学 子ども家庭福祉のフィールドワーク
著者	上野 加代子 (武庫川大学文学部)
	小木曾 宏 (淑徳大学社会学部)
	鈴木 崇之 (武庫川大学文学部)
	野村 知二 (京都市)
発行所	明石書店
発行年	2002年

目次

はじめに

基礎編 方法論と歴史

- 第1章 児童福祉のパラダイム変換—児童虐待時代のとらえかた— (上野加代子)
- 第2章 アメリカにおける子ども家庭福祉の誕生と展開 (上野加代子)
- 第3章 日本における子ども家庭福祉の展開と現状 (小野尚香)

ケースワーク+ネットワーク編

- 第4章 子ども家庭支援実践におけるソーシャルスキル—ケース理解と児童福祉司の役割を中心として— (小木曾宏)
- 第5章 非行や紛争への接近 (小林英世)
- 第6章 児童福祉司のロールモデル—野本三吉と川崎二三彦— (鈴木崇之)
- 第7章 児童虐待の理解と援助ネットワーク (小木曾宏)

フィールドワーク編

- 第8章 児童相談所心理判定員の仕事 (佐藤真由子)
- 第9章 児童養護施設におけるケアワーク (児玉亮)
- 第10章 母子生活支援施設におけるケアワーク (大久保千絵)
- 第11章 ユースサービスの可能性—困難を抱える青少年への援助— (野村知二)
- 第12章 児童養護施設における施設内虐待防止の取り組み (児玉亮)

トピック+コラム編

内容要約

子どもの保護、福祉に関わる最前線の現場と理論はどうなっているのかがよく分かる本である。最前線といった意味は、あまり見慣れない二つの言葉がタイトルにあることと関係している。「児童虐待時代」と「子ども家庭福祉」である。編者の一人上野氏はこういう。

「まず知ってほしいことがある。それは、1980年代まで日本では児童虐待問題への認識がほとんどなかったということである。」(17頁) 児童相談所への相談内容にせよ、「家庭の問題」という言葉で市井の人々がイメージする中身にせよ、圧倒的に「児童虐待」が中心的なものとなるようなひとつの「時代」が1990年代以降始まったという。それに対応して現場で起こった最大の変化にして困難は、親と一緒に子どもの問題を解決するという道がとりにくくなったことだという。「子ども家庭福祉」という言葉も、この変化に対応して登場してきている。つまり、子どもの問題(非行、暴力、不登校)は、単に子どもの問題だけでなく、背後の家庭関係をバックに考えて、子どもと家庭まるごとに対応せねばならないという考えをとらざるをえなくなってきたのだ。家族関係をまるごと取り組みの対象とする「家族療法」を紹介する論者もいるが、これも親が協同して問題に取り組むパートナーからむしろ治療の対象へとシフトしていることのあらわれである。

本書の理論的提案は、次のようなことだ。「児童虐待」という概念が一般に定着し、通報体制が法的には保障されるようになった。このことは、従来家庭のなかで隠されてきた暴力を「発見」し、「介入」できるようになることであり、現実の暴力を防止するという点でももちろん大きい。だが、「発見」「介入」後の子どもと家庭全体の生活のサポートにはまだ注目も整備も遅れている。水位が下がり、問題の「冰山」の一角は現れたが、「冰山」そのものを溶かし、子どもと家庭の生活をサポートするような子ども家庭福祉の体制を作り上げなければならないのではないだろうか(4頁)。わたしが付け加えるなら、この「子ども家庭福祉の体制」は、単に心理的サポートでは限界がある。アメリカでは児童虐待と貧困の関連がかなり明らかになっているが(50頁)、日本における児童虐待、特にネグレクトには明らかに経済的要因がある。支援には、経済的な支援が大きく含まれるべきだし、そもそも家庭の問題に関する社会経済的な視点からの考察はもっと深まっていかなければならない。忙しい現場のなかでも、鋭い人はそのことの必要性を深く認識しているように思えた。

(文責 高橋 在也)

著書	児童虐待とネグレクト 学際的アプローチの実際
著者	マーク・A・ウィントン／バーバラ・A・マラ
訳者	岩崎浩三 他
発行所	筒井書房
発行年	2002年

目次

まえがき

第1章 児童虐待とネグレクト概説

- 1 児童虐待とネグレクトの認識
- 2 子どものマルトリートメントの理論
- 3 まとめ

課題

第2章 カウンセリングにおける文化的多様性の問題

- 1 アメリカの多様性
- 2 アメリカにおける貧困
- 3 疫学的検討
- 4 保健データ
- 5 臨床業務を行ううえでの文化的多様性の問題
- 6 まとめ

課題

第3章 性的虐待

- 1 性的虐待の定義
- 2 性的虐待の疫学的検討
- 3 性的虐待の指標
- 4 性的虐待と文化
- 5 性的虐待に対するフィンケラー・モデル
- 6 まとめ

課題

第4章 身体的虐待

- 1 身体的虐待の定義
- 2 葛藤戦略指標
- 3 身体的虐待の疫学的検討

- 4 体罰
- 5 体罰の影響
- 6 きょうだい間の虐待
- 7 家庭内暴力にさらされた子どもたち
- 8 身体的虐待の指標
- 9 アメリカにおける暴力
- 10 マルトリートメントによる子どもの死亡
- 11 乳児ゆさぶり症候群
- 12 まとめ

課題

第5章 ネグレクト

- 1 ネグレクトの定義
- 2 ネグレクトの疫学的検討
- 3 薬物・アルコールの乱用
- 4 成長遅延
- 5 ネグレクトの指標
- 6 まとめ

課題

第6章 情緒的・心理的虐待

- 1 情緒的・心理的虐待の定義
- 2 情緒的・心理的虐待の疫学的検討
- 3 情緒的・心理的虐待の測定
- 4 情緒的・心理的虐待の指標
- 5 情緒的虐待と代理ミュンヒハウゼン症候群
- 6 まとめ

課題

第7章 児童虐待・ネグレクトに対応する学際的チーム

- 1 学際的チームアプローチ
- 2 学際的チームアプローチの評価
- 3 社会構築主義アプローチ
- 4 シンボリック相互作用論アプローチ
- 5 葛藤理論
- 6 理論の統合
- 7 介入
- 8 問題解決と意思決定
- 9 葛藤処理と障壁克服
- 10 追加研究への示唆

11 まとめ

課題

第8章 児童虐待における診断、アセスメント、面接の過程

- 1 児童虐待とネグレクトのアセスメント
- 2 面接で考慮すべきこと
- 3 アセスメントの過程で扱うべき特別な領域について
- 4 面接とアセスメントのテクニック
- 5 提案
- 6 まとめ

課題

第9章 治療

- 1 子どもの回復力
- 2 心理社会的発達理論
- 3 虐待者と虐待被害者
- 4 加害者
- 5 虐待被害者の治療
- 6 身体的虐待、情緒・心理学的虐待、ネグレクト
- 7 性的虐待
- 8 親・養育者へのプログラム
- 9 親支援グループの内容
- 10 提案
- 11 被虐待・ネグレクト児童のためのグループ治療プログラム
- 12 治療計画
- 13 まとめと提案

課題

第10章 親支援グループに関するプログラム評価

- 1 目的
- 2 方法
- 3 本研究の限界
- 4 結果
- 5 親支援グループのための提案
- 6 質的評価研究のための提案
- 7 まとめ

課題

第11章 児童虐待・ネグレクトの防止

- 1 政治と政策

- 2 児童虐待・ネグレクトを少なくし、防ぐこと
- 3 児童虐待と少年非行
- 4 児童性的虐待防止プログラム
- 5 円環モデルと児童虐待・ネグレクト
- 6 研究と防止
- 7 ストレスとバーンアウト（燃え尽き）を減らす
- 8 まとめ

課題

補足資料A：児童虐待・ネグレクトの疫学的調査

補足資料B：児童虐待・ネグレクトの通告

補足資料C：家庭内暴力証明プログラムとシラバス見本

参考資料

索引

内容要約

本書は、児童虐待・ネグレクトについての簡明な知識を必要とする、心理学、精神医学、カウンセリング、ソーシャルワーク、家族療法、看護学、社会学、教育学、犯罪学、法学などを専攻する学生を対象に書かれたものである。

第1章は、児童虐待の定義、児童虐待領域の学際的な性質、児童虐待に関する理論を紹介している。児童虐待を理解するためには心理学・社会学等に限らずさまざまな立場からの理論を挙げ、各理論の利点を用い、欠点を補う中間的理論を構築すべきだ、と述べている。

第2章は、アメリカ国民の多様性の特徴、精神および身体の病気に関する疫学的研究、さまざまな文化にかかわるカウンセリングの能力を検討している。人種、民族、年齢、婚姻の状態、社会経済的地位によって異なる精神障害の発生率と臨床業務における文化的問題に焦点を当てている。その上で、カウンセラーは自分の性別、人種と民族、宗教等による、自分の偏見に直面したとき、自己診断をし、アセスメントし、治療する際にいかに客観的になっていないことがあるかを認識すべきだ。

第3章は、性的虐待の定義、疫学的調査結果、性的虐待を示す指標について論じ、児童への性的虐待に関するフィンケラーズ・モデルについて検討している。大人が子どもに性的虐待する理由をいくら追い求めても、この問題に関する論争は終わることがない。しかしこの論争により、性的虐待という社会的な課題を明確に把握することが可能になる。

第4章は、身体的虐待の定義、疫学的調査結果、体罰について検討し、種々の身体的虐待の指標について論じ、アメリカにおける犯罪の種類について検討し、身体的虐待のその後の影響について論じている。身体的虐待はしつけとの区別がはっきりしないまま社会の特徴を示す事件となっているが、多くの子どもたちに深刻な影響を与えている。アメリカは、医学的および心理社会的指標などを用いアセスメントに役立てている。

第5章は、ネグレクトの定義、薬物・アルコールの使用とネグレクトの関係、疫学的調査結果、ネグレクトの指標について論じている。マルトリートメントの中では子どものネ

グレクトが最も多く社会福祉機関に通報されている。それにも関わらず、ネグレクト研究は軽く扱われることが多い。そのようにネグレクトを軽視する傾向を変えるべきだ、という。

第6章は、情緒的・心理的虐待の定義、疫学的調査について説明、情緒的・心理的虐待の指標、代理ミュンヒハウゼン症候群について説明している。情緒的虐待は身体的証拠がないため診断するのが難しく、しばしば他のマルトリートメントと一緒に生じるといふ。

第7章は、虐待に対する学際的アプローチを社会的視点から述べ、理論と実践の橋渡しを試みている。学際的チームアプローチはソーシャルワーカー、心理学者、セラピスト、弁護士、医師、警察官、教師などケースに関わるさまざまな領域の人々のチームによるものである。このチームの意味、信念、解釈、葛藤に焦点を当てながらの相互作用を通してのみ学際的アプローチは効果的に働くことができる。

第8章は、児童虐待における診断とアセスメントの技法を探っている。虐待とトラウマに対するアセスメントと診断は非常に複雑であり、それ自体に長い調査期間が課せられるものである。臨床家は、虐待に関する多くの要因、臨床家自身の抱く気持ちや考え方、経験なども考慮する一方で、転移・逆転移といった問題を扱わなくてはならない。

第9章は、虐待を受けた子どもの回復力の要因に基づいた、子どもだけでなく加害者でない親への治療目標や、集団療法グループの構成要素の内容等、治療に役立つ理論を明らかにしている。本書では支持的な基盤と長期的な費用効率のため集団療法を強調するが、どの療法を適用しようと、親子関係の強化や家族ユニット全体の強化が重要と述べている。

第10章では親支援グループに関するプログラム評価に焦点を当てている。プログラム評価により、セラピストはプログラムの目的が果たされているかどうかを評定できる。この評価により、育児スキルのトレーニングは、親子関係および子どもを援助するうえで効果的であることが示された。専門職に自分たちが行っている処遇方法を評価することの必要性を述べている。

第11章は、政策分析、児童虐待・ネグレクトの防止と減少のための提言、児童虐待にかかわる職場で働く人たちの間で起こるストレスを減らし、バーンアウトを防止するための提言に焦点を当てている。合理的・分析的な手法をもつ学際的チームを用いることによって、専門職は児童虐待ケースに前向きに取り組むことができる。児童虐待を診断し、治療し、防止することは、困難な仕事であり、個人、家族、小グループ、地域社会、地方自治体、国家、国際レベルで学際的努力が必要になると結んでいる。

(文責 重 歩美)

著書	よくわかる子ども家庭福祉
編者	山縣 文治（大阪市立大学教授）
発行所	ミネルヴァ書房
発行年	2002年

目次

はじめに

I 子ども家庭福祉の基礎概念

- 1 子ども家庭福祉という考え方
- 2 子ども家庭福祉の理念
- 3 子ども家庭福祉の対象把握
- 4 子ども家庭福祉サービスの援助方法および援助資源
- 5 子どもとは何か

II 子ども家庭福祉を取り巻く状況

- 1 少子社会の姿（少子社会の指標）
- 2 少子社会と子どもが育つ環境
- 3 虐待を受ける子どもの増加
- 4 次世代育成支援行動計画
- 5 子ども・子育て応援プランの背景と内容
- 6 在宅養育家庭に対する子育て支援
- 7 子育てと両立する就労支援
- 8 健やか親子21
- 9 幼稚園と保育園

III 子どもの権利保障

- 1 子どもの権利保障の歴史
- 2 児童の権利に関する条約の特徴
- 3 子どもの権利保障に関する自治体の取り組み
- 4 子どもの権利保障に関する民間の取り組み
- 5 現代の子ども観
- 6 親権と子ども

IV 子ども家庭福祉の展開

- 1 イギリスとアメリカにおける児童福祉の歩み
- 2 明治期の児童福祉を支えた民間の活動
- 3 明治から戦前までの児童に関する法律
- 4 児童福祉法はどのようにしてできたのか
- 5 敗戦後の児童福祉施策

- 6 変化を続ける児童福祉法
- 7 2000年以降の児童福祉法改正
- 8 社会福祉改革と子ども家庭福祉

V 子ども家庭福祉行政の仕組み

- 1 子ども家庭福祉を支える法律
- 2 子ども家庭福祉に関連する法律
- 3 児童福祉施設最低基準
- 4 保育所保育指針
- 5 子ども家庭福祉の行政
- 6 児童福祉審議会・社会保障審議会
- 7 子ども家庭福祉の財政
- 8 子ども家庭福祉の費用負担

VI 子ども家庭福祉等機関

- 1 児童相談所
- 2 福祉事務所
- 3 家庭児童相談室
- 4 保健所・市町村保健センター
- 5 家庭裁判所
- 6 少年院

VII 子ども家庭福祉サービスの施設

- 1 児童福祉施設の体系と運営
- 2 社会的養護と家庭的養護
- 3 保育所
- 4 許可外保育サービス
- 5 乳児院
- 6 児童養護施設
- 7 児童自立支援施設
- 8 情緒障害児短期治療施設
- 9 母子生活支援施設
- 10 入所児童の自立支援（児童自立生活援助事業 児童自立支援計画）
- 11 児童家庭支援センター
- 12 里親・養子縁組（特別養子縁組）
- 13 障害児福祉施設サービス
- 14 児童厚生施設
- 15 母子福祉施設
- 16 母子保健施設（母子健康センター）
- 17 子ども家庭福祉施設の展望

VIII 在宅児童を対象とした子ども家庭福祉サービスの実際

- 1 子どもと家庭のための在宅福祉サービスの分野
- 2 保育に欠ける子どものための保育サービス

- 3 在宅子育て家庭に対する保育サービス
- 4 ひとり親家庭に対する福祉サービス
- 5 子どもの虐待ケースへのサービス
- 6 ひきこもり・不登校児童への福祉サービス
- 7 放課後児童健全育成事業
- 8 障害児福祉サービス
- 9 母子保健サービス
- 10 非行少年に対する福祉サービス
- 11 金銭給付
- 12 医療給付

IX 子ども家庭福祉に関連する地域活動

- 1 子ども会
- 2 社会福祉協議会と子ども活動
- 3 子育てサークル
- 4 ファミリー・サポート・センター（仕事と家庭両立支援特別援助事業）
- 5 つどいの広場事業
- 6 ベビーシッター・保育ママ
- 7 子どもの文化活動

X 子どもと家庭福祉サービスを支える人

- 1 児童福祉司
- 2 社会福祉主事
- 3 家庭相談員
- 4 児童福祉施設で子どもや保護者の相談や指導にあたる仕事
- 5 児童福祉施設等で子どもの日常的ケアにあたる仕事
- 6 児童委員・主任児童委員
- 7 児童心理司・心理療法担当職員
- 8 家庭裁判所調査官
- 9 保護司
- 10 人権擁護委員（子どもの人権オンブズマン）
- 11 スクールカウンセラー

さくいん

内容要約

本書は、はじめて児童福祉や子ども家庭福祉を学ぶ人のことを考えて編集されたものである。子ども家庭福祉の全体を学習するというよりも、新しい子ども家庭福祉を学習する際にポイントとなる項目を取り出し、それを簡単に解説するという方法をとっている。しかしながら、全体を読んでいくと、子ども家庭福祉の大枠は理解できるように構成されている。

まず、伝統的な「児童福祉」と新たな「子ども家庭福祉」を比較しながら、子ども家庭

福祉について、「ウエルフェア（貧困的・慈恵的・恩恵的歴史を有し、最低生活保障としての事後处理的、補完的、代表的な児童福祉）からウエルビーイング（人権の尊重・自己実現・子どもの権利擁護の視点から予防・促進・啓発・教育、問題の重度化・深刻化を防ぐ支援的・協働的プログラムの重視）への理念の転換である」と説明している。そして、「子ども家庭福祉の理念は、サービスをする側だけでなく、子ども自身、保護者、地域住民が共通に理解すべき課題である。」と、理念の共有が必要であることを述べている。

次に、子ども家庭福祉を取り巻く状況として、少子化の現状、虐待を受ける子どもの増加について述べ、現状に対し「次世代育成支援行動計画」が策定された経緯や、具体的な施策について解説がなされている。

また、子どもの権利保障の歴史・児童福祉の歴史を、アメリカ・イギリスと比較しながら概観すると共に、変化し続ける児童福祉法の様子を10年単位で概観し、日本の子ども家庭福祉の背景を、より広い視点から理解できるように配慮されている。後半は、子ども家庭福祉の行政の仕組み・子ども家庭福祉等機関・子ども家庭福祉サービスの施設・在宅児童を対象とした子ども家庭福祉サービスの実際・子ども家庭福祉に関する地域活動・子ども家庭福祉サービスを支える人について項目毎に説明されている。

本書を通して、子ども家庭福祉の理念「ウエルビーイング」を理解することは、これから福祉の仕事に従事しようと考えている人だけでなく、「子どもにとって何が幸せなのか。」と、子ども支援の在り方に戸惑いを抱いている人にとって、指針を与えるものであると考える。

（文責 大森 千恵子）

著書	緘黙の少女
著者	八塩 弘二（弁護士 東京弁護士会所属）
解説者	奥平 康宏（東京大学名誉教授）
発行所	雅粒双書
発行年	2002年

目次

解説 物語るといふことと守秘義務と
はじめに

プロローグ 緘黙の少女 強力緊急の法的処置をとってほしい！

- 第1章 親権喪失申立事件
- 第2章 親権職務代行者
- 第3章 面会のきまり
- 第4章 父も母も妹もイヤ！
- 第5章 仮処分のみまで！
- 第6章 精神鑑定
- 第7章 禁治産宣告
- 第8章 新しい施設
- 第9章 子と親
- 第10章 提言

あとがき

- 資料
- 児童虐待の防止等に関する法律
 - 「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について（厚生省児童家庭局）
 - 参考文献

内容要約

筆者は、弁護士であり、被虐待児の早苗と出会い、関わりを持つようになる。筆者が早苗を知ったのは、早苗が14歳の時であり、それから早苗が成人するまでのことが書かれている。本書は、個人情報保護のため、物語であるとされているが、多くの人の氏名や施設名が実名で書かれていることや年月日の正確な記述などから、そのフィクション性は低いと考えられる。

早苗は、父（利夫）・母（直美）・本人（早苗）・妹（百合子）の4人家族である。

筆者は「子どもの虐待防止センター」のケース研究会で、医師から報告された資料から早苗を知ることになる。早苗は、緘黙・姿勢異常（体をくの字のように曲げて、いすに座ってられない）・チック・栄養失調（衰弱し生命の心配もあった）・常時失禁という症状であった。この原因は、精神的虐待とネグレクトであるとされている。

筆者は、早苗を救うために、「親権喪失申立て」と「保全処分申立て」を東京家庭裁判所に提出する。裁判は、「保全処分決定」（仮処分）となり、親権喪失の審判の効力が生ずるまで、親権の職務の執行が停止されることになった。そして、その職務代行者として、筆者が選任されることとなり、いわゆる早苗の親代わりとなる。

まず筆者が行ったのは、児童相談所の一時保護願いを出すことである。児童相談所で、早苗を預かることになったが、親権を停止された母親は、「警察に訴える。他人の子どもを、勝手に連れ出して隠したのだから、オマエは誘拐犯人だ。刑務所へぶっこんでやるからな。警察へ届けてきたんだ。弁解するなら警察で弁解しろ。」と抗議する。

児相の一時保護の後、早苗は、児童養護施設の平塚学園の入所の措置を受けることになる。平塚学園では、安定した生活が送れていたが、風邪に伴う下痢から体調を崩し、体重が31キロまで減少し、「子ども医療センター」に入院することになる。ここで、緘黙と失禁がやむが、父親の面会で後戻りする状況となる。センターで早苗と面会した父親は、早苗を叱責し、散歩を強要した。その後、早苗は、「お父さん怖い」を連発し、部屋の中央に脱糞し、それを手づかみで壁面に塗りまくったということで、ベッドに紐で縛られるという処遇を受けるようになる。

センターでのケアに限界を感じた筆者は、早苗を精神科専門の子ども病院である「梅ヶ丘病院」に転院させる。17歳になった早苗にとって、次に必要なのは、知的障害者が安心して暮らせる宿泊施設であった。どこも満員という中、苦勞の末「ひまわり福祉園」に入所することができ、そこでの生活が始まり、やがて、早苗は成人を迎える。この時点で「親権喪失」か「申し立て棄却」を争うこともなくなり、筆者は、職務代行者を解任され、別の後見人が選任され、この物語は、幕を閉じることになる。

このケースは単なる児童虐待ではなく、精神鑑定の結果、両親ともに人格障害が認められ、特に父親は、重篤な精神状態であるとされている。また、早苗には、広汎性発達障害に含まれる精神障害の診断が出ており、一般的な児童虐待とは言い難い部分がある。ただし、両親や子どもに障害があり、その部分が、大きく虐待に関係することはあり得ることなので、この本から示唆を受ける部分は大きいように思う。

また、弁護士の書いた著書であるので、虐待、特に親権に関する知識を整理するには、大変役に立つ著書であるといえる。

(文責 中島 知基)

著 書	A Child Interviewer's Guidebook 子どもの面接ガイドブック【虐待を聞く技術】
著 者	W. ボーグ Wendy Bourg R. ブロドリック Raymond Broderick R. フラゴー Robin Flagor D. Mケリー Donna Meeks Kelly D. Lアービン Diane Lang Ervin J. バトラー Judy Butler
監 訳	藤川洋子, 小澤真嗣 (家庭裁判所調査官)
発行所	日本評論社
発行年	2003年

目 次

訳者まえがき

- 第1章 面接場面の設定
- 第2章 適切な質問
- 第3章 言葉の使い方
- 第4章 質問の繰り返し
- 第5章 アナトミカル・ドールなどの道具の使用
- 第6章 面接の終結
- 第7章 面接記録の作戦
- 第8章 記憶と非暗示性
- 第9章 子どもの申告のなかの誤り
- 第10章 虐待を打ち明けない子ども
- 第11章 特別な配慮が必要な子ども
- 第12章 親権や面接交渉との関係
- 解 説 アメリカにおける司法面接の実際

訳者あとがき

内容要約

子どもは司法面接の場で、何をどのくらい詳しく話さなくてはならないか、少しも分かっていない。面接者は前もって、子どもとの役割、話し方のルール、そもそも何のために面接をするかを子どもに教えておく必要がある。

開かれた質問を使って子どもに自由に話させ、できるだけ多くの情報を聞き出す。開かれた質問から具体的な質問へ、あるいはその逆へと質問を変えていきながら、子どもが話

した内容を明確にする。正確で信頼性の高い情報を聞き出す目的と、虐待に関する話をすべて開示させるという2つの目的の間でバランスをとりながら、慎重に質問を選ぶ。

簡単な言葉と短い文を使って質問をする。特に6歳未満の子どもの場合、言語表現には限界があることに留意する。

いったん子どもが答えたときは、同じ質問を続けて繰り返さない。

アナトミカル・ドールやアナトミカル・ドローイングなどは面接に役立つ。これらの道具は、モデルとして使ったり、体の部位を指し示すときに利用する。ただし、記憶を再現するための手がかりにすることについては意見が分かれている。(注：アナトミカル・ドール、アナトミカル・ドローイングとは、人間の体を解剖学的に正確に再現した人形や絵のことである。)

必要な情報が集まったら、子どもに質問する機会を与え、前向きな話で面接を終えるようにする。非言語的な行動と情動的反応を添えて、面接の逐語録を作る。

子どもは、出来事を大人とはちがったやり方で認識し、記憶にとどめ、言葉にする。面接者の任務は、記憶を損ねたり、言葉で表現する際に悪影響を与えないようにしながら、子どもの記憶を引っ張り出すことである。事実と反する申告をしているのではないかと思われるときは、子どもにとって過度のストレスにならない限り、事実を明確にする質問をする。

虐待についての調査結果には、①申告は事実である、②申告は事実と反する、③否認・撤回は真実である、④否認・撤回は事実と反する、⑤判断不能、の5通りがある。

虐待に関する面接で、子どもが虐待の事実を明かさないことも珍しくない。これには、多くの理由が考えられる。何が障害になっているのかを明らかにするために、面接者は子どもがその質問をどう受けるかを慎重に観察する。

子どもの中には特別な配慮が必要なものがある。そういう子どもが性的虐待を受けたかどうかを明らかなするためには、子どもに負担がかかりすぎないように、周到的な事前準備をしておく必要がある。その子どもをよく知っている人から、あらかじめ次のことを聞いておく。

①どのような配慮が必要か。

②学校など日常の場面では、どのような配慮を必要としているか。

③特別な配慮が、面接にどのような影響を及ぼしそうか。

親権や面接交渉を争っているような状況で、子どもへの性的虐待があったかどうかを立証することは、とても大変で手間のかかることである。面接者は、時間をかけて慎重に評価をし、面接交渉についての意見は注意深く作成する。

(文責 潤間 和子)

著書	たすけて！私は子どもを虐待したくない
著者	長谷川 博一（東海女子大学人間関係学部心理学科教授）
発行所	径書房
発行年	2003年

目次

はじめに

序章 虐待の世代連鎖を断つ方法

母親の育児日記／「親がまだ生きている人へ」／「世代連鎖」は支援のため／愛する対象の支配／世代連鎖の生じ方／連鎖がマイナス方向を目指した／「否認」を打ち破る

第一章 連鎖を知って「流れ」が変わる

衝撃的な出会い／「当たり前」のことが本当にわからないということ／自殺をしない理由／矛盾に引き裂かれた心／甘えとは、受け止められること／風向きを変えた一言

第二章 私は「鬼畜」、死んだほうがいい

「すみません」が口癖／子どもをいたぶる日々／私は鬼畜—「試し」と期待／少女時代の「生き地獄」—父親の虐待／思春期以降—屈従から自立へ／抑圧されていた「親への恨み」／「わかってほしい」／「過去」と「現在」のつながり／「嫌だ」と言えた／生まれて初めての「温かい手」／プラスの力、マイナスに引き戻される力／「家族の絆」を求めて／父親に立ち向かう心／父親の「代理」／エンパワー—自分を生きる

第三章 許せないのは、好きだから？

嫁いでわかる「自分の家」／酒に走った父への恨み／夫に見る父親の影／甘えたい心／あんな父親でも愛されたい／揺れる心—怒りと許し／葛藤—父への手紙／決意—ぶつけよう／「それでも好き」と言わせて

第四章 私は許さない

「語り」のきっかけ／子どものせいにして叩く／子育ての当惑／連鎖に気づき、自責が止まる／子ども時代—叩かれて謝る／「当たり前のこと」と思っていた／「自分の姿」「母親の姿」／社会の温かい目／こんな私が役に立てる／あふれだす母への恨み／自分を嘆く「ピーク」のあと／自分史に「歩み」を実感する

第五章 開かれたパンドラの箱が閉じるまで

連鎖を断った「卒業生」／少女から母親へのサバイバル／開いた「パンドラの箱」／命を賭けた「スプリット」／「死と再生」のテーマ—人生の転換／小学校乱入事件の刺激／予期せぬ子どもとの対決／後進たちへ—「連鎖を断つコツ」／そして今—「自分史」に触れて

第六章 二つの世代が手をつないだら

息子を救えなかった無念／「連鎖」を知ったあと／二世帯協力して連鎖を断つ／父—息子の対決が始まる／家族というシステム／余儀なくされた「対決の中断」／襲う「母子」

の幻影／過去を清算する旅へ／深く諦めること

終章 虐待の連鎖をどう扱うべきか

否認から対決、和解への道／対決させず、否認を壊さない／加害者の被害者性／社会の責任を問う

あとがき

内容要約

「社会は今、児童虐待の問題に対峙し、大いに困惑している。」

冒頭に書かれた著者のこの言葉から、虐待問題が取り扱うことが難しく、閉塞的な状況下に置かれていることが窺える。平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が相次いで施行され、今まで家庭での機能・問題であった「しつけ」「夫婦げんか」を急遽社会が扱っていくこととなった。しかし社会はそのために必要な処方箋を持ち合わせていないのが現状である。

虐待の原因の1つとして、自分の被虐待体験が、自らの虐待を行う契機になることを良く耳にする。某県の児童相談所が2002年度に行った、受理件数に対する基礎調査によると、「被虐待歴・世代間連鎖」は10.7%となっている。本書は自分が虐待の世代連鎖の当事者であることを自覚する親たちの集いの場である「親子連鎖を断つ会」に集い、手記を寄せた親たちの中から6人を選んで手記を紹介しつつ、彼女たちの苦しみから虐待問題への取り組みを学ぼうといった目的で書かれている。本書の中の6人の実際の様子とそれに自らが対峙し、援助を受けながら現状を変えていく・現状が変わっていく様には、愛と憎しみが絡み合う世代連鎖を生き抜き、それを断ち切ろうと挑む闘いが生々しく書かれている。その壮絶さは、読者に対して単なる虐待の概念的な理解に留まらず、虐待の現状や問題の所存を学ばせ、またそれだけでなく一個人として虐待を捉え、普遍的に存在する虐待という状況を心身で感応させることとなる。

「その人は、どんな生い立ちを背負ったか」

「その人は今の生活にどんな苦難を強いられたか」

「過去から現在へ、そして未来へと続く悲劇の連鎖を断つために、その人はどんな戦いに挑んだのか」

個々の事例を、これら3つの主題に関連付けて探求すること。これが虐待を理解し、支援を探索するための「処方箋」であると本書を提案する。本書は、当事者にとっては子どもと向き合う際に生じる「心の壁」を突き破り、他者の現状から自分だけが向き合っているのではないと知り、自分を生きようと勇気を奮い立たせるきっかけへと、一方で支援者にとっては支援に必要な「コツ」を手にする契機となりうるだろう。

虐待を受け「かすれた声」をあげているのは子どもだけではなく、虐待をしてしまう大人も「かすれた声」をあげている。虐待者を見る社会は、虐待をしてしまう親たちの深い心とはひどくかけ離れている。彼らの「助けてください」のサインを見落としていては、根本的な解決にはつながっていかないのではないだろうか。

(文責 高橋 信行)

著書	子ども虐待問題の理論と研究
著者	Cindy L. Miller-Perrin (シンディ・L・ミラー-ペリン) & Robin Perrin (ロビン・D・ペリン) (アメリカ・ペパーダイン大学心理学部助教授、同社会学部助教授)
訳者	伊藤友里
発行所	明石書店
発行年	1999年(2003年翻訳)

目次

第1章 子ども虐待／不適切な関わり－歴史と定義

被害者としての子ども
社会問題の社会的構成
子どもの虐待／不適切な関わりの発見：歴史的な背景
子どもの虐待／不適切な関わりを定義する
サマリー
本書の目的

第2章 子どもの虐待／不適切な関わり研究－理論・方法論をめぐる問題

デイビット・フィンケルホーへのインタビュー
子どもの虐待／不適切な関わりの理論
子どもの虐待／不適切な関わりの範囲を決定する
方法論上の問題：よりよい研究を行うためには
サマリー

第3章 身体的虐待

マレー・ストラウスへのインタビュー
問題の概観
パターンを探す:被害者と加害者の特徴
身体的虐待による影響
身体的虐待を解明する
身体的虐待への対応
サマリー

第4章 性的虐待

ルーシー・ベルリナーへのインタビュー
イントロダクション

問題の概略
パターンを探す：被害者と加害者の特徴
子どもの性的虐待ノダイナミクスと被害の結果
性的虐待を解明する
性的虐待への対応
サマリー

第5章 ネグレクトと心理的虐待

パトリシア・クリッテンデンへのインタビュー
イントロダクション
ネグレクト
心理的虐待
ネグレクトと心理的虐待を解明する
ネグレクトと心理的虐待への対応
サマリー

第6章 その他の子どもの虐待／不適切な関わり

ディビット・ウルフへのインタビュー
暴力を目撃する子ども
きょうだい間の虐待
家庭の外でおきる子どもの虐待／不適切な関わり
サマリー

第7章 将来をみすえて

デボラ・ダロへのインタビュー
子どもの虐待／不適切な関わり研究分野を前進させる
子どもの虐待／不適切な関わりを防止する
サマリー

内容要約

本書の原題は「Child Maltreatment: An Introduction (1999)」で、大学生対象の教科書として書かれている。子ども虐待の研究分野について概観した専門書である。本書の目的は、子どもの虐待/不適切な関わり (child maltreatment) に関する情報をできるだけ提供し、読者が実体のある知識を得ること、この問題の大きさと問題が引き起こす破壊的結果についての理解を促進すること、可能な解決策について大枠を読者に提供することである。

まず、第1章、第2章で歴史と定義、理論方法論をめぐる問題について丁寧に述べられた後で、第3章から第6章まで従来から分類されてきた身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待のほかに、きょうだい間におきる虐待や暴力を目撃することによる影響などについて論じられている。それぞれの章では、概要、被害者・加害者の特徴、子どもに

与える影響、その解明、対応策について公的な統計やこれまでの研究を元に詳細に検討されている。各章のはじめには、その分野の先駆的な研究者のインタビュー、また章末は、虐待に関連するアメリカの法律や、事件としてマスコミに取り上げられた事柄などがコラムとしてまとめられており、その章でとりあげられた内容が社会情勢や現実として読者にイメージしやすいよう、工夫がなされている。最後の第7章「将来をみすえて」では、子どもの虐待/不適切な関わりに関する知識の蓄積を妨げる理論上、方法論上の限界を再検討し、子どもの虐待/不適切な関わりを防止するための方法について検討されている。

コメント・書評

本書は、大学生対象の教科書、専門書としての色合いが濃く、公的な統計や理論研究に基づいて記されている。500ページ近い量ではあるが、「虐待」について、そのベースとなる理論やこれまでの研究でどこまで明らかにされているのかについて詳細に述べられており、意欲のある方にはおすすめしたい。人種や社会経済的状况など日本の状況と必ずしも一致しない箇所もあるが、「虐待」に関する枠組み（身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待など）は同じなので理解しやすく、また、私が個人的に分かりにくいと感じていた「ネグレクト」「心理的虐待」に関しても詳細なサブカテゴリーや州法の定義が記載されており、虐待の状態像について、理解を促進する内容となっていた。

この本を読んで、印象に残ったのは以下の3点である。

一点目は、「子どもの虐待/不適切な関わり」における歴史的観点についてである。欧米においては、1800年代後半に子ども救済運動が起こるまで、子どもに対する身体的・性的な虐待が不当なことであるという価値観はまったくなく、古代ギリシャやローマ時代までさかのぼると、現在、性的虐待と考えられていたことは、適切な行為だと考えられていた。そのような歴史観のもと、アメリカではようやく1960年代に社会問題として認識され、1974年に「子ども虐待防止対策法」が制定され、現在のような支援システムが構築されるに至った。このあたりの経緯は、日本と類似していると感じた。

二点目は、「子どもの虐待/不適切な関わり」の定義の曖昧さが指摘されていることである。「世論や研究の関心が増しているにもかかわらず、重要だとみなされる定義基準（行為の深刻度や頻度、行為の結果、加害者の意図）は受け取る側によって違い、不当な攻撃性と正当な攻撃性の区別もまた人によって異なる（p.91）」と指摘されている。「虐待」に対する定義の曖昧さが指摘され、定義の曖昧さが、効果的な介入や問題解決方法の開発を遅らせている主な原因であるとも考えられている。日本においても、児童虐待についての法的定義は整備されているものの、定義と子どもたちの現状との適合が難しい場合があり、それは、虐待かどうか受け取る側の問題が大きいと感じた。

三点目は、専門家の通告義務についてである。アメリカでは1960年代に、すべての州で虐待の通告を義務づける法律が採用されたにもかかわらず、専門家が疑いのあるケースの約50%を通告していないという調査結果が得られている。本書によると、通告法について理解されていないこと、両親の方を心配すること、クライアントとセラピストの守秘義務を破ることが躊躇されること、関わりたくないことを含めて通告義務が実施されていない理由は多岐にわたる。通告義務のある法律のもう一つの問題として、援助の必要がある家

族に社会サービスを提供する児童保護局が、虐待の訴えの調査や、家から分離させる必要のある子どもの場所のやりくりなどで非常に忙しいことが挙げられている。通告義務のある専門家はこの現実を良く知っており、子どもの虐待/不適切な関わりが疑われる事例にぶつかると、難しい立場におかれる。この点に関する、Emery.&Laumann-Billings (1998)からの以下の引用は、とても印象深いものであった (p.438) ので、以下に引用したい。

「何ヶ月か一緒に過ごして、ソーシャルワーカーを信頼するようになった母親は、時々ソーシャルワーカーが虐待だと考える行動をすることがあると告白している。法律によると、ソーシャルワーカーは、児童保護局に通告する義務がある。しかし経験から、虐待の定義や身体的証拠が限られていることを考えると、虐待の訴えは実証されることが少ないことがわかっている。もし実証されたとしても、ソーシャルワーカーの考えでは、子どもを引き離すような深刻な虐待のケースではない。家族は援助を必要としており、ソーシャルワーカーは自分が援助を提供する最善の場所にいるとわかっている。事例を通告すれば、それまで慎重につくりあげてきた信頼関係をこわすことになる。さらにその結果として考えられる状況は、『サービスは提供されない。法的措置はない。ゆくゆくは家族が治療を求めるように勧められる。長く、高価で、おしつけがましいプロセスが始まるのはそこから』である。」

上記のような緊急性のない事例に限定すると、もし、長期間関わってきたクライアントから「虐待」の事実をうちあけられたとして、関係機関に通告することでクライアントとの物理的な関わりを遮断される可能性もある。通告後にクライアントが十分なケアやサービスが受けられるという保障はないとしたら、守秘義務を破る云々よりも、クライアントの利益を考えたときに、関係機関に通告すべきかどうか難しい判断を迫られる。特に、学校などでは、子ども、保護者と双方の関係を良好に維持することも考えてしまい、「通告」すべきかどうか本当に迷うところで、「通告義務」はあるものの、「通告」そのもののあり方については、教師やカウンセラーにとって考えなければならない大きな問題である、と本書を読むことで改めて感じた。

(文責 荒木 史代)

著書	児童虐待へのブリーフセラピー
著者	宮田 敬一（お茶の水女子大学）
発行所	金剛出版
発行年	2003年

目次

まえがき 宮田敬一

総論

- ・虐待問題へのブリーフセラピーの適用 宮田敬一

基礎編

- ・私が期待する児童虐待へのアプローチ —援助を可能にするための援助—
白木孝二（名古屋市児童福祉センター）
- ・子ども虐待対応のためのサイنز・オブ・セーフティ・アプローチ
井上 薫（同朋大学社会福祉学部）
- ・児童虐待を伴うドメスティック・バイオレンスへのブリーフセラピー
藤代富広（埼玉県警察犯罪被害者相談センター）
- ・虐待のアセスメントと危機介入 高橋幸市（佐賀県総合福祉センター）
- ・虐待をめぐる心理療法とブリーフサイコセラピーについてのささやかな覚え書き
大山みち子（武蔵野大学・広尾心理臨床相談室）

実践編1 子どもへのアプローチ

- ・被虐待児に対するEMDRの工夫
—子どもが持ち込んだものを利用するアプローチ— 柴田 健（弘前大学教育学部）
- ・施設入所中の子どもと施設への援助 —関係に配慮することの重要性— 柴田 健
- ・筆談によるささやかな援助 —リソースの活用— 永島正治（鳥根県中央児童相談所）

実践編2 家族へのアプローチ

- ・家族と共に安全な養育を作るアプローチ
—解決志向で進める告知と家族参加型カンファレンス—
井上直美（日本福祉大学心理臨床研究センター）
- ・「私のやっていることは虐待ではありません」と訴える母親から教えられたこと
宮井研治（大阪市立更正相談所一時保護所）
- ・親へのグループ・アプローチ 春原由紀（武蔵野大学人間関係学部）
- ・親子分離から家族再統合へのブリーフ・アプローチ

実践編 3 学校へのアプローチ

・教職員との連携を軸に支援した事例を通して 村上雅彦（広島ファミリールーム）

内容要約

今日、大きな社会問題となっている児童虐待の問題に対して、心理療法はどのような貢献ができるのだろうか。自身の行為に虐待という自覚がなく、問題の認識もないケースに対して、従来の理論や方法論では援助的関わりが困難な場合が少なくない。虐待問題へ、心理療法を導入することは極めて困難である。

虐待問題へのアプローチは伝統的なセラピーとブリーフセラピーとの間に際だった差異をもたらすという、強く興味をそそられた。

本書は、主に福祉領域の最前線で活躍している執筆陣が、具体的な事例に基づき、虐待の発見、相談、防止に、そして、過去の虐待体験の対処にブリーフセラピーがどのように役立つのかを、実際のケースとの関わりを通して述べたものであり、かなりの説得力を持つ。

クライアントの過去ではなく、現在・未来に、そして、病理ではなく、資源に焦点をあてるブリーフセラピーの独自の考え方、原因探しよりもリソース探しであり、見つかったリソースは解決へ向けて活用していくという技法が虐待問題に対する有用なアプローチの一つであると紹介している。

インスー・バーグ（Berg,I.K.）は「虐待された子どもでも、その親の子でありたいと子どもは思っている」と述べていて、したがって、介入は虐待された子どもを守るアプローチよりも、その家族を守るアプローチにあるという。また、次のことばにも強く引きつけられた。「セラピーで解決できること、援助できることは限られている。セラピー以外の方策や手段を使った方が有効な場合もたくさんある、ということをも十分認識し、全体的な状況を踏まえた上で、どのようにセラピーを活用し、役立てられるかを考えなければならない」という。

「実践例」は読んでいてどんどん引き込まれていくのを感じる。第一線で活躍している臨床家の言葉は重く心に沁みる。ブリーフセラピーにこだわることなく、「今、何をなすべきか」、「今、どう対応すべきか」と考えたときに、何気なく利用、活用しているのが、それに近いことを行っているのではないかと気づかされる。特に、学校での連携のあり方は、教員にとって実践がなかなか難しい。ここでは、あるケースを紹介して、そのあり方に一つのヒントを与えてくれている。チームをつくることの難しさを改めて実感した。

（文責 青木 宏至）

著書	児童虐待を考える
著者	中谷 瑾子（慶應義塾大学名誉教授，法学博士，弁護士）
発行所	信山社
発行年	2003年

目次

はしがきに代えて

- 1 「核家族」化と嬰兒殺し (1973年「ケース研究」135号所収)
- 2 嬰兒殺再考 (1979年「時の法令」1024、1025号所収)
 - 一 まえがき
 - 二 子殺しの分類と「嬰兒殺」
 - 三 嬰兒殺の背景・動機の推移の分析
 - 四 嬰兒殺対策
 - 五 あとがき
- 3 子殺し・親殺しとその法的側面 (1982年「子殺し・親殺しの背景」所収)
 - 一 家庭の自治と家庭の崩壊
 - 二 子殺しとその制裁
 - 三 親殺しのタブーと尊属殺重罰の歴史
 - 四 尊属殺規定違反判決とその背景
 - 五 親殺しの子の責任と子に殺される親の責任
 - 六 親殺しに関する若干の展望
- 4 被虐待児と法律 (1983年「小児看護」第6巻6号所収)
 - 一 被虐待の概念
 - 二 被虐待児と法的対応おわりに
- 5 児童虐待と刑事規制の限界 (1984年「団藤先生古稀祝賀記念論文集」第三巻所収)
 - 一 はじめに
 - 二 児童虐待の意義
 - 三 児童虐待の実態
 - 四 児童虐待と法的対応
 - 五 刑事規制の限界—刑法の謙抑制と児童の保護
 - 六 むすび—若干の提言
- 6 児童虐待の現代的意義とその修正 (2000年「現代刑事法」第18巻所収)
 - 一 はじめに
 - 二 児童虐待の意義
 - 三 児童虐待の暗数の高さと通報法法定の必要性

- 四 貴重なわが国の児童虐待の実態調査報告書
- 五 凶悪化する少年犯罪の動向と「いじめ」
- 六 児童虐待と少子化時代、パラサイト・シングル時代という社会的背景
- 七 おわりに―若干の提言

内容要約

本書は、法学博士であり弁護士でもある中谷瑾子教授が執筆した、児童虐待に関する論文の主要なものが発表年代順に収録されている。

『「核家族」化と嬰兒殺し』は1973年発表である。1972年は、コインロッカー嬰兒遺棄事件等が起こり、母性喪失、母の自己中心主義から犯される子殺し等といった論調で、マスコミに大きく取り上げられた。それに対して筆者は、嬰兒殺についての調査やケースを検討し、「母親だけが親としての適性を急激に喪失したのでもなければ、母の子殺しケースが突如として急増したのでもない点を明らかにした (p.28-29)」。そして、核家族化が誘因というよりも、家庭崩壊、男性の父親としての役割・義務の放棄により、追いつめられた母親が子殺しに至るケースが多いのではないかと考察している。

国連の国際児童年である1979年に発表された「嬰兒殺再考」でも、嬰兒殺が実数において30年程ほぼ変わらないことを示している。日本における嬰兒殺に関する研究を比較・検討し、「嬰兒殺は、その動機や行為主体・客体において、戦前や終戦直後のようにステレオタイプではなくなりつつある (p.40)」ことを明らかにし、現代的傾向を踏まえた対策を提案している。

1982年発表の「子殺し・親殺しとその法的側面」では、外国と比較しながら、日本の子殺し・親殺しに関する法律について論考している。嬰兒殺を一般の殺人から区別して軽い刑を科す国が多い中、日本にはそのような規定はないが、司法実務上、一歳未満の乳嬰兒殺を嬰兒殺として扱っている。嬰兒殺の起訴率、実刑率共に低い。また、親の身勝手型と反復累行型の増加等の殺害動機の変化に対し、宥恕されるべき理由のない事例においても、量刑上は宥恕に値する刑の伝統が惰性的に維持されていることを指摘している。一方、日本では1973年に尊属殺規定違憲判決が出、その後量刑への影響が明白に出ているデータを示している。筆者は、親殺し誘発要因として、被害者側の要因と加害者側の精神障害に起因する比率が接近していること、家族構成・住居条件も要因と成り得る可能性をデータから推論している。

1983年発表「被虐待児と法律」では、2000年に児童虐待防止法が制定される以前に、筆者が「児童虐待」の定義を試み、児童虐待への刑法、民法、児童福祉法それぞれによる法的対応を論じている。そして、法を基礎とする被虐待児対策は移転等により中断されることが多いため、行政レベルでの対策の再検討の必要性を示唆している。

「児童虐待と刑事規制の限界」においても、諸外国の児童虐待の定義や実態を検討に加え、日本における実態調査を分析することにより明らかにしている。特に、近親(相)姦・尊属殺や嬰兒殺について論考し、当時(1989年)の児童虐待に対応する法律の不備、「子どもの人権に対する社会意識の低さ、無自覚さ (p.173)」を指摘している。そして、「少年法以外の刑事規制の中にも子どもの人権保障と健全育成のための視座をより明確に確立し、必要最小限の法整備と司法慣例の再検討を行うべきことを提言 (p.177)」している。

「児童虐待の現代的意義とその修正」は収録された論文の中でも最も最近のもので2000年発表であるが、児童虐待防止法制定以前に執筆されたものである。本稿は、前稿の概要が多くをしめている。そして、(1) 通報義務者の明定と民間支援グループの充実、(2) 親属相姦（近親姦）の規定の必要性、(3) 子どもの視座からの法的対応と行政における対応の充実を提言している。

本書は、児童虐待防止法制定以前に執筆されているものの、法学的視点から戦後の調査研究やケースを分析・検討することを通して日本の児童虐待における実態や倫理観を明らかにしており、さらに諸外国の児童虐待に対する法律や倫理観との比較を行っているので、児童虐待の先行研究として非常に貴重で有意義な一冊である。

(文責 長尾 真理子)

著書	児童虐待と現代の家族
著者	中谷 瑾子（法学博士、弁護士） 岩井 宣子（法学博士） 中谷 真樹（桜ヶ丘記念病院精神科医長, 世田谷区児童相談所嘱託医）
発行所	深山社
発行年	2003年

目次

はしがき

第Ⅰ部 児童虐待の現状と診断

- 1 児童虐待の現状
- 2 児童虐待の診断と分析—医療機関の立場で

第Ⅱ部 児童虐待防止の法的枠組み

- 3 福祉法と刑事法の架け橋—児童虐待法制において
- 4 民事法的視点からの児童虐待防止の検討
- 5 アメリカの児童虐待防止に関する法的枠組み

第Ⅲ部 虐待への対応・治療と援助の実際

- 6 児童相談所での対応・保護
- 7 児童虐待と家庭裁判所における対応
- 8 医療現場での対応・保護
- 9 保健所における対応・保護
- 10 子ども家庭支援センターの役割と機能—子ども家庭支援ネットワークの構築を目指して
- 11 子どもの保護・回復と治療
- 12 虐待に関わる要因と親に対する介入・治療
- 13 親への介入—アメリカのケース
- 14 ネットワークと情報の共有化

まとめにかえて—児童虐待の防止に向けての課題

内容要約

本書は、多発する児童虐待という事態に対して正確な理解と適切な社会的対応を可能とするために、①「事実の把握紹介」、②「多面的診断」、③「対処・方針と今後の課題」という3つの観点からの検討を行っている。

第1部では、「児童虐待の現状と診断」として、その実態の紹介を目白大学の内山絢子教授が、診断と分析については杏林大学の松田博雄教授が行っている。

第2部では、児童虐待についての法的な取り組みを「児童虐待防止の法的枠組み」とし

て取り上げ、編集委員の一人である専修大学の岩井宣子教授が刑事法の観点からの検討を、また、民事法の観点からの検討を専修大学の木幡文徳教授が、更に比較法的観点での検討を可能にするためにアメリカにおける法的取り組みをカリフォルニア大学の本間玲子助教授が紹介している。

第3部では、「児童虐待への対応・治療と援助の実際」として、児童相談所との関係では編集委員の一人である桜ヶ丘記念病院の中谷真樹氏が、家庭裁判所との関係については大阪家庭裁判所家庭裁判所調査官の小野理恵子氏が、医療現場との関係では国立成育医療センターこころの診療部長の奥山真紀子氏が、保健所との関係については岩手県立大学の石井トク教授が、地域における家庭支援ネットワークの構築については三鷹市の竹内富士夫氏が執筆している。また、子どもの保護・回復と治療という観点から、東京都児童相談センターの森脇由貴子氏が、親の教育・回復と治療という観点から筑波大学の森田展彰講師とカリフォルニア大学の本間助教授が検討し、さらに、ネットワークと情報の共有化という課題について、明治学院大学の松原康雄教授の論考を掲載している。そして、最後に、編集委員の中谷真樹氏が児童虐待防止と虐待からの回復についてまとめている。

本書を通し、児童虐待が特別な親による稀な問題ではないことが理解される。しかも、児童虐待に関する法律や諸制度は、虐待の原因・背景が複雑多様であるが故に多岐に渡り、必要とされる分野・機関・職種も多分野に広がっていることがわかる。本書は、虐待への対応は単一の機関による対応では限界があり、今後は、関連領域機関の相互連携がスムーズにいくような制度が必要になるであろうと述べている。

(文責 大森 千恵子)

著 書	子どもを病人にしたてる親たち —代理によるミュンヒハウゼン症候群—
著 者	坂井聖二（社会福祉法人「子どもの虐待防止センター」理事）
発行所	明石書店
発行年	2003年

目 次

まえがき

- 1 ミュンヒハウゼン症候群
- 2 事件ファイルNo1「ケイ」事件発端編
- 3 事件ファイルNo1「ケイ」事件解決編
- 4 事件ファイルNo2「チャールズ」事件
- 5 メドウ医師の考察
- 6 これはMSBPではない！
- 7 それではMSBPとは何か？

番外編

- 8 DSM-IVとMSBP
- 9 MSBPと加害者の動機

虐待の一類型としてのMSBP

アメリカからの報告

生き延びた子どもの証言

あとがき

- 一 MSBPの概念
- 二 MSBPの歴史
- 三 日本の主な文献
- 四 欧米の専門書

最後に種明かし

内容要約

「代理によるミュンヒハウゼン症候群」は「子どもの虐待」のなかで特異な位置を占めている。日本では1998年11月、NHKで「子を虐待する母親—代理によるミュンヒハウゼン症候群」という番組が放映され、初めて紹介された。

本書は連載の形で書かれたものを1冊にまとめたもので、読者にとっては肩の凝らない読み物風の内容となり、あたかも推理小説を読んでいるかのように次々と読み進めたい気持ちにさせられる。

ミュンヒハウゼン症候群（MS）とは、虚偽の症状や病歴を捏造して病院を訪れ、治療や検査を要求する患者に対して用いられる。「代理によるミュンヒハウゼン症候群」（MSBP）は、イギリスの小児科医メドウ医師（Roy Meadow）が1977年、世界で初めて報告した子どもの虐待の一形態である。この虐待は、親（通常は母親）によって行われ、周到かつ計画的に子どもの病気に関する虚偽の情報を捏造したり、意図的に子どもを病気にするによって行われる。子どもたちは、人の目をひく外傷、痛みを伴う検査、不必要な治療、何も知らない医師の指示による長期入院などによって、身体的にかつ心理的に深刻なダメージを受けることになる。

本書ではメドウ医師の論文を下敷きに、二つのケースを事件風に「ケイ」事件と「チャールズ」事件として紹介している。

その後MSBPに関する議論が高まり、膨大な数の「代理によるミュンヒハウゼン症候群」と称する症例報告が続いた。MSBPが虐待の一類型なのか、加害者が罹患している精神疾患なのかの議論の流れの中で、DSM-IV（精神障害の診断・統計マニュアル第四版：米国精神医学会刊行）に、新しく提唱された精神疾患の一つとして取り上げられた。DSM-IVでは「代理によるミュンヒハウゼン症候群」よりも「代理による虚偽性障害」という表現を用いることを勧め、しかも虐待の一類型としてではなく虐待の加害者に適用するよう要請している。

DSM-IVの診断基準に対してメドウ医師は「代理によるミュンヒハウゼン症候群、あるいは代理による虚偽性障害という診断名を用いる際に、きちんとした制限をつけるように心がけることが求められている。その制限とは加害者の行動はあくまで『子どもを自分の代理として病人に仕立て上げる』という動機に基づいている、ということである」（p.80）と述べている。

最後にサバイバーの手記が載せられ、MSBPの概念や歴史などが書かれているため、児童虐待に関心のある読者にとっては参考にした一冊である。

（文責 山村 良子）

著書	子ども虐待ドキュメンタリー 新 凍りついた瞳
著者	ささや ななえ (漫画家)
原作者	椎名 篤子 (「子どもの虐待防止活動を考えるネットワーク」代表, 「児童虐待防止法の改正を求める全国ネットワーク」世話人・ 企画委員,「日本子どもの虐待防止研究会」副運営委員長)
発行所	集英社
発行年	2003年

目次

- 第1話 SOS、SOS、助けて
 - 第2話 サウナの家 《前編》《後編》
 - 第3話 長い家路 《前編》《後編》
 - 第4話 母子治療 《前編》《後編》
 - 第5話 ふたりの法医学者
- あとがき

内容要約

この本は原作（「親になるほど難しいことはない」）を漫画によって再編集したものである。日本の社会が子どもの虐待の存在を認識していなかった時代にできるだけ多くの人に漫画という形で情報を伝えようとしたものであり、その目的通り、絵による表現から虐待の悲惨な現状がわかりやすいという特徴がある。

タイトルは、虐待を受けた子ども達が特徴的に示す「Frozen watchfulness 凍てついた凝視」から取ったとのことであるが、実際の本編中に描かれている子どもの表情は、絵でありながらも恐怖を感じる程の冷たい目をしている。実際に虐待を受けている子どもは計り知れない程の傷を受けていることが容易に想像できる。

原作者は、「児童虐待防止法の改正を求める全国ネットワーク」に携わっているということもあり、児童虐待防止法の改正の一つの働きかけとしてこの本を書いた。ゆえにその内容の前半部分は、法の整備が進んでいないために救われなかった子どもの現状や、実際に虐待を受けている子の置かれている不十分な支援の現状を刻々と表しており、読者は虐待について考えさせられることを余儀なくされる。また後半部分は、虐待に対する対応システムが整っていたために救われたケースの話、そして1972年という、虐待があまり認知されていなかった時代の法整備の奮闘の様子が描かれている。この2部構成的な内容は、虐待に関する知識の無い者へも、わかりやすくかつ鮮明に虐待を、そして虐待の置かれている現状を受け止め考えるきっかけと成りうるだろう。

医療機関や保護機関などの専門機関の虐待の捉え方や対応の認識には格差が存在する。また、関係者間にネットワークがなく、危機意識と援助システムの十分な共有と経験の積み重ねがないがために、救われる可能性が高かった子どもが命を落としている。本編後半部分の章の救われたケースを見ると、ネットワークや援助システムの整備により救われていることが分かり、他の章でのケースの子どももその章の中の状況下に置かれていたならば救われたのではないかと思わずにはいられない。

「子どもはひとりの人間であり権利を養護されるべきものだ」という認識の基に、法改正が進みネットワークの増強が図られ、支援の状況も進むことが被虐待児への救いとなるのだろう。また、原作者があとがきで述べている「いま社会にある皆が『それぞれにできること』をすることで、子ども虐待を社会からなくしていければと考えている」というメッセージを受け取り、認識を持ち続けていくことが重要であると思われる。

(文責 高橋 信行)

著書	魂の殺害 虐待された子どもの心理学
著者	レオナード・シャンゴールド
訳者	寺沢みづほ
発行所	青土社
発行年	2003年

目次

第1章 序論

第1部 魂の殺害の展望

第2章 運命的な贈り物

第3章 精液のにおい

第4章 たった1回はゼロと同じ（もしくは、1回はカウントされない）

第5章 ナルシストの指輪

第6章 児童虐待と強制収容所

第2部 魂の殺害の背景

第7章 「愛の状態という固定した脅迫観念」

第8章 フロイドの「子どもがぶたれている」への解説

第3部 文学的実例

第9章 アジャーノン・スインバーン

第10章 蛾と母親

第4部 「そんなことが本当に起こったのだろうか？」

第11章 ナルシシズムの病理

第12章 殺人、暴力、そして魂殺害

* 補遺

ディヴィスとフローリー「分離の過程と転移」をめぐる議論

内容要約

第1部「魂の殺害の展望」には、児童虐待に関連するテーマを追い続けた論文が載っている。メディアを神話上、文学上の「症例」として描いており、魂の殺害の事例をよくみかけるタイプの親-ナルシスティックで暴力的で冷酷な母親-に焦点を当てている。著者は別個の人間としての子どものアイデンティティを壊すことをもくろみ、贈り物というやり方で癒着した共生的きずなを維持するということが、親にとっていかに重要であるかをとりわけ強調している。また、児童虐待の被害者から得た臨床的資料を用いて、去勢不安の一面について、臭覚に重点を置いて論評している。「たった1回はゼロ回と同じ」は、偽りの確信への欲求があって、それと結び付いて、ある特殊な種類の否認についてなされる一種の拡大された補足説明である。病的ナルシシズムにおいては、親から離れる能力が制

止され、そのため、他の人々への思いやりも持ちにくくなる。また、強制収容所の生き残りと魂の殺害の被害者とのいくつかの類似点を論じている。本書の主なテーマとなる、「魂の殺害の結果であるナルシスティックな退行を改善するためには、他の人を思いやり、他の人々を愛する力を回復する必要がある」と書かれている。

第2部「魂の殺害の背景」では、人間の発達と精神病理に応用がきく論題を扱っている。フロイドの本能的衝動の理論及び健康の理論、攻撃性とセクシュアリティにかかわる臨床的現象を論じている。著者は、愛についてのプルートとフロイドの同じような見解の研究を狭い定義と論じ、トラウマ的な心理的傷から立ち直るために最高に重要なのは、あまりナルシスティックでなく強迫的でもない愛の力を達成することであり、サディズム、マゾヒズム、暴力に現れる激しい怒りと攻撃性に対して、より強い支配力を持つことと述べている。第8章では、サド=マゾヒズムとぶたれ空想について論じ、第3部第9章では、詩人アルジャーノン・スウィンバーンと彼の鞭打ちへの多大な関心の例を挙げてそれを説明している。第10章は、エリザベス・ビショップについての章で、スウィンバーンのような子どもは、芸術的創造力を総動員して、幼いときに受けた傷に負けまいと努力し、少なくとも部分的に乗り越えることに成功する適応能力を生まれつきもっており、その能力は子どものときのトラウマと剥奪の経験に対する反応としてさらに高められ、それを利用できたのだと述べている。著者は、ビショップの蛾のイメージを、親子関係に存在する攻撃的な感情・衝動と受動的な感情・衝動とが混ざり合った、殺人や自殺を引き起こすイメージとして使ったと論じている。

第4部では、魂の殺害が本当に起こったのかとの特有の疑問に立ち戻っている。臨床の経過が魂の殺害の被害者のそれに似ている患者の病理は、軟弱で過度にわがままに育てられ甘やかされてきたために、自分自身への衝動から生じているようにも見えると論じている。最終章で、魂の殺害は、激しい感情、衝動、行為に走りがちで、防衛しようとして失敗した人たちであり、過度の遺伝的な資質と欠陥のためか、もしくは、過度の環境的トラウマのため、あるいは両者が運悪く結びついたために、主としてその失敗がおこる。いずれにしても、失敗しがちな人たちである、虐待された者、ネグレクトされた者や、そういう人たちの病理に似ている者の治療についての提案が書かれている。

(文責 安塚 郁子)

著書	家族とトラウマ もう一度愛したい	JUST講演集
講演者	高橋 緑 (JUSTメンバー)	
	野本 律子 (地域生活支援ネットワーク女性ネット, S a y a - S a y a 共同代表)	
	斉藤 学 (家族機能研究所代表 医学博士)	
	林 弘正 (清和大学法学部教授)	
	太田 真弓 (さいとうクリニック児童診療部 医師)	
	横川 和夫 (フリージャーナリスト)	
	久田 恵 (ノンフィクション作家)	
	信田 さよ子 (臨床心理士)	
発行所	N P O 法人日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオン (J U S T)	
発行年	2003年	

目次

はじめに

I バタラーの心理

J U S T サバイバーズフォーラム2003

『配偶者への暴力、加害者男性に何ができるか?』より

第1部

はじめに

【体験者のメッセージ① DV被害者 (バタードウーマン)】

DV被害者一訴訟の現実 (高橋 緑)

【体験者のメッセージ② DV被害者 (バタードウーマン)】

支援者という道を歩むことになって (野本 律子)

【体験者へのメッセージ③ DV加害者 (バタラー)】

妻への暴力のアクセルとブレーキ (飛鳥 蔵)

まとめ 暴力嗜癖としての配偶者暴力—自助と治療の可能性 (斎藤 学)

第2部

【講演①】

DV—法律家の視点から (林 弘正)

【講演②】

ファミリーバイオレンスとしての児童虐待 (太田 真弓)

【講演③】

バタラーズ・プログラムの成果報告 (斎藤 学)

II ボランティア講座 家族とトラウマ連続講座 講演集

1. べてるの家及び統合失調症について (横川 和夫)
2. ひきこもりと家族—どこへ向かって子どもを育てるか (久田 恵)
3. 臨床現場から見た家族—これからの家族はどこに向かっていくのか? (信田さよこ)

講演者プロフィール

J U S Tからのお知らせ

内容要約

本書は、児童虐待、トラウマの問題を抱えて悩んでいる人たちの支援を、かつて同様の問題で悩んでいた人たちが行うことを目的として設立されたNPO法人J U S Tのフォーラム、および講座における講演をまとめたものであった。本書を通して、『児童虐待・ドメスティック・バイオレンス(DV)など、一般的には、家庭内の個人の出来事・事件、と考えられてきた問題が、実際には社会的文脈・視点から考え、検討されていかなければならない社会問題であるということ』を広く日本の皆さんにも知って頂く』ことを主旨としている。内容は、ほとんどがDVに関するものであり、その被害者・加害者・支援者それぞれの立場での経験や取り組みが語られている。講演者によって見解は様々だが、児童虐待には夫婦間のDVがその背景として存在している可能性があることが指摘されている。社会的背景や経済的背景によってDVから逃れられずに、子どもへの児童虐待に至っていることもあるという。その影響から子どもたちに様々な問題が発生するということが述べられており、児童虐待とDVの関係性が見られる内容となっている。

その中で、児童虐待についての問題そのものを扱っている講演は少なく、大きく2つのみであった。まず、児童虐待をファミリーバイオレンスとしてとらえ、医療現場で見られる、虐待をする親・子どもの特徴と、その治療法について述べたものである。講演者である太田医師は、虐待加害者である母親の半数近くがDVを受けていること、また自身が児童期に虐待を受けていた人が6割以上いることを指摘し、これとシングルマザーであるという3つの因子が児童虐待の危険因子であると述べている。一方、被虐待児は問題行動が多く、発達にムラがあること、集団適応が大変困難であるとしている。今後被虐待児の問題行動の把握と情報提供、対応の仕方を考えることが、加害者の治療、今後の虐待防止に有用であると述べている。

もう一つは、表向き愛情、裏は支配といった「近代家族」のまやかしを読み解く中で児童虐待を見るという、臨床心理士の信田氏が行った講演のものである。虐待の問題はアダルト・チルドレン(AC)と関係があると指摘し、ACの人々は虐待の中を生き延び、それを証言できる人たちであり、そこから家族を捉え直すことができるとしている。家族間において「親密」と「暴力」は紙一重であり、人間関係の距離をとり、危なくない家族をつくるのが重要だとしている。そして、虐待を心の傷や病気という視点ではなく、大きな視点で家族・親子をとらえ、社会的な文脈の中で考えることの必要性を主張している。

(文責 松井 美穂)

著 書 三鷹市の子ども家庭支援ネットワーク
地域における子育て支援の取り組み
著 者 松田博雄・山本真実・熊井利廣 編 地域子ども家庭支援研究会 著
発行所 ミネルヴァ書房
発行年 2003年

目 次

はしがき

第1章 三鷹市における子ども家庭支援のあゆみと概要

- 1 子ども家庭支援の拠点
- 2 子ども家庭支援ネットワークのあゆみ

第2章 子どもと家庭への援助事例

- 1 子ども虐待の事例
- 2 障害を持つ子どもと家庭への援助事例
- 3 育児不安・ストレスを抱えた家庭への援助事例

第3章 三鷹市におけるファミリーソーシャルワークの実態——実証分析調査報告から

- 1 三鷹市におけるケース援助の全体観
- 2 個別ケースの分析からみたケース援助の流れと投入資源
- 3 三鷹市のケース援助における今後の課題

第4章 医療からみた保健と福祉との連携

- 1 医療の役割と医療体制
- 2 障害や難病をもつ子どもの医療
- 3 救急医療と子育て支援
- 4 在宅医療とレスパイト
- 5 周産期医療
- 6 子どもの虐待と医療
- 7 地域療育と医療
- 8 学校教育と医療

第5章 三鷹市の子ども家庭支援ネットワークを支えるもの

- 1 早期からの子ども家庭支援センターの立ち上げ
- 2 体制の中心を明確にする —— 相談機関・窓口の連携とシステム化
- 3 公設公営、公設民営の使い分けと責任
- 4 職員の「気づき」を促す仕組み
- 5 終わりに

あとがき

三鷹市の子ども家庭支援のあゆみ（年表）

内容要約

児童虐待の早期発見・対応を行うと同時に、虐待の予防のための育児不安の軽減をめざした子ども家庭支援センターは、地域の子育て支援ネットワークの要として存在している。個別の事例に対して必要に応じて、臨機応変に関係機関とともに支援チームを立ち上げる。関係するスタッフが子ども家庭支援センターに集まり情報を収集・整理し、児童相談所児童福祉司のスーパービジョンを得ながら対応策等について話し合う。また、スタッフ同士が顔と顔を、そして互いの業務を知り合い、気軽に何でも話し合い率直に意見を交換できるように、日常から関係機関の連携が推進されている。

構成機関は、子ども家庭支援センターの他、北野ハピネスセンター、保健センター、市立保育園、児童館、生活福祉課、社会教育会館、母子生活支援施設、杉並児童相談所など。

(文責 菱木 みどり)

著書	<児童虐待>の構築—捕獲される家族
著者	上野 加代子（武庫川女子大学文学部助教授） 野村 知二（京都市教育委員会勤務、関西大学非常勤講師）
発行所	世界思想社
発行年	2003年

目次

はじめに

第1章 児童虐待モラル・パニック

- 1 「無関心」から「国家的問題」へ
- 2 マスメディア報道
- 3 家族を見るまなざしの変化

第2章 少子化時代のサバイバル

- 1 児童虐待＝家族問題の構図
- 2 児童養護施設での人権侵害（虐待）問題の台頭
- 3 児童養護問題をめぐるマーケティング

第3章 「増加・深刻化」の説得法

- 1 対策の資源としての「増加・深刻化」
- 2 公式統計の非構築性
- 3 統計のドラマ化手法
- 4 「氷山の一角」のレトリック

第4章 児童虐待「事例」

- 1 「深刻化」の説得法
- 2 できごと・記録・事例
- 3 児童虐待事例の分析
- 4 解釈モードに埋め込まれる推論

第5章 嗜癖としての児童虐待

- 1 社会現象としてのアディクション・共依存・アダルトチルドレン
- 2 アディクション・共依存・アダルトチルドレンという主張
- 3 アディクション概念への反論
- 4 アディクション概念への嗜癖—剥がさないラベル
- 5 親密な関係性への依存メカニズム
- 6 語ること・語られること

第6章 親と子をとらえる新たな投網のテクノロジー

- 1 虐待発見方法の変化—米国・英国の場合
- 2 「リスク」という考え方
- 3 親と子の危険性への照準

第7章 児童虐待リスクファクターの構築

- 1 児童相談所におけるリスクアセスメント
- 2 母子保健分野でのリスクアセスメント
- 3 一般人口でのリスクアセスメント

第8章 モラル・パニックのゆくえ

- 1 児童虐待リスクアセスメントの射程
- 2 児童虐待フォークデビル—捕獲される家族
- 3 ニーズの植えつけ

あとがきにかえて

参考文献

索引

内容要約

今日、虐待という問題は、ある特殊な家庭にのみおこる不幸というより、社会変化のなかで弱体化した家族一般が潜在的に抱える危険としてとらえられている。それを治療するというよりもむしろ、予防するという、児童虐待という問題に対応する施策が、家族や親子関係あるいは子育てに対する視点の大きな変化を伴っている。

児童虐待問題についての1980年代の報道は海外の出来事での紹介であったのに対し、1990年からの報道は本格的な国内の問題としての取り扱いである。このころの報道には、民間団体の取り組みが数多く掲載されている。また電話相談の内容がつぎつぎに紹介されることで「現代的な児童虐待」のイメージが明確になっていった。育児不安は、国・地方自治体の母子保健や児童福祉施策において対応すべきことがらとして位置づけられた。児童虐待問題に対するクレームは、組織の規模や権能の拡張、予算や人員の増配、新しい職場の獲得のためのクレームとセットとなった。しかし、家庭で児童虐待が増加・深刻化しているという「児童虐待＝家族問題」の議論においても、実態把握や論証が不十分であるにもかかわらず、統計の信頼性や妥当性について指摘されることはなかった。

人びとに提供される児童虐待についての情報のほとんどが、マスメディアの報道によるものである。そこでは、虐待が「増加」し「深刻化」しているものとして、その脅威が広く深く浸透していく様子が示されている。「児童相談所に置ける児童虐待相談処理件数」は、「相談件数」に読み替えられることによって取り上げられる。

虐待行為の危険性をどのように見積もるかという点について、我が国で早くから関心を持っていたのは児童相談所である。にもかかわらず、児童虐待についての社会的関心が高まり、児童相談所が認知していたにもかかわらず死亡という結果を招いた事件がマスメディアに繰り返し報道されるにいたって、児童相談所は批判の矢面にたたされた。批判の高まりのなかで、厚生労働省は「子ども虐待対応の手引き」を作成した。しかし、ここでリスク要因としてあげられているのは、子どもにくわえられる保護者の危険な行為の列挙であり、「子どもの生命安全と心身の発達、自己実現にとってあきらかに不適当な場合」と抽象的、一般的に触れるにとどまっている。

児童虐待を発見する方法は、親と子を注視して個別的に危険を判別することから、一般

的な危険を定義した「リスク」の組み合わせを個々の親子に当てはめていく方法へと形を変えつつある。児童虐待のリスクアセスメントのいくつかの項目は、性役割、子ども中心主義、夫婦愛という近代家族の理念的特徴に照らしてはじめて、リスクとして採用される。リスク要因とされているものを確認していくと、「母子家庭」「母若年」「母性意識」といったように、母親だけに関係する項目が父親だけに関係する項目よりもはるかに多い。児童虐待とは、ほかでもなく母親の、近代家族的な家族形成の失敗、家族生活へのコミットメントの欠如や母子の絆の形成の失敗だと考えられている。

危険な家族、親子を発見しようとする情熱は、児童相談所への虐待通告という形で専門機関への預託を進めてきたが、生活の送り方、近隣とのつきあい方、公的機関による捕捉のしにくさや反抗的な態度、あるいは保護者の生活史や生活までもがリスクとして測定の対象となることは、専門家の価値観に照らして問題である家族や、地域になじめないよそ者に対する排除の心理である。

(文責 小野 傑)

著書	児童虐待防止法制度—改正の課題と方向性
編者	吉田恒雄 編
発行所	尚学社
発行年	2003年

目次

はしがき

児童虐待防止法の改正にむけて (吉田恒雄)

はじめに

- I 児童虐待防止法の評価
- II 児童虐待防止法施行後の状況
- III 児童虐待防止法制度の理念
- IV 児童虐待防止法制度の検討

児童相談所 (松原康雄)

- I 児童虐待の「増加」と児童相談所の現状
- II 児童相談所が対応するこども虐待の養育者・こども像
- III 児童相談所におけるこども虐待対応
- IV おわりに

立入調査 (磯谷文明)

- I 立入調査制度の概要
- II 立入調査の現状
- III 実務上の諸問題
- IV 課題と展望

家庭裁判所の児童虐待事件の調査 (安部隆夫)

はじめに

- I 親との対応
- II 子どもとの面接
- III 児童相談所との連携

おわりに

フランスの児童虐待への対応 (加藤佳子)

- I 法制度の概要

- II 虐待の定義・特徴・実態
- III 通報義務
- IV 官（警察）民（アソシアシオン）の役割と協働
- V おわりに

ドイツの児童虐待法制 (鈴木博人)

はじめに

- I 法的対応の流れ
- II 法的介入の根拠条文
- III 残された課題

イギリスの児童虐待防止法制度と日本の課題 (峯本耕治)

- I 児童虐待防止制度の特徴
- II ソーシャルワーカー数の決定的な差
- III 政府・地方ガイドラインによる手続きの明確化・具体化
- IV 機関連携のマネジメント機関としてのACPCの存在
- V 通告制度の特徴
- IV 危険な状態にある子どもの緊急保護制度
- VII 虐待ケースに対する調査・捜査
- VIII こども保護会議
- IX 子ども保護登録制度の概要
- X 子ども保護プランの策定と実施
- XI 子ども保護のための法的制度の概要

アメリカの児童虐待法制度と日本の課題 (山口亮子)

はじめに

- I 日米の児童虐待をめぐる法と実態
 - II 児童虐待の法手続
- むすび

児童福祉施設における被虐待児の援助と治療 (西澤哲)

- I 児童福祉施設と子どもの虐待
- II 児童養護施設に入所している子どもに見られる虐待の後遺症
- III 虐待を経験した子どもの心的ケア
- IV 児童養護施設における心理療法
- V 治療的ケアを可能にする制度の必要性

少年非行と児童虐待 (藤岡淳子)

- I 非行少年における被虐待体験
- II 被虐待児が非行少年になる過程

Ⅲ 被虐待体験のある非行少年の少年院での処遇と今後の方向性に関する私見

資料

参議院共生社会に関する調査会「児童虐待の防止に関する決議」（平成15年6月16日）

社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書（平成15年6月）

内容要約

本書は、児童虐待防止法制度のあり方について、法律学、社会福祉学、臨床心理学の立場から学際的に検討することを目的に企画されている。中でも、児童虐待防止法施行後に新たに生じた課題を具体的に検討することを第一の目的とする。このために、児童虐待防止の現場にかかわる実務家や、長年、児童虐待問題に携わってきた研究者による現状の分析と実践的な提案がなされている。また、児童虐待防止法制度を比較法的見地から検討することが第二の目的である。フランス、ドイツ、イギリス、アメリカを取り上げ、それぞれの制度の概要と課題を明らかにしている。さらに、児童虐待の被害者である子どもへの援助のあり方に関し、心理治療を中心に検討することが第三の目的である。

本稿では本書の特徴である「欧米諸国の法制度」に限定して内容を紹介したい。

* フランス

近年フランスでは、家族の変化が著しく、現在児童虐待も深刻化しているようである。子どもの保護に関するシステムは、フランス全土、フランス全国民について同一の法律によっている。国と県議会が責任を保持し、その他子ども保護に特徴的なのが、有資格の民間団体（アソシアシオン）のネットワークである。

「未成年者に対する虐待の防止と子どもの保護に関する1989年7月10日の法律」の意義は、①子どもへの虐待に関する県の重要な役割を肯定し明確にした。②異なった機関の協働と連携を容易にした。③虐待に関する電話相談を創設した。④専門家、および国民全体の責任を明らかにした。以上の4点である。ただし、虐待の明確な定義はなされていない。被虐待児の定義（国立社会福祉研究所）は、「肉体的および精神的成長に重大な影響を及ぼす身体的暴力、精神的残酷さ、性的侵害、重大な養育放棄（ネグレクト）の犠牲となっている子ども」である。これに、身体的な特徴がないため明らかにすることがより難しい行為の犠牲となる子どもも含まれる。

* ドイツ

ドイツにおける児童虐待への私法ならびに福祉法による対応の特色は、①日本の児童虐待防止法のように特別法を制定していない。要保護児童の保護法制（B G B, K J H G）のなかで児童虐待にも対応する。B G B 1631条第2項「身体的および心的虐待およびその他の屈辱的な措置は許されない」という文言は、児童虐待だけを意識しているのではなく、子どもの養育、教育にあたって親が取るべき基本的スタンスを示したものである。この点で日本の法制度と異なっている。②要保護児童の保護が目的とされている場合でも、親としての権利が尊重されている。子どもの養育は親の権利なのである。「子どもの育成および教育は、両親の自然の権利であり、かつ、なによりもまず両親に課せられている義務である」（ドイツ基本法第6条）。③親の権利を制限する場合でも、親の能力の欠落もしくは不

足している部分を補うために、つまり援助をして、親子関係を断絶させず最終的には親子統合、家庭復帰、家族債権をするために、配慮権の一部を制限するという制度になっている。

*イギリス

イギリスの児童虐待防止法制度の特色は、①日本と比較にならないほどの多数の専門性を持ったソーシャルワーカーが存在する。②政府のガイドラインと、それをさらに具体化した各地方のガイドラインによって、関係機関および専門家が遵守しなければならない手続きが明確かつ具体的に定められている。③機関連携を効果的に行うための独立のマネジメント機関が設置されている。④虐待の危険性のある子どもの保護だけでなく、より広く、特別なニーズを抱えたこどもの保護と家族への援助を念頭においた統合的な制度となっている。⑤子ども保護会議への親の出席が保障されている。⑥関係機関として、警察が重要な役割を担っている（72時間のポリースプロテクション）。⑦こども保護のために法的制度が整備されている。以上の7点である。

*アメリカ

アメリカでは毎年約300万件の児童虐待通告がなされる。虐待保護の手段は、1963年にアメリカの厚生省が児童虐待通告義務のモデル法を作成したことに始まる。続いて1974年にはCAPTA（児童虐待の防止と対応に関する法）が制定された。その影響力のもと、一般に発見者は児童虐待またはネグレクトを「知る、疑う、またはそうだと信じるに十分な理由があった場合」に通告しなければならないとされている。その他、代理人制度や、親の適正手続きの権利などが定められている。アメリカは虐待問題に社会的関心が集まっており、データの詳細さと通告件数の多さでは日本と比較にならないようである。さらにその法制度は現在も進化し続けているということである。

（文責 田中 愛）

著書	看護職のための子どもの虐待予防&ケアハンドブック
編集	財団法人 日本看護協会
発行所	日本看護協会出版会
発行年	2003年

目次

はしがき

第1部 看護職による子どもの虐待予防と早期発見・支援に関する指針

- 子ども虐待の現状
- 看護職による子ども虐待への取り組みの重要性
- 指針策定の理念
- 指針の基本的な目標
- 子ども虐待の定義
- 子ども虐待にかかわる看護職の役割
- システムづくり—各機関の先駆的事例

第2部 看護職のための子どもの虐待予防&ケアハンドブック

- 第1章 看護職のための基本的な知識
- 第2章 子ども虐待への看護職の役割
- 第3章 子どもの虐待を予防する取り組み
- 第4章 重要な発見から初期対応
- 第5章 支援・再発防止の取り組み
- 第6章 看護職が活動しやすくするために
- 第7章 看護協会による子どもの虐待対策推進方策

あとがき

引用・参考文献

資料

内容要約

この冊子は日本看護協会が看護職向けに作成した小児の虐待防止のためのハンドブックである。

日本看護協会は、「児童虐待の防止等に関する法律」が2000年11月に施行された後、児童虐待について看護の専門職集団として為すべきことは何か、模索してきた。日本看護協会会長の南氏は「法が施行された後も児童相談所における相談件数は増加の一途をたどっており、広い相談窓口と専門性の高い支援が必要とされ、全ての関わりには緊急性、継続性が要求されている」と述べている。

日本看護協会では、2001年に「児童虐待予防対策委員会」を設置し、看護職による子どもの虐待対策の現状分析、課題の整理、推進上の方策等の検討を進めてきた。2002年9月には、看護職に対する子どもの虐待への意識啓発と対策のための連携促進を目的に、「看護職による子どもの虐待と早期発見・支援に関する指針」を発表している。また、2003年5月に作成した「看護職のための子どもの虐待予防&ケアハンドブック」は、「看護職による子どもの虐待と早期発見・支援に関する指針」を受け、臨床で働く看護職が実際に子どもの虐待のアセスメントを行い、支援にあたって必要な、具体的役割と活動する際に必要な視点についてまとめている。今回出版されたこの冊子は、前述の2冊を合本とし、前者を1部、後者を2部として作られている。

第1部では、まず、子ども虐待の現状や看護職の虐待への取り組みの重要性、子ども虐待の定義が述べられている。そして、子ども虐待にかかわる看護職の役割と地域における各機関の先進的事例が紹介されている。

第2部では、子ども虐待予防に取り組む看護職に必要な基本的な知識と看護職の役割、そして発達段階に沿った事例を展開し、子どもの虐待を予防する取り組みや発見と初期対応の重要性、支援のあり方や再発防止の取り組みについて書かれている。

本文中には、多くの調査資料や実際の臨床現場での取り組みの事例、対応のマニュアル等が書かれており、具体的で現実的な活動ができるように工夫されている。また、巻末には法律関係や厚生労働省の虐待を受けた児童等への対応、虐待アセスメントシートの例等があり、看護職が臨床現場ですぐに使えるように工夫されている。

(文責 清水 弘恵)

著 書 DVにさらされる子どもたち
加害者としての親が家族機能に及ぼす影響

著 者 ランディ・バンクロフト（加害者カウンセリング専門家）
ジェイ・G・シルバーマン（ハーバード大学公衆衛生学部助教授）

訳 者 幾島 幸子

翻訳企画（財）アジア女性交流・研究フォーラム
（財）せんだい男女共同参画財団
（財）福島県青少年育成・男女共生推進機構
（財）横浜市女性協会

発行所 金剛出版

発行年 2004年

目 次

序

はじめに

第1章 ドメスティック・バイオレンスの加害者とは？

- 加害者の定義
- 加害者の特徴
- 誤った加害者像
- 要約

第2章 「力」を行使する親：加害者の子どもへのかかわり方

- 暴力をふるう親の典型的な特徴
- DVにさらされる子どもへの影響
- 児童虐待
- 役割モデルとしての加害者
- 加害者に対する子どもの見方
- 要約

第3章 衝撃波：加害者が家庭に及ぼす影響

- 母親の権威の失墜
- 母子関係への影響
- 子どもを「武器」として利用する
- その他の家族機能に対する影響
- 母子関係・きょうだい関係の回復

○要約

第4章 近親姦を犯すDV加害者

- 先行研究概観
- 小児性愛者と近親姦加害者
- DV加害者と近親姦加害者に共通する手口
- DV加害者と近親姦加害者に共通する態度
- 両者の共通点が意味するもの－専門家への提言
- 親権および面接交渉権の訴訟における性的虐待の申し立て
- 要約

第5章 回復を阻害するもの：親権および面接交渉権の訴訟における加害者

- 子どもの回復のための環境づくり
- 別居後の加害者の子どもへのかかわり方
- 親権や頻繁な面会を求める加害者の動機
- なぜ加害者は親権訴訟で有利なのか
- 親権および面接交渉の訴訟における加害者の手口
虐待の申し立ての信憑性を落とすためのその他の手口
- 親権訴訟が子どもに及ぼす影響
- 要約

第6章 親としての加害者についての誤解：広く普及しているアセスメント理論への批判

- 離婚に関する有力な理論
- DVの種類による子どものリスクの評価
- ジョンストン、キャンベルおよびローズビーの観察で見落とされたもの
- 要約

第7章 回復への支援：加害者が子どもに与えるリスクの評価と面会プランの設定

- 監視なしに加害者が子どもと接触する際のリスク
- 加害者が子どもに与えるリスクをどう評価するか
- 親権の決定と面会プランの設定
- 要約

第8章 変化は本物か？：加害者の親としての変化を評価し促進する

- 加害者の変化のステップ
- 加害者の変化をめぐる誤解
- 加害者の親としての変化を評価する
- 更生のための環境づくり
- 要約

第9章 加害者の親としてのあり方について専門家の対応を改善する

- 子ども専門のセラピスト，家族療法家，DVにさらされた子どものためのプログラム
- 親権評定の担当者
- 家庭裁判所
- 児童保護機関や裁判所
- 親教育の担当者
- 心理テストや精神鑑定の担当者
- 加害者プログラム
- 被害女性プログラム
- 監督つき面会センター
- 家事事件専門の弁護士および弁護士会
- 要約

日本語版あとがき
文献

内容要約

“The Batterer as Parent”の日本語版である。本書の翻訳は、日米の相互理解、知的交流を目的とするNPO“ジャパン・ソサエティ”が主催した「日米女性リーダー交流プロジェクト」の成果として国内4つの組織が共同で企画したものだ。

2004年「児童虐待防止法」と「DV防止法」が改定され、“子どもへの虐待とDVが重なり合う領域”に対する法的対応が整えられた。

改正児童虐待防止法では、「子どもの目の前での配偶者に対する暴力は、子どもへの心理的虐待に当たる」と定義された。一方、改正DV防止法では保護命令の範囲が、被害者と同居する子どもにまで広がられた。児童虐待防止法とDV防止法という両方のアプローチが同じ問題に行き着いたと言える。

この改定と同時期に翻訳出版された本書は、DVと子どもへの虐待を別個の問題としてではなく、「加害者としての親が家族機能に与える影響」という包括的な視点から論じている点が大きな特色である。

もう一つの特色は、両親が別ればDVにさらされた子どものトラウマは解消するという誤解を解くために、両親の別居後の問題も取り上げ、力と支配による虐待が、親権・面接交渉権・養育費をめぐる訴訟の中にも持ち込まれるという事実にも光を当てている点である。

それらの特色が詳しく述べられている章について以下紹介する。

第1章～第3章

筆者らは、加害者の親としての態度や行動に注目し、DVによって生じる家庭の状況を具体的かつ詳しく検証し、加害者が子どもに及ぼす短期的・長期的影響をめぐって今なお存在する多くの誤解について、エピソードを挙げながら丁寧に説明している。そして、DVにさらされた子どもたちが引き起こすトラウマやその他の問題の原因と解決法について、これまでの通念を大きく覆す提言をしている。

第7章・第8章

筆者らは“はじめに”の中で、「加害者の行動が家族の一員および家族の人間関係の力学に及ぼす影響を見極め、適切に対処するための指針を提示することを本書の目標にした」と述べている通り、これらの章では、

- ・加害者が子どもに与えるリスクを評価する体系的で実用的な指針
- ・加害者が親として心底から変化したかどうかを評価する指針

を具体的に示している。

第9章

筆者らは地域の諸機関に対して、加害者にさらされる子どものためのサービスや研修の拡充を強く呼びかけている。その諸機関の数はなんと10の分野にまで及んでおり、DVの専門家・セラピスト・児童保護機関や裁判所の担当者・学校関係者・親教育にかかわる人など、多くの立場からのアプローチについてまとめている。

虐待やDVの問題解決に向け、横断的なかわりの可能性と重要性を示唆してくれるものである。

(文責 矢代 幸子)

著書	子ども虐待の解決 専門家のための援助と面接の技法
著者	インスー・キム・バーグ／スーザン・ケリー
訳者	桐田弘江・玉真槇子・住谷祐子・安長由起美
発行所	金剛出版
発行年	2004年

目次

第1部 子ども保護サービスの状況

- 第1章 子ども保護システムと解決志向アプローチ
- 第2章 子ども保護史概略
- 第3章 子ども保護サービスに変化を生み出すための状況作り

第2部 子ども保護サービスの実践

- 第4章 電話ではじまる：受け方と進め方
- 第5章 有益な手段：何をどう使うか
- 第6章 調査で介入と防止活動を行う
- 第7章 ケース終結：どのくらい良くなれば終結できるのか
- 第8章 スーパービジョン、コンサルテーション、継続訓練
- 第9章 子どもを家から離さなければならないとき

CPS (child protective services：子ども保護機関) の将来像：明日のビジョン

補助資料

- A 配布資料
- B 地域社会の将来計画策定方法
- C 地域でのフォーカス・グループによる討議
- D 相談員／スーパーバイザー調査
- E スーパーバイザーのために
- F アメリカの子ども保護に関する主な法律

内容要約

本書は、アメリカの「子ども保護サービス」(CPS：child protective services) = 「子どもの虐待・ネグレクト防止のためのシステムおよび公立援助機関」を真に改革するためには、相談員、スーパーバイザー、所長、そして一般市民の支持が必要であると書かれている。目標は「クライアント主導のサービス」が常識になることである。

公立の児童福祉機関において (=日本では児童相談所がその役割を担う) 所長、管理職、スーパーバイザーが解決構築を奨励する文脈 (コンテキスト) や状況を作るための方法を示している。

アメリカのCPSの現況は、1995年に虐待やネグレクトの被害の疑いでCPSに通報された子どもの数は約300万人で、その52%がネグレクト、25%が身体的虐待、その他は性的虐待と心理的虐待であった。資源となる機関が限られているために、こうした子どもと家族のすべてが援助を受けられたわけではない。連邦、州、地方の行政機関は子ども保護に112億ドル支出し、1ケース当たりの概算では調査に813ドル、家族サービスに2,702ドル、施設や里親養育に年間22,000ドルの支出をした。

しかし、CPSは十分に子どもを守っているとは考えられていない。児童福祉の職員数が不十分である上に十分な訓練がされておらず、子どもの安全が危惧されている。具体的には、CPSの現場スタッフのうち社会福祉の学位を持つ者は1/3に満たない、社会福祉の修士号を持つ相談員の1995年の給与の中央値は33,000ドル以下であり、リスク要因別治療プログラム効果を十分に理解していない相談員が多いと指摘している。そこで、それらの防止・対応のためにはCPS以外の資源が必要であるとしている。

「親を適切な養育者になるように援助することによって、子ども保護が達成される」という「ファミリー・ファースト」は1998年以来、ミシガン州では66,000人の子どもとその家族がその援助を受け、その結果85%の子どもは家族と共に安全に暮らしている。このような「家族中心の」実践は1998年頃以降になって受け入れられるようになってきた。それでもなお、「子どもを親から救う」という枠組みにいる支援者ははるかに多い。

「ファミリー・ファースト」のようなプログラムの特徴は、共に解決をめざす仲間としてクライアントと接し、家族と社会の支援ネットワークを活用しながら、子どもに対する家族の目標や希望を尊重して、家族の強さを作り出すことであり、この原理は児童福祉制度全体の特徴でもあるべきである。子どもが在宅で安全であるための代替策がない場合にのみ、里親に委託して、それ以外の家族には子どもの安全を守るための資源を確保するように援助するのが理想的な福祉である。

「家族維持プログラム」を制度化しようとした10年間において得た結果は、子どもを在宅にするか他の場所に移すかに関して最大の権限を持つのは、ケースの最初の方針決定者である相談員であるということである。最初の方針決定者である相談員が、それを活用しようとしないう限り、有効な資源とはなりえない。CPSは献身的な相談員に対するスーパーバイザーがいる貴重な資源だが、リスクのある家族と子どもと共に作業することについての統一したビジョンと哲学に現在はまだ欠けている。

本書は、CPSの新しいマニュアルではなく、家族、児童福祉法の運用の方向付けを促そうと多くの提案、具体例を示している。さらに、「現場」で起こっていることを理解するために、都市化した郡だけでなく、小さな農村郡と中規模郡等におけるそれぞれの援助ニーズをまとめている。

「クライアントは自分で願望と目標を作り、解決を見つけ出し、それを維持できる」という考え方は、家族療法、家族志向の援助、クライアントのエンパワーメント、集中的家族維持サービス (intensive family preservation services) の文献に詳述されている。この試みはクライアントの個人的な見方や生き方を尊重し、クライアントと「共に」仕事したいというエンパワーメントの文化から生じたという。

第2章では、ドメスティック・バイオレンス (以下DV) のある家庭で生活する子どもは350万から1,000万人と推定されている。マサチューセッツ州社会福祉局による1991年の調査

では、CPSケース記録のうち33%にDVについての記述がある。薬物乱用、性的虐待、うつ病や孤独感や不安などの精神保健上の問題を抱える被害者も多いことにも目を向けなければならない。最新のアメリカ人口調査（1999）によるとアメリカ合衆国の総人口は2億7,300万人で、72%が白人、14%がアフリカ系、12%がラテン系、4%がアジア系と太平洋諸島民、1%未満がアメリカ先住民またはエスキモーである。児童福祉の対象者の多くが非白人であり、この多様性をも直視しなければならない。そして、①人種、民族、その他の固定観念によるレッテル貼り、判断、処理を避ける、②それぞれのクライアントの独自の伝統、家族の信念、子どもの躰け方についての情報などにも理解が必要となる。

第3章では、支えとなる解決では、目標到達に集中するためのルールとして、①子どもと家族のことをまず第一に考える、②良い聞き手であること：大きな耳を持ちなさい、③敬意を示す：これが成功の鍵であり、大きな効果がある、④うまくできたことに注目すること、⑤人々に感謝し、賞賛すること、⑥自分自身、クライアント、家族、スタッフの成功を賞賛する、うまくできたことについて話す、⑦利用者の期待を上回り、同時にあなた自身の期待をも超えること、⑧リーダーになりなさい、口先だけでなく実行すること、⑨人種、文化、ジェンダー、宗教といった生活をかたちづくる多様性を尊重する、⑩解決志向で進める、障害は取り除き、障害を作り出さないようにするなど、一つのコンプリメントから、一つの肯定的な考え方や行動から解決が始まる。

第8章は、効果的なスーパーバイズのための技法の提案として、①同意し、提案し、賞賛し、共感して肯定的な話をする、②アドバイスは与えるより示唆する、③相談員よりもクライアントに焦点を合わせて助言する、④柔らかい言い方で助言し、「すべき」「ねばならない」は避ける、⑤指示せずに注意をひく：指示になりそうな言葉を観察の言葉に言い換える、⑥相談員を肯定的に評価し、好奇心をもつことを教える。相談員が否定的な自己評価をすれば、質問、コメント、評価を含まないフィードバックで応えなさい、⑦モデルとなる文章を作り、断定的意見よりも建設的な意見を言うこと、⑧スケーリングと関係性の質問を使って、相談員に自分を評価すること等が挙げられている。

本書は、「短期解決志向アプローチ」を中心にして書かれている。面接の成功例に注目し、そこから解決に有効な要素を抽出して構成された面接モデルである。具体的な実践として、スケーリング・クエスチョン、ミラクル・クエスチョンなど解決構築アプローチとして特徴ある具体例が掲載され、補助資料はそのまま使える資料である。

（文責 安塚 郁子）

著書	虐待とドメスティック・バイオレンスのなかにいる子どもたちへ ーひとりぼっちじゃないよ
著者	チルドレン・ソサエティ
訳者	アジア女性センター（堤かなえ監修）
発行所	明石書店
発行年	2005年

目次

この本はあなたのためにあります

おうちで何がおこっているの？

あなたは、ひとりぼっちじゃないよ
おうちで何がおこっているの？
これは正しいことかな？

わたしの気もち

こわい
わたし、おこってる！
おなかが痛い
自分の気もちがわからない
ぜんぶわたしが悪い？
わたしの責任？
わたしに何ができるの？

暴力の影響－わたしはどうなるの？

本当にはずかしい
学校がいや
誰にも言えない
どうしたらおかあさんを助けることができる？

かんがえてみよう

おかあさんは、なぜ黙っているの？
あの人は、なぜそんなことをするの？

おうちのなかを変えよう

暴力をふるう人は、もう近づけない
わたしたちはおうちを出た
何もかも変で、うまくやれない
とても悲しい
次に何が？

将来のこと

わたしはしあわせになれるの？

もう暴力はいやだ

おとうさんのようになりたくない

どこに助けをもとめればいいのか？

おとなのためのページ？

監修者あとがき

内容要約

どこかに行ってしまいたい。今いるところから逃げ出したい。そんな子どもたちを、赤や黄色や緑の風船がふわりと運んで行く。それも安全で安心できるところへ。子どもが、思わず手にとってみたくなる装丁である。

虐待やドメスティック・バイオレンスの中において、どうしていいか分からず一人で苦しんでいる子どもたちがこの本を開くと、真っ先に、「この本はあなたのためにあります」と書いてある。子どもが読めるように漢字にルビがふってある。イラストにはそのページの雰囲気がよく出ている。吹き出しには一番大事なことが端的に表現されている。もっと知りたいなと思うところには、矢印があって「○○ページをみてね。」と書いてある。どのページを開いても開いたところから読める。

おとなのためのページには、「暴力という秘密を持っている子どもたちがこの本を読むことで、誰かに話すようになることができるかもしれません。この本は、自分の感情を理解し、それが自分の過ちではないことを明確にし、自分のなかのむずかしい感情に向き合う方法を伝えるものです。」(p.67)と書かれている。

全体をとおして、ひとりぼっちじゃないこと、変わることができることが強調されていて、勇気づけられる。DVのある家庭のうちおよそ7割は、子どもも虐待されている。DVと児童虐待の取り組みが連携して行われる必要を示唆している。

(文責 山村 良子)

著 書	性虐待を生きる力に変えて③ 10代の少女のためのガイド
編 者	グループ・ウィズネス
	大原 美知子 (精神保健福祉士 臨床心理士 創造学園大学教員)
	熊谷 珠美 (マリッジ・ファミリー・セラピスト認定インターン カリフォルニア州認定DVカウンセラー レイプ被害カウンセラー)
	杉野 光代 (社会福祉士 児童福祉施設職員)
	高瀬 和子 (婦人相談員 雷門メンタルクリニック (心理カウンセラー) 女性自助グループメンバー)
	堀内 慶子 (みさと協立病院精神科医 援助者自助グループメンバー)
	森 秋子 (東京都婦人相談員)
	〈協力者〉鈴木隆文 (弁護士)
発行所	明石書店
発行年	2004年

目 次

この本を手にしたあなたへ

謝辞

はじめに

第1章 子どものころ性虐待を受けた少女へのガイド

1. 性虐待ってどういうこと？／＊“力”ってなに？
2. 誰が性虐待を受けるの？
3. どんな人が性虐待をするの？
4. 性虐待を受けたとき、どんな気持ちになるの？
5. 成長するにつれて出てくる気持ちは？
6. セクシュアリティへの影響は？
7. なぜ性虐待を受けたことを話す必要があるの？
8. 話したくないと思ってしまうのはどうして？
9. 誰に話したらいいの？
10. 話したらどうなるの？
11. カウンセリングとは？
12. カウンセリングを受けた方がいいの？
13. カウンセラーとあわないと思ったら
14. 回復に役立つサポートグループ、自助グループってなに？

参考◆カナダのサポートグループの例

15. 私は性虐待の影響から回復することができるの？

16. 性虐待を受けた10代の少女の身近にいる人へ

第2章 最近、性被害を受けた少女へのガイド

1. 見知らぬ人からのレイプ（強姦）／＊加害者を罰するには？

2. デートレイプ—彼からのセックスの強要

参考◆あなたと彼との関係は？—チェックリスト

3. セクシュアルハラスメント

4. 買春・援助交際／＊性感染症とは？／＊妊娠したら

5. 性被害を受けた少女の身近にいて、少女から性被害を受けたと知らされた人へ

参考◆あなたの権利とあなたを守る法律

引用・参考文献、ホームページ

資料／相談機関窓口／関連法律

内容要約

「性虐待を生きる力にかえて」という題名は、シリーズのタイトルで、
第1巻「親と教師のためのガイド—子どもの性的行動・きょうだい間の性虐待」
第2巻「小さな女の子・男の子のためのガイド」
第3巻「10代の少女のためのガイド」
第4巻「女性のためのガイド」
第5巻「子どものころに性虐待を受けた人のパートナーのためのガイド」
第6巻「男性のためのガイド」
の全6巻からなっている。

その中から、現在の仕事で関わることが多い「10代の少女」に向けて書かれた第3巻を読んでみた。

第1章は、小学生の頃までに性虐待を受けたことのある、10代の少女が対象である。性虐待とは何か。その影響について、受けたとき、そして成長するにつれてどのような症状が出てくるのことがあるのかが書かれている。「信じられない」とか「たいしたことはない」といったように否認や矮小化をしたり、「自分が悪かったのではないか」と自己否定をしたりする気持ちが出てくることもある。また、親しい人との皮膚接触に嫌悪感をもってしまったり、逆に誰とでも簡単に性的な交渉をもってしまったり、セクシュアリティへの影響があったりすることなどが、再構成された話をもとにわかりやすく書かれている。さらに、カウンセリングとは何か、なぜ体験を話す必要があるのか、そして、回復することができるのか、などが述べられている。

第2章は、最近性被害を受けた少女を対象に書かれている。

レイプの被害にあった少女は“力”への恐怖と自分の気持ちが無視されたことによる心の傷と同時に、誤った思いこみから原因は自分にあると自分を責めてしまい、二重に苦しむことが多い。そのため、レイプは「人権侵害」「犯罪」であって、「悪いのは加害者である」というメッセージが少女たちへ伝わるよう繰り返し述べている。

そして、自分の心と体を守るという立場から、性感染症や妊娠について、加害者を訴えたいときの方法、援助交際リスクなどが、わかりやすく簡潔に書かれている。

以上のように、性虐待とその影響を理解するための本質的な内容が、事例をまじえながらコンパクトに書かれており、少女たちにもわかりやすいものとなっている。

さらに、被害にあった人々への共感と、持っている力（内的資源）への信頼がこの本全体に流れている。ゆえに、10代の少女が読むのももちろんだが、10代の少女に関わる大人、親や教師などが読んでも、大変参考になると思われる。文体が、少女に語りかけるようにやさしく、その語り口そのものが共感的な関わりとなっているので、自分が被害を受けた少女から相談を受けたとしたら、このように話を聞き相談にのればいいのだろう、というように感じながら読むことができた。

また、病院や警察へ行くと、どんなことが行われたり尋ねられたりするのかわからなかったときどこで相談にのってくれるか、相談窓口なども書かれている。精神的なフォローだけでなく、現実的な対応についても、相談を受けたらこのように対応すればいいのか、大まかなところが理解することができた。

本書の「はじめに」の部分には、まず「この本を開いてくれてありがとう！」の一文が書かれている。しかし、できることなら少女が一人で不安な気持ちを抱えながらこの本を開き、悩んでいるようなことがないことを願う。信頼できる人に出会い、その人との関わりのなかで回復のきっかけをつかんでほしいと思う。

(文責 金高 美津子)

著書	子育てと健康シリーズ23	保育者は幼児虐待にどうかかわるか
著者	春原 由紀, 土屋 葉	
発行所	大月書店	
発行年	2004年	

目次

はじめに

第1章 虐待ケースとかかわって

保育者・田中先生（仮名）の経験
 園長・高梨先生（仮名）の経験
 田中先生・高梨先生の経験から学ぶ

第2章 虐待の「きざし」との出会い

虐待の可能性のある子どもや保護者の特徴
 保育者の70%が子どもの「きざし」と出会っている
 「きざし」のある子どもへの対応
 保育者の74%が保護者の「きざし」と出会っている
 「きざし」のある保護者への対応
 虐待の気づきやすさとは
 保育者は母親をどうみているか
 「きざし」と虐待ケース

第3章 保育者は虐待ケースにどう対応しているか

37%の保育者が虐待ケースを担当
 76%の保育者が協力者を得ている
 担当した保育者の40%が通告をしている
 通告せずに改善したケース

- ①保育者とのかかわり ●保育者の声
- ②子どもとのかかわり ●保育者の声
- ③他機関との連携 ●保育者の声

虐待ケースへの対応の中で

第4章 きつかったこと・ほしかった援助

きつかったこと

- ①虐待の発見・通告にかかわる困難 ●保育者の声／②保護者・子どもへの支援にかかわる困難 ●保育者の声／③保育所の体制に関する困難 ●保育者の声／④他機関との連携にかかわる困難 ●保育者の声／⑤保育者自身の心理的困難 ●保育者の声

ほしかった援助

- ①専門家の援助 ●保育者の声／②精神的なフォロー ●保育者の声／③保育所全体での取り組み ●保育者の声／④上司のフォロー ●保育者の声／⑤人手 ●保育者の声／⑥専

第5章 「虐待問題」と保育所・保育者の課題

虐待発見の役割

通告の役割

関係機関との連携の役割

援助者の役割

①援助する主体としての保育所／②保育者への支援の必要性
おわりに

内容要約

児童相談所に通告された虐待ケースの経路の変化をみると、保育所や幼稚園からの通告が増加している傾向が見られる。本書のベースになった調査は、2002年10月から12月にかけて千葉県および東京都内の公立・私立保育所の保育者2000名に対する「『子どもの虐待』に関する調査」（質問紙）である。659名の協力を得る（有効回収率33%）。その後、協力者中9名によるインタビューが行われ、虐待をめぐる保育者・保育所の状況がさらに詳しく調査された。本書中の調査の割合は、回収した質問紙調査中の割合であるため、実際より大幅に大きい印象を与える。しかし、虐待の現実を考えたとき、無視できない数値である。本書は、保育者が、虐待関係の中で苦しむ子どもや保護者に、どのような視点をもって、どのようにかかわっていけばよいのかを考えていくために書かれたものである。

第1章は、インタビュー調査から得た話を再構成して、二人の先生が虐待ケースに関わった経験談として書かれている。ここでは保育所が抱え込む問題の大きさや、外部機関との連携の難しさが浮かび上がっている。

第2章は、保育者の虐待の「きざし」との出会いについて書かれている。その中で、虐待の際にみられる特徴をもつ子どもや保護者をあらかじめ想定しておくことと、「きざし」に出会っていないながら、虐待ケースとして認知されないケースの存在が一定程度存在することに注意を向ける必要性を述べている。

第3章の保育者は虐待ケースにどう対応しているかでは、保育所内の協力体制と保護者との関係作りの重要性を指摘している。保育者はどうしても一人の個人としてかかわる要素が大きく負担も相当なものになる。負担軽減のためにも組織としてかかわる方向性を見出していかなければならない。

第4章は、虐待と判断されたケースにかかわった保育者に対して「あなたにとってきつかったこと」と「あなたにどのような援助が必要でしたか」とを自由記述でたずねた結果をもとに書かれている。きつかったことでは、「虐待の発見・通告にかかわる困難」「保護者や子どもへの支援にかかわる困難」などの五つの困難をあげている。ほしかった援助についての回答からは、「専門家の援助」「精神的なフォロー」「職場全体での取り組み」など、きつかったことに対応したかたちで援助を欲していることが見えてきている。

最終5章で、今回の調査で、「虐待問題」の裾野の拡がりや、保育所が「虐待問題」の第一線で頑張っている実情が明確になったことを述べ、保育所・保育者のオーバーワークに支えられている現状を、システムとして改善していくことが急務であると結んでいる。

（文責 山本 伸一）

著 書	虐待と非行臨床
著 者	橋本 和明（大阪家庭裁判所主任家庭裁判所調査官）
発行所	創元社
発行年	2004年

目 次

序 中井久夫

はじめに

第一章 虐待を生む親子関係

第一節 虐待と社会の動き

第二節 虐待の中にいる親と子の特徴

第二章 「虐待の向かう方向性」

第一節 虐待から生まれるさまざまな問題

第二節 昔話における虐待の影響

第三節 「内への方向性」と「外への方向性」

第三章 虐待と非行のメカニズム

第一節 虐待が非行へ向かうプロセス

第二節 虐待と非行タイプ

第三節 虐待と非行の悪循環

第四章 ト라우マと非行

第一節 ト라우マとは何か

第二節 ト라우マが引き起こす非行

第三節 解離と非行

第五章 愛着と恨み

第一節 対象関係論から見た“愛着”と“恨み”

第二節 被害と加害の逆転現象

第三節 愛情と恨みの心理モデルとその変遷

第六章 虐待と非行を乗り越えて

第一節 虐待と非行を理解する枠組み

第二節 アプローチの方法と留意点

第三節 親子関係の修復をめざして

第四節 対応の際の留意点

おわりに

文献

内容要約

虐待と非行の事件が、毎日のように新聞の社会面を賑わせている昨今、虐待や非行は現代の大きな社会問題と言えるだろう。

この本は、家庭裁判所調査官が視野を広げて虐待が非行に向かうメカニズムを初めて解明した珍しい作品である。虐待と非行の関係について、これまで真正面から取り上げた書物や研究はそれほど多くなく、本書はその両者の関係を再検討するという目的から書かれたものである。

著者は、家庭裁判所調査官という立場にありながら、自身の実務体験をもとに本書を書いており、長年の非行臨床を通じて得た知識や体験をわかりやすく説明するために、事例を豊富に盛り込み、自身のケースへの取り組み方や少年との関わりを通じて学んだことを積極的に書いている。

虐待と非行の関係は、別物として考えるのではなく、“子ども主体”という視点で考えるならば、多くの共通した要素を含んでおり、それぞれの問題を深く掘り下げていくと、両者の根源にあるものは同じなのではないかという論点から事例などを多く含み、非行臨床を経験した人にはとても参考になった。

非行少年の立ち直りを考えたとき、虐待と非行の関係をより深く探ることで、非行という視点だけではなく、虐待ということ視野に入れた援助や指導が、非行少年を更生させるためには必要不可欠となってきたと著者は訴えている。

本書により、虐待と非行の関係を明らかにできれば、非行の動機の解明や非行少年の更生に役立てられるだけでなく、虐待を加えてしまう親へのアプローチにも有効な手段が見いだせ、虐待の防止にも繋がるのではないだろうか。また、虐待と非行が複雑に絡み合うと、「被害と加害の逆転現象」が生じ、親子関係の修復が困難になると指摘している。中でも、序文の中の一文に、「その生育環境の実態は、時間とともに被害者が加害者となり、加害者が被害者となる、ときほぐしがたくもつれた糸、大変複雑な連立方程式である場合が多い。」とあるが、非行現場で働いている関係者として、この言葉はとても深くて重い。

著者のような家庭裁判所調査官だったら、これまでも、そして、これからも多くの非行少年達が救われることは間違いない。

(文責 上條 理恵)

著 書 虐待児の心理アセスメント —描画からトラウマを読みとる—
著 者 橋本泰子（桜美林大学大学院国際研究科人間科学専攻臨床心理学
専修教授，臨床心理士）
発行所 ブレーン出版
発行年 2004年

目 次

1. 幼児虐待の定義
2. 虐待の種類別症状と問題行動
3. 虐待児の実態と取り組み
4. 虐待児の知的特性の検討
5. 虐待児の情緒的特性の検討
6. 知的・情緒的特性のまとめ
7. 虐待の類型別心理アセスメントによる検討
 1. 身体的虐待
 - 事例1 両親による身体的虐待
 - 事例2 母親と継父による身体的虐待
 - 事例3 母親による身体的虐待・父親による威し
 - 事例4 両親離婚・祖父母による身体的虐待
 - 事例5 シングルマザーと祖母からの身体的虐待
 - 事例6 継父による身体的虐待と、母親によるネグレクト
 - 事例7 両親離婚、母親による身体的虐待
 - 事例8 両親離婚・母親による身体的虐待、ネグレクト
 - 事例9 両親によるネグレクトと身体的虐待
 2. ネグレクト
 - 事例10 両親離婚、母親によるネグレクト
 - 事例11 両親による身体的虐待、両親離婚、母親によるネグレクト
 - 事例12 両親離婚、継父による身体的虐待
 - 事例13 両親失踪、母親によるネグレクト
 - 事例14 シングルマザーと内夫によるネグレクト
 - 事例15 実父病死、母親病弱でネグレクト
 - 事例16 シングルマザー、病死、ネグレクト
 - 事例17 両親再婚、母親失踪
 - 事例18 両親離婚、母親病弱、ネグレクト
 3. 心理的・性的虐待
 - 事例19 両親別居中、母親による心理的虐待

事例20 母親による心理的虐待

事例21 両親離婚、実父による性的虐待

事例22 両親離婚、母親による心理的虐待、継父による性的虐待

内容要約

1～6までは幼児虐待の概要が簡潔に記述され、「7. 虐待の類型別心理アセスメントによる検討」の背景を概観している。

幼児虐待の定義では、米国法（1974年制定）による児童虐待の定義、児童虐待調査研究会の定義と合わせてケンプによるものが示されている。「虐待」という言葉が存在しない時期に、ケンプが要注意すべき子供やその状態として指摘している条件は、医師が診察した子供の虐待を発見する際の手がかりに現在も通じるものがあり、概説ながら興味深いものがある。

実態及び取り組みについて、平成8年度から実施されている虐待児に関する実証的な調査に基づいた報告では、虐待を受けた子どもの低年齢化、虐待者は実母が72.7%であることに注目して、少子化による育児知識の不足や母子家庭、低収入といった社会的状況が背景にあると指摘している。その治療に当たっては、心理検査のバッテリーを組み、ケースの心理的特性を把握し心理療法を早期に開始することで、トラウマを修復して健康な健康な子供の育ち直しが可能であろうと示唆し、早期の対応が大切であると述べている。心理アセスメントの考察として、虐待児の情緒的特性に関して、マーチン：身体的虐待、ポランスキー：ネグレクト、ガルバリーノ：心理的虐待が、それぞれ指摘する特徴は心理的所見と共通点が認められると指摘している。さらに母親が高リスクの場合は、児童精神科医の介入も大事ではないかと、各専門機関の連携を強調している。

「7. 虐待の類型別心理アセスメントによる検討」では、22事例それぞれについてベンダー・ゲシュタルト・テスト、ロールシャッハテスト、星と波テスト、HTPテスト、ワルテッグテスト、Summary Scoring Tableの各描画（筆者が模写）や結果、総合所見が掲載されている。サブタイトルが示すように、描画からトラウマを読みとる心理的なアセスメントについての手引き書ともいえる著書ではあるが、家族関係、虐待の状況、心理アセスメントの内容、治療目標や方針については詳細な記述ができないため、総合所見では概要を知るのみになってしまうのが残念に思える。しかしながら、幹に傷のある樹木、輪郭だけの目鼻のない顔、部屋ごとの間取りだけで形のない家、激しい波と暗い空、物ばかり並ぶ絵・・・それぞれの描画には、幼さや経験の乏しさだけでは説明しきれない内面の世界が展開されている。原著のオビに書かれている通り、虐待された子どもたちの心の叫び、深い心の傷が視覚的に伝わってくる思いがしてくる。

（文責 中野 めぐみ）

著書	心の目で見ると子ども虐待
著者	広岡智子（子どもの虐待防止センター相談員）
発行所	草土文化
発行年	2004年

目次

はじめに 子どもたちのためにこそお母さんに寄り添いたい

1 母親たちの声に耳を傾けて

私の人生を返して
聞いてもらって楽になりました
完璧を求める母親たち
役割の逆転、親にUseされる子ども

2 虐待してしまうのはなぜですか？

いいお母さんを演じないで、演じさせないで
歓迎されない暴力の世代間連鎖論
虐待を繰り返す人、くいとめる人

3 虐待とは？—虐待に向き合う

あたたかい暴力とネットワーク会議
見えてきたドメスティック・バイオレンス
おとなが暴力をふるわず安心感を育む
虐待を受けやすい子どもを知る

4 事件を他人事としないために

性的虐待と子ども虐待
悪意なき虐待・ネグレクトを知る
岸和田の少年の悲劇を無駄にしないために
愛されることのたいせつさ—イラク戦争と虐待

5 家族への援助・親子それぞれへのケア

虐待家族に関わるとき
心の遊び・心のくせ
母と子の孤立を救う一時的な親子分離、低料金サービスを
暮らしの中の虐待予防、家族を支える保育園

6 虐待するお母さんへの手紙

内容要約

本書は、著者が子どもの虐待防止センターの相談員をする中で感じた、子ども虐待を心の

目で向き合うことの重要性を謳っている。特に、そこから感じられる『母親たちの心の叫び—私だって人間らしく生きたい、しあわせになりたい—』に寄り添い、親たちを支援することで、背後にいる子どもたちを救えるのではという著者の信念から書かれている。

本書で特徴的なのは、子どもを持つ母親、そして今虐待を行っている母親を理解しようと母親たちに寄り添う立場から書かれ、母親たちに向けてのメッセージ性が強いということである。本書の最後には「苦しみを抱くあなたへ　そして、あなたを支えようとする私たち自身へ」と題した手紙文が記載されている。一方、本書の始めには、母親を取り巻く状況を鑑みながら、子どもに感じてしまう憤りや子育てに対する不安、焦燥感、そして「母性愛神話」の中にいる母親たちに共感している内容となっている。その上で、「虐待」を「マルトリートメント」というような、おとなと子どもの「不適切な関係」を含む広義で使用することを説き、いわゆる「虐待」ではなくとも、広い意味で育児不安を抱えている母親たちへの支援が必要であるとしている。

また、母親がなぜ虐待をしてしまうのかということの原因として、まず乳幼児健診を例に挙げ、完璧な育児を要求する現代社会のあり方に求め、母親が育児に対しゆとりをもてる支援や声かけが必要であると述べている。ここでさらに、暴力の世代間連鎖についても取り上げられている。虐待をくり返す人、くり返さない人がいるというのはなぜか、という視点から、子ども時代に受けた「トラウマ」による再現化や再演化などの性質として説明されることもあるとしている。著者自身もこれに関してははっきり肯定をしていないものの、こうした事実はあるということを前提に、母親が自分の怒りに気づき、怒りを怒りとして体感すること、たった一人でも共感と支持をしてくれる人との出会いによって乗り越えられるとしている。

さらに、虐待にどう向き合っていくか、援助していくかといった指針も母親向けだけではなく、親子に関わる身近な人々に向けても提示されている。子ども側の要因（暴力を引っ張り出すような子どももいるということ）を知っておくこと、母親のストレス（特にDVの可能性）、ネグレクトの自覚の難しさ、他人の子どもを育てている母親が意識すべきこと等を、事件として扱われた事例とともに説明している。さらに、虐待の予防として、私たち自身の心のくせを知ること、母子以外のもう一人の他者の存在、そして、親子が一時的にでも離れられる時間や場が必要であると述べている。

（文責 松井 美穂）

著書	子ども虐待と保育園	—事例研究と対応のポイント—
編著者	保育と虐待対応事例研究会	代表/矢澤 進
発行者	名古屋 研一	
発行所	ひとなる書房	
発行年	2004年	

目次

はじめに

事例① 近隣通告と気づき

未婚の母親による心理的、身体的暴力

ワンポイントアドバイス●保育園でみる虐待されている子どもの行動特徴

事例② 保育内容と園内の体制

保育所で気になった親子・母親の身体的暴力、ネグレクト

ワンポイントアドバイス●ネグレクトについて

事例③ 母子分離と再統合

未婚の母子世帯、心理的身体的暴力、及びネグレクト

ワンポイントアドバイス●子どもの虐待と『事故』の見分け方

事例④ 子育て支援（母親と子どもの関係作り）

父母の育児分担による母親のネグレクト

事例⑤ 虐待の気づきと他機関との連携

DV、父母のネグレクト、父親の身体的暴力

ワンポイントアドバイス●子どもの『しつけ』と『虐待』の違いについて

ワンポイントアドバイス●DVと子どもの虐待について

事例⑥ ケース会議の持ち方

五人兄弟の家族、母親によるネグレクト

ワンポイントアドバイス●記録のとり方

「児童虐待通告書」について

保育園における虐待対応の視点

おわりに

内容要約

保育所保育指針のなかで虐待対応の重要性が強調されている。本書は、困難を抱えながら対応してきた保育実践から6事例を取り上げている。虐待の早期発見（気づき）、子どもの保育内容や保育者への子育て支援、児童相談所や保健所など他機関との連携、保育所内での役割分担などの視点で選ばれている。事例には、コメントとワンポイントアドバイス

が記しており、現場での対応に役立つような構成となっている。

事例①は保育園が児童相談所からの問い合わせで虐待通告があったことを知ったケースである。児童虐待問題での保育園の大切な役割は「気づき」である。保育園での気づきは子どもの痣や傷はもちろんのこと、保育者の送迎時の親子のかかわり方、子どもの日常の行動特徴など、様々な場面で可能になる。「気づき」とは単にその事実を知っているというだけでなく、その意味が分かり、通告などの適切な行動をとるということを意味する。

事例②は保育園が抱え込んでいたケースである。保育所の役割は「保育に欠ける子」（親の養育能力の部分的な欠如）の養育である。食事や風呂などの生活を全面的に援助しないと生活できなくなった時は、保育園での役割を越えるので「養護に欠ける」ケースとして速やかに児童相談所、保健所に相談して援助を求めなくてはならない。

事例③は、母子分離と再統合のケースである。ここでも、関係機関との緊密な連携の必要性が出ている。特に児童相談所との連携は重要であるが、児童相談所は「分離」に至らないと判断すると、「多忙」を理由に適切な対応ができないことがある。子どもを一番よく知っているのは保育園であり、あきらめることなくアプローチすることが必要である。

事例④からは、保育園の「虐待」対応の特徴は親子一体の指導にあるということが述べられている。被虐待児が加虐待者（保護者）と一緒に生活しているままでの親子への指導・援助である。「子どもの保育」のみでは効果的な対応にはなりにくく、家族全体に対する対応、中でも虐待している保育者への援助が不可欠になる。

事例⑤は、関係者会議は開かれているが、保育園の見守りだけになっているケースで、保育園は、それぞれの関係機関がもっと具体的な手だてを考え取り組んでいけないものかともどかしさを感じている。関係機関のケース協議の召集は保育園でも出来ないわけではないが、児童相談所や区役所の虐待担当者の方がふさわしい。召集対象は児童相談所・保健所・児童館・学校・子ども家庭支援センターなどが必要である。

事例⑥においては、母親との面談で、送り迎えの困難さ等一番大変な部分を軽減する方策を具体的に考え信頼関係を深めていった。親を責めず親の気持ちに共感を示しながら、信頼関係を作ることがとても重要になっている。母親の仕事とネグレクトは密接な関係にある。仕事をやめることによって、子育てに専念するように勧めることは、必ずしも適切とは言えない。母親の仕事に対する意欲は尊重しながら援助する必要がある。

保育園は「虐待かな」と気づいたときの適切な対応能力を身につけることが求められる。まとめとして、本書の末尾に『「児童虐待通告書」について』と『保育園における虐待対応の視点』を記している。

（文責 山本 伸一）

著書	傷ついた ^{いのち} 生命を育む	虐待の連鎖を防ぐ新たな社会的養護
著者	金子龍太郎（龍谷大学社会学部臨床福祉学科教授， NPO法人「子供の村を設立する会」代表）	
発行所	誠信書房	
発行年	2004年	

目次

はじめに

第一章 傷ついた生命・傷つける生命

- 1 傷ついた三つの命
- 2 自分と他人を傷つける
- 3 子ども虐待のさらなる闇

第二章 子どもの虐待と愛着障害

- 1 ホスピタリズムとフロイトまで遡る
- 2 愛着理論から被虐待児対応を考える
- 3 虐待の世代間連鎖
- 4 愛着障害の実際

第三章 施設養護の問題と課題

- 1 発達保障の観点から児童施設をみる
- 2 乳幼児ホームの実践から考える

第四章 血のつながりを超える生命のつながり

- 1 実親との判決と和解
- 2 さまざまな育ての親
- 3 生涯にわたる人間関係

第五章 傷ついた生命が育つために

- 1 子どもという生命体の姿
- 2 当事者が語る修復過程
- 3 医学・心理治療と環境療法
- 4 修復への三つのポイント

第六章 新たな社会的養護—SOS子ども村

- 1 子どもの村の理念と実践

第七章 子どもと家庭—温故知新

- 1 孤児養育の歴史を知る
- 2 普遍的な養育の場としての家庭
- 3 環境に包まれて育つ子どもの生命

文献

おわりに

内容要約

児童施設職員であった筆者が、3人の被虐待児の手記から、人間として想像を超えた悲惨な人生物語を紹介し、人はこんなにも残酷な仕打ちをするものなのか、と同時に、それほどまでに傷つけられても、人は回復できる可能性を秘めていることを知らせてくれます。

ボウルビィ<Bowlby,J 1907-1990>の愛着理論（出生直後から、新生児と養育者はさまざまな場面で関わりを深め、抱っこ・授乳・おむつ交換・見つめあいなどで徐々に愛情を伴った絆や基本的信頼関係が形成されていくこと）について述べています。エリクソン<Erikson.E.H1902-1994>の基本的信頼感にも通じますが、ボウルビィの理論の特徴は、適当な環境であれば、養育してくれる人<一般的には母親>に接近した状態を維持しようとする行動を発達させる遺伝的特徴を持って乳児は生れてくることにあり、新生児期から養育者と社会的な関わりを持つようとする原子的な能力<愛着>をもっている。特定の養育者に対して親密な情緒的絆を結ぶこの傾向は、進化の過程で獲得された人類の基本的特性で、それは、自ら身を守れない子どもをさまざまな危険から守る機能として持っている。人類において愛着行動は遺伝的にプログラムされており、環境条件を整えば一定の経路に沿って発現していくと考えられる。このことは愛着行動が最初から完全な形で出現するのではなく、細かいことは全て学習されることを意味している。乳幼児期の愛着パターンは養育者が子どもをいかに扱うかに深く影響される。すなわち、ボウルビィは、主要な愛着対象との関係性によって、子どもの心の中に『必要な時にいつも来てくれて、信頼できる大人』といったイメージが形成され、それがその後のさまざまな対人関係に影響を及ぼし、子どもの生涯にわたる発達を決定づける、と主張しました。筆者は、この愛着理論によって、被虐待児を捉え、愛着障害や虐待の世代間連鎖を説明しています。

第3章では、日本の施設養育の歴史に触れ、戦後のGHQの厳しい指導を受けて、発達保障の立場から、養育環境を十分考慮し、一戸建ての小舎で、父母の役割を果たすような職員と兄弟関係となるような年齢構成で共生できるような環境を整える配慮がされてきた事、さまざまな育ての親を得ながら、それぞれが主体的に自らの人生を構築していった事例として、女優の乙羽信子さんの生き様を紹介しています。血のつながりを超える生命のつながりで、人間という生命体は、過去の出来事や現在の状況にとらわれない、未来への展望を抱いて、人生を自ら形成していく能力を持っており、それは他者と新たな対人関係を形成する中で進行していくと述べています。施設だけでなく、愛着対象の保障としての家庭のあり方に、警鐘が鳴らされていると思います。今、家庭で、子どもの養育に不可欠な心理・社会的関係を満足させているだろうか？と考えさせられました。

(文責 太田 静江)

著書	保育・看護・福祉プリマーズ④ 家族援助論
著者	柏女霊峰（淑徳大学社会学部教授）
	山縣文治（大阪市立大学生活科学部教授）
	畠中宗一（大阪市立大学大学院生活科学研究科教授）
	寺田恭子（大阪成蹊短期大学助教授）
	栗山直子（関西福祉大学講師）
	山本真実（淑徳大学社会学部専任講師）
	土田美世子（聖和大学短期大学部助教授）
	金子恵美（日本社会事業大学助教授）
	鈴木祐子（乳児院院長）
	新保幸男（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部助教授）
	木村昭仁（竜雲寺保育園園長）
	西島平子（児童養護施設施設長）
	藤森平治（保育所所長）
	伊東安男（社会福祉法人理事長・保育所所長）
	橋本真紀（聖和大学教育学部専任講師）
	湯沢直美（立教大学コミュニティ福祉学部助教授）
	依田幸子（江東区子ども家庭支援センターセンター長）
	朝枝喜代香（双葉保育所所長）
	側垣一也（児童養護施設施設長）
発行所	ミネルヴァ書房
発行年	2004年

目次

はじめに

第1章 家族とは何か

- ①「家族とは何か」をめぐって
- ②家族は守られるべき社会制度か—メンテナンスの再評価
- ③家族の主体性を回復する条件

第2章 現代家族と社会

- ①家族の変容と社会的要因—戦後、社会のかかわりのなかで家族はどのように変容したか
- ②家族機能の変化—時代とともに家族機能も変化している
- ③個人のウェルビーイングを支えるための家族支援の方向性と課題

第3章 現代の家族関係

- ① 家族関係とは何か—『サザエさん』の家族関係
- ② 現代の家族関係
- ③ ソーシャル・サポートネットワークと家族

第4章 地域における子育て支援の意義と活動

- ① 社会の変容と子どもの育ち・子育て
- ② 地域における子育て支援活動の意義
- ③ 地域における子育て支援活動
- ④ 地域における子育て支援活動の類型
- ⑤ 個別援助活動と保育所における活動
- ⑥ 子ども育成活動と保育所における活動
- ⑦ 子育て支援活動と保育所における活動
- ⑧ 関係諸機関との効果的連携
- ⑨ 子育て支援活動の社会的意義

第5章 子育て支援サービスの現状と課題

- ① 子育て支援サービス誕生の背景
- ② 少子化対策と子育て支援サービスの発展
- ③ 保育サービス
- ④ 多様な子育て支援サービス
- ⑤ 要保護児童およびその家庭等に対する福祉サービス
- ⑥ ひとり親家庭福祉サービス
- ⑦ 障害児福祉サービス
- ⑧ 母子保健サービス

第6章 子育てに対する相談援助活動

- ① ソーシャルワークとは
- ② 子育て支援とソーシャルワーク
- ③ 社会福祉施設でのソーシャルワーク

第7章 子ども虐待その他特別な配慮を必要とする子どもや家族に対する援助

- ① 子ども虐待とは
- ② 早期発見と取り組み
- ③ 虐待を受けた子どもと親への援助

第8章 養護・保育現場における関係機関、専門職の役割とネットワーク

- ① 養護・保育現場と専門職
- ② 関係機関・施設と専門職
- ③ 関係機関・施設とのネットワーク化

第9章 家族援助の実際

- ① 障害をもつ子どもの保育の事例とその解説
- ② 子ども虐待：ネグレクトの事例とその解説
- ③ 一時保育の事例とその解説
- ④ 世代間交流の事例とその解説

- ⑤地域子育て支援センターにおける子育て支援—子育てサークルへの援助事例とその解説
- ⑥保育に関する相談・助言の事例とその解説
- ⑦過疎地の保育活動の事例とその解説
- ⑧児童養護施設におけるファミリーソーシャルワークの事例とその解説
- ⑨乳児院におけるファミリーソーシャルワークの事例とその解説
- ⑩母子生活支援施設におけるファミリーソーシャルワークの事例とその解説

内容要約

2001年11月30日、児童福祉法の一部を改正する法律が交付された。このなかで、長年の懸案となっていた保育士資格の法定化が図られた。児童福祉法第18条の4によると、「保育士とは、登録を受け、保育士の名称を用いて、専門知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」とされている。この規定は介護福祉士の規定とほぼ同様であり、「介護」と同様、「保育」という行為が、子どもに対する保育と保護者に対する保育指導（子育て家庭支援）まで行ってはじめて完結することを意味している。これを受け、保育所に勤務する保育士には、保育に関する相談・助言を行うための知識および技能の修得、維持および向上に努める義務も法定化された。保育をよりよく行うためには、保育所に通う子どもたちの家庭を視野に入れた援助を行うことが必要とされているのである。本書はこの目的に資するためのテキストとして作成されたものである。保育士による実際の家族援助、保育所に関するもの、地域子育て支援センター、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設などの事例を通しての理解が本書の特徴である。

子ども虐待についての記述は主に第7章においてなされている。子ども虐待の定義について概観した後、虐待に気づくための子どもおよび家族に対する観察点、通告方法、関係機関や施設との連携について学び、最後に虐待を受けた子どもの行動特徴とこれらに対する具体的な配慮や援助方法、その支援について学ぶ構成となっている。虐待を受けた子どもだけでなく、その親への支援の仕方にも触れられている。保育・養護の現場では、親の身近な相談の場所として、親の悩みに対応することが期待され、次の点を重要だとしている。第一に、親を非難したり、否定したりしないという態度が大切だということ。第二に、親の訴えに耳を傾けて応じるという「傾聴」の姿勢が大切だということである。保育士は、虐待をしている親は、育児知識や技術が未熟な場合も多く、その育児力を高めることは重要である。保育士と親との間に信頼関係を形成し、保育士の子どもへの対応をモデルとして親自身が気づきを得たり、親の方から保育士に困ったことを相談してくるような関係を形成することが効果的である。ただし、子どもの気になる行動や発達については、保育士が親に相談するという姿勢が大切である。“保育場面での課題”として取り上げ、「子どもの最善の利益のために、保育士にできることを知りたい」「子どもにとってよりよい保育を、親と一緒に考えたい」という姿勢や態度を貫くことを大切だとしている。

(文責 重歩美)

著書	こころのライブラリー (11) PTSD (心的外傷ストレス障害)
著者	金吉晴, 飛鳥井望, 加藤寛, 廣幡小百合, 小西聖子, 綱島浩一, 加藤進昌, 白川美也子, 元村直靖, 大山みち子, 加茂登志子, 笠原麻里, 前田正治, 佐藤志穂子, 野田哲朗, 岩井圭司
発行所	星和書店
発行年	2004年

目次

PTSDの現在	(金 吉晴)
日本におけるPTSDの歩み	(金 吉晴・飛鳥井 望・加藤 寛)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災が契機 ・ PTSDと社会の関係 ・ 診断と社会的影響 ・ スクリーニングの重要性と有効性 ・ 専門性の確立と普及の両立に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本でのPTSDとは ・ 国際シンポから学会設立へ ・ 災害時のPTSDケアとは
PTSDの歴史と診断について	(金 吉晴)
<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. DSMにおけるPTSD概念 3. 診断についての留保 	
PTSDの発症と遷延化に寄与するもの	(加藤 寛)
<ul style="list-style-type: none"> ・ はじめに ・ 脆弱性と回復力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラウマ体験の大きさと、直後の反応 ・ 脆弱性としての性格傾向 ・ おわりに
トラウマの後遺症	(廣幡小百合・小西 聖子)
<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. PTSDの症状 3. 複雑性PTSD 4. 急性ストレス障害 (ASD) 5. おわりに 	
PTSDと脳のメカニズムの仮説	(綱島 浩一・加藤 進昌)
<ul style="list-style-type: none"> ・ PTSD ・ PTSDとコルチゾール分泌 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTSDと脳画像所見 ・ グルココルチコイドと海馬障害
PTSD —当事者の立場で	(白川美也子)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 当事者の声を聞く 2. 「専門」とは何か? 3. PTSDのわかりにくさ 4. 援助者も当事者化する—代理被害と2次被害の関係 	

5. 危機的状況への対処とケアの基本

6. おわりに

PTSDはどのような治療が可能か

(飛鳥井 望)

はじめに

1. PTSDの精神療法の効果 心理教育 (トラウマ教育)

2. 認知行動療法

3. EMDR

4. TFT (思考場療法)

5. 集団療法

6. 薬物療法

おわりに

子供の心的外傷後ストレス障害

(元村 直靖)

はじめに

1. 心的外傷の定義

2. 心的外傷後のさまざまな症状

3. 心的外傷後のストレス障害

4. 子供の心的外傷後のストレス障害の診断

5. PTSDの出現率と経過

6. 子供への危機介入とケア

7. 治療

おわりに

性犯罪被害女性の心理療法の経過

(大山みち子)

はじめに

・症例呈示 30代 女性 教育職

・経過 電話相談 面接1回目 10回目頃 25回目頃
30回目頃 60回目頃~70回目頃

・考察 加害者や来談経路との関連 自宅での被害という点 経過に伴う自己イメージ・他者イメージの変化 面接に継続して来所していること 回復の経過 面接でのやりとりについて注意していること

PTSDと診断されたドメスティック・バイオレンス被害女性の1例

(加茂登志子)

1. はじめに

2. 症例提示

・A子 初診時47歳 女性 ・現病歴 ・初診から診断まで ・治療経過

3. 考察

(1) 診断と診断における問題点

(2) 症状学的特徴

(3) 治療と対応の方法

4. おわりにかえて

すれちがいの親子 —心理的虐待の1例

(笠原 麻里)

・症例呈示 初診時の様子 生育歴・経過 心理検査

・入院後経過 ・考察

1. はじめに
2. 症例 ・ 29歳女性 会社寮の調理師 ・ 第1期 ・ 第2期
3. 考察
 - (1) 職場と心的外傷
 - (2) 何が回復するのか？

殺人被害者遺族の症例

(佐藤志穂子)

1. 症例呈示
2. 治療経過
 - ・ 初診：死別から約2カ月経過
 - ・ 第2回から第4回診察：死別後約2カ月～5カ月
 - ・ 第5回から第10回診察：死別後約5カ月～8カ月
 - ・ 第10回から第13回診察：死別後約8カ月～11カ月
 - ・ 第14回から第17回診察：死別後約11カ月～13カ月
 - ・ 第18回から現在：死別後約13カ月～24カ月
3. 考察

看過されがちなワークプレイス・トラウマの1例

(野田 哲朗)

1. 症例呈示
 - ・ 30歳女性 独身 障害者福祉相談施設のケアマネージャー
2. 治療経過
 - ・ 2000年10月Y日初診 ・ 2000年10月Y+14日
 - ・ 2000年11月～2001年5月
 - ・ 2001年6月～2002年3月
3. 考察

阪神・淡路大震災後 —PTSD症例とそれ以外の病態と

(岩井 圭司)

1. はじめに
2. 震災発生直後—統合失調症（精神分裂病）患者のことなど
3. 避難所の時期におけるPTSD以外の病態について [症例1：3人組]
4. 仮設住宅の時期におけるPTSD症例 [症例2：老夫婦]
 - a 症例呈示と治療経過
 - b 考察

文献 略語一覧 初出一覧 執筆者

内容要約

本書は最初にPTSDとはどのようなものか、歴史的背景、発症のメカニズム、症状、脳のメカニズムの仮説、診断、治療といった内容をふまえ、実際にPTSDと診断された様々な症例を詳しく紹介していくという構成である。

PTSDとは心的外傷後ストレス障害のことであり、DSM-IIIにおいて初めて登場した概念である。DSM-IVではトラウマティックな出来事（トラウマ：実際に生命や身体の統合性が

脅かされるような出来事を体験し、その時に激しい恐怖、無力感、戦慄のいずれかを感じている）に人が曝された時に生じる特定の症候群として記述されており、その症状は①再体験症状（フラッシュバックなど）②回避・麻痺症状（回避行動、ひきこもり、思考や感情の回避のための飲酒・過食などの問題行動、感情の離断など）③過覚醒症状（睡眠障害、集中力の低下、警戒心の高まり、易刺激性による感情の不安定さなど）の3種に大別され、そのために社会的・職業的機能障害が引き起こされる。そしてこれらの障害が外傷体験後も数年から時には数十年にわたって持続することが特徴である。また、同じストレスを受けてもすべての人がPTSDになるわけではなく、個人差が非常に大きいことも特徴のひとつとして挙げる事ができる。PTSD概念の歴史はまだ浅く、その概念自体も流動的であるため、トラウマの後遺症の理解とケアのためには多元的な視点を持つことが重要であって、診断基準にとらわれすぎないようにすることが肝要である。

心理的ケアの原則は①安全の中の再体験、②セルフコントロール（自己統御感）の回復、③セルフエスティーム（自己尊重感）の回復にあり、セルフコントロールとセルフエスティームの回復を目指して治療が進められる。PTSDの治療には日常臨床で比較的に容易に行えるものとして心理教育、薬物療法、支持的精神療法、トレーニングを受けた治療者により、特別に設定された治療的枠組みの中で行われる認知行動療法、眼球運動による脱感作と再処理法（EMDR）、集団療法がある。その他に催眠療法、家族療法、芸術療法なども行われ、児童のPTSDには遊戯療法がしばしば行われている。

子どもにもPTSDは存在し、子どもによくみられるPTSDの症状や年齢別にみた反応がある。（p.122）保護者は子どもの安全感を確保するため、子どもと接する時間を普段より増やす、安心できる情報を正確に伝える、子どもの話にしっかり耳を傾け、子どもの気持ちを受け止め、一時的に勉強など子どもを束縛するものを緩めるなどの注意が肝要である。また、子どもと保護者にストレスやトラウマ反応についての心理教育を行うことも必要である。治療としては薬物療法とエビデンスは確立していないが精神療法があり、しばしば遊戯療法が用いられているが、認知行動療法の適応の可能性も示唆されている。子どものトラウマへの危機介入、ケア、予防および治療には、個別の医学的治療および心理学的治療だけでなく、地域、学校、家庭と医療・保健・福祉機関との連携が不可欠である。

後半は性犯罪被害、DV被害、心理的虐待、職場事故、殺人被害者遺族、ワークプレイス・トラウマ、阪神淡路大震災など様々な原因による症例の経過とその考察が述べられている。

（文責 久野 佳子）

著書	癒しのエンパワメント 性虐待からの回復ガイド
著者	森田ゆり（参加型プログラム開発及びトレーナー人材養成）
発行所	築地書館
発行年	2004年

目次

- 1 癒しのビルディング・ブックス：七層の出会い
「沈黙をやぶって」以降／男性サバイバー／癒しとは出会っていくこと
- 2 安心の保障
安心の幻想／癒しに必要な七つの具体的な安心／危機をやりすごす方法
○ワーク・安心の記憶の宝箱を作る
○ワーク・グラウンディングの安心テクニク
- 3 エンパワメント
外的抑圧／内的抑圧／抑圧の方向を変える
○ワーク・あなたの外的抑圧と内的抑圧は
- 4 記憶に出会う
あなたどんな色／思い出し方は千差万別／自分を信じる／最初の危機を乗り越える／
蘇った記憶への攻撃／セラピストの役割再確認／記憶の境界線
○ワーク・癒しのノートブックを作る
○ワーク・コンテナーに記憶を取める
- 5 語れる人に出会う
沈黙を破る／語ることへの恐れ／旅の始まり／爆弾で粉々にしてやりたい／怒りの諸
相／喪失のリスト／喪失を悲しむ儀式／死の五段階説と性虐待の癒し／自分を許す
○ワーク・喪失のビン
- 6 内なる家族に出会う
内なる子ども／イメージ催眠セラピー／七つのエンパワメント／言えなかったことを
言う／内なる子どもとの対話／男性サバイバーの内なる子ども／幸福な子ども／内な
る子どもを生活に生かす／内なる子どもを救出する／内なる家族のメンバー／内なる
スピリチュアル・ガイド
○ワーク・お話作り
- 7 仲間に出会う
この指とまれ／サバイバーのグループ／グループの形態／サバイバー文化の創造へ
- 8 加害者に出会う
出会いの方法／境界線／加害者との出会いに必要な準備／明らかにしておく七項目／
実際に対面ができない場合／「一度だけの強制わいせつ」／守ってくれなかった親と
出会う／家族との和解以前に自分と和解する

○ワーク・境界線を知る

9 今を生きる自分に出会う

ボディートーク／ソマティック・アプローチ／内なる家族会議／回復の指標／小さな成果を祝う／夢を語る／未来セルフ／セクシャルティー

○ワーク・回復の指標

10 いのちの讃歌

未知の自分に出会う／シンボルとセレモニー／手を合わせる／クラムボン

○ワーク・合掌して祈る

内容要約

性虐待のトラウマを抱えた人々の心を癒し、命の全体性を回復する手立てについて順序だててわかりやすく説明した一冊。著者がアメリカで学んだ様々なトレーニングからスキルを身につけ、アメリカと日本で性虐待サバイバーへのグループワークとカウンセリングを行うなかで得たものを理論立てて紹介している。

心を癒すことは、出会っていくことととらえ、そのプロセスは複雑ではあるものの当事者や援助者に把握しやすいよう図に表し、あえて単純化している。「安心」と「エンパワメント」の二つを土台として7つの出会いのブロック層を積み上げたものを「癒しのビルディング・ブロックス」と呼び、回復の展開の全体像としている。ちなみに、7つのブロックを下から「記憶に出会う」「語れる人に出会う」「内なる家族に出会う」「仲間に出会う」「加害者・守ってくれなかった親に出会う」「今を生きる自分に出会う」「未知の自分に出会う」として、最終的に感情と理性と身体のコントロールを獲得し、社会的存在としての自己をとりもどすことをねらっている。

各章ごとにその時点で起こりうる心理的状况を映画や小説、実際の事例を織り交ぜ、解説しつつ、ワークと称して具体的なトレーニング方法を明示している。自分でうまく進められない場合の対処方法として、性虐待にくわしい精神科医やカウンセラーにつながることもうながしている。また、イメージ催眠セラピーやソマスティック・サイコセラピー、グループワークの様子も詳しく紹介されているので、当事者や援助者にとって心強いガイドになっている。

他者との比較、他者への優越感によってしか自己の価値を自覚することができない現代の競争社会。人と人との関係性が低下するなか、性虐待体験のあるなしに関わらず多くの人々が出会いをあきらめ、出会いを避けて、自分という殻に閉じこもり生活している。しかし、性虐待の被害者は、出会いという癒しのプロセスを通して自分に向き合い、自分に正直にならざるをえない。そのことによって、多くの人々が避けている「自分がどう生きたいのか」という課題に向き合える機会が得られたととらえ、内的抑圧を逆転させ、外向きの力に変えていくこと（＝セルフ・エンパワメント）で命を輝かして欲しいと伝えている。

(文責 飯森 敬)

著書	新・子どもの虐待
著者	森田 ゆり (エンパワメント・センターを設立 虐待、DV、人権に携わる専門職の研修活動に専念している)
発行所	岩波ブックレット
発行年	2004年

目次

「新・子どもの虐待」 生きる力が侵されるとき

1. 心の手当てをする
 - 1) 誰にも言えない子どもたち
 - 2) あなたにもできる心の手当て
 - 3) 虐待は最近急増しているか
 - 4) 子どもの虐待対応の枠組み
2. 公衆衛生の問題
3. 子ども観と子どもの人権
 - 1) アビューズは「誤用」という意味
 - 2) 子どもの虐待のタイプ
 - 3) 子どもの虐待とは（乳児揺さぶり症候群ほか）
4. エンパワメントとレジリアンシー
 - 1) 生きる力のみなもと
 - 2) 外的抑圧と内的抑圧
 - 3) レジリアンシー（弾力性）
 - 4) 問題解決力を育てる3段階
 - 5) CAPプログラム
5. 体罰の6つの問題 体罰を容認する風土
 - 1) 体罰は大人の感情のはけ口であることが多い
 - 2) 体罰は恐怖感でコントロールする
 - 3) 体罰は即効性がある
 - 4) 体罰はエスカレートする
 - 5) 体罰はほかの子どもにもダメージを与える
 - 6) 体罰は事故を引き起こす
6. 怒りの仮面 本当の感情に向き合う
7. 性的虐待の深刻さ
 - 1) ある近親姦ケースから
 - 2) 発生頻度

- 3) 深刻なダメージ
 - 4) 母親との愛着関係という回復の特効薬
 - 5) 性的虐待の予防
 - 6) 性的虐待順応症候群
 - 7) 長崎の12歳少年事件
 - 8) 性化行動を理解する
 - 9) 性への健康な興味か性化行動か
 - 10) 4つの基準
8. DV環境が及ぼす影響
- 1) 忘れられた被害者
 - 2) 被害の3つの類型
 - 3) 発達別のDV被害の影響
9. 虐待に対応する4つの分野
- 1) 一軒の家にたとえると
 - 2) 児童虐待防止法の改正
 - 3) 学校の予防啓発と研修の責任
 - 4) 川のお話
 - 5) 介入と治療
 - 6) MY TREEペアレンツ・プログラム
10. 虐待されている子に出会ったら
- 1) ガイドライン
 - 2) 虐待の兆候
 - 3) 虐待を受けた子どもの典型的な心理パターン
 - 4) 被虐待児との対話の技法
 - 5) してはいけないこと

参考文献

改正児童虐待の防止等に関する法律（抄）

内容要約

この本は1995年に出版した『子どもの虐待 その権利が侵されるときをほぼ全面的に新しく書き下したものである。約10年を経て、新版を出さなければならないほどに子どもの虐待をめぐる日本社会の対応は変わった。

公衆衛生の問題

子どもの虐待問題に取り組むとき、①子どもの虐待は公衆衛生の問題である ②子どもの虐待は子ども観を背後に持つ問題である ③子どもの虐待の当事者を援助する方法はエンパワメント（内的力の回復）である、という3つの柱が重要である。その3つの柱のすべてにかかわる子どもの虐待の問題の基盤は「人権」という子どもの生きる力を尊重することである。子どもの虐待を公衆衛生の問題と認識することによって、第一にその緊急性が明らかになる。第二に公衆衛生の問題に取り組んでいる保健所、医療機関が率先して取り組まなければならない課題であることを明確にする。

怒りの仮面

体罰や虐待を繰り返してしまう親や教師がその言動を止めるための第一STEPは、体罰や虐待は子どもをしつけるためであるよりは、自分のおさえ切れない感情のはけ口になっていることに気づくことである。

怒りは「感情の仮面」であることを、多くの人の相談を受ける中で経験する。子どもを殴ったり、蹴飛ばしたりしている恐ろしい形相は実は仮面なのであり、仮面をずらしてみると、そこには寂しさ、不安、恐れ、自分への自信のなさ、絶望、見捨てられ不安などさまざまな感情が詰まっている。これらの感情こそが、自他への攻撃行動を引き起こす元凶である。子どもの言動が、大人の怒りを刺激したのではなく、仮面の裏側のさまざまな感情を刺激したのである。仮面の裏側の感情に向き合うのはつらいことだが、そのことなしに虐待や体罰をしてしまう自分を変えることは困難である。

虐待されている子に出会ったら

—あなたにもできる心の手当て（ガイドライン）

- 〈STEP 1〉子どもの感情、気持ちを共感的に聴く。気持ちを認める
- 〈STEP 2〉当面の身の安全を査定する目的で、子どもの直面している状況を把握する
- 〈STEP 3〉児童福祉機関又は警察への通告が必要かどうかを査定する
- 〈STEP 4〉子どもの周りでサポートしてくれる人は誰か聴く
- 〈STEP 5〉問題を解決しようとして、今まで子どもが試みたことを聴く
- 〈STEP 6〉状況を変えるために、再び虐待されないためにできそうなことをすべて子どもといっしょに考える
- 〈STEP 7〉STEP 6 で考えたことのうち、何を実行できそうか子どもと話し合う
- 〈STEP 8〉できるかなと子どもが思ったことを、ロールプレイで練習してみる
- 〈STEP 9〉虐待を疑った場合は、児童相談所、福祉事務所などに通告する
- 〈STEP 10〉子どもとその保護者に、地域の相談先、治療先、その他の虐待防止の援助を提供する場所の連絡先が載っているパンフレットを渡す

してはいけないこと

- *できない約束を子どもにしてはいけない
- *子どもを暗に責めるような質問はしない
- *「どうして?」「なぜ?」で始まる質問はなるべく避ける
- *「はい」「いいえ」で答えられる質問はなるべく避ける
(言葉を誘導したと批判されることがない質問の仕方をする)
- *虐待の状況を詳しく聞かない。何度も聞かない。

STEP 1～9までをすべて実行するのが難しく思える人は、STEP 1 をするだけで構わない。腹立ちも、悔しさも、怖ろしさも、苛立ちも、最後までその気持ちを共感しつつ聴いてもらうだけで、おどろくほど治まってくる。虐待を受けた子どもが最も必要としているのは、自分の気持ちを認めて大切にしてくれる人、自分を温かく包み、守ってくれる大人の存在である。

S・フェレンツィは「1人でいることが」トラウマを形成する、「喜びと苦しみをわかちあい、伝えあうことのできるだれかが〈そこにいる〉ことが、心的外傷を癒す」と主張している。

(文責 金子 清一)

著書	虐待という迷宮
著者	信田 さよ子 (原宿カウンセリングセンター所長) シャナ・キャンベル (アミティ母子プログラムディレクター) 上岡 陽江 (ダルク女性ハウス代表)
発行所	春秋社
発行年	2004年

目次

序論	名前のない経験
I	だれがわたしを助けたのか
II	経験を語るということ
III	ふるわれた暴力と語られない<記憶>
IV	暴力から遠ざかる力 自助グループの知恵と力 おわりに

内容要約

本書は、まず序論で信田さよ子氏が事例を挙げながら、「暴力そのものを暴力と名づけ、正視できるようにできるようにするのに、ゆうに十五年を要した」ことを述べ、暴力の経験を持ちつつも暴力と名づける困難さを指摘している。暴力は力関係によって大きく定義が変動する言葉であり、きわめてポリティカルなことばであることを意識しつつ考えねばならないこと、また被害者も加害者になりうることも知らねばならないと言う。

「I だれがわたしを助けたのか」では、シャナ・キャンベル氏が自らの半生を振り返りながら、筆舌に尽くしがたい環境の中からどうやって立ち直ったかを語っている。二歳で母親から捨てられ祖母に育てられるが、後に再婚した母親に引き取られる。義父に性的虐待を受け少年院に入るなどの荒れた生活の中で、ドラッグと暴力におぼれていく。二人の子どもを産んでも育てることもできず、刑務所生活も経験することとなる。そんな彼女を友人の母親のビーさんが親身に世話をしてくれ、またアミティ（米国アリゾナ州を拠点とする犯罪者や依存症者の社会復帰を支援する非営利団体）で知り合ったニーナ・ロットさんとの出会いから自分の過去ときちんと向き合うことを教えられ立ち直ることができたと語る。

「II 経験を語るということ」では、三人の筆者が鼎談をしている。それぞれが関わっている団体での事例や自らの体験を語りながら、「体験の意味をとともに探し、名前をつけていく協働作業」をすること、「自分のストーリーを語ること」、「語ることによって恥や罪の感情にとらわれた奴隷にならずにすむこと」、だからこそ「子ども時代を見つめることの意

味は大きい」と結論づける。

「Ⅲ ふるわれた暴力と語られない<記憶>」では、再び信田さよ子氏が虐待とDVを理解するための基本知識について筆を進めている。暴力は犯罪なのに、国家や家族においては存在されなかったりすることを指摘し、権力に対抗できる「状況の再定義」をすることが大切と言う。また、子どもの虐待が増加している中で、性的虐待が認知される社会の共有地点ははるかに遠いとする。性的虐待は記憶を根拠として語られること、どのような加害者もかつては被害者だったという視点の重要さに触れ、アミティの仲間が脱被害者、サバイバーとして生きる実践をつづけているその存在は、今後の一つの可能性を提示していると思うと言う。

「Ⅳ 暴力から遠ざかる力」は、信田さよ子氏と上岡陽江氏の対談。佐世保で少女が同級生を殺害した事例から、今はすべて子どもの問題にされてしまう傾向があり、もっと背景、親や家族を見る必要があるのではないかと言う。また、男から女への暴力はきわめて性的であることが多く、性的虐待が日常的に起きていることを日本では認めることの恐れを感じるとする。問題を抱えた家族が閉鎖的になり孤立していくことによって、そこから出て行くこともできないこと、共依存は夫婦であればジェンダーの視点抜きには理解することが難しいこと指摘する。暴力は「なじみ」の感覚や「慣れ」を生み出す怖さがあり、そこから脱出できなくなる。自助グループは、自分以外の人の話を聞いたり、自分の話をしたりすることによって、ことばを獲得する場となる。それが時間はかかるが、回復への道筋になると言う。

「自助グループの知恵と力」。自助グループがなぜ必要なのか、なぜ当事者だけで集うのか、生きなおしはいかにして可能になるかについて、上岡陽江氏がQ&Aの形式で語っている。

「おわりに」で、信田さよ子氏は当事者との交流において「率直であること」を身につけ、援助者としてのスキルを磨いてきたと言う。シャナ・キャンベル氏の率直に語られた物語を希望のことばとして受けとめられるだろうと結んでいる。

(文責 平川 早苗)

著書	ぼくをたすけて　—子どもを虐待から守るために—
著者	才村　純 (社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所 ソーシャルワーク研究担当部長)
発行所	中央法規出版
発行年	2004年

目次

はじめに

子どもの虐待の基礎知識

1. 「虐待」とは～しつけとどこがちがうの？
2. 虐待とは、どんなことをさすの？
3. 虐待は増えているの？
4. 虐待はなぜ増えているの？
5. どうして虐待してしまうの？
6. 虐待をしているのはどんな人なののでしょうか？
7. 虐待は子どもにどんな影響を与えてしまうの？
8. ドメスティック・バイオレンスは子どもにどんな影響を与えてしまうの？
9. 虐待を受けた子どもを守るしくみはどうなっているの？
10. 児童相談所ってどんなところ？
11. 児童相談所以外にどんな機関が虐待問題に関わっているの？
12. 虐待防止ネットワークって何？
13. 「施設」ってどんなところ？
14. 児童虐待防止法などがあるのに、どうして虐待は減らないの？

私たちにできること

15. 虐待されているかどうかは、どんなことからわかるの？
16. 近所の子どもが虐待されているようですが、どうすればよいの？
17. 受け持ちの子どもが虐待されているみたい。担任としてどうすればよいの？
18. 「通告」ってどういうもの？
19. 通告したら、その親子はどうなってしまうの？
20. 通告したいのに、周囲に止められています。どうすればよいの？
21. 子育てに不安を持つ親や、虐待している親にどう接すればよいの？
22. 虐待されている子どもから打ち明けられました。どう対応すればよいの？
23. 虐待を予防するには？
24. 虐待の防止に取り組むときに一番大切なことは何？

25. 里親になるには？

子育てがづらくなったら

26. 一日中わが子の相手をしていると煮つまってしまい、どうにかなりそうです。こんな私は母親失格でしょうか？
27. 夫が子育てに協力してくれず、イライラします。どうすればよいの？
28. 妻は子どもをたたいてばかりいます。それを注意すると、いつもけんかになってしまいます。どうすればよいのでしょうか？
29. 子育てをしていると、世の中から取り残されるような気がしてあせってしまいます。どうすればよいの？
30. 育児書を読んでいると、自分の子どもは発達が遅れているような気がしてあせってしまいます。どうすればよいの？
31. 虐待としつけの違いがわからず、自信をもってわが子をしかれませんが、どのようにしかればよいの？
32. 子どもをつれて再婚したけれど、子どもが夫になつかず、夫も子どもにつらくあたるようになりました。どうすればよいの？

おわりに

資料

全国の児童相談所一覧

子どもの虐待に関する電話相談窓口

内容要約

本書は目次を見ても明らかなように、児童虐待に関わるさまざまな基礎的なことから、Q&A方式でわかりやすく説明している。

Q1～14までで構成されている「子どもの虐待の基礎知識」の部分は、「虐待とは何？」といった本当に初歩的なことから、ていねいに、また、さまざまな資料をまじえながら解説している。さらに、具体的な数値も、表やグラフにあらわし、その実態がわかりやすいように工夫されている。また、虐待する親のタイプや関係機関の種類などは、箇条書きにまとめられ、ひと目で見やすい。さらにネットワークのあり方などは図に表すなど、視覚的にも見やすくなるような工夫がなされている。

Q15～25までで構成されている「私たちにできること」の部分は、虐待が起きていると考えられる家庭の周囲の人に向けた内容になっている。実際に身近に虐待が起きているのかどうかを、どのように見分けたらいいのかを、どのようなことからサインとして受け止めればいいのか、まず具体的に書かれている。その後、地域の住民として虐待に気づいたらどうすればよいか、学校の教師として虐待に気づいたらどうすればよいかなど、虐待の可能性のある家庭を取り囲むさまざまな人に向けての、具体的な示唆が書かれている。さらに、通告とはどういうことか、通告はすべきなのか、と虐待を感じた後の行動について悩んでいる人の背中を押すような内容もある。さらに虐待の予防として周囲の

人々ができることについても具体的にわかりやすく書かれている。

Q26～32までの「子育てがつらくなったら」の部分は、実際に子育てをしている親たちに向けての内容となっている。子育てに対して不安を感じたり、行き詰まりを感じたりしている親たちに、共感するような書き方で、「こうするといいよ」とやさしく語りかけてくるような文章となっている。

全体的には大きいサイズ本に、葉 祥明 氏のイラストをまじえ、ゆとりのある紙面構成で、圧迫感がなく、清潔感の感じられるデザインとなっている。内容もあえて難しい言葉や漢字は使われておらず、専門的な知識がない人でも読みやすいよう工夫されている。読みながら心が落ち着いてくるような気になる本である。また、忙しいときにもちょっとした時間に手にとって、気になる部分だけ読むことも可能である。虐待にかかわる可能性のある人の本棚や、学校、保育園などの職員用の本棚、育児支援センターや小児科の待合室などにおいておくといいかなと思える一冊であった。

(文責 生井 久恵)

著 書 法律・判例で考える生徒指導
—いじめ、体罰から出会い系サイト、児童虐待まで—
著 者 坂田仰（日本女子大学助教授）
発行所 学事出版
発行年 2004年

目 次

まえがき

総論 生徒指導と法—学校運営の課題—

- 1 法化現象の進展と法的素養の必要性
- 2 文部科学省の動向
- 3 プライバシー権への配慮

第一部 学校病理と生徒指導

1章 社会の変化による体罰のとらえ方—変わりゆく教師の価値観—

- 1 学校における体罰の現状
- 2 体罰禁止の歴史
- 3 判例から見た体罰
- 4 まとめに代えて

2章 いじめ問題と学校の法的責任—類型化と裁判の動向—

- 1 いじめの動向
- 2 「いじめ」の類型化—法的問題としてのいじめ—
- 3 いじめ事件裁判の動向
- 4 まとめに代えて…いじめ自殺の予見可能性

3章 新しい荒れと暴力行為—その現状と法的・司法的対応—

- 1 校内における暴力行為の発生状況
- 2 加害児童・生徒に対する措置状況
- 3 校内暴力の法的対応
- 4 「新しい荒れ」の特徴
- 5 文部科学省の方針と今後の展望

4章 児童・生徒の懲戒処分と裁判—その法解釈と判例—

- 1 高等学校における退学者の現状と推移
- 2 出席停止
- 3 退学・停学
- 4 退学訴訟

5章 校則と子どもの権利—自律的個人を養成するために—

- 1 行政の対応に見る校則問題の推移
- 2 校則をめぐる裁判

- 3 子どもの権利条約
- 4 児童・生徒参加型の校則づくり
- 5 まとめに代えて

第二部 生徒指導と社会問題

1章 非行に対する少年法の考え方—社会の意識・学校関係者の姿勢—

- 1 少年法の姿とその考え方
- 2 少年非行の現状と推移
- 3 非行少年に対する社会の意識と学校関係者の姿勢

2章 「援助交際」「出会い系サイト」と法規制—錯綜した方にどう対応するか—

- 1 「援助交際」および「出会い系サイト」をめぐる犯罪の現状と推移
- 2 児童買春等禁止法・出会い系サイト規制法の概要
- 3 援助交際に対する法の態度と学校関係者の立場
—こどもの性という問題に法が介入することの難しさ

3章 増加する児童虐待—法整備とその対応—

- 1 児童虐待の現状と児童虐待防止法の制定
- 2 児童虐待防止法の概要
- 3 児童虐待問題への取り組み

内容要約

本書は、生徒指導の様々なトピックを法律・判例から考察しているものである。児童虐待に関する記述は少ないが、教員が児童虐待の加害者になりうる体罰にも触れているので、紹介したい。

体罰の判例として、池原中学校事件・水戸五中事件・岐陽高校事件・日足久留米体罰事件が挙げられている。これらを時系列的に見ると、体罰の刑事責任の追及の先駆的判例が出て、「許容される体罰」が打ち出され、「許容される体罰」はあり得ないとされるまでの変遷がわかる。

また、第一部2章「いじめ問題と学校の法的責任」では、安全配慮義務について触れている。安全配慮義務とは、学校は自校に在籍する子どもが管理下にある間、その安全を確保する法的義務のことであるが、児童・生徒に肉体的・精神的被害が発生した場合、自動的に安全配慮義務違反が生じるわけではない。学校側が事故等の発生可能性を予見し、あるいは予見することが可能であったにもかかわらずそれを怠り、十分な対策を講じなかった結果、児童・生徒に被害が発生した場合にのみ肯定されるとのことである。

さらに、第一部3章「新しい荒れと暴力行為」では、教員の正当防衛に触れ、その三要件を挙げている。1つ目は「急迫不正の侵害」であること、2つ目は自己又は他人の権利を守るために行われる行為であること、3つ目は「やむを得ずに」する行為であることとなっている。それを満たす正当防衛でも、防衛行為が相手方に対して行き過ぎであった場合は過剰防衛となり、刑の軽減・免除の対象になるので注意したい。

第二部3章「増加する児童虐待」では、児童虐待防止法制定前の児童福祉法下での状況と児童虐待防止法制定の経緯について触れ、学校での取り組みへの示唆が述べられている。

(文責 高井 健太郎)

著書	ネグレクト 育児放棄	真奈ちゃんは何で死んだか
著者	杉山 春	
発行所	小学館	
発行年	2004年	

目次

はじめに

第一章 逆境

- I 雅美の孤独
- II いじめ・不登校・レイプ
- III ゲームの子
- IV カレシとカノジョ

第二章 出生

- I 中絶、そして出産
- II 雅美のしあわせ
- III 急性硬膜下血腫
- IV 笑わない娘、叩く父

第三章 発端

- I 一歳半健診
- II 戸惑う保健師たち
- III 弟はいい子なのに……
- IV 買い物依存症

第四章 餓死

- I 運命のミーティング
- II 見逃されたチャンス
- III たった一度の母への言葉
- IV 段ボールの中の誕生日
- V 「あんたらこれでも親か」

第五章 法廷

- I 殺人か遺棄致死か
- II 現実感なき「愛のノート」
- III よく似た母親
- IV 最終尋問
- V 智則の手紙
- VI 上告棄却

あとがき

内容要約

ネグレクト【neglect】

育児放棄。子どもに食事を満足に与えなかったり、病気やけがを放置したり、長期間入浴させないなど、保護者としての責任を放置する行為。児童虐待はほかに身体的虐待、精神的虐待、性的虐待を合わせた4つに分類されるが、なかでもネグレクトは近年急増している。

2000年12月10日、愛知県名古屋近郊のベッドタウンで、3歳になったばかりの女の子が20日近くもダンボールの中に入れられたまま、ほとんど食事も与えられずミイラのような状態で亡くなった。両親はともに21歳、十代で親になった茶髪の夫婦だった。なぜ、両親は女の子を死に至らしめたのか、女の子はなぜ救い出されなかったのか。3年半を超える取材を通じてその真相に迫った衝撃のルポルタージュ。

親や大人たちから十分な愛情を与えられないままに育った二人は、それでも生き延びようとしてここ（ネグレクト・殺人）にたどり着いた。自分を主張せずに親や学校や社会の求めには素直に従ってきた。二人に「殺人」を犯させたのは、現実に向かい合わないという生き方そのものといえる。

裁かれるべきものは、はたして事件当時の二人の些細な心の動きなのだろうか。

示されなければならないのは、現実社会において親は、わが子がうまく育たないという状況に追い込まれたとき、さまざまな悪条件が重なるとここまで身動きが取れなくなるという現実と、その子どもがこれほどまでに悲惨な思いをしなければならないのだという実態ではないだろうか。

その上で、どうすればこういった悲劇を避け得るのかという人間の英知が求められる。二人がどのように、子どもたちの親としての力を身につけていくのか、その道筋も作られなければならないはずだ。

複雑な生育環境に育ち、「虐待を受けてきた親」によって起こされてしまった「ネグレクト」。彼ら2人の子どもには、決して同じ負の連鎖・負の再生産を繰り返してほしくない。そのためにも、被告人の更正はもとより、このような親を持つ子どもへのフォローアップシステムについても再検討すべきではなかろうか。

(文責 清水 洋生)

著書	家庭という病巣
著者	豊田 正義 (ノンフィクションライター)
発行所	新潮新書
発行年	2004年

目次

序章 家庭は密室である

第1章 児童虐待とは何か——愛知幼児餓死事件を追う

我が子を段ボール箱で殺した両親／エスカレートする児童虐待／殺意を否定した両親／見えない反省／暗い生い立ち／児童相談所の失敗／親の抵抗は無視せよ／回し蹴りで殺害

第2章 近親姦の闇

女性受刑者の二割が近親姦の被害者／娘をレイプする「理想の父親」／近親姦被害者の共通項／近親姦をする父親の言い分

第3章 ドメスティック・バイオレンスの現在

自宅に放火した単身赴任の父親／普段は甘えん坊／DV防止法の現状／妻をかくまう身内を殺した夫／姪を人質にして殺害—福岡立てこもり殺人事件／我が子を誘拐する父親／海外に連れ去られた子供

第4章 逃げない被害者

妻をビデオで監視／「優柔不断な」被害者／不倫相手への暴行／自分を責めてしまう被害者／介入しない警察／DV対策後進国・日本

第5章 加害者は矯正できるのか

家族三人を殺した「気弱な男」／嫉妬から感情が爆発／加害者再教育プログラム／日本での加害者教育／加害者タイプとは

第6章 暴れる子供、耐える親

「無抵抗主義」が生んだ殺人／強制入院の必要性／老親への虐待／寄生から虐待へ

終章 破れ窓の理論

内容要約

日本の家庭には、他者の介入を拒む風土が培われてきた。しかし、現在の社会で起きている様々な事象を顧みると、これからは、事が起きてからだけでなく、起きる前から積極的に他者による介入する機関の整備、それに合わせた法整備が必要であることを訴えている。

第1章では、成熟した大人とはいええない親が引き起こす児童虐待を取り上げている。社

会的に未成熟な若者が、子育てを通して自分自身も成長していく例は、いくつも存在するが、世間体ばかりを気にして我が子の未発達な部分により添えない若い夫婦が増えてきている。見た目ばかりを取り繕うので、現実には家庭で起きている状況が、肉親さえも見えにくい状況が生まれている。これに、親の現実逃避願望が重なって更なる被害を引き起こしている。我が子を殺した罪の意識すら感じていない現実には、他者が境界を示す方法として法律での厳罰化をひとつの手段として提示している。物事の善悪を教わってこない若者に社会が親に変わって指し示すというのである。もうひとつの手段が、児童相談所や警察が家庭に介入できる法整備である。こちらは、昨今児童虐待防止法が改正され、整いつつあるが、児童相談所が社会の流れに対応しきれない様子が報告されている。

第2章では、近親姦を取り上げ、弱者が人に相談することができない内容であるがゆえ、甘んじてその状況を受け入れている様子が描き出されている。精神的に傷つけられた人達の努力によって少しずつ明らかにされ始めてきているのが、現状。こちらは、法的には整備が諸外国と比べると遅れていて、認識の甘さを指摘している。「ありえない」と目を背けるのではなく、「ある」ことを前提とした対応が求められている。

第3章では、DV法により規制をかけているものの、実態は軽減していない様子を暴きだしている。社会生活や人間関係にストレスを感じ、自分の傷ついた感情を満たそうとするものの、妻の立場に立った理解が少しもできないために軋轢を生む。外でがんばっているのに理解しようとしないうちに妻に矛先が向いてしまう。法で縛ろうとしても刑罰が軽く、しかも、加害者である夫の怒りが増幅して状況が悪化している事例が紹介されている。被害者を受け入れる施設をより充実させたりきちんと実習を受けた人を配置したりするなどの配慮と厳罰化を求めている。

第4章では、深刻な被害を受けている弱者がしばしば共依存の関係に陥り、どんなに苦しくてもその場にとどまろうとする心理を描いている。共依存は、あらゆる被害者と加害者の間に存在することから、第三者として誰かが介入する以外、その関係を解消する方法がないことを伝えている。法で規制することに加え、加害者をケアすることの重要性を第5章で訴えているが、社会的地位がある程度あり、金銭的に余裕がある人しかケアが受けられていないことも問題視している。

第6章では、現在手つかずの問題として子どもから親に対する暴力、高齢者に対する肉親の暴力を取り上げ、警笛を鳴らしている。

「破れ窓の理論」を例にとり、どんな些細なことも見逃さない毅然とした法律の適用を終始訴えている。つまり、子どもや弱者を彼らが所属する家庭が責任をとる時代から、地域・社会が積極的に関わり、責任を果たそうとする時代に移りつつあることを示している。特に、「窓が屋内から割られること」が多い日本の社会では、今後専門家の介入、警察の介入が重要な課題となっていると謳っているが、地域の力が弱まっていると、家庭の中のことがまったく見えてこない状況に少しも変わらないことを危惧している。

(文責 飯森 敬)

著書	幼児虐待 実態とその後の発達段階における精神療法の実際
著者	堤 啓 (進藤病院院長)
監修	上里 一郎, 西村 良二, 山中 康裕
発行所	昭和堂
発行年	2004年

目次

はじめに

第1章 幼児虐待—概説

- I はじめに一思春期青年期の成長への影響、母親側の問題
- II 虐待の定義と分類
- III 主な虐待者の割合
- IV 虐待の歴史
- V 虐待の成因と背景

第2章 児童虐待の実態—とくに幼児虐待について

- I 児童虐待の実態—その件数の近年にみる急激な増加
- II 幼児虐待の種別と割合
- III 幼児虐待に巻き込まれやすい子ども

第3章 子どもの心の発達

- I ライフサイクルから見た親子関係の変遷
- II とくに乳幼児期の子どもの精神発達について
—マーガレット・マラーらの分離・個体化の発達モデル (1975)

第4章 被虐待児とその後の情緒発達

- I 社会的状況での対人関係の持ち方
- II とくに幼児期に外傷体験 (主に幼児虐待を含む) を経験した子ども
- III 幼児虐待者の示す心の傷の癒し方

第5章 母親の幼児虐待の実際

- I はじめに
- II 対象
- III 調査方法
- IV 結果
- V 考察
- VI まとめ

第6章 幼児虐待への対応

- I はじめに
- II 大学病院精神科外来での状況

- Ⅲ 大学病院精神科外来での幼児虐待への対応の限界と効用
- Ⅳ 現在行われている報告制度について
- Ⅴ 世代間虐待伝達現象から知る虐待防止と対応

第7章 幼児虐待と思春期青年期における精神発達

- I 身体的虐待 M・S例
- II ネグレクト S・K例
- III 心理的虐待+（身体的虐待） O・R例

第8章 幼児虐待を行う親への援助ないし治療的介入

第9章 幼児虐待を受けた子どもへの対応—精神発達の観点からの考察と対応について

- I 周産期から養育の性質がうかがえること
- II 幼児期から小学校中学年の子ども
- III 小学校高学年から大学生の子ども
- IV 児童および思春期青年期精神科医が治療上扱う問題とその手法
- V 精神療法の難しさ
- VI ケースワークと連携
- VII 予防

おわりに

用語解説

参考文献

内容要約

本書には、幼児虐待が、思春期青年期的人格形成過程および親世代（とくに母親の子育て過程）に及ぼす心理的影響が、大学病院精神科外来を受診した母親や被虐待児の治療過程とともに提示されている。筆者がかつて大学病院精神科外来で治療にあたったケースをあげて幼児虐待について考察している点が特徴であり、筆者も「はじめに」で、「この分野に携わる人の臨床実践に役立ててもらいたい」という趣旨の文をのせている。

第1章では、虐待の定義・分類・歴史などの概説が述べられている。

第2章では、児童虐待の実態が述べられているが、本書の特徴は幼児虐待に焦点をあてているところにあり、この章では乳幼児虐待と親の持つ虐待要因、虐待に巻き込まれやすい子どもの要因があげられている。親の持つ要因が多様であることが具体的に述べられており理解しやすい。

第4章では、被虐待児の情緒的・行動面での特性が細かく述べられる。目次からもわかるようにさまざまな特性が具体的に述べられている。84ページに「被虐待児に共通していることは、根深い人間不信である」と書かれているが、被虐待児は非常に深刻な問題を抱えつつ成長していかなければならないことがうかがえる。対応する周囲の人々がこの特性を理解している必要があると強く感じた。

第5章では、1994年から1996年3月までの2年間に育児困難を訴えて福岡大学病院精神科外来を受診した10例の母親を中心に、母親による乳幼児虐待の問題を明らかにしようとして試みている。症例分析から導き出された考察には説得力がある。

第7章では、幼児虐待と思春期青年期における精神発達について述べている。大学病院で精神療法を行ったケース（身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待＋身体的虐待）が提示されており、実際の治療状況が理解でき、そこから発達上の問題が明らかにされている。治療には長い時間がかかり、筆者いわく「傷ついた心を癒すだけでなく、『育て直す』姿勢が重要となる」。そして、それは「生やさしいものではないこと」がわかる。

第9章では、幼児虐待を受けた子どもへの対応が、年齢ごとに述べられている。第3章の子どもの心の発達とともに読み込み、自分が接している子どもたちがどの時期にあり、どのような問題を抱えているのを理解し、対応できるとよいと思われる。

（文責 本島 亜矢子）

著書	サイコロジカルトラウマ
著者	Besel A. van der Kolk (ベッセル・A・ヴァンダーコーク)
訳者	飛鳥井望・前田正治・元村直靖
発行所	金剛出版
発行年	2004年

目次

日本語版への序

序

謝辞

第1章 衝撃的な体験がもたらす心理的影響

第2章 分離の叫びとトラウマ反応

—愛着と分離の生物心理学における問題点—

第3章 トラウマ反応の精神生物学

—過覚醒、狭窄、トラウマへの嗜癖—

第4章 虐待が子どもの思考に及ぼす影響に関する理論的發展

第5章 境界性人格障害における先行するトラウマ

第6章 家庭内トラウマ

—暴力の世代間伝達—

第7章 トラウマ反応の始まりと解消における集団の役割

第8章 健忘、解離、抑圧されたものの回帰

第9章 「描画療法」によるトラウマ記憶の想起と統合

第10章 犠牲者から生存者へ

—ストレス管理法による学習された無力感の治療—

索引

訳者あとがき

内容要約

本書は、トラウマ体験が感情及び認知のプロセスに及ぼす影響について、生物学的視点と精神分析的視点の双方を統合して取り上げた著作である。原書は1987年に出版されPTSD概念誕生後におけるトラウマ研究の草創期の著作として一世を風靡した著作であり、さまざまな理論的背景からなされた数多くの研究について紹介し、それらの治療的意味について記されている。トラウマ体験の種類、トラウマ体験をした発達段階によりどのような影響が及ぼされ、どのような治療が真に効果があるのかについて、簡潔にまとめられ、かつ、具体的な事例と共にわかりやすく説明されている。PTSDの精神療法においてトラウマ体験

をどのように扱うべきなのか、トラウマ体験が子どもの発達に及ぼす影響は何か、社会的支援のあり方とは何か、境界性人格障害など精神疾患に先行するトラウマ、暴力の世代間伝達としての家族内トラウマ、さらに、ナチス強制収容所の生存者研究の結果が例としてあげられ、極限状況の中で生き残るための集団の役割が詳しく解説される。

ただし、冒頭で述べた通りトラウマ研究の中でも古い出版であったため、現在使用されている精神療法について載せられていなかったり、参考としているマニュアルがDSM-Ⅲと古いものであったり、内容的にひっかかる点は認められる。「その点を除けば、現在でも議論が続いている古くて新しい問題が多く散見される」と訳者は評価している。

内容的に古い点はあるものの、トラウマに関する臨床的研究の原点ともいえる著作として、現在の視点からもわかりやすくまとめられ、臨床家が手にとりたい一冊と言えらう。

(文責 重 歩美)

著書	暴力・虐待・ハラスメント 人はなぜ暴力をふるうのか
編著者	藤本 修
発行所	ナカニシヤ出版
発行年	2005年

目次

第1章 暴力とは何か

第2章 暴力を形作るもの

- 第1節 暴力の心理学的基盤
- 第2節 現代社会と暴力
- 第3節 暴力の生物学的側面について
- 第4節 暴力と精神疾患
- 第5節 暴力と犯罪

第3章 ファミリー・バイオレンス

- 第1節 児童虐待
- 第2節 きょうだい間虐待
- 第3節 家庭内暴力
- 第4節 ドメスティック・バイオレンス
- 第5節 高齢者虐待

第4章 学校での暴力

- 第1節 いじめ
- 第2節 校内暴力
- 第3節 非行としての暴力

第5章 社会での暴力

- 第1節 セクシャルハラスメント
- 第2節 さまざまなハラスメント
- 第3節 施設内虐待

内容要約

暴力、虐待、ハラスメントといった、近年これらの用語を耳にする機会が多くなった。日常、臨床相談や診療のなかで、様々の暴力が語られ、痛みが告げられるようになった。児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、少年犯罪、高齢者虐待など、暴力に関連した書物は、多く出版されている。社会学領域や法学領域から、そして心理学や精神医学領域からのものがある。それらは、暴力行為が、どれほど人々の心に影響を及ぼすかが記載されている。しかし、暴力をふるう側に立って、その社会病理や精神病理に関して記載された書物が少ない。

本書では、人々がメンタルヘルスを維持していけるよう、日常の相談業務に携わる精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士がそれぞれの立場から、様々な暴力について概観し、主として、暴力加害者に対する援助や対策について、事例を交えながら、具体的に記載している。そして、虐待に限らず、多くの暴力の問題を総括した書物である。

(文責 大鷲 麻理)

著書	子ども虐待対応ハンドブック —通告から調査・介入そして終結まで
著者	ハワード・ドウボヴィッツ (メリーランド大学医学部小児科教授) ダイアン・デパンフィリス (メリーランド大学ソーシャルワーク学部助教授)
監訳	庄司順一 (青山学院大学文学部教授)
発行所	明石書店
発行年	2005年

目次

序文

第1部 通告とスクリーニング

- 1 こども保護機構の調査を求める通告を受理すべきかどうかをどのように決定するか
- 2 子ども保護機関の対応の緊急性を判断する最も重要な基準は何か
- 3 子どものネグレクトとは何か
- 4 身体的虐待とは何か
- 5 性的虐待とは何か
- 6 心理的なマルトリートメントとは何か

第2部 関与

- 7 発達段階の異なる子どもたちとどのように接するか
- 8 家族との協力関係をどのように発展させるか
- 9 文化を超えてクライアントとかがわる場合の原則とアプローチとは
- 10 権限を効果的に用いてどのように家族とかがわるか
- 11 家族との困難な出会いにどのように対応するか
- 12 自分やクライアントの感情にどのように接するか

第3部 面接

- 13 性的虐待が疑われる幼い子どもにどのように面接するか
- 14 性的虐待について年長の子どもと青年にどのように面接するか
- 15 子どもとの面接を促進するために適切な道具は何か
- 16 身体的虐待を受けたとされる子どもにどのように面接するか
- 17 マルトリートメントをおこなっていない親や養育者にどのように面接するか
- 18 申し立てられた加害者にどのように面接するか
- 19 初期の評価面接でどのような質問をすれば解決と安全に結びつくか

第4部 初期のアセスメント

A：虐待全般

- 20 文化に基づく育児習慣とマルトリートメントをどのように識別するか
- 21 子ども保護機関と警察はいかにして、初期のアセスメントと調査を組織すべきか
- 22 養育者のアルコールや薬物の依存が育児に与える影響をどのようにスクリーニングするか
- 23 本人や子どもへの危険性が疑われる養育者をどのようにスクリーニングするか
- 24 通告を立証すべきかどうかをどのように判断するか

B：ネグレクト

- 25 子どものネグレクトをどのように判断するか
- 26 医療ネグレクトをどのように判断するか
- 27 子どもの栄養的なニーズが満たされているかどうかをどのように判断するか
- 28 不適切な監護とは何か
- 29 危険な状態にある青年のネグレクトをどのように評価するか

C：身体的虐待

- 30 子どもが身体的に虐待されたかどうかをどのように判断するか
- 31 身体的虐待が疑われるときに必要となる医学的評価とは
- 32 身体的虐待のための医学的検査をどのように解釈するか
- 33 身体的虐待と間違われやすい状態とは何か
- 34 虐待による外傷と偶発的に生じた外傷の違いとは
- 35 揺さぶられっ子症候群とは何か
- 36 攻撃的な青年の身体的虐待の歴史をどのように評価するか

D：性的虐待

- 37 子どもが性的虐待を受けたかどうかをどのように判断するか
- 38 子どもの性的虐待の開示を解釈するうえで、考慮すべき発達の要因とは何か
- 39 子どもの性的な行動をどのように解釈するか
- 40 子どもへの性的虐待が考えられるケースの医学的評価とは
- 41 性行為感染症の検査結果をどのように解釈するか
- 42 子どもの性的虐待の診察結果をどのように解釈するか
- 43 性的虐待を受けた疑いのある青年女子をどのように評価するか
- 44 性的な遊びが問題を示唆するのはどのような場合か

E：心理的マルトリートメント

- 45 心理的マルトリートメントの有無をどのように見きわめるか
- 46 ドメスティックバイオレンスを目撃した子どもは、どのような状況で心理的マルトリートメントを経験するか

F：リスク・アセスメントと安全性の評価

- 47 リスクと安全性をどのように評価するか
- 48 リスクと安全性を評価するうえで、文化的要因をどのように考えるか
- 49 家庭においてマルトリートメントされた子どもの安全をどのように保障するか
- 50 ドメスティックバイオレンスの前歴がある家庭の子どもをどのように保護するか
- 51 養育者がアルコール・薬物依存症に陥っている場合、子どもをどのように保護するか
- 52 危険な家庭環境や貧困ゆえの危険な状況から子どもをどのように保護するか

- 53 家庭維持プログラムはどのような場合に意味があるのか。他のパーマナシー・プランはどのような場合に検討すべきか
- 54 虐待者を家から去らせるか、子どもを移すかはどのように決めるか
- 55 里親や親族が養育する場合のマルトリートメントのリスクをどのように評価するか

第5部 家族のアセスメント

A：子ども

- 56 子どもや青年の行動をどのように評価するか
- 57 子どもや青年の発達をどのように評価するか
- 58 子どもや青年の情緒的状态をどのように評価するか
- 59 子どもの一般的な、あるいは重要なメンタルヘルスの問題をどのように認識し、評価するか
- 60 子どもや青年が受けるべき小児科および歯科のケアとは何か
- 61 子どもの健康状態をどのように評価するか
- 62 子どもを取り巻く社会的支援システムをどのように評価するか
- 63 分離と面会に関連した子どもの行動をどのように評価するか

B：親および養育者

- 64 親の生育歴とその影響をどのように評価するか
- 65 子育てに関する養育者の態度、知識、機能レベルをどのように評価するか
- 66 重大な医学上の問題を抱えている子どものケアをどのように評価するか
- 67 養育者のストレンクス（長所・強み）や治療ニーズをどのように評価するか
- 68 変化することについての養育者の動機づけや準備をどのように評価するか
- 69 養育者がHIV感染者またはエイズ患者の場合、ケアのニーズおよび子育ての能力について知っておくべきことは何か

C：家族

- 70 家族のストレンクス（長所・強み）をどのように評価するか
- 71 家族の文化について知るためのエスノグラフィックな面接をどのように実施するか
- 72 家族機能をどのように評価するか
- 73 親子関係をどのように評価するか
- 74 ドメスティックバイオレンスの影響を受けた子どもの治療ニーズをどのように評価するか
- 75 介入の成功の可能性をどのように評価するか

第6部 サービス計画

- 76 様々なリスクをどのようにクライアントのアウトカムに適合させるか
- 77 介入に見合ったアウトカムとは何か
- 78 ストレンクス（長所・強み）にもとづいたサービス計画とは何か
- 79 介入によるアウトカムに見合った測定可能な目標をどのように設定するか
- 80 同時並行計画とは何か、それはどのように実施すればよいか
- 81 サービス計画を成功させるために家族会議をどのように活用するか
- 82 父親をどのように関与させるか
- 83 親族のネットワークと共同で介入計画を作成するにどうするか

84 児童福祉プログラム全体を効果的に作成するにはどのような知識が必要か

第7部 介入

A：子ども

85 マルトリートメントを受けた子どもに対し、どのようなメンタルヘルスの治療が考えられるか

86 典型的な行動問題の対処には、どのような方法が効果的か

87 家庭外のケアにどのように子どもを適応させるか

88 家庭外養育を受けている子どもの文化的アイデンティティをどのように維持していくか

89 虐待やネグレクトを受けた子どもたちはどのような小児科のケアを受けるべきか

B：親または養育者

90 どのようにして養育の質を高められるか

91 虐待をしていない方の親にどのような介入ができるか

92 親や養育者のソーシャルスキルを高め、コミュニティとのよい絆をどのように築かせるのか

93 性的虐待の加害者に対してどのような治療をすすめるか

94 身体的虐待をもたらす行動にはどのような治療をすすめるか

95 うつ病に最も効果的なのはどのような治療か

96 ドメスティックバイオレンスに対してどのような介入が最も有効か

97 アルコールやその他の薬物問題をもつ親にはどのような治療法があるか

C：家族

98 家族療法について何を知っておくべきか

99 子どもが委託された後、実の家族をどのように支援すべきか

100 介入の目的と目標を支える、里親に委託された子どもと実の家族との面会をどのようにすすめるか

101 家族の家計管理スキルをどのように築くか

102 複数のサービス提供者が関与しているとき、最もうまく介入を管理するにはどうすべきか

103 「家族のための家族」とは何か、それは子どものパーマネンシーをどのように支援するか

104 里親と親族の養育者：その支援と介入のニーズとは何か

105 家族を支援し、その「力」を強めるために宗教がはたすユニークな役割とはどのようなことか

第8部 経過の評価と終結

106 リスクの減少をどのように測定するか

107 パーマネンシーの最善の選択肢として親権終了と養子縁組はいつおこなわれるか

108 子どもはいつ実の家族と安全に再統合できるか

109 青年に自立の準備をさせ、自立を達成する最良の方法とは何か

110 家族にケース終結への準備をどのようにさせるか

第9部 法律問題と倫理問題

111 ケース記録の情報に関するクライアントの権利とは何か

- 112 告訴されないためにはどうすればよいか
- 113 少年裁判所におけるケースワーカーの役割とは何か
- 114 裁判で落ち着いて証言するにはどうすればよいか
- 115 法律制度への子どもの不安を払拭し、証人としての子どもの能力を向上させるにはどうすればよいか
- 116 弁護士とのコミュニケーションがたいへん重要であり、かつ非常に困難なのはなぜか
- 117 訴訟後見人、裁判所が任命した特別代理人、一般市民や専門家によるケース検討委員会との作業を効果的に進めるにはどうするか

第10部 子ども保護の実務

ワーカーに特有の問題

- 118 児童福祉機関のワーカーの基本となる能力とは何か
- 119 ワーカーはコミュニティで自身の安全をどのように守るか
- 120 バーンアウトをどのように防ぐか
- 121 情報にもとづいた決定をおこなうのに批判的思考法がどう役立つか
- 122 担当している子どもが死亡したり、重傷を負った場合にどのように対処するか
- 123 常識、個人の価値観、機関の制約のバランスをどのようにとるか
- 124 介入を実施し、説明責任を果たすために、ケース記録をどのように活用するか

付録

- 1 本書の構成について助言をいただいた方々
- 2 ミシガン式アルコール依存症スクリーニングテスト (MAST)
- 3 性感染症における性行為による感染の可能性と基本情報
- 4 発達の里程標
- 5 健康診査のスケジュール
- 6 R婦人のジェノグラム
- 7 子育ての資源
- 8 家族のストレングス（長所・強み）を評価し、最大限に伸ばす
- 9 家族のニーズ、資源、社会的サポートを評価する
- 10 裁判までの各プロセスと裁判におけるケースワーカーの役割
- 11 児童福祉のワーカーとして求められる能力に関する資料
- 12 アメリカにおける子どもの保護に関する全国組織

監訳者あとがき

索引

編著者紹介

執筆者一覧

監訳者・訳者紹介

内容要約

子ども保護機関の調査を求める通告があった場合、それを受理するかどうかは、法的な判断である。通告に対応する緊急性を判断するのは、安全性のアセスメントにおける最初

のステップである。子どもとその状況に関する具体的な知識を慎重に入手することで、ワーカーは介入の速度と程度の判断が可能になる。

子どもたちとかかわるには、子どもの発達に関する知識、子どもの安心感、すぐれた対人関係の技術を踏まえた特別な戦略が必要である。一方では、子どもと大人の相互作用のプロセスが持つ特性にも注意を払わなければならない。子どもへのマルトリートメントのリスクをもつ家族には、相互支援的な対人関係の形成と維持に困難があった過去がある場合が多いようだ。初期のアセスメントの一部として家族に面接する場合も、リスク軽減を目的とする場合も、その仕事の質は家族との有効な関係を発展させる能力によって決まる。歓迎してくれない相手と関係を築こうとする場合、困難な出会いに直面することもある。

もし援助者として快く受け入れられなかったとしても、抵抗、否定、敵意ともとれるリアクティクス反応を正常化する努力が必要である。しばしば、権限の効果的な使用は抵抗を緩和し、家族とかかわる上で助けになる。様々な文化的背景を持つクライアントに関わるには、多文化的なアプローチを持つ必要もある。子ども保護機関で扱うケースの大半は、残忍な身体的虐待あるいは性的虐待に関するものでも、養育者に殺害された子どもに関するものでもない。むしろ、深刻なネグレクトのケース、ルールと常識の間にあるケースなどが、最も困難で長引くケースである。この場合、長期に調査する例は少なく、一度きりの訪問であってもそれを最大限に生かす方法について考えなければならない。

ワーカーは、子どもを虐待した可能性のある養育者あるいはその他のものから事実に基づく情報を集めなければならない。子どもが虐待されたと信じるだけの理由があったとしても、養育者ばかりでなく、虐待した可能性のあるものを評価しなければならない。常に情報収集と関係構築に努めなければならない。養育者の危険性を見分けるために、ワーカーは彼らの過去と現在の行動、思考、計画について情報を集め、常識、危険因子の知識、標準化されたリスク評価法、同僚やスーパーバイザーのコンサルテーションを活用して、本人と子どもに対する養育者の危険性が緊急介入を要するほどのものかどうかを判断することができる。アセスメントの一部に、重要なリスクやトリートメントのニーズに順位をつける作業がある。トリートメント計画を策定するには、まずクライアントのアウトカムがマルトリートメントの影響への対処が十分になされたことを示すものかどうかを確かめなければならない。

一般に虐待されている子どもをさらなるマルトリートメントから守るために公的な児童福祉機関が作成するトリートメント・プランは、虐待やネグレクトの再発の可能性を高める要因を減らすこと、また将来の危害から子どもを守る要因を増やすことなどを目指している。家族は子どもに対してある種の永続的な法的監護権を有し、義務を負わなければならない。また、子どもが成人するまで養育者がずっと子どものニーズに応えることによって、子どもが情緒的安全感を得られるような関係が、子どもと養育者の間に存在すようにしなければならない。ワーカーと家族は、両者による共同作業で達成できたこと、やり残したことについて振り返り、ワーカーと家族との関係を終わりにできるよう援助し、ケースは終結を向かえることができる。

(文責 小野 傑)

著 書 子どもの性虐待 ―スクールカウンセラーと教師のための手引き―
著 者 石川 瞭子
発行所 誠信書房
発行年 2005年

目 次

第1章 性虐待の実態

- 第1節 性虐待の定義
- 第2節 性虐待の実態
- 第3節 文献研究
- 第4節 おわりに

第2章 「父から女子への性虐待」

はじめに

- 第1節 父親から女子への性虐待に関する日本の実態と研究の概要
- 第2節 三十六自験例の分析
- 第3節 父親から女子への性虐待の類型
- 第4節 父親から女子への性の虐待の実態 ― 十事例
- 第5節 考察

第3章 兄から女子への性虐待

はじめに

- 第1節 「兄から女子への性虐待」の実態
- 第2節 事例
- 第3節 「兄から女子への性虐待」の類型
- 第4節 考察
- 第5節 まとめ

第4章 他者から女子への性虐待

- 第1節 「他者による女子への性虐待」の実態と研究の概要
- 第2節 五事例
- 第3節 五事例の考察
- 第4節 「他者から女子への性虐待」の類型
- 第5節 考察

第5章 女子への買春

はじめに

- 第1節 「女子への買春」の実態と研究の概要
- 第2節 事例
- 第3節 女子への買春 ― 類型

- 第4節 考察
- 第6章 性虐待の発見と防止
 - 第1節 性虐待の発見
 - 第2節 事前と事後の女子の変化
 - 第3節 性虐待の防止活動
 - 第4節 全体のまとめ
 - 引用・参考文献
 - おわりに

内容要約1

この本は、川崎医療福祉大学助教授（臨床心理士）である石川瞭子氏によって書かれている。本書は敬体で書かれてはいるが、筆者の職歴からか、本書が論文のような構成になっており、説得力がある。

第1章は、性虐待の定義や分類、件数等が書かれている。一番の問題は、性虐待の実態把握が困難なことである。省庁の壁や研究者による定義の違い、被害届を出さなければ事件とならないことなど、全体像が把握できない状況にある。実態の把握がなされなければ、対策が立てづらくなるのは当然のことである。

第2章は、「父から女子への性虐待」について書かれている。筆者の相談活動の中から得た十の事例を三つの類、それを六つの群に分けて分析している。父から女子への性虐待には、家族の病理と社会の病理が潜んでいること、女子の不登校につながることが多いことが記されている。

第3章は、「兄から女子への性虐待」について書かれている。この分野の研究が少ないことが明らかにされ、表に出にくい現状が書かれている。そのような現状の中でも、筆者の相談活動から五つの事例を挙げ、三類五群に分類して考察を加えている。「兄から女子への性虐待」で考えなければならないポイントとして、住環境と生活習慣の見直しをあげている。それは、この二点が、原因の多くを占めているからである。

第4章は、「他者から女子への性虐待」について書かれている。筆者のいう他者とは、父・きょうだい・同居の祖父以外のすべてを指し、仲間・変質者・施設職員によるレイプ等が、研究の範疇に入ることになる。ここでも、五つの事例を三類五群に分け、考察している。これらの被害にあった女子は、事件が突然起こり、暴力も加わることから、大きな衝撃を受け、予後に大きな影を落とすことになると書かれている。

第5章は、「女子への買春」について書かれている。これらの出会い系サイトの問題は新しく、研究が追いついていない状況にある。筆者の持つ事例を四類に分けて考察している。これらの犯罪に走ってしまう女子には、家族の病理が見て取れた。

第6章に「性虐待の発見と防止」が書かれ、終わりとなる。学校現場にいる教職員にとっては、この発見のためのチェックリストと防止のためのポイントは役に立つ。本書のカバーに「スクールカウンセラーと教師のための手引き」とあるが、その名に恥じない内容になっていると思う。

(文責 中島 知基)

内容要約 2

現在の日本の教育現場は法的にも社会的にも、子どもの虐待にきちんと向き合う必要がある。教員は子どもの虐待の実態や虐待の及ぼす影響について十分認識しなければならない。特に、性虐待は発見が難しく、甚大な人権侵害でありながらタブー視されるため、社会的な対応が遅れがちである。さらに、性虐待の問題を非行問題、ないし個人の性の問題と認識し、人権上の問題ととらえない教員がいることもさらなる困難である。

ジョーンズによれば、「父から女子への性虐待」は3つのグループに分けられる。1つは外面的には全く正常に見える家族で、性的虐待が暴力的な手段で行われることはほとんどなく、父親は自分の親としての権威によって子どもを従順ならしめ、性的な関わりを持つようとするタイプである。2つめは、多問題家族で、身体的虐待を生じる家族に見られるような家庭内暴力が特徴である。3つめは、単一状況型家族で、例えば親が飲酒・薬物を使用しているときにのみ虐待が生じる。父親からの性虐待を受けた多くの女子は断続的な不登校から引きこもりの状態に至る。女子の集団不適応が顕著に発現する時期は、家庭内の性虐待の発現の危機が高まる時期と重なることを筆者は経験から知っている。学校教育の現場は女子の2つの側面、不登校と性虐待の問題に直接かかわることのできる貴重な現場である。

「兄から女子への性虐待」の発生の家族には、両親関係の気まずさと経済的なゆとりのなさ、兄から女子への「てなずけ」など家族関係的な側面が示唆される。さらに重大な要素として加わることは、生活習慣である。例えば、同室で寝る習慣と同時に入浴する習慣である。思春期に入った兄妹をもつ家庭は、入浴や就寝の生活習慣の見直しを適宜行う必要がある。

「他者から女子への性虐待」は、性暴力、強姦、性犯罪、強制わいせつ、性的暴力と呼ばれ、他の性虐待に比べて研究の量や深化という点で進んでいる。しかし、「人権問題」ととらえた研究はまだ日が浅い。性虐待の発生した状況や条件で適用する法律が異なるという現法を見直し、子どもの保護を最優先した新法を検討する必要がある。まずなによりも、性虐待を受けた者が泣き寝入りをせずすむように、被害者の人格・生活・プライバシーへ配慮する社会とシステムを作る必要がある。

「女子への買春」は他の性虐待の問題とは異なる大きな特徴がある。それは古くて新しい問題（売娼・からゆきさんから援助交際までの長い歴史）がある点と、新しい特徴となる要素（テレクラ・ネット買春）がある点と、国際的な動き（児童の商業的性的搾取に関する世界会議など）の要素が複雑に交差する問題であるという点である。また「女子への買春」の被害者は家族との関係において、互いに傷つけあう独自のシステムを構築している。潜在的予備軍の多さ、被害の度合いが深刻であり、社会問題における位置づけが被害者の支援を中心にしていない現状を考え合わせると、性虐待の中でも最も緊急で重大な問題であるといえる。

(文責 長野 季子)

内容要約 3

本書は、2001年の商業的性的搾取の世界会議の前に神奈川県中央児童相談所で開催された「性虐待をうけた児童の影響と対応について」の筆者の講演の発表内容を大幅に加筆修正したものである。目次をみていただければ一目瞭然だが、ひとことで言うと「盛りだくさんな内容」となっている。

しかし、その反面、あまりにも盛りだくさん過ぎて、逆に内容が拡散してしまっている感が否めない。特に、事例については、あまり深く書かれてはおらず、今ひとつ説得力に欠けると感じてしまった。

著者は現在大学の研究職にあり、教育的な見地からの意見を述べているのだが、司法領域にあまり関わるのが少なかったのか、経験上、あまり司法領域を快く思っていないようである。そのせいか、女子中学生が他者から性的被害を受けた事例の中で、警察署、住民、学校が連携をとって行動した点について、女子の福祉的観点、及び教育的観点から納得のできない点があったと述べている。

また、本書では、レイプ、強制わいせつ、性暴力等の犯罪についても、敢えて「他者からの性虐待」という表現をしているが、それは「児童虐待」とは違う領域であると考えられるためこの点には違和感を覚えてしまった。

ただ、第6章の「性虐待の発見と防止」では、教育関係者向けに、性虐待の被害者となった女子がみせる典型的な反応の態様を、社会参加、対人関係、症状の観点から具体的に書いてあるので、教育現場の先生達にとっては、助かるのではないだろうか。しかし、虐待を受けたと史料される子どもを発見したときに、教師は何をすべきなのか、どこに連絡をすべきなのか等についてはあまり書かれておらず、また、関係機関との連携がうまくいかないケースがクローズアップされているような感じがあり、先生方は警察や児童相談所への通報を思い留まってしまうのではないかという懸念が残る。

本書はデータ分析と実態という両側面から書かれているのだが、前者に重きが置かれていると感じた。性虐待にこだわりすぎてしまったためか、被害児童を取り巻く周囲の大人達の連携の難しさを暗に訴えながらも、援助については書かれていない。

ここに被害児童の声が反映されていれば、もっと深みが増し、先生方への警鐘となる作品になったのではないだろうか。

(文責 上條 理恵)

著書	児童虐待防止と学校の役割
著者	ジャネット・ケイ（シェフィールドハラム大学 幼児学科 上級講師）
訳者	桑原洋子（四天王寺国際仏教大学大学院教授） 藤田弘之（滋賀大学教育学部教授）
発行所	信山社
発行年	2005年

目次

はしがき

第Ⅰ章 児童の保護と教師の役割

- 1 はじめに
- 2 児童虐待の認識
- 3 児童虐待の定義と徴候
- 4 児童虐待の発覚（Disclosure）
- 5 児童虐待の確認に関わる議論と問題
- 6 実践のためのチェックリスト

第Ⅱ章 児童虐待の疑いがあるケースへの対応

- 1 はじめに
- 2 児童虐待の疑いがあるケースの通告
- 3 1989年児童法第47条の調査と教師の役割
- 4 児童保護ケース会議
- 5 児童保護計画
- 6 実践のためのチェックリスト

第Ⅲ章 児童保護の法律的・手続的問題

- 1 はじめに
- 2 1989年児童法
- 3 児童保護に向けての協働
- 4 地域児童保護委員会
- 5 要援助児童と家族に対する評価の枠組み
- 6 実践のためのチェックリスト

第Ⅳ章 児童保護に向けての協働：他機関によるアプローチ

- 1 はじめに
- 2 児童保護に関与する専門家の役割
- 3 「児童保護に向けての協働」
- 4 協働における教師の役割
- 5 実践のためのチェックリスト

第V章 虐待の可能性のある児童に関わる教師

- 1 はじめに
- 2 児童虐待の影響
- 3 児童虐待にともなう問題への取り組み
- 4 被虐待児童を支援する教師の役割
- 5 児童の学習を援助することば
- 6 児童保護に向けての全校的アプローチ
- 7 関係機関への教師が行った児童虐待の通告
- 8 実践のためのチェックリスト

第VI章 むすび

参考文献

訳者理論－イギリスにおける児童虐待対策の進展

訳者紹介

訳者あとがき

おわりに

内容要約

現在、児童虐待は、わが国において大きな社会問題となっている。イギリスにおいては児童虐待の防止体制や対応策が整っており、または整ってきたにもかかわらず、近年なお悲惨な児童の虐待死や虐待問題が頻発しており、この問題の難しさを改めて知ることができる。こうした中で、さらにその改善策が検討され、種々の措置がとられている。こうした改善策の重要な柱は、児童保護に関係する多くの機関の一層密接な連携や協働、さらに関係者の意識改革である。児童虐待の防止、またその対応と関わって、学校の役割が強調され、その重要性が高まってきたという背景がある。

本書は、イギリスの制度・政策をモデルとし、主に学校関係者が児童虐待や児童保護に関わる役割や責任を果たす際に必要な知識やスキルの重要な点を解説する目的で刊行された。教師向けの手引き書として、具体的実践的であり、また実践にあたって重要なノウハウやチェックポイントを提示している。現場の教師がイギリスとの違いを知り、児童虐待問題やその対応のあり方について認識し、これを考える契機を与えるものと思う。また、日本よりも進んでいると思えるイギリスの児童虐待への対応や制度について学ぶための資料となる。

本書のポイントを整理すると、第1は、近年児童虐待の防止や児童保護と関わって、教師をはじめ学校関係者の役割が極めて重要視されており、主要な責任を果たすことが期待されてきていることである。著者によれば、虐待を認識した場合、教師には、「行動を起こすべきか否かの選択の余地」ではなく、明確な義務や責任が発生しているということである。しかし、こうした役割や責任を果たすにあたって、教師には十分な知識やスキルもなく、研修の機会を設けるなどして、こうした知識やスキルを身につけることが必要である。

第2に、教師が獲得すべき知識やスキルであるが、まず学校において児童虐待の疑いのある徴候を認識し、それを確認し、適切な対応をとるにあたって必要な知識やスキルがあげられる。それは学校内の問題と学校外部との関係の問題に分けられる。学校内部につい

ていえば、①虐待そのことについての知識・その特徴と徴候・発見のポイント、②これに対応するためのスキルや知識、③学級担任を中心とした学校の内部の体制や手続きについての知識などがあげられる。学校外部との関係の問題では、他の関係機関や専門職の役割や責任、児童保護に関わる全体の法律的・手続的枠組みについての知識を学ぶことである。虐待を受けた児童の保護は、学校の協力・協働によってでしか解決できない。学校関係者は、こうした全体の枠組みや責任を果たす必要がある。

第3は、学校における被虐待児童の支援に関わる知識とスキルである。教師は、被虐待児童がそれぞれ抱える様々な問題を克服し、解決できるよう支援する必要がある。こうした支援は、被虐待児童の生活指導、学習指導など多くの面に及ぶが、彼らの特性やこれを踏まえた対応方法、学校内の協働体制および他の関係機関との協働体制などについての知識やスキルを学ぶ必要がある。

以上の中で特に着目すべき点として次の三つをあげることができる。第1は、学校が児童保護に関わる場合、児童に対する虐待の事実や児童の行動、学習についての記録をとり、証拠を集め、正確な報告書や情報を関係者に提供することが重要であることである。

第2は、児童保護や被虐待児童の支援にあたっては、学校において学級担任が重要な役割を果たすと考えられるが、それだけでは不十分であり、全校が一体となって取り組む必要があるということである。ひとりひとりの教師はこうした体制の中で、自分の役割や責任を自覚する必要がある。またこうした取り組みの中で、学校そのものを、虐待やいじめ、差別が生じない安全な環境にするよう努めなければならない。さらに、被虐待児童を含め一般の児童が自らの安全について意識し、また自己防護能力を高めるよう、こうしたカリキュラムの開発や教育活動が必要なことである。

第3は、学校において、教師または学校関係者そのものが、虐待を行う主体になる可能性があることである。こうしたケースについての対応や手続きについて各学校で体制づくりをする必要があることである。

イギリスと日本では、もちろん制度も対応のあり方も違う。しかし、少なくとも児童虐待の防止体制や対応策の展開という点では、イギリスから学ぶべきことは非常に多いと思われる。一つには、児童保護にあたって、司法福祉の視点を確認する必要があることである。児童虐待の問題は、行政機関の対応は重要であるが、それには限界があり、司法の介入なくして最終的な解決は困難な場合がある。すなわち、様々な助成的支援とともに、法や手続きに即した児童保護を欠くことはできない。学校や教師は、一般にこうした司法の介入に拒否反応を示す傾向があり、またはこれに不案内であることが多い。イギリスを見た場合、今後好むと好まざるとに関わらず、こうした問題で、教師や学校関係者が司法と関わりを持たざるを得なくなる可能性がある。教育関係者はこの事実を承知し、法的枠組みや手続きを知り、これに即して児童の権利を守る必要があることである。もう一つは、学校はパラダイスを目指しながらも、けっしてパラダイスではあり得ないというパラドックスがあるということである。様々な問題が発生し、児童虐待に関しても、教師、または学校関係者が児童を虐待する主体になる可能性もあることである。児童の権利保障は、善意や良識、道徳のみではなく、制度や法制によって、実質化されるべきである。すなわち、教師による虐待が起こりうること、または起こっている可能性を排除することなく、この予防や対応の仕組みを検討することも重要である。

(文責 鈴木 隆)

著書	虐待を経験した家族が癒される家“シダーハウス”
著者	ボビー・ケンディッグ、クララ・ローリー、マリリン・ジョンソン
訳者	内田江里、谷口美喜
発行所	星和書店
発行年	2005年

目次

著者紹介	18章 付き添い
謝辞	19章 社会化とエンパワメント
まえがき	20章 親業クラス
1章 私たちの基本理念	21章 ボランティア
2章 スタッフ	22章 治療の段階
3章 セッティング（設置背景）	23章 怒り－暴力を生み出す素地となるもの
4章 チームインテーク（チーム初回面接）	24章 償いと許し
5章 親たち	25章 からっぽのコップ
6章 親たちのグループセラピー	26章 守秘義務
7章 親たちの個別セラピー	27章 地域ネットワークの形成
8章 子どもたち	28章 財政とその影響
9章 子どもたちのグループセラピー	29章 プログラムへの意見と クライアントの最新情報
10章 子どもたちの個別セラピー	30章 あなたはプログラムを 始めたいですか
11章 性的虐待	31章 シダーハウスのプログラムの応用
12章 さまざまなアプローチ	32章 今ならどのようにするか
13章 ある家族のケース研究	33章 ふり返り
14章 危機介入	訳者あとがき
15章 キャロライン	索引
16章 家庭訪問と、そのほかの援助	
17章 交通手段	

内容要約

本書は、クララ・ローリー、マリリン・ジョンソン、ボビー・ケンディッグの三人が、児童虐待の家族への援助プログラムとして設立したシダーハウスの記録である。

著者らは、この取り組みを冒険と語り、本書はその冒険の記録であるとしている。

三人はまず、長年、虐待家族にかかわる仕事を通してわかってきたことをもとに、プログラムの中核となる以下の理念を確認し合い、シダーハウスを設立している。

「親は自分の子どもを傷つけないとは思っていない」

「もし家族の誰かが傷ついているなら、家族全員が傷ついている」

「人は誰でも、そうするために創造的な場が与えられるなら、

学び、成長する欲求を自分自身の中に持っている」

「問題は解決されうる」

「家族は自分たちの中に、問題解決のための答えをもっている」

「クライアントが私たちに教えてくれる」

「虐待する親たちは、まわりの人々から孤立する傾向がある」

「人は、自分に愛情を感じてくれる人たちによって、最も助けられる」

「子どもは、人間として独自の価値をもち、問題に対処する権利をもっている」

「児童虐待は地域の問題であり、その解決には地域全体からの協力が必要である」

更に、シダーハウスのスタッフがお互いを、またクライアントを尊敬しているということ、またクライアントを理解していくためには、スタッフがお互いの考え方ややり方を認め合いながら一つになりやっていくことが最も大切だと信じていたことが、のちにロサンジェルス地域で児童虐待モデルプログラムに選ばれるほど、素晴らしいものを生み出したのである。

日本では、家族への援助を主に行っているのは児童相談所である。しかし、児童相談所が関わるケースは、かなり緊急度の高い虐待ケースであり、どうしても指導性が強くなり、親子分離といった強い対応となる。それに対して、シダーハウスはまるで本当の家のようにセッティングされ、親たちが自分の家庭に今までとは違った新しいスキルと態度を取り入れられるような取り組みを行っている。

本書は、日本の家族支援プログラムに大きな示唆を与えるものと信じる。

(文責 大森 千恵子)

著書 市町村発子ども家庭福祉 その制度と実践
編著 柏女 霊峰
(淑徳大学総合福祉学部教授 同大学院教授, 臨床心理士,
日本子ども家庭総合研究所子ども家庭政策研究担当部長)
発行所 ミネルヴァ書房
発行年 2005年

目次

はじめに

第Ⅰ部 市町村発の子ども家庭福祉制度

第1章 子ども家庭福祉サービス供給体制の現状とその限界

- 1 子ども家庭福祉サービス供給体制の枠組みと現状
- 2 新たな課題の生起と子ども家庭福祉サービス供給体制の限界
- 3 子ども家庭福祉サービス供給体制再構築の歩み

第2章 子ども家庭福祉サービス供給体制の到達点

- 1 子ども家庭福祉サービス供給体制分権化の検討経緯とその評価
- 2 措置制度改革の検討経緯とその評価
- 3 子ども家庭福祉サービス供給体制分権化と利用のあり方検討の今後の方向

第3章 子ども家庭福祉における市町村の役割強化

- 1 次世代育成支援施策と市町村の役割強化
- 2 子ども虐待防止・要保護児童福祉と改正児童福祉法
- 3 子ども家庭福祉サービス供給体制再構築のための一つの提案
- 4 市町村発子ども家庭福祉の展望

第Ⅱ部 市町村発の子ども家庭福祉実践

第4章 子ども家庭福祉相談援助活動の基本事項

- 1 子ども家庭福祉相談援助の特性と方法、過程
- 2 相談援助活動の基本的留意点
- 3 領域別留意点

第5章 子ども家庭福祉相談援助体制の再構築

- 1 子ども家庭福祉相談援助体制再構築の視点
- 2 子ども家庭福祉相談援助機関・施設の実情
- 3 子ども家庭福祉相談援助体制の再構築に向けて

第6章 市町村における子ども家庭福祉実践 ～子ども虐待防止を例として～

- 1 子ども虐待防止の新たな展開
- 2 子ども虐待防止マニュアル
- 3 市町村を中心とした子ども虐待対応の今後

第7章 子ども家庭福祉実践の実際

- 1 子ども家庭福祉実践の具体的技術
- 2 専門職として成長するために

内容要約

平成17年度から施行されている平成15年改正児童福祉法、同16年改正福祉法がもたらした子ども家庭福祉における市町村の役割強化を念頭に、制度、実践の両方の視点から執筆されている。

第1章では、子ども家庭福祉サービス供給体制が一部を除いて戦後に創設された基本構造をほぼ堅持していることをあきらかにし、その基本構造が社会の変化とし、新たな子育て・子育て問題に有効に対応できていないと指摘している。その上で、整備すべき4つの新システム①介入的サービスシステム②親子の心のケアサービスシステム③地域におけるケースマネジメント・システム④居場所提供システムの必要性を提言している。なかでも③の整備、市町村の役割強化が体制整備の重要課題であるとしている。

第2章、3章では、これまでの子ども家庭サービス供給体制分権化の検討経緯を詳しく追い、近年の動向からみると、子ども家庭福祉において市町村が第一義的な役割を果たすべく、市町村の役割強化と理解できる部分的な改革がなされながら、徐々に基盤整備が推進されてきたと評価している。今後は、さらに市町村を実施主体とする検討が進められるべきだとし、子ども家庭福祉サービス供給体制をできる限り、成人と同様の仕組みとして再構築することが、子どもと成人の福祉・安寧のあり方に一貫性を持たせることになるとしている。具体的な提言として、①子ども家庭福祉の理念について総合的に加筆し、また、子育て支援に対する社会の責任を明確にすること、②利用できるサービスの判定・決定については、市町村レベルにおける協議会型構造を基本とすること、併せて、ケアマネジメントシステムの導入を検討すること、③要保護児童福祉の実施主体も原則として市町村とし、子育て・子育て支援サービスと要保護との連続性の確保をめざすこと、④その場合において、児童相談所を設置しない市町村にあっては、当分の間、被虐待等の要保護児童の職権保護または家庭裁判所送致等について、当該市町村が属する都道府県の管轄児童相談所に当該事務を委託できるようにすること、⑤社会的養護については、その小規模化、連続化、地域化を推進すること、⑥子ども虐待防止については、警察、司法の介入強化を図ること、⑦すべての就学前児童に、その年齢に応じ、単独でまたは保護者とともに一定の保育時間を保障する基本保育制度の導入を図ること。などである。

第4章以下7章までは、第Ⅱ部として、市町村発の子ども家庭福祉の実践の代表的課題である相談援助活動と地域福祉援助活動について、特に、平成16年改正児童福祉法により市町村も行うこととなった相談援助の原理や過程、留意事項、相談援助体制の確立等について解説、考察している。

第4章においては、まず第1節において、子ども家庭福祉援助の特性や方法、相談援助の過程について簡単に整理し、第2節においては、相談援助のそれぞれの場面における具体的留意点について詳しく解説している。さらに第3節においては、相談援助の領域別留意事項について述べ、特に子どもの虐待においては、死亡事例の検証から学ぶべき事柄に

ついて整理している。

第5章においては、個々の相談援助の基盤となる相談援助体制の現状と今後のあり方を取り上げている。まず、第1節では、現行の子ども家庭福祉相談援助体制の課題と改正児童福祉法に基づく現状について整理し、第2節において、その体制を担う児童相談所、家庭児童相談室、地域子育て支援センターにおける相談援助の現状について調査から述べ、各機関の特性や相談援助の構造について整理している。第3節では、今後望まれる子ども家庭福祉相談援助体制のあり方に関する提言（児童相談所の機能について整理すること、親子の治療的ケア、家庭環境調整を行うシステムの整備を図ること、市町村に家庭児童相談室と同様の機能を有する相談援助機関を設置し、ファミリー・ソーシャル機能を果たす機関として整備する）をしている。

第6章では、新たな体制の整備について、千葉県における子ども虐待への取り組みを例に述べるとともに、今後の展望等について考察している。

第7章第1節では、最初に通告がなされた情報の整理、確認のための留意点を提示している。ネットワーク会議などで構成員が「共通言語」をつくる必要性や事例援助のためになぜ、「見立て」が大切なのか解説し、子どもの視点だけでなく、家族の「関連性」の視点から事例をみていくという「家族療法」の基本的な考え方についても解説している。そして、実際に活用できるジェノグラムの書き方、読み方、用い方を事例の「聴き取り情報」から「ジェノグラム」に転換することで、「客観化」「視覚化」できることを具体的に示している。第2節では、専門職として成長するために必要な援助者のスタンスと活用できる3つの技法について紹介している。最後に、新たな市町村型ネットワークをつくるために必要な「かたち」とスーパーバイザーの必要性について記述している。

(文責 潤間 和子)

著書	児童虐待 — 防止のためのポイント
著者	柏女霊峰（淑徳大学総合福祉学部教授、日本子ども家庭総合研究所） 福島一雄（共生会常務理事、希望の家園長） 平湯真人（CCAP理事、弁護士）、岡崎京子（CCAP専門相談員） 栗原直樹（さいたま市児童相談所長） 唐澤剛（前厚生労働省家庭福祉課長） 柳澤淳子（APL・ピアカウンセリング研究所長） 荒井裕司（同研究所理事） 奥山真紀子（国立成育医療センター こころの診療部長）
発行所	年友企画株式会社
発行年	2005年

目次

序にかえて—子どもたちの未来のために	唐澤剛
第1章 児童虐待防止の新たな道のり—改正児童虐待防止法ならびに改正児童福祉法のポイント	（柏女霊峰）
第2章 データでみる児童虐待の実際	
児童虐待の現状（平成15年度）／市町村域における児童虐待防止ネットワークの設置状況／児童虐待による死亡事例の検証結果等について	
第3章 現場での取り組み	
●NPO法人 虐待・非行心理研究機関（APL）ピアカウンセリング研究所	
「親と子対応カウンセリング」（柳澤淳子）	
「不登校・ひきこもりの子を持つ親へ」（荒井裕司）	
●社会福祉法人 共生会 希望の家	
「児童養護施設のグループホーム化」（福島一雄）	
ルポ 新小岩ホームの一日	
●社会福祉法人 子どもの虐待防止センター（CCAP）	
「CCAPの虐待電話相談と里親支援」（岡崎京子）	
「虐待予防には、親への支援が不可欠」（平湯真人）	
第4章 座談会「児童虐待関連機関の連携の重要性」（柏女霊峰／唐澤剛／栗原直樹／柳澤淳子）	
第5章 未来への提言	
「虐待をいかに防止するか—落とさないネットワークの構築に向けて」（奥山真紀子）	
「子どもたちは未来の虹である—存在の悲しみを越えて」（唐澤剛）	
付録 児童虐待防止法の改正前／改正後の比較対照表	
児童福祉法の改正前／改正後の比較対照表	

内容要約

どちらかという、政策寄りの人たちが編集した、児童虐待のガイドブックという性質の本である。目次を見てわかるとおり、第1章では児童虐待防止法の改正点、第2章は児童虐待に関する基礎的データ、第3章が現場の取り組み、第4章が座談会、第5章が提言という体裁をとっているが、第3章を除けば、自治体が出しているパンフレットの内容とそんなに変わらない。

この本のポイントの第一は、2004年の児童虐待防止法の改正点は何かが端的におさえられているところだ。それは大きく以下の6つに分かれる。

1. 児童虐待の定義の見直し。保護者以外の同居人による虐待行為が、保護者によるネグレクトとして「児童虐待」に含まれた。また、DVの目撃が虐待の定義に含まれた。
2. 国及び地方公共団体の責務の改正。児童虐待の予防、早期発見、及び被害を受けた子の自立支援まで含めて、自治体の責務があるとした。また、自治体が、必要な研修を関係者に講ずること、被害を受けた子のケアや親の指導・支援のあり方に関する調査・研究をすることが明記された。
3. 児童虐待に係る通告義務の改正
児童虐待を受けたと「思われる」児童を発見した者はだれでも、通告義務があることが明記された。(以前は「児童虐待を受けた」という表現だった)
4. 警察署長に対する援助要請等
児童相談所長または都道府県知事は、児童の安全の確認・確保のために、必要に応じて警察署長に対し適切に援助を求めねばならないこと。警察署長は必要に応じて措置をとることが明記された。
5. 面会・通信制限規定の整備
保護者の同意に基づく施設入所などの措置が行われている場合についても、児童との面会・通信が制限できることが明記された。
6. 児童虐待を受けた児童等に対する支援
児童虐待を受けたために学業が遅れた児童への施策、進学・就職の際の支援が規定された。

巻末では、児童虐待防止法と児童福祉法が改正前と改正後で比べられるようになっている。とくに、児童虐待防止法は全文が載っていて、どういうふうに文言が変化したかを追うと、非常に勉強になる。

この本の第二のポイントは、第3章の「現場での取り組み」である。3つの団体が出てきて、それぞれの方針や活動を述べているのだが、これが三者三様で興味深い。

「APLピアカウンセリング研究所」は、'Harden Child (かたまってしまった子ども)' という概念を提出している。その論旨は、3歳までに母親の愛情をたっぷり受けられなかった子どもが、いかにその後傷ついた人生を送り、それが否応なく後の世代まで連鎖するか、というものである。これは柳澤氏の本人の経験から出てきた考えであり、人間の経験から編み出された考えの深さと射程について考慮すべきだが、これがそのまま支援のための理論となるとしたら問題がある。裏を返せば「3歳までは母親が愛情を注げばよい」というメッセージになってしまい、それは、育児に疲れ孤立した母親をさらに苦しめるものになり

うるし、男性が育児にどうかかわるかという視点が抜けてしまう。

「希望の家」の取り組みのユニークな点は、通常の40人くらいの施設とは別に、少人数の子どもが家族のように暮らすグループホーム（小規模児童養護施設）を持っている点である。このグループホームでは、ふつうの施設とちがって、食事作りや後片付け、ゴミ捨てなどの家事などを、子どもたちが分担していきながら、家族生活そのものを学んでいく。保守的な家族擁護イデオロギーとはちがって、ともに生活のめんどくさいことも含めて分かち合いながら暮らしてゆく技法を学ぶ機会を重視している実践であり、将来自分で家庭をつくるための経験を養うというものだそう。こうした取り組みをして15年経つというが、ひきこもりの問題に遭遇していないという。自活できる能力を持つことと、ひきこもりの関係とは何かを考えさせられる。一方、通常の施設に比べてより「家庭的」になることから、人間関係が濃密になり、暴力が過激化しないかという点が気になる。

「CCAP」は、里親支援に力点をおいている。日本においては、里親制度がまだほとんど認知されておらず、高邁な道徳をもった人が他人の子ども育てるという認識以上のものを出ていない。実際、里親制度は、さまざまな事情で元の家で暮らせない子どもの生き延びる受け皿になっているのに、行政からはほとんど支援がなされず、里親自身が孤立しがちであるという。ここでは、里親支援のネットワークの充実が必要であることが主張されるのみならず、根本問題として、さまざまな大人が関わって子どもを育てられるような環境を社会がつくっていかない限り、里親の孤立の問題も、そもそも児童虐待の問題も解決していかないという鋭い指摘がなされている。

（文責 高橋 在也）

著書 児童虐待の心理治療 — 必要なのは「しつけ」より愛情 —
著者 黒川 昭登 (皇學館大学名誉教授 第一福祉大学教授)
発行所 朱鷺書房
発行年 2005年

目次

本書の全体的構成と利用法

第1部 児童虐待とは何か

第1章 児童虐待ケースの治療プロセス

第2章 児童虐待の全容と実態

児童虐待の定義と種類／A身体的虐待／B精神的虐待／C性的虐待／D放任無視
身体的虐待

精神的虐待／見えにくい「心の傷」／人生に対する投げやりな態度

性的虐待／性的虐待はどうして起きるか／不安神経症で来所したMさんのケース

放任無視／栄養失調になるまで子どもを放置／放任無視で育った人の特徴

虐待の兆候をどう発見するか／一般人にも目につきやすい身体的虐待の兆候／性的虐待が疑われる場合／精神的虐待や放任無視の兆候／「虐待」から来る初期症状や異常行動／発達上の遅れ—FTT症候群

第3章 虐待と文化社会的要因—自立としつけを考える

治療から一般予防へ／教育で虐待は防止できるか／児童虐待の文化社会的要因／虐待親の「育児パターン」／はるみのケース／「自立」を考える／子どもの抵抗は成人しても残る／「しつけ」を考える／適切な「しつけ」はあるのか／無条件、絶対の「愛情」

第2部 児童虐待の原因と結果

第4章 親はなぜ虐待してしまうのか

愛することがわからない／子どもと遊べるか／子どもの話が聞けるか／子どもに腹が立つ／子どもと接触するとしんどくなる／自分の感情に対して許容的か／遊ぶことに罪悪感がある／役割転倒

第5章 虐待をめぐる親と子の関係

親は親なりに子どものことを考えている／子どもの行動、態度に対する親の不満／子どもの発達段階や個性差／症状の原因としてのマイナスの「相互性」／関係なくして学習なし—集中力障害の例／親子が親子でない／野良猫と飼い猫の違い／自分で自分を駄目にする—リストカット

第6章 虐待の後遺症

虐待による問題や障害／もらった病気はより重い／虐待されて育った人の「恐怖」電話がとれない／わざと雨戸を閉める／母親をレイプしそうで、こわい／母の頭にナ

イフが刺さっている

感じることの重要性／感情を抑圧していると自我が弱ってくる／頭のコトバ／悲しくないのに涙が出る／多重人格のはじまり／解凍状態になってはじめて自分が「冷凍人間」だったことがわかる

第3部 児童虐待の治療方法

第7章 親子共通の問題

虐待の治療について／合理主義的偏見／二重メッセージの病理—アンビバレンス／無表情ではいくら話しても治らない／「自分」が嫌いでは、他人が好いてくれるはずはない／自分を好きになる

第8章 虐待親の治療

子どもを可愛がれないことを自覚させる／皮膚接触の重要性／身体接触による嫌悪感とその治療／皮膚は内外の情報の伝達器官／インナーチャイルドの癒し—幼少期の回想／どのようなインナーチャイルドが？／親と酷似した育ち方、育て方／怒りの処理

第9章 虐待や放任無視の中で育った人の治療

個人の健康は健全な社会関係が支えている／人間や社会が信じられない／きびしいインナーペアレント／きびしいインナーペアレントからの解放／家族全体の重要性

あとがき

内容要約

本書は3部から成っている。

第1部では、児童虐待とは何か、その種類、国際比較、および親が困惑する「子どもの自立」や「しつけ」について考察されている。

第2部においては、虐待をする親と子の「関係」や、虐待された子がどのような「症状」を獲得するのか、後遺症について論じられている。

第3部においては、児童虐待の治療方法について論じられている。幼少期特有の症状と治療については、第2部で親との「相互性」を基本に行うことを事例をもとに述べているので、ここでは、主として成人してからの症状と問題行動についての治療方法を論じている。

筆者は、この本のあとがきで「本書は単なる観念論ではなく、実際に子育てに困っている親に役立ててもらいたいという気持ちでいっぱいである。だから、実践的、実用的にと心掛けたつもりである。もちろん、日夜相談活動に従事したり、将来、この方面の専門家になるために勉強している学生さんにも役立ててもらいたいと思っている。」と、述べている。そのとおり、事例が豊富で、文章も平易で読みやすく書かれている。そのため、第1部で述べられている「児童虐待とは何か」などは子育て中の保護者にも理解しやすいと思われる。しかし、書名の副題にある「必要なのは『しつけ』より愛情」については、しつけ不要論ともいえる論を展開している。心理学的に読みとっていくと、その論は理解できる。しかし、親の立場で読みとっていくと、家庭の教育力の向上といった社会的風潮が高まってきている中で、子育てに対する考えの混乱を招く面もあるように私には感じられた。それは、次のような文である。「私は、現代のしつけ重視の風潮は極めて危険であると思っ

ている。だから、端的に言うと、しつけは不必要なものであると思っている。」「しつけは、一般に考えられているような良いものではない。」「私はしつけそのものをなくしたいと思っている。」しつけを隠れ蓑に、虐待が行われている現実を前にすると、筆者の強い思いも理解できるのだが、子育て中の親にも理解しやすいように論ずる必要があるように思うのである。

第2部、第3部で述べられている治療論は、筆者の長年の臨床経験から、多くの事例が引用されており、具体的である。しかし、それは一般的な治療論ではなく、筆者の支持する理論や、その理論にのっとった手法による治療論であることを頭に入れて読む必要があると思われる。また、事例にあるような治療方法を、何のトレーニングも受けていない人が同じように行うことは、危険が伴うこともしっかり頭に入れたい。

本書に対して、私は、いくつかの疑問を呈してしまったが、子どもの成長には、「お前がお前だから、お前が好きなのよ。」という「無条件、絶対の愛」が必要であり、虐待を防ぎたいという、筆者の熱い思いが強く伝わってくる本ではあると思う。

(文責 金高 美津子)

著書	児童虐待と動物虐待
著者	三島 亜紀子（東大阪大学こども学部講師 社会学・社会福祉学）
発行所	青弓社
発行年	2005年

目次

はじめに

第1章 虐待とは何か

- 1 児童虐待の昔と今
- 2 児童虐待を問題化する波
- 3 児童虐待を問題化する人々と、彼らを問題とする人々

第2章 虐待にさかのぼる

- 1 暴力につながるもの
- 2 大人の責任
- 3 動物虐待からのリンク

第3章 苦痛のスクリーニング

- 1 ピエール・リヴィエールの動物虐待
- 2 犬のおまわりさん
- 3 ファースト・ストライク・キャンペーン

第4章 虐待は家族を変える

- 1 近代家族と児童虐待
- 2 母性を神話とする作業
- 3 変化するヴァージニア・ウルフ

終章 苦痛の除去と専門家

おわりに

内容要約

本書は、児童虐待増加と核家族の増加の関連性などの現代認識における矛盾に迫り、その背景を探ることを目的としている。また、①動物虐待防止に寄与した人物が児童虐待防止の中心的な役割を担ったという歴史があること、②最近の研究により動物虐待と児童虐待の関連性が指摘され、児童虐待や犯罪防止のために動物虐待に注目する動きがあること、③家庭の中で生活する子どもと動物は、法的な位置づけをめぐる議論で共通点があったこと、の三つの理由を挙げ、子どもと動物を併置して論じている点が特徴的である。

まず、筆者は日本で過去に生じた「児童虐待の発見」について二期に分け概観している。第一期は、1933年児童虐待防止法の成立への児童虐待問題化の時期であり、その対象は主

に働く子ども達であった。第二期は、90年代からの民間団体や専門家が率先して虐待の社会問題化に努めて2000年に児童虐待防止法が施行された現代であり、その対象は家庭内の子ども達である。筆者は、二期共に、「マスメディアを介して児童虐待が社会問題化されていったという点で共通している (p.36)」と考察している。その次に、「虐待のリンク」という考え方が広まっていく様子を、子ども虐待の範疇を超え、ブッシュ政権下のイラク人「虐待」事件やオウム事件等からも検証している。

第3章では、動物虐待と犯罪の連鎖、児童虐待と他の暴力との連続性等の注目が高まることにより、児童虐待防止活動において、このようなリンクに準拠したリスクアセスメントが試みられていることについて述べている。

次章では、80年代から90年代、現代にかけての児童虐待問題の変遷を、主に母性神話、性的虐待との関連において考察している。日本では、80年代に母-息子間の性的虐待が、相反する調査データがあるにも関わらず、注目された。しかし90年代に入り、「性的虐待問題が母-息子間の性的虐待をさす、といったような見解は消失 (p.160)」し、「母性に関する人々の態度は急激に変化 (p.161)」し、父子間の性的虐待が大きく取り上げられ始めた。最終章では、苦しむ社会的弱者に対する援助のあり方や専門家の立場について言及している。

本書は、弱者として扱われてきた児童と動物の共通点を挙げて指摘し、その視点に立って「児童虐待」について社会学的分析をおこなっている非常に特異な文献である。アメリカやイギリスの児童虐待の歴史、日本における児童虐待の歴史を詳細に記述、比較分析しており、犯罪との関連性をも指摘している。新たな視点から「児童虐待」という事象を分析しているという点で、本書は特に有意義であると考えられた。

(文責 長尾 真理子)

著 書	暴力家族で育ったあなたへ —— 自助グループで気づく回復力
編 者	日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオン (JUST)
発行所	解放出版社
発行年	2005年

目 次

なぜ「JUST」か 齊藤学
JUSTとは
無駄なことは何もない……さなえ
虐待の連鎖を断ち切る使命……ひろ
仲間を通して私自身を抱きしめる……和恵
悩みが友達を集めてくれた……ひまわり
なんで生きていられたのだろうか……山田太郎
トラウマを生き延びて……英人
心配を消して見た両親の殴り合い……柳下明子
自分で切り開き一歩進もう……秋海月
語り泣きつくした後に回復が……ゆう子
ひとつずつ重い鎖を手放した……さえ
ダメな自分でもいい……しょうこ
仲間たち、そして外の世界と出合って……みねみね
受け入れられた恥ずかしく惨めな体験……朝比奈 歩

自助グループなど連絡先一覧

内容要約

子どものときに、虐待を受けて大人になった人たちは、いったいどんな問題を抱えているのだろうか。

その問題から回復するための方法の1つとして、自助グループが13人の日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオン (JUST) メンバーの体験談とともに紹介されており、「自分だけがこんなに生きづらいのだ。こんなに苦しい症状は自分だけだ」と思っている人に、「つらいのは自分だけじゃない。自分と同じような体験をした人がより楽になる生き方をしている」と気づいてもらうことを目的に書かれたものである。

本書の中で、精神科医であり、JUST理事長である齊藤学氏は「クリニックの発足と同時にJUSTを構想するのは、私にとっては『あたりまえ』のことだった (p.1)」と述べている。「治療者」として嗜癖行動を抱える「患者」と接していく中で、齊藤氏は「治療者」は「患

者」を治せないことに気づく。他者に共感し、援助することで、自らの回復力に気づき成長するべきだと考え、いくつかのグループを発足させた。そして、嗜癖行動だけでなく、子どもの虐待についても扱うようになり、子ども時代の不適切な養育環境と成年期の行動・感情障害との間には、関連があると考え、トラウマ・サバイバーズ（外傷体験を経て、成人期を迎えた人々）のためのグループも発足させた。それがJUSTである。

「受け入れられた恥ずかしく惨めな体験」を書かれた朝比奈歩さんは、自分が男の子を望んでいる家に生まれた女の子であること、生後23日の時にネズミに鼻と右手をかじられ、鼻がポロッと取れてしまい、左の小鼻だけが残っていることなどのトラウマ体験について「けれど現在の私は悲観していません。なぜなら、これらの体験がたとえ一つでも欠けていたとしたら、今の私は存在し得なかったからです。(p.164)」と語っている。自分自身と向き合う勇気とエネルギーを、自助グループの仲間からもらい、ここまで自分自身を認めることができたのだろう。

(文責 稲川 歩)

著書	親子再生 ―虐待を乗り越えるために―
著者	佐伯 裕子（元 三鷹市子ども家庭支援センター相談員， 社会福祉法人子どもの虐待防止センター評議員）
編者	島沢 優子（ノンフィクションライター）
発行所	小学館
発行年	2005年

目次

はじめに

第1章 ファースト・ノック

第2章 絆を取り戻すまで

アダルト・チルドレン（AC）

たたかない虐待

逆DV～妻の暴力に苦しんだ日々

片づけが苦手なお母さん

ネグレクト

DVチルドレン

親と子が別れるとき

対人関係がうまくいかないお母さん

第3章 ところでつながる～関係機関とのネットワーク

児童相談所との連携

重責を担う保健師

救急病院から始まる支援

親と子を支える保育園

地域の小児科医の役割

チームが救ういのち～子ども家庭支援センターのスタッフ

おわりに

あとがき

記憶に残る児童虐待事件報道

内容要約

東京都三鷹市において、実際に子ども家庭支援センターで相談員として勤務する中でのさまざまなエピソードから、地域に根ざして子どもや親を支援するということはどういうことか、どのように虐待が起こってしまう家庭に寄り添っていったらいいのかを考えさせる内容になっている。

具体的には、第1章は、三鷹市における、家庭支援のシステムやネットワークについて、図をまじえながらわかりやすく説明している。

次に第2章は、実際に著者の佐伯さんがかかわった、虐待の事例の中から、問題の種別ごとに、事例をまじえ、三鷹市の家庭支援センターがどのようにこの家庭にかかわり始め、どのように見立て、どのように支援方針を決め、実際にどのように支援していったのか、またその支援によって、その家庭がどのように変わっていったのかをわかりやすくまとめている。

さらに第3章では、三鷹市の子ども家庭支援センターおよび佐伯さんが、どのような関係機関とどのように結びつき、連携していったのかを、佐伯さんの目からだけでなく、関係機関の方からの目もまじえて連携とはどういうものか、具体的にはどのようにネットワークを作ったのかということについて書かれている。特に児童相談所の福祉司から見た、市町村の行政的な枠組みの中で活動している、この支援センターの取り組みの様子や連携のあり方は「なるほど」と思えるものが大きかった。

全体的に具体的な話が多く大変読みやすく、わかりやすい。そして、何よりも感銘を受けたのは「ケースを決してあきらめない」情熱である。そして「どこまでやったらいいのか」や「どこまではいっていいのか」ではなく、「まず、掃除でも、おしゃべりでも、通院でも、一緒にやってあげること。ご本人が困っているのであれば、そこに支援は必要なのです。養育者が困っていて、そのことで子どもの権利が失われているのなら、支援していきましょう。虐待が起こってからでは遅いのです。」という言葉であった。

また、虐待されている子どもにばかり焦点を当て支援をするのではなく、虐待してしまう親のつらさにも寄り添い、共感し、支援をしていく様子から、本当の家庭支援とは何か、親子が再生するには何をしたらいいのかをあらためて考えるようになった。

(文責 生井 久恵)

著書	子ども虐待ソーシャルワーク論
著者	才村 純 (日本子ども家庭総合研究所 ソーシャルワーク研究担当部長)
発行所	有斐閣
発行年	2005年

目次

第1章 子ども虐待ソーシャルワークの理念と特質

- 第1節 子ども虐待ソーシャルワークの理念
- 第2節 子ども虐待ソーシャルワークの特質

第2章 子ども虐待ソーシャルワークの制度的枠組み

- 第1節 子ども虐待対策と公的責任
- 第2節 子ども虐待防止に係わる法的枠組み
- 第3節 子ども虐待防止対策の推移
- 第4節 児童虐待防止法の意義と課題
- 第5節 平成16年児童虐待防止法改正の意義と課題

第3章 児童相談所の現状と課題、方向性

- 第1節 児童相談所の概要
- 第2節 児童相談所における虐待対応の実態
- 第3節 児童相談所をめぐる課題
- 第4節 これからの児童相談体制のあり方
- 第5節 新たな相談支援体制の課題と対応のポイント

第4章 社会的養護システムの現状と課題、方向性

- 第1節 児童福祉施設の機能と役割
- 第2節 社会的養護サービスを必要とする子どもの実態
- 第3節 児童福祉施設の現状と課題
- 第4節 里親制度の現状と課題
- 第5節 いま、社会的養護サービスに求められるもの

第5章 家族再統合論

- 第1節 家族再統合に向けた援助における基本的視点
- 第2節 親子分離ケースにおける家族再統合のプロセス
- 第3節 家族再統合におけるその他の課題
- 第4節 家族再統合援助におけるソーシャルワークの役割

第5節 援助の実態と課題、新たな制度的枠組み

第6節 実証的研究の必要性

第6章 子ども虐待防止ネットワーク論

第1節 子ども虐待防止ネットワークとはなにか

第2節 子ども虐待防止ネットワークの実態と課題

第3節 子ども虐待防止ネットワークに係る制度の現状と課題

第4節 子ども虐待防止ネットワークの運営の実際

第7章 虐待ソーシャルワークをめぐる若干の考察

内容要約

本書のはじめに、「虐待防止対策が次々と華々しく打ち出されているにもかかわらず、無数の壁が未だ厳然とわれわれの前に立ちはだかっているのである。これはどういうことだろうか。……、特に、ソーシャルワークの観点から検証を加え、これら無数の壁の正体を明らかにする……」とあり、また、「いま、虐待ソーシャルワークは、その概念や実践において様々な考え方が錯綜し、混沌とした状況にある」として、「本書では虐待防止対策の理念について考察するとともに、虐待ソーシャルワークが依拠する制度的枠組みをはじめ、虐待ソーシャルワークが営まれる児童相談所や児童福祉施設など、虐待ソーシャルワークが展開される環境要因の現状や課題、方向性について分析することに重点を置いている」と特徴づけている。内容的にも、理論から実践まで多岐にわたり、密度の濃いものになっている。大変な力作である。筆者の並々ならぬ決意をひしひしとを感じる。また専門家だけを対象にしておらず、学生にも分かり易くという方針で、基礎的な事柄についても、丁寧に、平易な解説を加えていることなど読みやすく出来ている。

本文には、「子どもの権利とは何であろうか」とか基本的な課題から、「児童相談所職員の中に、「相談」と「通告」が別のものであるかのように使い分けされているように思われる」、「持ち込まれた相談に対し、児童相談所がどれだけ主体性を持って事実関係を把握し、リスク度を判断し、直接的であろうと間接的であろうと、子どもの権利擁護の観点からケースに介入していくかが問われているのである」など興味を引かれるところが多い。あらためて、「通告の義務」（児童福祉法第25条など）を本書で読み直してみた。今なお曖昧で、アンケートの結果にも現れているように、多くの不安を感じる。学校現場で一体何が出来るのだろうか。子どもの異変に気づいたら、どうやったら子どもを守れるのだろうか。子育てに苦しんでいる保護者を学校としてどう支援していけばよいのだろうか。不安は次々と起きてくる。いずれにしろ、虐待ソーシャルワークがかなり多くの課題を抱えていることに気づかされたし、教育現場で何が可能なのか、取り組むべき課題は何かなど多くのことを考えさせられた。

(文責 青木 宏至)

著書	愛着障害と修復的愛着療法
著者	Terry M. Levy (テリー・M・リヴィー) & Micheal Orleans (マイケル・オーランズ) (コロラド州およびフロリダ州認定臨床心理士など資格を持つ、セラピスト)
訳者	藤岡孝志+ATH研究会
発行所	ミネルヴァ書房
発行年	1998年 (2005年翻訳)

目次

第1章 児童虐待と愛着

愛着／崩壊した愛着／解決方法／本書について

第2章 愛着研究の歴史的展望

初期の理論と研究／発達の研究／気質

第3章 愛着の起源

生物学と進化論:愛着の基礎／家族の役割の発達と機能／自然なシステムとしての家族／三位一体の脳／愛着関係の起源／出産の体験／早産／誕生から3歳まで／愛着の発達 (8ヶ月～4歳)

第4章 個人的および社会的能力－愛着の基盤

自己の発達／否定的ワーキングモデル／共感と道徳と愛着／愛着とレジリエンス (心的弾力性)

第5章 崩壊した愛着

自己調整、トラウマ、愛着／母性抑うつと乳児抑うつ／無反応な乳児／無秩序－無方向性愛着／攻撃性、支配、行為障害／反社会的な子ども／マルトリートメント／作業仮説：愛着障害の子ども

第6章 アセスメント

基本的な概念と仮説／アセスメントの柱／愛着障害の分類／子どものアセスメント／親と家族のアセスメント／愛着障害の徴候／特別なアセスメントの重要性／鑑別診断

第7章 修復的愛着療法－基礎理論とトリートメントにおける諸問題

癒しの過程の構造／基本的原則／対処の流れ／修復的愛着療法／抱え養育過程／

セラピー上のスタイル／抵抗の取り扱い／契約／セラピー上の目標

第8章 修復的愛着療法－再訪、修正、再活性化

再訪／修正／感情的な変化と癒し／柔順／信頼／向社会的対処技術／セラピーの方法／再活性化／禁忌と重要事項

第9章 修復的愛着療法－家族システム

基本的原則／家族システムの影響／父親たち／きょうだい／家族システムへの介入

第10章 2週間トリートメントプログラム

構造とフォーマット／トリートメント結果の調査

第11章 愛着障害のある子どもたちへの子育て

基本的な概念／子育ての目標と方法

第12章 児童福祉システムと公的政策

養育里親ケア：混乱するシステム／養子縁組：アメリカの危機／代理的児童養護：赤ん坊を見ているのは誰か？／早期介入と予防

付録A サンプル・インテークパケット

付録B 生活の中のある日

付録C 文章完成の様式

付録D 大人の愛着のパターン

付録E 徴候の比較 ADHD 双極性障害 反応性愛着障害

付録F 効果的な修復的愛着セラピスト

付録G 歴史的展望

付録H 人生脚本

付録I フォローアップトリートメントプラン

参考文献

あとがきにかえて－修復的愛着療法への日本への適用

内容要約

本書の原題は「Attachment, Trauma, and Healing-Understanding and treating attachment disorder in children and families (1998)」であり、子どもと家族における愛着障害を理解したいと考えている専門家の臨床的な手引書として位置づけられている。本書の目的は、子ども、家族、地域、そして社会という見通しを持って、愛着についての全体的な視座を主張することであり、以下の3つの主目的から書かれている。一つ目は、幼児

期や家族の心理社会的機能及び機能不全における重大な要因としての愛着への認識と理解を増すこと、二つ目は、愛着障害のアセスメントとトリートメントにおける明確で有効な枠組みを提供すること、三つ目は、愛着に関連した問題と解決策に関しての、一般的に求められた疑問に対する答えを提供することである。

本書は12章で構成されており、第1章から第6章まではこれまでの愛着研究や理論、愛着障害とそのアセスメントについて述べられている。愛着とは、ボウルビィ (Bowlby) によって提唱された「人生の最初の数年間に、子どもと養育者との間で確立される深く持続的な情緒的なつながり」のことであり、子どもと養育者の相互関係の中で育まれるものである。しかし、胎児期にドラッグやアルコールにさらされること、身体的・情緒的なニーズに対するネグレクト、虐待、暴力、複数の養育者の存在などを経験した子どもたちは、「崩壊した愛着 (compromised and disrupted attachment)」、つまり、愛着関係が壊れてしまう。その結果、発達において、自尊感情の低下、自己コントロール能力の欠如、共感・思いやり・自責の念の欠如や、攻撃性や暴力的になるなど、重大な問題を抱える可能性があり、そのような状態を「愛着障害」として、本書では取り扱っている。

第6章以降は、「愛着障害」の治療法として、「修復的愛着療法 (corrective attachment therapy)」について詳細が述べられている。修復的愛着療法は、家族システムの調整を目的としており、愛着理論が関係性に着目した理論であるという性質上、修復的愛着療法も、愛着障害の子どもと養育者（本書では里親養育者が想定されている）を対象とした愛着関係の修復を目的としている。修復的愛着療法の基本的なプログラムとして、「2週間トリートメントプログラム (two-week treatment program)」について、実際のセッション事例も紹介しながら、セラピーの内容が詳細に説明されている。「2週間トリートメントプログラム」は、複数のセラピストが、子ども、親、場合によっては他の家族メンバー（きょうだい、祖父母など）対象に行う、2週間にも及ぶ30時間（1日3時間、10日の連続したワーク）のプログラムである。プログラム内容や目的は、各セッションによって異なるが、愛着障害をもつ子どもの理解を深めること、子どもとの強い情動のワーク、親への子育て技能の教育、親自身の愛着関係の見直し、夫婦の絆の再構築などが含まれ、子どもへの面接、親面接、セッションによっては、親子同席面接など、面接中心に進められる。

本書によれば、愛着障害の子どもたちに焦点を当てたトリートメントの有効性を検討した調査は数少ないとのことだが、2つの研究結果が紹介され、いずれも、2週間トリートメントプログラムの肯定的な結果は、時間が経過しても低下せず、臨床症状が有意に減少したことが報告されている。

コメント・書評

「愛着」は、発達心理学の中では重要な概念であるが、「愛着障害」「愛着療法」という用語はほとんど知らなかったもので、本書を選択し読んでみることにした。

著者が二人とも、家族や夫婦関係を専門としたセラピストであることから、著者らのこれまでの経験に基づいての記述が多いように感じた。また、「愛着障害が世代間伝達を引き起こす。養育者との間で安定した愛着が欠如していた子どもたちは、親になったときに自分の子どもとの間にそれを築くことができない。子どもを保護したり、養育したり、愛し

てあげるかわりに、親は虐待したり、ネグレクトをしたり、遺棄をしたりする (p.7) 」と指摘しており、読者側が批判的な姿勢を持って臨む必要がありそうな本という印象を受けた。

「愛着障害」は、DSMの「幼児期又は小児早期の反応性愛着障害」から引用された用語であるが、その「愛着障害」の治療法として紹介されている「修復的愛着療法」をそのまま日本に適用するのは、困難であると感じた。翻訳者の藤岡孝志氏も「あとがき」に、修復的愛着療法を日本への適用のためには以下の課題があると指摘している。①セラピストの理論や技法習得に向けての研修の必要性、②修復的愛着療法は複数セラピスト体制が基本であること、③言語的コミュニケーション中心の技法であること（感情や認知を明確に言語化するように方向づけていることから日本文化にはそぐわない可能性が示唆されること）、④社会福祉施設や里親支援での適用の可能性を検討する必要があること。

児童虐待も「愛着障害」を引き起こす原因のひとつとして本書で取り上げられ、「愛着」が関係性について指摘している理論であることから、私は、当初「愛着療法」は、虐待を受けた子どもだけではなく、加害者となる保護者をも対象とする治療法であると期待して本書を読み進めた。虐待をする親へどのようなアプローチを行うのか、とても興味があったからである。しかし、「修復的愛着療法」は「里親」を対象としたプログラムであり（当初は親を対象として考案されたのかもしれないが、紹介された事例では里親が対象となっていた。）、愛着障害をもつ子どもたちが、新たな養育者との人間関係を構築する中で「正常な」愛着を形成することを目的としたプログラムであるという点からも、虐待をしている親へのアプローチはやはり困難であるのだろうと感じた。

しかし、「修復的愛着療法」のプログラムに含まれている、親への子育て技能の教育、親自身の愛着関係の見直しなどの観点は、虐待をしてしまった親へのアプローチとして考慮に値するものであるかもしれない。また、付録には、「愛着障害」の徴候チェックリストや、「愛着障害」の行動特徴、愛着療法のプログラム概要について簡潔にまとめられているので、本書の400ページ近くあるボリュームから考えると、「愛着障害」や「愛着療法」に興味のある方は、まず、付録から読まれることを推奨したい。

(文責 荒木 史代)

著書	家庭内で起こる暴力とファミリーサポート
編著者	山西 裕美
発行所	中央法規出版株式会社
発行年	2005年

目次

はじめに 福祉の視点からのアプローチ

第1章 ドメスティック・バイオレンスとは何か

- 1 事件から見る家庭内暴力の視点
- 2 家庭内暴力の特徴－調査から
- 3 家庭内の問題に対する閉鎖性
- 4 神話としての家族－ファミリーサポートの必要性

第2章 日本における家庭内暴力への取り組み

- 1 今までの流れ
- 2 現状と展望－法律・制度の改正点

第3章 望ましい被害者保護の仕組み

- 1 被害者保護のシステム
- 2 モデル研修の考え方
- 3 研修事例の紹介

第4章 事例から学ぶ

- 1 家庭内暴力の実際と理解の視点
- 2 相談の技法1－記録の重要性と記録の方法
- 3 相談の技法2－自己覚知、人生曲線の作成
- 4 相談のすすめ方と応答紙上訓練
- 5 相談援助における技術・知識の確認－相談援助のチェック表の活用

第5章 ファミリーサポートの実践例

第6章 暴力の再生産をとるために

- 1 現在の制度の動きとこれからの対応に求められること
- 2 福祉としての関わり方－予防的観点の必要性
- 3 地域福祉と民生・児童委員の役割

4 市民ボランティアの転換－住民運動型、コミュニティオーガニゼーション、 社会参加型そしてコミュニティ再生型へ

資料

あとがき

内容要約

本書は、家庭内で起こる問題を“福祉の視点”で捉えて書かれている。主に、次の5点が書かれている。

- 1、家庭内での暴力に対する理解が説明してある。他人の家庭のことを手助けするには、必要である。
- 2、被害者保護のシステムとモデル研修が紹介され、連携先も紹介されている。
- 3、相談への、具体的な対応の仕方について、演習問題が記載されている。
- 4、法律、制度について
- 5、実際のファミリーサポートの実践例

大変わかりやすく書かれており、地域での助け合いのネットワークをつくりたいと思われる方は、特に参考になると思われる。

(文責 大鷲 麻理)

著書 虐待 気づくべきこと、できること
—保健室・医師・弁護士・臨床心理士・NPOから—
健康双書〈全養サシリーズ〉

著者 渡辺久子・岩城正光・酒井道子・小久保裕美
(全国養護教諭サークル協議会書籍編集委員会)

発行所 社団法人 農山漁村文化協会

発行年 2005年

目次

第1章 学校で虐待に気づくとき —養護教諭・臨床心理士からの報告

- 1 子どもが漏らしたけがの理由をきっかけに
- 2 何気ない行動の中にあるサインを糸口に
- 3 生活態度の変化から見えてきたネグレクト
- 4 からだや性交のことを話し合った積み重ねが信頼に
- 5 大切な“気持ちを言葉にできる環境づくり”
- 6 将来への展望をもち自立へ導くための支援を
- 7 学校での虐待発見と対応—臨床心理士からみた現状と課題

第2章 児童虐待 なにが虐待か、どう支援できるか —弁護士の立場から

- 1 虐待とは？
- 2 虐待を理解するために
- 3 虐待に対する日本の法制度
- 4 弁護を通して見えてきた虐待の実態と支援の道

第3章 被虐待児のSOSのサインとケア —医師の立場から

- 1 虐待はこんなところにあられる
- 2 虐待にはレベル（進行段階）がある
- 3 ミニのレベルでどう気付けるか
- 4 虐待された子どものケア
- 5 親へのアプローチ
- 6 子どもを守る予防のシステムをどうつくる

第4章 虐待をしてしまった大人の立ち直りへの支援—NPOから

- 1 立ち直るきっかけ
- 2 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち
- 3 活動から見えてきた親の本音と支援の方向性
- 4 虐待をしてしまった大人の立ち直りに向けた支援

内容要約 1

本書は、虐待について気づくべきことできることについて、保健室（養護教諭）、医師、弁護士、臨床心理士、NPOそれぞれの立場から事例や実践を通して説明している。

第 1 章

養護教諭が学校で発見した 6 つの虐待事例を紹介している。総合病院の小児科に勤務する臨床心理士が養護教諭からの相談事例や病院で関わった事例から学校での虐待発見についての考えを述べている。そして、学校での虐待を発見するには子どものからだを見たり触ったりすることができる養護教諭がキーパーソンになっており、管理職も学校内の協力体制を整え、様々な専門家と連携して子どもたちを救っていくための理解を深めることが大切であると言及している。

第 2 章

弁護士の立場から虐待について説明している。虐待は時代と文化でとらえ方が変わり、概念がより拡大されており、虐待を理解するためには、発見・予防、危機介入、治療・回復、親子の再調整・自立の各ステージにおいて地域の支援が必要であると指摘している。虐待は親の自己肯定感の乏しさと虐待の世代間連鎖からからも生じていることや、虐待のメカニズムを理解して被告人を治療に結びつける必要性があることも強調している。そして、親が裁判所の判断を納得して受け入れる土壌を作っていくことが大切であると述べている。また、虐待に対する日本の法制度の変遷、平成12年により実態に合わせた児童虐待防止法の制定、平成16年の児童福祉法改正でより地域全体で支援する体制が見直されたことも付記されている。

第 3 章

医師の立場から被虐待児のSOSサインとケアについて述べている。手が冷たかったり、心のストレスが体の問題（腹痛、眠れないなど）として現れたり、からだの成長曲線などから養護教諭が子どもの虐待を発見することができるとし、虐待された子どものケア、親へのアプローチ、子どもを守る予防のシステムをつくるためには養護教諭からの情報が不可欠であり、小児精神科医、児童相談所の連携が必要であると述べている。

第 4 章

NPOの立場から、虐待をしてしまった大人たちへの立ち直り支援について説明している。ここでは、アルコール依存症からの立ち直りや子ども虐待防止ネットワークの立ち上げと活動内容について書かれている。そして、グループワークの中で見えてきた親の本音と支援の方向性について、当事者同士が支え合う、黙って話を聞くだけでもいい、自身の思いや体験を語り合うなどの具体的な方法が書かれている。最後に、今後の回復支援の課題が述べられている。

(文責 井上 由美子)

内容要約 2

第 1 章は、養護教諭及び臨床心理士による、虐待の事例紹介である。養護教諭からは、「父親代わりの同居人による暴力を受けた事例（小4）」、「養育里親からの過度の監視、暴力を受けた事例（中1）」、「自殺未遂を繰り返す母 衣食住すべてが荒れた事例（小5）」、「祖

父からの性虐待を告白した事例（中2）」、「兄の家庭内暴力を受けた事例（中2）」、「外国人の母を持ち、家出した事例（高3）」が紹介されている。これらの事例からは、養護教諭が子どもたちの最も身近な発見者となる可能性が高いことがわかる。従って、養護教諭のあり方が虐待防止にとって重要な課題となる。しかし、「問題を抱えた子どもがたくさんいるのに学校内の協力体制ができていない場合もたくさんあり、養護教諭が孤軍奮闘していることが多い」ことも報告されている。「学校が開かれた形でさまざまな専門家と連携すべきであり、管理職やその他の先生方に子どもの心理的な問題や発達のな問題について勉強し、理解を深めていただきたい」と結ばれている。

第2章では、虐待の時代的背景、文化的背景、定義のほか、児童虐待防止法によって虐待の概念がより拡大したことも指摘されている。虐待は「子どもの人権」の侵害なのである。虐待を理解するためには、①発見と予防、②救出保護（危機介入）、③治療・回復、④親子の再調整（再統合）、⑤地域支援が不可欠である。弁護士立場からは、児童虐待防止法の戦前からの変遷についても触れられている。平成16年の改正では、地域全体で支援する体制の確立が目指されている。最後に、弁護士の視点からは、「親の自己肯定感の乏しさと虐待の世代間連鎖」が指摘され、福祉的支援の必要性が訴えられている。

第3章では、医師の立場から、虐待の見分け方について述べられている。中でも、心のストレスが体の問題として生じること、性虐待が見分けづらいことが特記されている。性虐待された子どもの性化、PTSDとして心身症を発症すること、漫画やテレビが性虐待を誘発することも指摘され、最後に、前思春期における性教育によって、子ども自らが性虐待の被害から身を守る力をつけることの重要性が訴えられている。

第4章では、虐待をしてしまった大人の立ち直りへの具体的な支援の実践例が挙げられている。とくに、NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA）の活動について詳しく述べられている。CAPNAの基本姿勢は以下の通りである。

- ・上下関係をつくらないネットワーク的な組織
- ・一人に仕事や権力が集中しないようにする
- ・フットワークのよい組織
- ・情報公開のできる組織と運営
- ・成果を子どもや社会に還元する組織

活動内容は、①電話相談、②危機介入、③調査研究、④社会啓発、⑤予防・援助の5つである。活動形式は、アルコール依存症の自助グループの活動をモデルとして、参加者の語りを重視している。実際、参加者が自分の思いを率直に語る場を確保することができる、という点が虐待の現状に対して大きく貢献できる点である。関わる人たちが「助言をし、支持し、そばにいて、立会い、手を添え、温かい感情を向け、ケアする」ことが求められている、と結ばれている。

（文責 田中 愛）

内容要約 3

本書は、児童虐待が多発するなか、子どもに関わる多くの大人が、虐待に対する基本的な知識と対処の仕方を自分のものとするために、全国養護教諭サークル協議会が企画発刊した

ものである。保健室・医師・弁護士・臨床心理士・NPOなど様々な立場から、児童虐待の予防、早期発見、対処方法について考え、どのようにしたら虐待された子どもと虐待した親のケアと支援ができるのかを述べている。

第1章では、養護教諭と臨床心理士が学校で発見した7つの虐待の事例を紹介している。父親代わりの同居人や里親による暴力、ネグレクト、性的虐待、兄の家庭内暴力を受けた女子などの事例について、それぞれ何をきっかけに虐待の事実気がつき、どのようにして虐待を受けた子ども達に関わっていったのか、気づきのポイントや対応と支援する上での課題が述べられている。学校で虐待を発見するには、子ども達の体を見たり触ったりする養護教諭がキーパーソンであり、そのためには子ども達が訪れやすい保健室であることが大切であるとしている。養護教諭には、体の症状や病気をきっかけに保護者と関わることもできる利点もある。また、虐待の早期発見のために養護教諭と担任との連携が大切であり、迅速な対応のためには学校以外の専門家、医師や臨床心理士、児童相談所などの関連機関との連携が必要であると書かれている。

第2章では、弁護士の立場から、今日必要な虐待の捉え方と、法律で規定される虐待の4つの種類と虐待の定義、現在の法制度の下で実効力のある支援をどう進めることができるかを提起している。「虐待には四つのステージがある」とし、虐待の法制度と照らし合わせて理解することができる。第1は「虐待の発見・予防のステージ」で福祉事務所や保健所・保健センターなど地域の関係機関が役割を果たす。第2は「救出保護（危機介入）のステージ」で、児童相談所や児童福祉施設が保護をする。第3は「治療・回復のステージ」で、親への指導や児童福祉施設内で子どもの心の回復を図るステージだが、現実問題として日本では課題が多い。第4は「親子の再調整（再統合）・自立のステージ」である。児童虐待防止への対応は、それぞれのステージが一定の指向性を持って、この第4ステージに向けて働きかけていると述べられている。

第3章では、虐待された子どものからだに現れるサインを早期発見にどうつなげられるのか医師の立場から助言している。虐待にはマイクロ、ミニ、マクロという3段階のレベル（進行段階）があり、ミニのレベルでうまくみ取っていくことが大切であるとしている。そのためにも養護教諭の働きかけは重要で、気になる子どもへのアプローチの仕方をアドバイスしている。そして、養護教諭と医師の連携を強く述べている。

第4章では、虐待してしまった大人の立ち直りを支援するNPOから、グループワークによるケアに取り組んでいる実践とそこで語られた親の本音が書かれている。「立ち直る」とは元に戻るのではなく、「一人で日々の生活を安心して安全に過ごせるようになるプロセス」であること。虐待は親のSOSのサインであり、ストレスによりたまりにたまった怒りや悲しみのエネルギーのはけ口が子どもに当たってしまうもの。サポートグループで同じ悩みを共有する仲間との時間は、安全な環境であり、安心して過ごせる場所となっている。

虐待に早期に気づき、また虐待を未然に防ぐためにも子ども達が長い時間過ごす学校の役割は大きい。子ども達を虐待から守るには、子ども達の言動やそぶりに現れるサインをキャッチし、子ども達を取り巻く大人が連携して対処する必要性を説いている。

(文責 原田 広美)

著書	ディープ・ブルー 虐待を受けた子どもたちの成長と困難の記録
著者	粟津 美穂 (在米日本人ソーシャルワーカー)
発行所	太郎次郎社エディタス
発行年	2006年

目次

序 虐待から逃れた子どもたちと

第一章 アンジェラ

出会い／失踪から戻って／過去の軌跡／一月十七日の夜／一枚の絵／祖母の家／難題／期待と失望／行方不明

アメリカの子ども虐待の現状／児童保護システム／一人の子どもがフォスターチャイルドになるまで／アウトオブホーム・プレースメント／里親という仕事／児童保護ソーシャルワーカーの仕事／児童保護局に働くスタッフとその仕事を支える組織やプログラム

第二章 ジェシー

ジェットブルー／七歳までのこと／アディクション／置き去り／LAへ／逃走と悪化／リカバリーセンター／リブアウト／回避／十八歳間近／ディープ・ブルー

フォスターユースはいま／児童保護制度と少年司法制度／アメリカ連邦フォスターケア政策と予算の歴史／危機のフォスターケア

第三章 ヴェロニカとラクウエル

写真のなかのふたり／事の発端／ホセとソニア／失踪／双子帰還／マタニティーホーム／ラフィー誕生／ラクウエルの移動／ヴェロニカの苦悩／急展開／十六才の父親／双子反乱／養育権／トニーとラクウエル／ナナ誕生／自立へのカウントダウン／十八歳の現実／最後の仕事／五回目のクリスマス

ドメスティック・バイオレンスと子ども虐待／アメリカのティーンマザーたち／母子家庭政策と子どもの貧困／監獄の母たち

第四章 ルーカス

暗い場所の記憶／フォスターダッド／脱走と暴動／精神科病棟／セントラル・カリフォルニア／システムエラー／未来ひとりぼっち

フォスターユースとメンタルヘルス／子ども虐待防止と児童福祉改革／パーマネンシー／破滅と再生 終章にかえて

解説

参考文献

内容要約

著者は、十三年間アメリカでソーシャルワーカーとして働き、親から虐待を受け親から引き離された子どもたちを何百人と見てきた。この本には、実際に著者がグループホームのソーシャルワーカーとして担当した五人のケースが紹介されており、五人の成長と彼らが大人になって行く過程で遭遇するあらゆる決別と出会いと困難を描いた実話である。

～本書・序より～

第一章では、四歳の少女・アンジェラがソーシャルワーカーの手で実親から引き離された時から、数々の里親家庭や施設を体験して思春期に至るまでの過程を追ひ、一人の被虐待児が児童保護裁判所のシステムをくぐりながら、里子となるまでのプロセスを詳しく描いた。また、この章にはアメリカの子ども虐待の現状や、現在の里子措置の動向などもふくまれている。

第二章では、幼年期に受けた暴力やネグレクトが次第に彼の人格や行動に影響を及ぼし、やがて十八歳でフォスターケア制度の保護システムを追われるまでの、青年ジェシーの変貌を見つめることで、現在、アメリカのフォスターユースが抱える悩みやその政策を描いた。アメリカの児童保護制度と少年司法制度の密接なつながりのほかにフォスターケア政策の歴史と児童福祉の方針・対策の問題点もふくまれている。

第三章では、双子の虐待児たちが、困惑と絶望、逃避と決断の繰り返しのなかから、人生の答えを目標を見つけていく五年間の道程を描いている。この二人の少女の体験の記録とともに、性暴力、ドメスティック・バイオレンス（DV）などのファミリー・バイオレンスと子ども虐待との接点を探り、十代の妊娠・出産・子育ての現状、母子家庭に対するアメリカの政策の過去と現在、そして子どもの貧困化と児童福祉の関係を、この章に織りこんだ。

第四章では、精神医療と児童福祉システムがくり返すエラーの呪縛のなかで奮闘する少年ルーカスと、彼の未来への指針を描いている。現在のアメリカの被虐待児に対する精神科治療と子ども虐待防止のための革新的なプログラムも紹介してフォスターユース（十代の里子）に、いま、本当に必要なものは何かを提起する。

子ども虐待に関してアメリカは、社会現象においても制度面においても、成果も失敗も、日本より三十年ほど先を歩んでいる。日本は、2000年に児童虐待防止法が施行されるようになり、子どもの虐待が社会の深刻な問題になって来ていることは間違いない。アメリカの現場で実績を積んだ日本人が、アメリカの現状と課題を正確に伝えることによって、今の日本がこのアメリカの体験から学べることはあるはずだと著者は述べている。

(文責 今関 真木子)

著書	被虐待児の精神分析的心理療法 タビストック・クリニックのアプローチ
著者	メアリー・ボストン、ロレーヌ・スザー
訳者	平井正三、鶴飼奈津子、西村富士子
発行所	金剛出版
発行年	2006年

目次

寄稿者と治療者
新版に寄せる序文
序文
謝辞

第1章 タビストック・ワークショップ：概要
第2章 落ちること、落とされること
第3章 くつつくこと
第4章 見捨てられること
第5章 性と攻撃性の関連性
第6章 心理療法における技法上の問題
第7章 心理的アセスメント
第8章 「僕はダメだ、役立たずだ、考えられない」
第9章 考えることと学ぶことの難しさ
第10章 施設から家庭への移行
第11章 里親のもとで育つーある少年の苦闘ー
第12章 家族の輪の崩壊と再構成
第13章 公的保護の下にある子どもたちについて共に考える
第14章 フィールド・ワークー里親家庭への初めての訪問ー
第15章 被虐待児とのかかわりにおいて喚起される感情

用語解説

参考文献

あとがきにかえて

イギリスの現場から

日本の現場から

人名・事項索引

訳者一覧

内容要約

この本はロンドンのタビストック・クリニックで個人精神分析的心理療法を受けた子どもたちの記録である。深刻な情緒的剥奪や虐待の経験をもつ約80人の子どもたちの記録でもある。タビストック・クリニックの研究方法は子どもを客観的に観察するというよりも、観察者の内的なものがどんなふうに投影されるかが解明の糸口とされる。

本文中では、「剥奪」という言葉が多用されている。これは子どもが親の愛を受けていないということ、親の愛情を伴った養育が奪われてきたということである。最近の乳児研究では、母親と赤ん坊の相互作用の重要性が指摘され、子どもの満足のいく発達のためには、相互作用の連続性が必要とされている。

母親と子どもの間に継続した愛情の相互作用が存在しなければならないのである。ということは、この著書の約80人の子どもたちは愛情の相互作用が断ち切られていたと推測される。子どもたちは母親との相互作用の非連続性が避けられない状況に置かれていた可能性が強い。

人生最早期に深刻な剥奪の歴史のある子どもたちは、それに対処するために固有の方法を見つけるが、共通することは自分の経験した情動体験を強烈な痛みを生々しい劇的な方法で治療者に伝えるということである。特徴的なのは、治療が続いていくことに対する期待の欠如である。なぜなら、特定の個人と継続的な関係を築いたことのない子どもにとっては、治療者に期待を寄せないし、他者との関係性を維持しようという意志がないのである。また、子どもたちの遊びからは、「落ちること」がテーマとなっているのをうかがうことができる。「道具を落とす」「飛び跳ねる」「飛び降りる」治療者はこれらの行為が何を意味するのかを探り、慎重に検討を重ねていくのである。

治療者にできることは、子どもたちが伝えてくるものを感じ、受けとめ、引き受けて、理解して、応じることである。それをビオンは「包容」と呼び、ウイニコットは「抱っこ」という言葉を用いた。この本の中に出てくる子どもたちは包容体験が剥奪されてきた子がほとんどである。

包容されてこなかった子どもたちの問題として、学習障害があげられる。剥奪された子どもたちは落ち着きがなく、集中力もない。人の話を聞くこともできない。これは人生早期の混乱した不安定な家庭を考えれば自明のことといえる。学業不振を克服するために、たとえ1日30分でも、保育士と1対1で、毎日集中できる関係を維持することが大切である。自分に徹底して注意を向けてくれる大人の存在が子どもにとって必要なのである。自分の気持ちを理解し受けとめてくれる重要な他者の存在が指摘される。自分の中に苦痛を和らげてくれる対象が内在化できれば、内的世界の修復は進むのである。

80人のケースを担当する心理士の卓越した洞察と分析は明晰であり、かつ繊細である。いくつかの解釈の可能性を保持しながら、すぐに結論は出さない。慎重に子どもと接しながら、より良い方法を模索する姿勢は非常に参考になる。さらに治療者に共通する点は忍耐強いということである。攻撃に耐え、悪口雑言を浴びせられても冷静さを失わないように努める姿が目につく。

この本が1980年代に出版された本であることを知った時には驚かされた。真新しさを失っておらず、読者に迫るものがあった。これは現場で努力する心理士の熱意のあらわれなのかも知れない。

(文責 小鷲 之博)

著書	子ども虐待から親子再統合 ～東北における子ども虐待の現況と親子再統合への取り組み～
著者	千葉 喜久也（東北福祉大学助教授）
発行所	福祉工房
発行年	2006年

目次

第一章 子ども虐待の実際

- 一 子ども虐待とは
- 二 虐待はなぜ起こるのか
- 三 子どもの虐待の背景と子育て環境
- 四 東北における子どもの虐待の背景とその特徴

第二章 東北における虐待の現況

- 一 求められた積極的な介入・・・福島県I村三男虐待死事件
- 二 日常的な暴力の果てに引き起こされた最悪の結末
・・・宮城県O市男児殺害遺棄事件
- 三 養育熱心な母親がいつしか虐待者に・・・山形県M市男児虐待死事件
- 四 ハイリスク家族への介入・・・宮城県H町女児虐待死事件
- 五 繰り返される虐待・・・青森県E市長女虐待死事件 ほか
- 六 多様な虐待者のすがた・・・岩手県H町祖母虐待死容疑
- 七 日常的なネグレクトから殺人事件へ・・・秋田県F町連続児童殺害事件

第三章 動き始めた再統合

- 一 家族再統合へ向けて
- 二 自治体の取り組み
- 三 再統合への挑戦、現場レポート
 - (一) 施設でのケアを考える／社会福祉法人 仙台キリスト教育児院
児童養護施設 丘の家子どもホーム
 - (二) 親子再統合へのチャレンジ／宮城県大崎地域子どもセンター
 - (三) 求められる親へのケア／子ども虐待防止ネットワーク・みやぎ（キャプネット・みやぎ）副代表 鈴木美枝さん
 - (四) 実効性のあるネットワークづくり／宮城県女川町健康福祉課
- 四 親学の必要性

第四章 現場からのメッセージ

- 一 防止の現場から／CAPみやぎ 代表 佐々礼子さん 事務局 田中亮子さん
- 二 法律の現場から／弁護士 花島伸行さん（仙台弁護士会所属・弁護士法人青葉法律事務所・日本弁護士連合会子どもの権利委員会副委員長）
- 三 医療の現場から／仙台市精神保健福祉総合センター 林みづ穂さん

(医学博士・精神保健指定医・日本児童青年精神医学会認定医)

- 四 教育の現場から／公立学校教諭 原新太郎さん
 - 五 地域の現場から／主任児童委員 宍戸成子さん
 - 六 行政の立場から／宮城県亘理町 保健福祉課 子ども家庭班副班長 岡崎詳子さん
保健福祉課 技術主幹(保健師) 星 香さん
 - 七 保護の立場から／仙台市児童相談所 児童相談係長 樋口明夫さん
 - 八 施設の現場から／社会福祉法人 山形市社会福祉事業団 児童養護施設 山形学園
家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー) 会田かおりさん
- <コラム>家族の新しい旅立ち～ある児童養護施設の事例より～

第五章 資料編

- 一 児童虐待の防止等に関する法律
- 二 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律のポイント
- 三 児童福祉法関連
- 四 通告から援助までの流れ
- 五 東北各県の児童相談所における統計および相談窓口

内容要約

本書は、東北地方で起きている子ども虐待の現状を捉えた事例、そして実際に現場で対応しているさまざまな立場の人からのメッセージとともに、虐待された子どもと親との再統合の取り組みについての考察について述べたものである。

第一章では、虐待の背景とその捉え方を概略的に述べ、第2章で東北地方における虐待の現況を7つの事件から具体的に述べている。事件の概要からは、虐待の背景にある諸問題、虐待の連鎖・閉鎖性・介入の難しさ等が浮かび上がってくる。これらの事例はすべて死に至った事件であり、死に至る前に何とかできなかったのかという関係者の無念さと関連機関の連携の必要性を読者に訴える。

続く第三章では、家族再統合に向けての取り組みについて述べられている。第二章で浮き彫りになった諸問題への手立てとして、社会が子育てにかかわり支援していくのである。虐待への介入つまり子どもを一時保護して「親子分離」した後、「家族の再統合」に向けてどのような支援がよいのか、実際の施設の取り組みから考察していく。

さらに第四章では様々な人が、それぞれの立場から子どもを守るという視点で必要なことを訴えている。第二章の関連機関の連携の重要性という課題にもつながる。

全編を通して読むことで、死に至るほどの児童虐待の現況、そこから浮かび上がる諸問題、そしてそれをふせぐための社会の支援のあり方と実際の取り組みを一連の流れとして捉えることができる。全編が実際の取材に基づいたものであり、現況を切実に訴える。特に第三章・第四章では、関わる人たちの直接のメッセージが、子どもたちの将来のために何ができるのか、読者にも考えさせるものとなっている。

(文責 松田 憲子)

著 書	学校の危機管理 虐待から子どもを守る ～子どものサインをどう読み取るか～
著 者	兼田智彦
発行所	明治図書
発行年	2006年

目 次

はじめに

第1章 子どもの虐待のタイプと手がかかり

虐待の定義

- 1 身体的虐待
- 2 性的虐待
- 3 養育の拒否・放置（ネグレクト）
- 4 心理的虐待

第2章 子どもの虐待はなぜ起きるか

- 1 虐待に関わる視点 子どもの味方としての教師
- 2 虐待の起きる背景

第3章 虐待発見から援助までの流れ

- 1 校内体制はチームでの対応
- 2 相談・通告窓口
- 3 関連機関の情報収集と連携（要保護児童対策地域協議会）
- 4 緊急性の判断
- 5 学校での虐待の発見と対応のポイント
- 6 教育相談での発見
- 7 保護者や地域への啓発

第4章 授業で虐待防止に取り組む

授業で「虐待防止」をどう教えるか

- 1 いろいろな気持ちの顔を描こう（小学校低学年）
- 2 たたく・たたかれる（小学校中学年）
- 3 親からたたかれたとき（小学校高学年）
- 4 子どもの人権とは（中学校）

第5章 子どもの虐待事例

- 事例1 お腹を空かせたナツミの場合
事例2 多産・生活苦・未熟な父の場合
事例3 親と生活時間のズレのあるセイコの場合

事例4 虐待の末、命を失ったエミの場合

資料1 NPO法人 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち (CAPNA)

資料2 虐待防止に関するウェブサイト

資料3 児童虐待の防止等に関する法律

内容要約

本書の書き出しとして著者は、子どもの問題行動の見方として、非行・不登校・いじめなどの切り口以外に、「虐待」というもう一つの切り口で子どもを見てほしいと訴える。また、子どもが虐待を受けているときに一番の味方になれるのは学校の先生である、とも強く述べており、その先生が虐待の発見と対応に役立つように、本書は構成されている。

第1章では、「虐待」の定義と4つのタイプ（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）について、それぞれ、①虐待の概要、②発見の手かかり、③虐待する親の特徴、④対応のポイント、⑤ダイジェストケース、の5つについて、わかりやすく解説している。特に、②の発見の手かかりについては、身体的なものの他に、行動上の手かかりを詳細に記述している。

第2章では、虐待が起きるのは、虐待をする親が「子どもは自分のものであり、どうしようも自分の勝手だ」という思いが強く、子どもが一個人として尊重されていないことが大きな原因として起こること、またこの章でも、先生は「最も信頼できる身近な大人」として「味方としての立場を堅持する」ことが大切であることが述べられている。この他に、虐待が起きやすい家庭は経済的に厳しく、社会的にも孤立する家庭が多く、社会的・福祉的支援がどうしても欠かせないと訴えている。

第3章では、虐待発見から援助までの流れをそれぞれの段階ごとに述べている。特に、子ども本人からの訴えが圧倒的に少ないことから、学校を中心として組織的な対応が大切であると述べている。

第4章では、日本ではまだ本格的な実践は行われてはいないものの、人権教育の一つとして「虐待防止」の授業実践例を取り上げ、第5章では、子どもの虐待防止ネットワークあいちが関わってきた、5つの虐待事例については紹介されている。いずれの事例もその解決のためには関係諸機関との連携がきわめて大切であることを物語っている。

(文責 山本 愛生)

著書	児童虐待—現場からの提言
著者	川崎 二三彦（全国児童相談研究会（児相研）事務局長， 京都府宇治児童相談所相談判定課長）
発行所	岩波書店
発行年	2006年

目次

まえがき

序章 児童虐待への取り組みがはじまる

第一章 児童虐待とは何か

第二章 虐待はなぜ起きるのか

第三章 虐待への対応をめぐって

第四章 虐待する親と向き合う

第五章 児童相談所はいま

第六章 児童虐待を防止するために

あとがき

内容要約

児童相談所の職務のただなかで書かれた、教育現場の隠れた最前線ともいえる児童虐待対応の現状レポートと問題提起の本。これ一冊で、児童虐待という概念がそこそこ20年の新しい概念であること、法的位置や定義、現場の雰囲気、どんな議論があるのか、どんな苦慮があるのかということがよくわかる。仕事の厳しさに比べて、少なすぎる人員配置と予算（ついでに給料！）をやり繰りしながら、親や子どもからの文字通りの恫喝・暴力に「泣きながら傷ついている」（これは子どもの虹情報研修センターの増沢氏が言っていた忘れられない言葉だ）生活のなかから、ここまでの本を書き上げた著者には敬意を覚えざるをえない。だが、この本がたくさんある児童虐待の本のなかで、しかも現場発の本のなかでぬきんでているのは、単に現場の報告だけでなく、それが社会的にどんな問題を浮き彫りにしているかの考察が根底にあり、単に児童福祉関係者にとってではなく、「私たちにとって、また私たちの社会にとって児童虐待とはいったい何だろうか」（ii 頁）という問いに貫かれている点である。川崎氏は言う、「虐待通告を受け、日々その対応に追われながら痛切に感じることは、閉ざされた家庭の中で生じる児童虐待という現象が、実は私たちの社会に深く根を下ろしている深刻な矛盾（略）を否応なくあぶり出すということだ。」（ii 頁）その矛盾とはなにか。川崎氏が本書をとおしてもっとも強調するのは、貧困問題、階層の問題である。母子家庭の母親の話が印象的だった。彼女は自分に自信が持てず、「自分はダメな親だ」と子どもの前でも言ってしまう。その結果子どもから「ダメ親」と言われる。

「でもスーパーの仕事はお給料も少ないですし、そのうえ、児童扶養手当の現状届を出すのを忘れていて、支給が遅れると聞かされたんです。それでパニックになった。(自分はこんなことにも頭がまわらないのか) と思うと情けなくて気持ちが収まらない。」こうしたパニック時に「ダメ親」と子どもから言われ、暴力がおさえられないという。母親の自信のなさは、彼女自身の被虐待経験にも大きく依ると川崎氏は補足するが、同時に、被虐待経験で失われた自信を回復する余地を与えないしくみに、貧困問題があるのではないかと私は考えている。第一に経済的困窮が生活を困窮させるという問題もあるが、第二にそれ以上に、貧困が「貧困問題」とならず、「自己責任」として語られ、「こんなことにも頭がまわらない」自分にすべての責めがあるような発想を生む社会そのものが彼女をよりいっそうパニックに追い詰めているのではないだろうか。

「相談内容を深めれば深めるほど、児童相談所が関与するあらゆる相談の背景には、広い意味での貧困問題が影を落としている。」(220頁) 川崎氏が事務局長を務める「全国児童相談研究会」の2003年のアピールの言葉を継げば「それゆえ私たちの社会が児童虐待防止(略)を本当に実現するつもりなら、〔児童相談所をはじめ関連機関の〕抜本的充実・強化はもちろんのこと、貧困対策や雇用対策をはじめとして国民生活支援に、思い切って「社会的コスト」をかけねばなりません。」(222頁) 児童虐待の問題を対処しようとするならば、わたしたちの暮らしのあり方そのものを問い直し改善してゆく発想と行動が、根本的条件になるという提起を、わたしたちは学問や職種の分野をこえて考え、取り組んでいく必要があると思う。

(文責 高橋 在也)

著 書 「小さい人」を救えない国ニッポン

～児童虐待と闘った祖父江文宏の遺言～

著 者 小林 ゆうこ

発行所 ポプラ社

発行年 2006年

目 次

プロローグ

第1章 父はカリスマ説教師

- 1 最後の節談説教師
- 2 貧しい村へ疎開に
- 3 雪の夜の脱走
- 4 戦争の無惨

第2章 少年にして無頼 不登校から俳優の道へ

- 1 やんちゃな不登校児に
- 2 川底で“いのち”と出会う
- 3 心の中の空洞
- 4 マイペースな無類派
- 5 60年安保、国会へ乱入
- 6 演劇の夢どこまで

第3章 反骨のバンダナ 保育園の「男の先生」

- 1 演劇か保育か
- 2 園長になるはずが
- 3 保育園はライブ
- 4 障害児を受け入れる
- 5 留学で福祉を学ぶ
- 6 障害児保育指導員第一号
- 7 制度を怪しむ
- 8 バンダナ先生

第4章 暴力のるつぼ 児童養護施設・暁学園の「園長すけ」

- 1 孤立する暁学園
- 2 暴力の連鎖
- 3 差別に泣く
- 4 改革できるのか
- 5 「園長すけ」誕生
- 6 サバイバル・キャンプ

- 7 家庭の断念
- 8 命の発見
- 第5章 飛べ、鳥のように 自立援助ホーム建設をめぐって
 - 1 被虐待児の特徴
 - 2 園長すけ、役所に叱られる
 - 3 パンのみで生きられるか
 - 4 本当に必要なもの
 - 5 失われた裏山
 - 6 ネットワークの時代へ
- 第6章 小さい人の砦 子どもの虐待防止ネットワークを設立
 - 1 性的虐待事件発生
 - 2 誰のための多忙か
 - 3 虐待の痕跡
 - 4 異端児、吠える
 - 5 大人たちの“被虐待体験”
 - 6 “失言事件”の顛末
 - 7 CAPNA発信
 - 8 危機介入ネットワーク
 - 9 父の死
 - 10 女子棟が完成
- 第7章 私は逝き光となろう 託された園長すけの夢
 - 1 暴力事件発生
 - 2 園長すけ、国会へ
 - 3 政治家を叱る
 - 4 小さい人の「いのち」
 - 5 「いのち」尽きるまで
 - 6 「ポチ」と一緒に
 - 7 「われひとり救われるを由とせず」
 - 8 最後の春
 - 9 情熱は継がれた
 - 10 入院
 - 11 「死後について」
 エピローグ
 あとがきに代えて

内容要約

本書は虐待防止のNPO法人「子どもの虐待ネットワーク・あいち」(CAPNA)の初代代表、児童養護施設・暁学園の施設長でもあった「祖父江 文宏さん」について、その人生の足跡を追って、虐待防止のあるべき姿を書いたものである。

祖父江さんは、愛知県名古屋市にある浄土真宗のお寺の次男として生まれた、「最後の節談説教師」と呼ばれる名僧「祖父江 省念」を父に持ち、出自そのものが、人としての教えを説く身の上だった。

第二次世界大戦下、疎開先で「よそもの」「余計物」と壮絶ないじめを体験する。「この村でいじめられるより死んだほうがましだ」と雪が激しく舞う中飛び出したが、助けられ九死に一生を得る。この体験から協調性に欠けトラブル続きの末、小学校入学以来4年生まで不登校まで起こしてしまう。この体験は祖父江さんが関わることとなるすべての基盤となっている。ここまでを知り、まさに環境が人を作るということを実感した。

祖父江さんは児童相談所の“機能不全”について、「専門性の枠にこだわるあまり、虐待の実態の対応についていけない。虐待防止は特定の行政機関、特定の専門家だけが負うのではなく、市民が担うべきだ」と分析していた。そして、そのためには“人と金”それがないために虐待された子どもたちの“心のケア”が立ちいかないのだと、国からの措置費に頼る児童養護施設の貧しさを訴え続けた。

平成11年7月、国政の場で初めて虐待防止の問題が取り上げられた、このとき少年問題特別委員会に招集されていた祖父江さんは、「何のための虐待防止なのか。養護施設は虐待を受けた人たちのたったひとつの受け皿であるというのに、その改善をこれまで政治は何ひとつしないできた」と啖呵をきった。この発言が翌年、児童虐待防止法が超党派の議員立法法として成立していくためのエネルギーになった。

子どもたちと人間として付き合いたいと「先生」という言葉のまやかしを指摘し、年齢や肩書きや立場を気にせず、「園長すけ」と呼ばれて子どもたちと対等でいようと努めた祖父江さん。それはまるで「先生」と呼ばれる肩書きの上に胡坐をかいている人たちへの痛烈な批判であるようにも受け止められた。

虐待防止の市民活動家らからは「カリスマ」と呼ばれ、児童養護施設の窮状を訴えて、行政と対峙することも度々あった祖父江さんは、子どもたちのことを「小さい人」と呼んで尊重していた。その「小さい人」たちは、祖父江さんを「園長すけ」と呼んでいた。「園長すけ」の夢は虐待や暴力のない社会を作ることであった。

子どもたちがこの時代に生まれたのは、子どもたちのせいではない。もっと言えば、虐待する親が誕生したのも親本人のせいではない。もちろん私たちが遺伝子を受け継ぎこの時代に生を受けたのも、私たちのせいではない。であればどの人もいったんは、存在を無条件に認められるべきで、そんな優しい関係性を私たちが持てるのなら、虐待も少年犯罪もドメスティック・バイオレンスもこの社会から減っていくのではないだろうか。お互いが感謝できる社会には暴力の芽は生まれえない。暴力のない社会は園長すけの描いた夢だった。

“不治の病”に倒れた園長すけは、晩年心残りがいくつもあったはずだが、その思いは生きているわれわれに託された。その責任は大きいとある。

「行動を起こすのは、出会った者、見てしまった者の責任」と志半ばでいった祖父江さんの遣り残したことを次の世代の人が受け継いでいく、まさに遺言である。自分には何ができるのか、何をしなければならないのか、考えさせられた一冊であった。

(文責 武富 教子)

著 書 小児虐待 医学的対応マニュアル
医療現場で子どもを守るために
編 著 桃井 真里子 (自治医科大学小児科学講座教授)
発行所 真興交易 (株) 医書出版部
発行年 2006年

目 次

第Ⅰ章 子ども虐待とは何か (桃井真里子)

- 1 不適切な養護、不適切な対応
- 2 子どもを守るには、どうすべきか
- 3 子ども虐待の4型

第Ⅱ章 身体的虐待を疑うとき

- 1 いつ疑うか：身体所見と検査 (塩川宏郷)
- 2 虐待の画像診断 (相原敏則)

第Ⅲ章 心理的虐待を疑うとき (塩川宏郷)

- 1 心理的虐待 (emotional abuse) とは
- 2 心理的虐待の症状
- 3 心理的虐待の診断
- 4 心理的虐待への対応

第Ⅳ章 ネグレクトを疑うとき (下泉秀夫)

- 1 ネグレクトにハイリスクの子どもたち
- 2 ネグレクトを示唆する子どもの身体、行動、精神心理
- 3 ネグレクトを示唆する親の言動
- 4 ネグレクトを疑ったらどうするか
- 5 ネグレクトの判断が困難な場合：宗教的信念による場合など
- 6 親子分離の判断

第Ⅴ章 性的虐待を疑うとき (奥山真紀子)

- 1 性的虐待とは
- 2 性的虐待の種類
- 3 いつ疑うか
- 4 問診の基本
- 5 診察の基本
- 6 検査・治療・対応
- 7 その後のケア
- 8 性暴力の法的証拠

第VI章 保育施設や学校から、虐待についての相談を受けたら (宮本信也)

- 1 保育・教育施設で虐待が疑われる状況
- 2 保育・教育施設からの相談への対応
- 3 通告後の対応

第VII章 新生児医療と虐待 (小泉武宣)

- 1 NICUでの虐待早期発見と対応
- 2 低出生体重児のフォローアップでの早期発見と対応
- 3 フォローアップ外来を受診しないケースへの対応

第VIII章 障害児医療と虐待 (下泉秀夫)

- 1 障害の内容と虐待
- 2 障害児への虐待の早期診断と留意点
- 3 保護者の育児負担と虐待
- 4 障害児、保護者(親)への対応
- 5 保護者の育児負担を少なくするために、医療ができること

第IX章 Munchausen syndrome by proxy

—子どもを代理としたミュンヒハウゼン症候群— (宮本信也)

- 1 Munchausen syndrome by proxyとは
- 2 MSBPの背景
- 3 MSBPを疑うとき
- 4 MSBPを疑ったら

第X章 虐待者への医師からの話し方 (森田左紀子)

- 1 診察の前に
- 2 話し方の実際
- 3 対応に苦慮した場合
- 4 症例

第XI章 関連機関との連携

- 1 児童相談所との連携 (三宅捷太)
- 2 警察と司法 (三宅捷太)
- 3 保健師との連携 (佐藤拓代)
- 4 地域小児虐待ネットワークとの連携 (鷺沢一彦)
- 5 小児虐待と弁護士 (小林正憲)

第XII章 虐待に関連するストレス障害とその治療 (杉山登志郎/海野千畝子)

- 1 子どものストレス障害の特徴
- 2 虐待に関連するトラウマ性障害の定義と診断
- 3 トラウマの治療

第XIII章 医学データのとり方、書き方 (美作宗太郎/恒成茂行)

- 1 診療録
- 2 写真
- 3 録音

- 4 診 断 書
- 5 検屍・検案
- 6 剖検（解剖検査）

第XIV章 子どもの虐待に関する法律と司法的救出（小笠原彩子）

- 1 虐待は子どもへの人権侵害行為
- 2 早期発見と通告
- 3 通告後の措置
- 4 立入調査権と警察官の援助
- 5 一時保護
- 6 保護者の同意によらない施設入所の承認の申し立てと面接・通信の制限
- 7 親権の喪失と後見人の選任・一時的親権の停止

資 料：小児虐待に関連する法律

- 1 児童虐待の防止等に関する法律
- 2 児童福祉法（抜粋）
- 3 民法第4編 親族（抜粋）

索 引

内容要約

本書は、子どもに接するすべての医療者に向けて書かれた小児虐待に対応するためのマニュアルである。医療従事者が日常業務のなかで子どもと接する際、虐待を見逃さず対応できるようポイントを絞って書かれている。執筆者は各章ごとに、常時子ども虐待とかわり、早期発見・対応につとめている実践家であるので、内容も非常に具体的で理解しやすい。目次が細分化されているので、読者が今必要としている項目のみを読んで即活用できるようにつくりられているが、編者は「通読し子ども虐待の現実を肌で感じてもらいたい」と「はじめに」で述べている。

第I章では「子ども虐待」の定義に関して編者が述べている。

第II章から第V章までは、それぞれの虐待を、主に診察場面で発見するポイントが述べられている。身体的虐待を受けている子どものレントゲン写真・心理的虐待が疑われる親子の行動観察のポイント等から虐待が疑われたらどのように対応するかまで、具体的かつ簡潔に記載されているので、各場面で即活用できると思われる。

第VI章では、保育・教育施設で虐待が疑われた場合の対応について、「虐待の疑いがある」「虐待かどうか不明だが否定はできない」「虐待の可能性が否定的」の3パターンを提示して対応が述べられている。まさに現場で迷う場面である。

また、第XI章の関連機関との連携では、児童相談所・警察・保健師・地域ネットワーク・弁護士まで網羅されており、発見者が抱え込まず、どのような関係諸機関と連携すればよいのかを知ることができる。

本書は確かに医療従事者向けに書かれたマニュアルであるが、専門用語が多くて読みにくいという感じはしない。子どもに関わる職種の大人にも十分理解できる内容である。本書67ページに、「虐待の早期発見のためには『何かがおかしい』と感ずることができる感

性をもつことが大切である」と書かれているが、この感性を持つためには観察や発見のポイントを身につけておく必要があるだろう。子どもに接するすべての大人が、本書に書かれているような虐待児発見の視点を持ち、虐待が疑われる場合に適切に関係機関と連携できれば、さらに多くの子どもを虐待から救うことができるのではないだろうか。

(文責 本島 亜矢子)

著書	児童養護施設と被虐待児	施設内心理療法家からの提言
著者	森田 喜治（龍谷大学哲学科教育心理学課程特任教授）	
発行所	創元社	
発行年	2006年	

目次

序文

第一章 児童養護施設

- I 児童養護施設の役割
- II 児童養護施設の子どもたち
- III 児童養護施設の職員
- IV 乳児院との連携

第二章 被虐待児

- I 親の特性による分類
- II 被虐待児の行動特性
- III 被虐待児の行動特性

第三章 子どもたちの日常

- I 日常の中での女性職員、男性職員の位置づけ
- II 生活のリズム
- III 日常の問題とのかかわり
- IV 職員に要求されるもの
- V 社会的個人の生活
- VI 安心のできる環境とは
- VII 職員と子どもとの関係

第四章 心理療法について

- I 被虐待児の心理療法
- II 非被虐待児の心理療法

第五章 生活と治療

- I 本来、治療とは
- II 本来、生活とは
- III 生活と治療との連携

内容要約

本書は、28年間児童養護施設において心理療法家として臨床を積んできた著者による、被虐待児の実態や、その深層心理だけでなく、児童養護施設の基本的な課題を克明に描き出している。

前半では、児童養護施設についてや、被虐待児の特徴、子どもたちの日常に触れ、後半には児童養護施設においてどのように心理療法を行い、援助していくのかを記述し、筆者の臨床経験による被虐待児への援助のありかたを示している。

児童養護施設におけるその役割は、生活の場を提供することとしながらも、その職員の役割の困難さを具体的に書いている。たとえば、衣食住を保証することはもとより、母親や父親の役目もしながら、なおかつ虐待を受けてきた児童に対して、愛情を持って接するにはどうしたらいいのかということや、また乳児院などとの連携なども提言している。

「現代の虐待は、われわれの理解の範疇を超えてしまっている世界の中で起きており、それゆえに彼らの抱える問題の大きさがうかがい知れる。」としながら、「児童養護施設に要求されるのは、心理的な問題からの脱却だけでなく、生活を楽しむこととその中で味わう人間対人間の密なる信頼できる体験」とある。しかし、それを実現する困難さが現実であるとも書かれていた。そのような中で、女性職員は母親のような包容力と愛情を求められ、どこまで信頼に耐えうるかが問われる。また、男性職員は父親のような力強さと暖かさをもちつつ、時には力によるコントロールもやむを得ず、憎まれ役になることもある。施設職員の強い忍耐力が問われる場である。そのため職員の精神的なケアや、職員同士の結びつきは必要不可欠であるということである。

被虐待児を、トラウマ論から見れば外からのダメージを受けた子どもということになるが、パーソナリティとして定着し、虐待めいた環境を好むかのようなのである、とある。虐待を家族のシステムとしてとらえ、そうならざるを得なかったのだという。それはいわゆるトラウマの治療だけでは子どもの状態が良くならないのだということに他ならないだろう。そのためには、「根付いてしまった文化を変容させることで、生活の改善、ソーシャルスキルの訓練、対人関係の改善を目指すことが必要だ。」という筆者の考えに共感する。

心理療法については、そのセラピーの中で表現される子どもたちの病理性や問題性を事例をあげて紹介している。遊戯療法の中で、「どうしてもゲームに勝たなければならない子ども」があげられていたが、あらゆることで否定され続けてきた子どもたちがルールを作り替えたりしながらも「勝つ」ことにこだわることで自己の尊厳を保とうとしているという姿は、悲しい。心理療法を受けることで、受け入れられる体験を積み、本来の子どもそのものの姿になっていくことを願わずにはいられない。

さまざまな事例とその実態を詳しく紹介してあり、被虐待児への対応を示唆していたことは、今後の参考になる。

最後に、筆者が繰り返し述べていたが、「今、ここで」を重視し行動されている現実の現象に対してのアプローチを考慮することが必要である、という言葉が印象的であった。

(文責 牧野 良枝)

著 書	9人の児童性虐待者 NOT MONSTERS
著 者	パメラ・D・シュルツ
訳 者	颯田 あきら
発行所	牧野出版
発行年	2006年

目 次

序 章 経験者—サバイバー—私も児童性虐待の被害者だった

第1章 影響 虐待者のほとんどは「怪物」ではない

第2章 「真実」 恥辱の烙印

第3章 9人の物語

トニー—俳優

レッド—殉教者

ビリー—恐るべき子ども

ダレル—ミサの侍者

エイヴ—よき家庭人

グレッグ—被害者

ベン—敗残兵

マシュー—迷い子

リック—利用者

第4章 理解 「彼らは執拗に犯行をくり返す」？

あとがき

〔付録〕児童性虐待者へのインタビューシート

参考文献

内容要約

本書の著者は、自らが児童性虐待の被害者であり、何年にもわたり、近所の男性から性虐待を受けていた。しかし、被害者である著者は、加害者には救済の望みがあるとし、加害者と2人きりの状態で対峙しインタビューを重ねていく。

インタビューを通して著者は、「私に話している男性は怪物ではない。たとえ、犯した罪がどれほどおぞましいものであっても、けっして怪物ではないのだ。」「加害者たちの話をしっかり聞ければ、子どもたちを被害から守るためにどんなステップを踏んでいかなければならないのかが明らかになる。」と考えた。

本書は具体的な人名や地名は変更しているが、語り手たちが表現した通りに記載されている。そして、その記録を、トニー—俳優、レッド—殉教者、ビリー—恐るべき子ども

も、ダレル — ミサの侍者、エイヴ — よき家庭人、グレッグ — 被害者、ベン — 敗残兵、マシュー — 迷い子、リック — 利用者といった「9人の物語」と著している。

第4章「理解」では、「9人の物語」のセルフ・ナラティブを個人的側面、状況的側面、組織的側面、文化/歴史的側面といった幅広い視点から検討し、類似点と、それぞれがどこで分岐するのかを分析し、加害者の動機について「理解」を深めている。そして、その物語から見出されたことは、加害者の大半は退行型である可能性が高いこと。児童性虐待犯の中で「ペドセクシュアル」—子どもだけに性的欲望を抱いていたと述べる、悔恨の念が見られない小児性愛者—と呼べるのはたった一人しかいなかったということだった。

最後に著者は、「たぶん私はここで、私自身の虐待被害者としての経験のまとめを簡潔に述べておくべきだろう。性虐待とともに生き、性犯罪者の物語を研究して過ごした年月の中で、なにかを学んだとすれば、それは以下のことである。被害者だからといって、唯一無二の真実がわかるわけではない。私が巻き込まれた犯罪はサイクルの一部であり、そのサイクルを生み出したのは、私の虐待者の理解を超えた社会的プレッシャーだった。」とし、「もし本気でこの犯罪と闘いたいのなら、真実は相対的なものであり、私たちの人生を支配する、性と力の社会的構成の中でもっとも重要なのは認識だという前提を受け入れなければならない。被害者側からの話を聞くだけでは、勝利はまだ半分しか得られない。加害者側からの話に進んで耳を傾けてこそ、完全な勝利への道が開かれるのだ。」と締めくくっている。

具体的にどのような内容のインタビューを行ったかについては、巻末に[付録]として、『児童虐待者へのインタビューシート』が掲載されている。しかし、9人という加害者の数は少なく、まだまだ解明されていないことが潜んでいるように思われる。まさに、これからは、性虐待への戦いの始まりといえるだろう。

(文責 大森 千恵子)

著 書 親子再生 ― 虐待を乗り越えるために ―
著 者 佐伯裕子（三鷹市子ども家庭支援センター相談員
社会福祉法人子どもの虐待防止センター評議員）
発行所 小学館
発行年 2006年

目 次

はじめに 「ひとりじゃないよ」

第1章 ファーストノック

第2章 絆を取り戻すまで

アダルト・チルドレン（AC）

たたかない虐待

逆DV～妻の暴力に苦しんだ日々

片づけが苦手なお母さん

ネグレクト

DVチルドレン

親と子が別れるとき

対人関係がうまくいかないお母さん

第3章 ころでつながる～関係機関とのネットワーク

児童相談所との連携

重責を担う保健師

救急病院から始まる支援

親と子を支える保育園

地域の小児科医の役割

チームワークが救ういのち～子ども家庭支援センターのスタッフ

おわりに

あとがき

記憶に残る児童虐待事件報道



内容要約

本書はもと保育士（東京都三鷹市子ども家庭支援センター相談員）による、子育てに悩んでいる親向けに書かれたものである。以下、「はじめに」より抜粋する。

『子どもがいつでも笑顔でいられるように、子どもの育ちを支えるためには、まずお母さんやお父さんたちに元気になってもらわなくてはなりません。だからこそ私はいいたい。

* 「ひとりじゃないよ。私たちがいるよ」「そばにいることを忘れないで」*

そして地域の子育てを支えているみなさんも、ぜひ、こういい続けてあげてください。この本は、そのことに気づき「親子の再生」に向かって歩いてゆく人たちの、真実の物語です』

核家族化し、子育ては親のみが請け負う時代となって久しくなった。場合によっては母親一人で子育てしていることも少なくない現状にある。そんな現代社会において、子育てに悩みのない親は皆無と言っても過言ではないだろう。子育てにはマニュアルや正解はない。子育てに悩む多くの親たちは、いつ、誰にどのように助けを求めたら良いのかすら知らない現状にあるといえる。筆者はそんな親たちにとことんまで寄り添い、ともに解決法を模索し、必要な機関と連携をとりながら歩んできた。本書の第2章は多くの事例からの紹介となっている。親ならば大なり小なり自分と重なる部分を感じるだろうし、今現在、本当に子育てに困っている親が読めば、「ああ、一人で悩んではいけないんだな。地元の相談機関に連絡してみようかな」という気にさせる点で「親子再生」のきっかけとなる書となるだろう。

本文中に『この人のために、自分が「何をしたらいい（結果になる）か」ではなく、まずはその人のために「何ができるか」が重要です。～中略～支援は「決められた枠の範囲」で行うものではないということです。私たちは保健師たちと、家の片づけ、掃除、ゴミ捨て、引っ越しの手伝いなどを行いました。国民健康保険の申請なども窓口まで同行しました』とある。これは、すべての人、組織・機関にできることではない。『これからもこの家族とずっと寄り添っていきこうと思います』という事例のまとめもある。まさに粉骨砕身、すべてを投げ打って仕事に取り組んできた筆者の生き様を表しているといえよう。

また、『虐待を受けた子どもが成人して虐待を繰り返す「虐待の連鎖」。これは被虐待児の3分の1に連鎖し、3分の2はしないとされています。3分の1と2の分かれ道は、子どもたちの発達段階において全力で受け止めてくれる人の存在の有無かもしれません』と筆者は述べている。アダルトチルドレンの章でも、「自分のされてきたように子育てをする」とある。この考え方は、ある意味、「虐待は連鎖する」という考え方に行き着きそうだ。しかしそうではなく、周りのあたたかい働きかけによって防ぐことができると信じていきたいものである。

あとがきより抜粋。

『支援とは、その人の本来ある力を発揮できるように支えること』

『援助とは不足しているものを補い助けること』

誰でも「内なる力」を持っています。でも何かがゆがんでしまったことで、うまく発揮できなくなったその力を取り戻し、再生するまでを支えることが「支援」だと思っています。だからこそもう一度いいたい。

『一人じゃないよ。必ずあなたを支えてくれる誰かがそばにいるよ』と。

(文責 竹内 亨)

著 書	いやされない傷 ～児童虐待と傷ついていく脳～
著 者	友田 明美
監 修	マーチン・H・タイチャー
発行所	診断と治療社
発行年	2006年

目 次

第Ⅰ章 児童虐待の実態を知る

- 1 児童虐待の分類
- 2 アメリカの児童虐待事情
- 3 日本における児童虐待の実態

第Ⅱ章 虐待がひきおこす精神的トラブル — 生体・心理・社会に及ぼす影響

- 1 人生のあらゆる時期に出現する“虐待を受けた影響”
- 2 虐待の影響によるさまざまな精神障害
- 3 虐待の後遺症としての精神的障害
- 4 児童虐待に対するアプローチの歴史
- 5 これまでの精神的トラブルに関する画像解析研究

第Ⅲ章 虐待によって生じる脳の変化

- 1 脳の解剖
- 2 虐待を受けた子どもたちの脳波異常
- 3 虐待されている“脳”

第Ⅳ章 児童虐待において知っておくべき知識

- 1 児童揺さぶり症候群
- 2 愛情遮断症候群
- 3 ストレスの脳への影響
- 4 虐待を受けた子どもの心のケアの重要性

索引

略歴

内容要約

チャイルド・アビュースは“児童虐待”と訳し、ネグレクト・精神的虐待、身体的虐待（フィジカル・アビュース）、性的虐待（セクシャル・アビュース）などがある。2002年のアメリカでは、児童虐待のうち約40%が1歳以下を対象としたものである。欧米では日本に比べ、性的虐待の割合が多い。

残念ながら、虐待の連鎖というものは存在する。しかし、それは生物実験等（子どもをあまり養育しない母親ラットから生まれた子ども（♀）を、よく養育する母親ラットに里子に出すと、そのラットも将来よく養育する母親となる）から遺伝によるものではないことがはっきりしてきている。

子ども時代に虐待を受けた影響は、小児期はもとより、思春期、青年期、壮年期など、人生のあらゆる時期においてさまざまな形となって現れる。抑うつ状態に陥ったり、ささいなことでひどく不安になったり、自殺をたびたび考えるようになる場合もあれば、心的外傷後ストレス障害（PTSD）になることもある。また自傷行為や自尊心の欠如も特徴的である。自分の外に向かう場合には、攻撃的・衝動的になって反社会的行動に出たり、一時もじっとしてられない多動症や薬物・アルコール濫用となって現れる。

最近まで心理学者たちは、子ども時代に受けた虐待の被害者は社会心理的発達を抑制され、精神防御システムを肥大させて、大人になってからも自己敗北感を感じやすくさせると考えていた。つまり、精神的・社会的な発達が抑えられて、大人になっても“傷ついた子ども”のままになってしまうと考えられ、虐待によるダメージは基本的には“ソフトウェア”の問題とされてきた。治療すれば再プログラムが可能で、つらい体験に打ち克つよう患者を支えれば治せる傷と考えられてきた。

しかし、著者の所属していたハーバード大学の共同研究グループは虐待の影響を研究し、心理学者たちの唱えた社会心理学的発達抑制説とは少し違う結果を得てきた。子どもの脳は身体的な経験を通して発達していく。この決定的に重要な時期（敏感期）に虐待を受けると、厳しいストレスの衝撃が脳の構造や機能に消すことのできない傷を刻みつけてしまう。いわば“ハードウェア”の傷である。子どもの脳では神経生物学的な反応がいくつか起こり、神経の発達に不可逆的な影響を及ぼしてしまうということがわかってきたのである。具体的には、虐待を受けた子どもは脳波異常が多く認められ、また脳の各部位の中でも海馬が正常に発達しない（小さくなっている）ことや、左半球と右半球のバランス異常などが報告されている。そしてそれらは、3～5歳（敏感期）の間に虐待を受けた子どもに顕著に見られる。

不幸なことに海外のみならず日本でも児童虐待は増え続けている。“虐待の連鎖”を絶つためには、虐待されている子どもを保護し、適切な環境で育てる必要があることは言うまでもないが、その場合、“ハードウェア”の傷を負っている可能性を前提に、その精神的なケアは十分に行われる必要がある。

（文責 山本 愛生）

著書 児童虐待のポリティクス
 —「こころ」の問題から「社会」の問題へ

編著 上野 加代子（徳島大学総合科学部教授）

著者 山野 良一（厚木児童相談所 児童福祉司，
 米ワシントン大学大学院修士課程在学中）

リーロイ・H・ペルトン
 （米ネバダ大学ソーシャルワーク大学院教授）

佐竹 文子（徳島大学総合科学部修士課程在学中）

村田 泰子（京都大学文学研究科，日本学術振興会特別研究員）

美馬 達哉（京都大学医学研究科助手）

発行所 明石書店

発行年 2006年

目次

はじめに

第1章 児童相談所のディレンマ (山野良一)

はじめに

家族に介入する児童相談所

おわりに

第2章 児童虐待は「こころ」の問題か (山野良一)

「こころ」の問題としての児童虐待

児童養護問題から児童虐待問題に

現場とデータから見える家族の姿

子どもや家族をめぐる社会福祉の貧困さ

第3章 児童虐待やネグレクトにおける社会環境的要因の役割

(リーロイ・H・ペルトン、山野良一訳)

社会環境的な不平等と児童虐待やネグレクト

貧困／低収入と児童虐待やネグレクトを媒介する要因

児童虐待やネグレクトに対する予防的要因としての社会環境的なサポート

結論

第3章補章 邦訳によせて

(リーロイ・H・ペルトン、佐竹文子訳)

第4章 ネグレクトとジェンダー

—女親のシティズンシップという観点からの批判的考察

(村田泰子)

女性による虐待とフェミニズム

—フェミニズムは「女性による虐待」をどう扱うか

ネグレクトの誕生
ネグレクト概念の広範さ・曖昧さをめぐって
虐待の心理主義的アプローチとジェンダー
「女親のシティズンシップ」という観点から
結語

第5章 要塞と緋文字—メーガン法をめぐって

(美馬達哉)

はじめに
性犯罪の再犯をめぐりいくつかの数字
アメリカ合衆国におけるメーガン法
犯罪統制における国家の失敗
要塞化するコミュニティとその不満
おわりに

第6章 児童虐待の発見方法の変化—日本のケース

(上野加代子)

「肉眼」による発見
レントゲンによる発見
相談とリスクによる発見
おわりに

内容要約

本書は「心の病として児童虐待の議論やSOSキャッチ・通報奨励の政策によって、みえにくくなってしまった児童虐待問題の社会経済的側面、そしてジェンダーや社会統制の側面に焦点を当て (p.4)」た論考の編集である。

山野はまず、「児童虐待時代」以降、児童相談所が抱えるディレンマである、家族の自立性vs.強権的な介入、共感的対応 (サポート) vs.コントロール的対応 (懲罰) を中心に、その背景と今後の対応策について論考している。次章では、主に平成15年子ども家庭総合研究事業「児童相談所が対応する虐待家族の特性分析—被虐待児及び家族背景に関する考察」のデータ分析を通してその特徴を明らかにしている。そして、1990年代以降、保護者や家族の「こころ」に焦点を当てた心理療法や教育的治療を通しての援助が中心になり、社会経済的援助を要する「児童養護」問題への対応策が置き去りになっていることを指摘し、児童虐待と貧困の密接な関連性を踏まえた対策の必要性を説いている。

ペルトンは、アメリカにおける児童虐待に関する研究から、貧困や低収入とあらゆる児童虐待の種別が密接に関連していることを、証拠を示して明確にしている。村田は、現代日本社会における「ネグレクト」の問題をフェミニズムの視点から考察し、児童虐待対策としての「心理主義的アプローチに固有の限界と、現在、虐待やネグレクトの『予防』や『早期発見』を名目に広範に行われている支援的実践のイデオロギー的な負荷の大きさ (p.196)」を明らかにした。美馬は、アメリカのメーガン法成立過程を通して、国家による個人情報把握とコミュニティへの告知を通じて「法と秩序」の構築し自己責任を強調するという、新しく生まれつつある社会統制スタイルを批判的に考察している。

最後に上野は、日本で児童虐待の発見についての議論が台頭した三つの時期、①20世紀

初頭の社会事業家が虐待防止事業を行い、児童虐待防止法が帝国議会で制定された時期、②1970年代に小児科学がBattered Child Syndromeの概念を日本に導入した時期、③1990年代から現在にかけて児童虐待問題が全国民の問題として制度化された時期、を取り出し分析し特徴を挙げている。そして、各々の時期が、児童虐待が肉眼で発見できると考えられた時期、レントゲンや医学検査をしなければ発見できないとされた時期、理論で推定された因果関係に基づいて統計的に確証された虐待の諸リスクアセスメントなしには十全に突き止められないと考えられるようになった時期、に対応していることを明らかにしている。さらに、全ての時期において、特に米国の動向が強く意識されていたこと、そして、児童虐待のイメージが時期によって相違しているにも関わらず、経済困窮家族から子どもが多数保護されていることを明らかにした。著者は、虐待をする親への責任への言及が厳しくされる反面、「社会保障の財源不足を自己責任への転嫁でかわそうとする政治の無能が問題視されることはない (p.268)」と説き、「子育てをする親はこうあるべきだという子育ての責任と目標は社会成員に平等に分配され、それを達成する手段が不平等に分配されたままという構図は二〇世紀を通して現在に至るまで変わっていないのである (p.268)」と、現在の日本の社会福祉体制を鋭く指摘して本稿をとじている。

本書は、近年、児童虐待対策として心理治療的アプローチが注目され重点が置かれている状況に対する、アンチテーゼとなる文献である。全論考を通じて、特に貧困問題と児童虐待の密接な関連性を明らかにし、社会経済的側面からの児童虐待対策がなされていないことを指摘し、その必要性を強く訴えている。支援対策として「こころ」の問題に焦点を当て過ぎているため、その対策が一面的になる可能性を危惧し、現況の社会福祉体制の不備を多くの文献やデータに基づいて指摘している。また、ジェンダーや社会統制という新たな視点から分析・考察されており、児童虐待問題を多面的に捉え直した文献である。

(文責 長尾 真理子)

著書	国民教育文化総合研究所 15周年記念ブックレット1 子ども虐待 ― 今、学校・地域社会は何ができるか
著者	山下英三郎（日本社会事業大学）・石井小夜子（弁護士）
発行所	現代書館
発行年	2006年

目次

はじめに

I 児童虐待の現状

- 1 子どもへの「虐待」とは
- 2 児童虐待防止法と学校・教職員の役割・義務
- 3 児童虐待防止法がもたらしたこと
- 4 児童虐待と〈セーフティネット〉としての学校
- 5 地域ネットワークと学校
- 6 虐待を受けた子どもは追いつめられている

II 教育現場における子どもへの虐待の現状、取り組みと課題

- 1 アンケート結果から
- 2 調査から見えた課題
- 3 虐待の発見・防止および子ども支援への取り組み

III 子どもの視点から考えた虐待の再検討

- 1 学校における虐待
- 2 学校での虐待防止と虐待があったときの体制づくり

IV 子どもの視点に立ったサポート

- 1 幼児期・子ども期の喪失
- 2 早期教育とネグレクト
- 3 教育を受けさせるために行使される暴力
- 4 長欠児のなかに家庭で虐待を受けている子どもがいる
- 5 家庭で虐待を受けている・受けた子どもに対し、学校・教職員は何ができるか

V 国内および海外における先駆的取り組み

- 1 オンブズパーソン制度
- 2 スクールソーシャルワーク
- 3 保護者と教職員へのサポート

まとめと提言

「子どもの側から考える虐待委員会」提言

参考文献

内容要約

本書は、国民教育文化総合研究所の「子どもの側から虐待を考える研究委員会」が作成した報告書をブックレット用にまとめ直したものである。その結論として、以下の提言が記されている。

- 1 子どものサポーターになること ～ そのために、以下のことを求めます。
 - ① まずは、子どもの声に耳を傾けよう！
 - ② あなたはかけがえのない存在だということを、声に出して伝えよう！
 - ③ 急がずに、ゆっくりと子どもに向きあおう！
 - ④ いつでもあなたの味方だと伝えよう！

- 2 教職員が楽になることが大切だ ～ そのために、以下のことを提案します。
 - ① ひとりで抱え込むのは止めよう！（虐待が疑われたら、すぐに相談を）
 - ② 外部の資源に眼を向けよう！

- 3 教職員が気をつけることも大切だ ～ そのために、以下のことを提案します。
 - ① 児童虐待について学ぼう！（「問題行動」の裏には虐待の可能性あり）
 - ② 自分が虐待者になっていないか、言動を振り返ってみよう！
 - ③ 連携は監視ではなく、子どもを支援するものだと心がけよう！
 - ④ 教育だけでなくソーシャルワークの視点を持とう！

- 4 地域ぐるみで取り組むこと
 - ① 地域に子どもを支える場づくりをしよう！
 - ② 子ども・家族と教職員のパートナーとしてのスクールソーシャルワーカーを活用しよう！

上記の提言3の②について本書では、児童虐待防止法上の定義より広義で、諸外国では一般的なマルトリートメント〈Child Maltreatment〉の概念が紹介されている。

- ① 十八歳未満の子どもに対する
- ② 大人、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども（およそ十五歳以上）による
- ③ 身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、言葉による脅し、性的行為の強要などによって
- ④ 明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じている状態。

上記の定義によると、教職員も「虐待加害者」になりうるということにも注意したい。本文にも、「子どもたちに『暴力はダメ』と言いながら自分の暴力性に気がつかないと、子どもはその欺瞞性を見抜き大人への不信を生むことになる」とある。しかし、「学校現場は

そのことに鈍感」であるそうだ。

これに関連して、「体罰」についても触れ、次のように述べている。「体罰に関して甘い認識がまだ広がったままで、しかも昔と変わらぬ『指導の一環でした』という弁明が通用するのは、親も含めた体罰容認論の根強さが大きな原因と思われる。」

本書を読みながら、学校教職員としての子どもとの関わり方や児童虐待への対処について見直してみることを勧めたい。

(文責 高井 健太郎)

著 書	日本の子ども虐待 —戦後日本の「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析—
著 者	子どもの虹情報研修センター（企画） 保坂 亨（編著）
発行所	福村出版
発行年	2007年

目 次

序 文

第Ⅰ部 1970年代までの子どもの危機的状況

- 第1章 1970年代までの社会、家族、子どもをめぐる状況
- 第2章 1970年代までの文献概観
- 第3章 1970年代までの事例研究：『児童相談事例集』の分析
- 第4章 まとめ：転換期としての1970年代
- 注・参考文献・図表

第Ⅱ部 1980年代の子どもの危機的状況

- 第5章 1980年代の社会、家族、子どもをめぐる状況
- 第6章 1980年代の文献概観
- 第7章 1980年代の事例研究：『児童相談事例集』の分析
- 第8章 まとめ：二極化の始まり
- 注・参考文献・図表

第Ⅲ部 1990年代の子どもの危機的状況

- 第9章 1990年代の社会、家族、子どもをめぐる状況
- 第10章 1990年代の文献概観
- 第11章 1990年代の事例研究
 - (1) 情緒障害児短期治療施設紀要『心理治療と治療教育』の分析
 - (2) 『児童相談事例集』の分析
 - (3) 『子どもの虐待とネグレクト』の分析
- 第12章 まとめ：法整備に向けての動き
- 注・参考文献・図表

第Ⅳ部 考 察

- 第13章 子どもと家族をめぐる問題
- 第14章 性的虐待と「バックラッシュ」問題を考える
- 注・参考文献・図表

終章 2000年以降の新たな動向

注・参考文献・図表

資料編

あとがき

索引

内容要約・コメント

本書は、日本における子ども虐待問題研究と専門研修の中核機関の1つである「子どもの虹情報研修センター」における、5年間にわたる「児童虐待の援助法に関する文献的研究」の成果を土台としている。この研究成果は逐次報告書として公表されてきたので、手に取られた関係者も多いだろう。それらを取りまとめた、10余名の執筆者による530頁に及ぶ大著である。

日本における子ども虐待問題に関する研究の一定の蓄積を背景として、本書はそれらを網羅的かつ徹底的に収集し、年代別に整理、紹介し、研究チームの議論を基礎にして取りまとめる。本書の約半分が、資料、付表や脚注、文献リストである。戦後の子ども虐待に関する日本語文献のほとんどが、網羅されていると思われる。この点だけでも、今後の子ども虐待問題の研究者は本書を避けて通れない。法学関係の研究のレビューも報告書として出されているが、それは残念ながら本書には含まれていない。

本書は大きく4部構成になっている。第Ⅰ部「1970年代までの子どもの危機的状況」、第Ⅱ部「1980年代の子どもの危機的状況」、第Ⅲ部「1990年代の子どもの危機的状況」は、それぞれの年代の「社会、家族、子どもをめぐる状況」「文献概観」「事例研究」「まとめ」で構成される。「文献概観」では単行本と雑誌論文の双方が網羅的に取り上げられ、各年代の特徴が検討される。「事例検討」では各年代を通して厚生省の「児童相談事例集」の事例が今日的視点から再分析され、第Ⅲ部ではそれに「心理治療と治療教育（情短施設紀要）」と「子どもの虐待とネグレクト（日本子ども虐待防止学会誌）」での事例が分析対象に加えられる。

第Ⅰ部の「まとめ」は「転換期としての1970年代」と題され、高度経済成長期の社会と家族の変動を背景に子どもの危機的状況の質が転換したことが議論される。第Ⅱ部のそれは「二極化の始まり」で、子ども虐待問題の内実が社会階層的に分化したことが、仮説的に述べられる。

1990年代を対象とする第Ⅲ部は、「法整備にむけての動き」としてまとめられている。第Ⅳ部「考察」は、「子どもと家族をめぐる諸問題」と「性的虐待と『バックラッシュ』問題を考える」の2章からなり、その後終章として、「2000年以降の新たな動向」が付け加えられる。

子ども虐待問題のようなきわめて実践的な応用問題、かつそれを研究する学問的な基盤と研究方法が多岐にわたる領域で、研究成果を網羅的に収集して整理、検討することの困難さは、想像に難くない。評者の理解した限りでは、以下の2点が方法的に意識されている。第1に、「子ども虐待問題」を「子どもの危機的状況」として広く理解することで、こ

の問題が意識的に取り上げられなかった時代の研究と議論を掘り起こしていること。第2に、執筆者の多くは心理学を基礎学問としているようだが、その時代の社会経済的な背景との関連や社会科学的な考察を含めて記述されていることである。これらの方法的な視点は、本書をバランスのとれたものにしていく。またこれらの視点は、今後子ども虐待問題を広く「子どもの状態史」に位置づけるときに、不可欠になるだろう。

本書が提起している個別的な論点から教えられ、考えさせられた点が多い。ここでは全体にかかわる点を、ひとつのみあげる。本書の第Ⅳ部「考察」の2つの章は、第Ⅰ部から第Ⅲ部でなされた諸文献の整理と検討の総括というよりは、個別論文の性格が強いに、評者には思われる。したがって編者の保坂が「あとがき」で述べている、本書での「横の広がり（児童虐待を超えて『子どもの危機的状況』ととらえたこと）と縦への深まり（戦後の日本社会という60年ほどのスパンで取り組んだこと）によって、ようやく見えてきた問題」が何なのか、明示的とは感じられなかった。この点にそった総括的な一章があると、より本書の作業が生きるように思う。もちろんこの点は、本書のような先駆的かつ膨大な作業を前にしての「ないものねだり」かもしれないし、評者の「読み」の問題かもしれない。

どのような学問、研究領域でも、その発展は「研究史」に裏付けられている必要がある。本書が日本の「子ども虐待問題研究史」を議論するための出発点になることは、間違いがない。本書の執筆者各位に敬意と感謝を表したい。

「子ども虐待とネグレクト（日本子ども虐待防止学会誌）」第10巻第2号（2008）より転載

（松本 伊智朗 札幌学院大学）

著書	少女売買	インドに売られたネパールの少女たち
著者	長谷川 まり子	フリーライター
発行所	光文社	
発行年	2007年	

目次

はじめに

第1章 幼き娼婦たちとの出会い

チャンヌーの告白／人身売買問題との出会い／インド最大の赤線地帯へ／ネパールへ／女性闘士・アヌラダ／七歳のジーナが経験したこと／ボランティアの世界へ／

第2章 少女売買の実態

少女を騙して連れ去る者たち／ネパール人の大物トラフィッカー／女性トラフィッカーたちの素顔／抜け道だらけの「人身売買禁止法」／ネパールの少女が人身売買される理由／レスキューの歴史／売春の値段／マインドコントロールされる少女たち／レスキュー・オペレーション／救出活動を阻む壁／非協力的な警察／

第3章 ホスピスに暮らす女性たち

慈しみの家、ホスピス／看護師シルの献身／ビーズ・プロジェクト／ジーナの脱走／年二回のハレの日／AIDSで死んだサニー／私の不純な動機／インドへ／

第4章 チャンヌーが心を開いた日

十七歳の母親／アプサラの告白／シルの複雑な思い／チャンヌーが心を開いた日／チャンヌーの故郷／運命の日／抵抗と暴力と・・・／HIV差別／

第5章 カビータの死が残したもの

薬プロジェクト／マイティとのトラブル／カビータの死／赤いハンカチ／経済難／親との再会を果たしたアプサラ／アプサラの実家を訪ねる／チャンヌーの自立／ホスピスの女性たちの不安／

第6章 売春街潜入

バルクリシュナの死／売春街への取材申し入れ／赤線地帯の“赤ひげ先生”／コンドームを知らない男たち／売春街の光景／Cクラスの売春宿／神の奴隷、ヤランワ／二十年間を売春宿で暮らしている女性／売春宿を経営するネパール女性たち／レスキュー情報／決行の日のアクシデント／摘発／

第7章 チャンヌーの夢、恋、転落

再会／数千分の一の確立／自殺未遂とアルコール／初めての恋／胸騒ぎ／転落／私の覚悟

おわりに

(ネパール概要)

内容要約

1994年、インドの底辺社会を取材中の著者は、ネパールの少女たちが人身売買の犠牲になり性奴隷となって多数の死者をも出しているという事実を知る。この事実を知り—なぜ、ネパールの幼い少女がインドの性産業で働いているのか・・・という小さな好奇心が芽生えたことからインド、ネパールにまたがる取材を始める。

インドもそうだが、ネパールの子どもの識字率はとても低い。学校教育を受けられない家庭環境がない。貧困家庭のため「いい働き口を紹介してあげよう。たくさん給料がもらえるから、家族に仕送りだってできるよ。」という甘い言葉を鵜呑みにし、無知で純粋な少女たちは、貧しい親を助けたいという一心でついてゆく。連れて行かれた先がどんなに劣悪で地獄のような場所かなど知るよしもない。365日、24時間、日に何十人もの客を相手に売春を強要される。そんな中でHIVを感染してしまう少女は55,000人もの数に上るといふ。

ネパールのムンバイには売春宿から少女たちの救出活動を行っている現地NGOがある。またカトマンズには救出された少女たちを保護し、リハビリを行うNGOがある。著者はここで少女たちの話を聞き取り、記事にした段階で取材を終えるつもりでいたが、やむにやまれない気持ちになり最初の取材から12年もの歳月をボランティアとして関わることになる。

本書では、主に4人の少女に焦点をあて、その少女たちの生い立ちや、なぜ売られることになってしまったのか、また救出された後リハビリの施設でどのように暮らし、どのように旅だつて行ったのかを著者の目を通して描いている。また、第6章で書かれているが、売春宿に救出を行う時にインドの警察に赴き、救出活動に同行できるよう警察署長に直談判する場面がある。当初、同行許可を受けていたのにもかかわらず、当日になって担当者が同行を拒否したからだ。それは警察も売春宿と癒着し、賄賂を受け取っているからだ。この事実が公然と行われていることに驚く。さらに、助け出し、保護した後に少女たちの多くはHIVに感染していることや売春をしていたという事で家族から受け入れを拒絶されるという事にも愕然とする。少女たちは、ある日忽然と村から姿を消すのだが、警察に捜索願を出すという智恵すらない家族は「神隠しにあった」といい、その後探すこともしない。見つかったとしても売春をしていた娘はもう一緒には住めないというのだった。これもネパールの国民性であるらしい。

そのため、NGOは少女たちが保護された後の生活をも援助しなければならない。特にHIVに感染した少女たちは「慈しみの家」というホスピスに行くことになる。これもNGOが運営しているため、日々その資金集めには大変な労力を使う。ラリグラスというNGOを任された著者は「私がいちばん学んだのは、支援に必要なのはお金である。」という。「ボランティアの世界では「愛」とか「友情」とか「思いやり」といった言葉が持ち出されるが、そんな陳腐な言葉は意味がない。」と言い放つ。著者自身、ボランティアとはいえこの長きに渡るまで活動に関わろうとは思ひもしなかったと言うが、最後の“私の覚悟”のくだりでは「自分にできることをできるだけ、続けていきたい。下心や私欲を決して優先させないこと。それが私の免罪符であり覚悟だと思っている。」と締めている。

ネパールの少女たちがインドに輸出されるようになったのは一世紀にわたるラナ時代が終わって以降だといふ。ラナ一族は代々幼い少女を上納させる習慣があったという。その

ラナ時代が終わりを告げても尚、少女を売買するという形でその習慣は残った。その後もネパール政府は人身売買の事実を認めず、ようやく認めたのは1996年「第一回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」において世界から指摘されてからだ。そして2007年に「人身売買は政府の責任である」と声明を発表した。

少し前に『闇の子供たち』（梁石日, 2002 幻冬舎 2004幻冬舎文庫）という本が映画化された。タイの子どもたちの人身売買を扱った映画であるが、アジア諸国において途上国には解決されなければならない問題が山積していると痛感した。

（文責 牧野 良枝）

著書	「愛されたい」を拒絶される子どもたち ― 虐待ケアへの挑戦
著者	椎名 篤子 (フリージャーナリスト)
発行所	大和書房
発行年	2007年

目次

はじめに

第一章 ペンギンハウス ― 赤ちゃんの心を癒す一軒家

手引き書のない仕事／赤ちゃんだというのに・・・／「重い虐待」を背負った子どもたち／初めての笑顔、初めての絆／子ども三人、保育士三人／心の嵐に揺れる家／「自分の何が悪かったのか」／子どもの変化がわかる施設を／この家の静けさと小ささ／「長男」の入園／初めての「家族」旅行／無条件に愛するという役割／本当の闘い

第二章 あすなる学園 ― 育て直しの子ども病院への挑戦

「舞が死んじゃう！」／六年間の暗闇／あすなる学園、入院の日／「ごく普通」の経験がない／ハンバーグを知らない？／母親の激昂／重い虐待の治療プラン／面会を強行したときは／根こそぎ奪われている安全感／入学式－困難な旅の始まり／クラスメートのけんか／「わたしは、ばかです」／舞に差し込む淡い光／母子の心は通じるか／愛着関係を作るといこと／母親へのカウンセリング／母と子の再会の日／無力な世界からの回復／心の奥の恐怖心／怒りのコントロール／大人を信頼できるように／名前を呼び合うこと、手をつなぐこと／文字を見つけた！／帰るべき場所への架け橋に／おばけと爆発／母を苛む数日の記憶／笑顔の運動会／母がくれたセーターの行方／旅立ちの日の衝撃／あすなる学園の行くべき道／茶髪になった舞／子どもが希望をつなぐとき

第三章 家族再生を支える人々 ― 子どもの未来を守るために

前例のない行政施設「宮城県子ども総合センター」

養育者トレーニングの試み「神戸少年の町」

「ペンギンハウス」のその後－癒しへの一歩

「あすなる学園」のその後 ― 子どもの虐待ケアへ

おわりに

内容要約

虐待をテーマにして話題になった『凍りついた瞳』から十年経過し、同じ著者による継続書である。本書は、虐待を受けた子どもの早期発見と保護策を推し進めると同時に、早

期に傷つきの状況を判定し、適切な治療的環境におく必要があるという視点から、実在する機関の取材をもとにして書いた物語である。

第一章では、大阪市の「聖母託児園」が行った重い虐待を受けた乳幼児を一軒の家で育て直すグループホーム「ペンギンハウス」が語られる。一軒家を用いて、保育士3人で被虐待幼児3人を育て直すという日本初の試みを行った施設である。先行例もなく手探りの営みとして2003年春に始まった。「本当の母親なら子どもとの関係に休みはない」とつぶやきつつ私生活を犠牲にする職員。「乳児院時代は8時間勤務だったけれど、」ペンギンハウスへ移動してからの勤務は「24時間かそれ以上」という仕事に立ち向かう若い保育士。被虐待児の心傷はいかに重いものであるかを具体的に例示している。

第二章では、児童精神科の入院病棟を持つ「三重県立小児心療センターあすなろ学園」における被虐待児の治療と育て直し支援を行った事例が紹介されている。生まれてから6歳になるまで一度も外に出たことがなく、母親が決めた部屋や押し入れでずっと暮らしてきた舞ちゃんが児童相談所を介してあすなろ学園に入院した。発達が遅れ、基本的な生活習慣や学習が全く身につけていない状態からたくさんの人たちとの関わりを通して成長し、15歳で定時制高校に通うようになるまで描いている。被虐待児の支援には、保育士は不可欠な存在であると同時に、高額な医療機器ではなく、多数・多種の職員が必要であることがわかる。

第三章では、早期発見や虐待防止の試みが語られる。まず、2001年4月に活動を開始した子どもの精神保健センターとも言える「宮城県子ども総合センター」での貴重な取り組みとして、「産後うつ病」への手当が述べられている。もう一つは、暴力をふるってしまう養育者を改善させるトレーニング「コモセンス・ペアレンティング」（叩かないで育てる子どものしつけ）と、養育者支援プログラムを実践する「コモセンス・ペアレンティング・トレーナー養成」事業の発信基地である兵庫県神戸市にある児童養護施設「神戸少年の町」の実践を紹介している。子どもに対する親の暴力が繰り返されないように暴力抑止の具体的方策があることを知ることができる。

著者は最後に、こう述べている。「第一章、第二章では重い事例を描いたが、小さな場面を切り取ってみると、私たちの近くにいる虐待を受けた子どもの心に行き当たると思う。そのことが、子どもと家族を支える人の輪を広げるための、小さなきっかけとなることを願ってやまない。」

(文責 今関 真木子)

著 書	いっしょに考える子ども虐待
著 者	小林登（監修）、川崎二三彦・増沢高（編著）
発行所	明石書店
発行年	2008年

目 次

第1部 子ども虐待の理解と援助

- 第1章 子ども虐待とは
- 第2章 子ども虐待対応の歴史
- 第3章 虐待がもたらす影響
- 第4章 子ども虐待の発生を防ぐ取り組み
- 第5章 早期発見と対応システム
- 第6章 虐待を受けた子どもへの治療的援助
- 第7章 性的虐待への対応と課題

第2部 子ども虐待防止とそれに関連する諸問題

- 第8章 子どもの虐待死を考える
- 第9章 援助者のとまどいと悩み
- 第10章 多分野協働における課題
- 第11章 児童養護施設と里親
- 第12章 インターネットと子どもたち
- 第13章 子どもを取り巻く環境
- 第14章 子どもにやさしい社会を築こう―「子ども虐待」予防のために

内容要約

本書は、子ども虐待に対する専門的援助者の育成と子ども虐待に関する情報の集約・発信のための拠点センターである、子どもの虹情報研修センターのスタッフによって書かれた、子ども虐待問題の入門書である。子ども虐待に専門的・職業的にかかわる人だけでなくはじめて関心を持つ人に対して、虐待の歴史や現状、対応の現状と課題を丁寧に述べている。その基本的姿勢は、書名の通り子ども虐待の問題を「いっしょに考える」ことだ。

第1章では、子ども虐待が日本社会全体の緊急の課題であることが訴えられ、「児童虐待防止法」について、とくに最近の改正ポイントに絞って説明されている。

第2章では、子ども虐待が戦後どのように社会でみなされ、対応されてきたかの略史である。戦後から50年代までは、圧倒的な貧困による身売り等や乳幼児死亡の問題として現れた。興味深いのは、60-70年代において、日本において子ども虐待が社会問題として顕在化したという指摘だ。都市化・近代化が急速に日本を蔽うなかで、子どもや弱者が社会

のなかで保護されない現状はすでに明らかになっていたが、一部の家庭の問題として処理されていったという。80年代は、登校拒否・非行・いじめのほうがクローズアップされるが、家庭における虐待は隠れてしまったという。90年代以降、「国家的問題」として子ども虐待が再発見され、2000年代以降は、その件数の多さ・複雑さにおいて「現場の混乱期」とまとめられている。

第3章では、虐待が子どもにもたらす影響についてまとめられる。家族、もう少し具体的にいえば、ともに過ごす人間関係への信頼感が育たず、それを通してさまざまなことを学ぶという回路が閉ざされていることが問題であり、より本質的には、社会の培ったルールや文化を、主体的に伝承する回路そのものが閉ざされることが問題だと指摘する。一方、暴力と性行動に対する親和性を身に着けてしまう問題も指摘している。

第4章では、虐待発生予防のために必要な支援の大枠として、一般の子育て支援、特に、ハイリスク家庭への集中的支援、子育てに関する教育が行われることが必要だと指摘する。

第5章では、子どもの虐待が疑われる時点で、すべての「国民」が児童相談所、または市町村に通告する義務が、現在の虐待防止法では明記されていることが確認され、児童相談所の発見・保護のシステムが説明される。

第6章では、子どもへの治療的援助の実際が書かれる。施設入所した子どもとの生活を基本に書かれているが、在宅支援や里親などにおいても本質的にあてはまる内容である。その基本は、各々の子どもを理解することと、生きていいんだというメッセージを送り続けること、暴力に対してそれは許されないという毅然とした態度を示すこと、こうした子どもとのやりとりを援助者の間でしっかり共有していくこと、これらを総合しながらひとつの安心した生活を子どもに作っていくことである。

第7章では、性的虐待について扱われる。ヨーロッパ・アメリカでは、虐待のなかで性的虐待の問題が社会問題化しているのに対し、日本では、「児童虐待」のなかでも性的虐待を社会問題化する視点が薄いことが指摘される。しかしながら、性的虐待が事実として存在したか否かは、司法面接等の技法においても完全に明らかになることはありえない。重要なのは「性的虐待の有無の判断だけでなく、ほかの環境的要素も含めた総合的視点から、「その子が家庭と同居を続けることの是非について考えること」（157頁）である。

第8章では、「子どもの虐待死を考える」というテーマで、まず親子心中を子ども虐待として捉えていく必要性が訴えられ、それ以外の虐待死の背景を、「出産後致死」「外傷をとまう暴行」「外傷を伴わない暴行」「長期のネグレクト」「短期のネグレクト」に分けている。外傷を伴う暴行は男性（実父だけでなく母親の交際男性など）、外傷を伴わない暴行は女性が多いと、ジェンダー差が現れる。ネグレクトの一般的イメージは“長期にわたって食事を与えない”など「長期」型のものだが、車中放置など「短期のネグレクト」も虐待死のなかで少なくない割合を占めることが強調される。

第9章は「援助者のとまどいと悩み」という題で、実際のケース（加工はされている）が紹介され、どう対応するかは常に複数の選択肢があり、それぞれに困難さを持つことが描かれる。「援助者にとって必要なことは叱咤激励ではなく、虐待対応の困難さが理解されること」「ゆとりを持って対応できる体制作りと、その悩みに共感してもらえ、支えてもらえる良きサポートを得ることが喫緊の課題」（203頁）だという。

第10章は、子ども虐待への対応は、多分野協働が試される試金石であると主張される。

第11章では、家族から離れた子どもの生活の場となる児童養護施設と里親家庭における課題に焦点が当てられる。児童養護施設については、児童福祉法が対象とする児童の年齢引き上げと職員数や子どものスペースの最低基準の改正が課題であり、里親家庭においては里親をさらにサポートする体制と、里親自身が地域子育てアドバイザーとしての役割を果たせるような制度の整備が必要とされる。

第12章では、インターネットを介して子どもがさらされる暴力について取り上げている。

第13章では、視野を子ども虐待からさらに広げて、現代社会で子どもがどのような環境に生きているかを問う。子どもが自由に動ける空間そのものが減少していることと、健康な食事そのものが与えられない事態がかなり広がっていることが指摘される。食の問題は狭い意味での食育の問題のみならず、子どもにとって心の栄養がとれるような人間関係のなかでの食事の時間・空間が消えていることを指摘する。

終章は、「子どもにやさしい社会」とはという問いに答える、この種の本としては珍しいくらい哲学的文章といえる。著者は、自身の海軍兵学校時代の「虐待」の「連鎖」の経験から話を起こしている。戦後、戦勝国のアメリカとはいったいどのような場所か、強く興味を持ち、貨物船でアメリカにわたりクリーブランドの小さな病院でインターンを始めたという。1950年代の半ばのことだ。そこで、母親が連れてきた1歳くらいの子どものレントゲン写真から、新旧の多発骨折が共存する不可解な状態に出会った。それが著者の出会った、はじめての「子ども虐待」の事例であった。こうした事例は1961年のケンプの「被虐待児症候群」の命名より前に、すでに1950年代からアメリカの救急医療の現場では問題になっていたという。著者は、「豊かなアメリカ」でこうした事例が起こることに強い印象を抱いたという。そこから、現在の日本の子ども虐待も、「豊か」な「先進社会の陰の部分」としてとらえるべきではないかと提案する。著者はさらに、デカルトまでさかのぼり、自己と他者を分離し、他者を物質や要素に還元する近代科学主義そのものを、子どもの養育という観点から再考すべきだと主張する。愛と養育の問題を、孤立した人間を前提とした物質的分析ではなく、「人間の生物的側面と社会的側面をあわせとらえる、要素還元論を取り込み乗り越える新しいパラダイムの包括的・統括的な科学」(265頁)を考える必要があるとする。具体的には、人間関係をつくるものとしての「やさしさ」の分析、さらに「やさしさ」のある社会をつくるためのソーシャルデザインが提案されている。これにかかわって、文化人類学者ダナ・ラファエルが「過去も現在も伝統の社会では、女性が成人して妊娠・分娩・育児によって生命のバトンタッチをするときには、女性同士の英知を集めた助け合いシステムが必ずある」こうした女性がなくなってしまったことが、「女性が母親になる時期の危機となり、直接、間接に『子ども虐待』の要因となっている」(276頁)という指摘は、社会における子ども養育のあり方を根本から再考するアイデアを含んでいて興味深い。

「子ども虐待」を「いっしょに考える」という観点からみれば、基礎的資料・現場のとまどい・虐待認識の歴史的推移などがバランスよく載っていて、「考える」ための準備として「知る」という役割も果たしているし、とくに終章の考察は、今後どのような社会をつくっていくか、そのなかでは子どもはどう育てられるべきかを「一緒に考える」興味深い問題提起になっているといえよう。

(文責 高橋 在也)

平成19年度研究報告書

児童虐待の援助法に関する文献研究

-戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という
視点からの心理社会的分析-

児童虐待に関する文献(2000-2007年)の紹介

平成21年3月31日発行

発 行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編 集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編 集 研究代表者 保坂 亨
協力者 千葉大学大学院教育学研究科
保坂ゼミ参加者

印 刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341(代)